

博物館・美術館における利用者の安全性・
利便性の向上に関する調査

—ユニバーサルデザインの推進を中心として—

結果報告書（別冊）

【事例表】

令和4年8月

近畿管区行政評価局

目 次

| ＜施設・設備の整備状況＞ | | 頁 |
|--------------|-------------------------------------|----|
| 施設設備-1 | 敷地外に出ることを注意喚起しないまま誘導している点字ブロック…………… | 1 |
| 施設設備-2 | 誘導経路から外れた、他と連続していない点字ブロック…………… | 3 |
| 施設設備-3 | 敷地の途中までしか敷設されていない点字ブロック…………… | 5 |
| 施設設備-4 | 経路上の一部にのみ敷設されている点字ブロック…………… | 7 |
| 施設設備-5 | 周囲の路面と色彩に大きな差がなく識別しづらい点字ブロック…………… | 9 |
| 施設設備-6 | (同 上)…………… | 12 |
| 施設設備-7 | 周囲の路面と識別しづらい点字ブロック (金属製点字鋏) …… | 14 |
| 施設設備-8 | 移動経路上に設置された隙間の広いグレーチング (網蓋) …… | 16 |
| 施設設備-9 | (同 上)…………… | 18 |
| 施設設備-10 | (同 上)…………… | 20 |
| 施設設備-11 | (同 上)…………… | 22 |
| 施設設備-12 | 点字ブロックの誘導先に設置された障害物 (看板) …… | 24 |
| 施設設備-13 | (同 上)…………… | 26 |
| 施設設備-14 | 鎖で遮蔽した視覚障害者移動等円滑化経路…………… | 28 |
| 施設設備-15 | 車椅子使用者便房に向かう通路を狭めている表示板…………… | 30 |
| 施設設備-16 | 屋外通路の地盤沈下によってできた不陸…………… | 33 |
| 施設設備-17 | 車椅子使用者用駐車施設の未設置…………… | 35 |
| 施設設備-18 | (同 上)…………… | 39 |
| 施設設備-19 | 車椅子使用者等が開閉しにくい「開き戸」構造の出入口…………… | 42 |
| 施設設備-20 | (同 上)…………… | 45 |
| 施設設備-21 | (同 上)…………… | 47 |
| 施設設備-22 | 廊下に突出した障害物 (展示コーナーの張り出し) …… | 49 |
| 施設設備-23 | 段の端部を周囲の色彩との差によって識別することが難しい階段…………… | 51 |
| 施設設備-24 | (同 上)…………… | 53 |
| 施設設備-25 | (同 上)…………… | 56 |
| 施設設備-26 | (同 上)…………… | 58 |
| 施設設備-27 | (同 上)…………… | 60 |
| 施設設備-28 | (同 上)…………… | 62 |
| 施設設備-29 | (同 上)…………… | 64 |
| 施設設備-30 | 階段の存在を警告するための点状ブロックの未設置…………… | 67 |

| | | |
|---------|-------------------------------------|-----|
| 施設設備-31 | 階段の存在を警告するための点状ブロックの未設置 | 69 |
| 施設設備-32 | (同 上) | 72 |
| 施設設備-33 | (同 上) | 74 |
| 施設設備-34 | (同 上) | 76 |
| 施設設備-35 | (同 上) | 78 |
| 施設設備-36 | (同 上) | 80 |
| 施設設備-37 | (同 上) | 82 |
| 施設設備-38 | (同 上) | 84 |
| 施設設備-39 | (同 上) | 86 |
| 施設設備-40 | 階段の存在を警告するための点状ブロックの敷設の不備 | 88 |
| 施設設備-41 | 階段の存在を警告するための点状ブロックの剥離 | 90 |
| 施設設備-42 | 階段の存在を警告するための点状ブロックの欠損 | 92 |
| 施設設備-43 | 視認しづらい階段の存在を警告するための点状ブロック | 94 |
| 施設設備-44 | 階段の途中で途切れている手すり | 96 |
| 施設設備-45 | 傾斜路の存在を警告するための点状ブロックの未設置 | 99 |
| 施設設備-46 | (同 上) | 102 |
| 施設設備-47 | 視認しづらい傾斜の存在を警告するための点状ブロック (金属製点字鋏) | 105 |
| 施設設備-48 | (同 上) | 108 |
| 施設設備-49 | 前後の水平面と色彩に大きな差がなく傾斜を識別しづらい傾斜路 | 111 |
| 施設設備-50 | (同 上) | 113 |
| 施設設備-51 | オストメイトへの未対応 (ストーマ洗浄設備の未設置) | 115 |
| 施設設備-52 | (同 上) | 118 |
| 施設設備-53 | 手かざしセンサー式のため、視覚障害者が利用しづらいトイレの便器洗浄設備 | 120 |
| 施設設備-54 | (同 上) | 122 |
| 施設設備-55 | 集中的に配置した操作ボタン類への点字表示の未設置 | 124 |
| 施設設備-56 | (同 上) | 126 |
| 施設設備-57 | トイレの便器洗浄ボタン、非常呼出しボタンの機能を示す点字表示の未設置 | 128 |
| 施設設備-58 | 非常呼出し設備への点字表示の未設置 | 130 |
| 施設設備-59 | 便器からは届かない位置にある非常呼出しボタン | 132 |
| 施設設備-60 | (同 上) | 134 |
| 施設設備-61 | カバーが掛けられ、即座に使用することができない非常呼出し設備 | 136 |
| 施設設備-62 | 小便器の手すりの未設置 | 138 |
| 施設設備-63 | 洗面台の手すりの未設置 | 140 |

| | | |
|---------|------------------------------------|-----|
| 施設設備-64 | 洗面台の手すりの未設置 | 142 |
| 施設設備-65 | 幼児等が利用しにくい受け口の位置が高い小便器 | 144 |
| 施設設備-66 | ベビーチェアの未設置 | 146 |
| 施設設備-67 | エレベーターの昇降方向、停止階等を知らせる音声案内設備の未稼働 | 148 |
| 施設設備-68 | エレベーターホールの乗り場ボタンの場所を知らせる点状ブロックの未設置 | 150 |
| 施設設備-69 | (同 上) | 152 |
| 施設設備-70 | 車椅子使用者が利用しにくいインターホン | 154 |
| 施設設備-71 | 道等から案内設備（インターホン）まで誘導する点字ブロックの未設置 | 157 |
| 施設設備-72 | 道等から案内所まで誘導する点字ブロックの未設置 | 160 |
| 施設設備-73 | (同 上) | 164 |
| 施設設備-74 | (同 上) | 168 |
| 施設設備-75 | 案内所機能を移転した後の点字ブロックの付け替えの未実施 | 171 |
| 施設設備-76 | 授乳室の未設置 | 174 |

<情報の提供状況>

| | | |
|---------|--|-----|
| 情報提供-1 | 動画に音声解説やテキスト情報が付与されていないため、視覚障害者が情報を得ることができない例 | 176 |
| 情報提供-2 | 表の表題が付されておらず、視覚障害者が表の内容について理解しづらい例 | 178 |
| 情報提供-3 | 表に表題が付いておらず、視覚障害者が表の内容について理解しづらい例 | 181 |
| 情報提供-4 | (同 上) | 183 |
| 情報提供-5 | (同 上) | 185 |
| 情報提供-6 | (同 上) | 187 |
| 情報提供-7 | (同 上) | 189 |
| 情報提供-8 | 動きやスクロールがあるコンテンツの停止操作ができない例 | 191 |
| 情報提供-9 | 動きやスクロールがあるコンテンツの停止操作が視覚障害者や肢体不自由者にとって困難な例 | 193 |
| 情報提供-10 | 色の違いのみで情報を伝達し、視覚障害者が内容を把握することができない例 | 196 |
| 情報提供-11 | (同 上) | 198 |
| 情報提供-12 | 画像等の非テキストコンテンツに対し、代替となるテキスト情報が提供されていないため、視覚障害者が情報を得ることができない例 | 200 |
| 情報提供-13 | (同 上) | 202 |
| 情報提供-14 | (同 上) | 205 |
| 情報提供-15 | (同 上) | 207 |

| | | | |
|---------|--------------------------|-------|-----|
| 情報提供-16 | (同 上) | | 210 |
| 情報提供-17 | (同 上) | | 213 |
| 情報提供-18 | (同 上) | | 215 |
| 情報提供-19 | (同 上) | | 217 |
| 情報提供-20 | リンクテキストからリンク先の内容が把握しづらい例 | | 219 |
| 情報提供-21 | (同 上) | | 221 |
| 情報提供-22 | 視覚障害者にとってリンク先の内容が把握しづらい例 | | 224 |
| 情報提供-23 | (同 上) | | 226 |

<情報の提供状況（参考課題）>

| | | | |
|---------|---------------------------------------|-------|-----|
| 参考課題表-1 | 検索窓の表示が背景画像と重複しており、視覚障害者にとって認識しづらい例 | | 228 |
| 参考課題表-2 | 検索機能の表示がハイコントラスト画面では認識できない例 | | 230 |
| 参考課題表-3 | 検索機能があることが音声読上げでは認識しづらい例 | | 232 |
| 参考課題表-4 | サイトマップが提供されていない例 | | 233 |
| 参考課題表-5 | 見出しが少ないことによりページの内容を把握しづらい例 | | 235 |
| 参考課題表-6 | 案内メニュー項目の表示が一貫しておらず、ウェブサイトの概要が把握しづらい例 | | 236 |
| 参考課題表-7 | 案内メニューが複数の形式で存在し、ウェブサイトの概要が把握しづらい例 | | 238 |

<展示の工夫・鑑賞支援>

| | | | |
|---------|--|-------|-----|
| 展示鑑賞-1 | 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物の設置例（触れる展示物の常設展示） | | 241 |
| 展示鑑賞-2 | 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物の設置例（触れる展示物の常設展示・触れる展示物を集めた特別展の開催） | | 243 |
| 展示鑑賞-3 | 館内にハンズ・オンコーナーを設置している例① | | 246 |
| 展示鑑賞-4 | 館内にハンズ・オンコーナーを設置している例② | | 249 |
| 展示鑑賞-5 | 視覚以外の感覚による鑑賞が可能なオンラインコンテンツを制作している例 | | 252 |
| 展示鑑賞-6 | 映像画面の音声について字幕を付与している例 | | 254 |
| 展示鑑賞-7 | キャプションに見やすい書体を採用した例 | | 256 |
| 展示鑑賞-8 | 車椅子利用者の目線に配慮したキャプションの位置としている例 | | 258 |
| 展示鑑賞-9 | 平易な表現のキャプションを用意し、漢字にはルビを振っている例 | | 260 |
| 展示鑑賞-10 | 車椅子利用者が鑑賞しやすいブースを設置している例 | | 262 |
| 展示鑑賞-11 | オンラインによる展示（画像鑑賞型）を実施している例 | | 264 |

| | | |
|-----------|--|-----|
| 展示鑑賞-12 | オンラインによる展示場案内を実施している例 | 267 |
| 展示鑑賞-13 | バーチャルミュージアムによる展示場案内を実施している例 | 269 |
| 展示鑑賞-14 | 視覚障害者を対象として人による解説を実施している例 | 271 |
| 展示鑑賞-15 | 点字パンフレット及び拡大文字パンフレットを提供している例 | 274 |
| 展示鑑賞-16 | 点字案内パンフレットを提供している例 | 276 |
| 展示鑑賞-17 | 文字表示のある音声ガイドアプリや音声ガイド機器を提供している例 | 278 |
| 展示鑑賞-18 | 座面高可変型の車椅子を用意している例 | 281 |
| 展示鑑賞-19 | 展示場内に点字や音声で館内情報を提供する案内板を設置している例 | 285 |
| 展示鑑賞-20 | 常設展の一部に音声による展示案内機器及び拡大鏡を用意している例 | 288 |
| 展示鑑賞-21 | 所蔵品の触察ツールを全国の盲学校等へ提供している例 | 290 |
| 展示鑑賞-22 | 常設展に視覚障害者案内キットを用意している例 | 293 |
| 展示鑑賞-23-① | 視覚障害の有無にかかわらず参加可能な対話型鑑賞プログラムを実施している 例① | 295 |
| 展示鑑賞-23-② | 聴覚障害の有無にかかわらず参加可能な対話型鑑賞プログラムを実施している 例 | 298 |
| 展示鑑賞-24 | 視覚障害の有無にかかわらず参加可能な対話型鑑賞プログラムを実施している 例② | 300 |
| 展示鑑賞-25 | 特別支援学校（盲学校）との連携授業を実施している例 | 303 |
| 展示鑑賞-26 | 知的障害者を対象としたワークショップを実施している例 | 306 |
| 展示鑑賞-27 | 文化庁、地域文化施設との連携により障害者等の多様な利用者を迎え入れる イベントを実施している例 | 308 |

施設・設備の整備状況等

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|--------|
| 調査対象機関名 | 国立国際美術館 平成 16 年築、延床 13,486 m ² | 事例No. | 施設設備-1 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input checked="" type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 敷地外に出ることを注意喚起しないまま誘導している点字ブロック | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が、①誘導の終点が分からず、点字ブロックを見失ったと感じて混乱するおそれ、②歩道に出たことに気付かず、往来する歩行者と衝突するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道等から案内所等までの経路は、そのうち一つ以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。（バリアフリー法施行令第 21 条第 1 項） ○ 当該視覚障害者移動等円滑化経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等（以下、総称して「点字ブロック」という。）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。（同条第 2 項） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建築設計標準 2.14H(2)①視覚障害者誘導用ブロック等の形状、色</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 線状ブロック等は、線状の突起を設けたもので、歩行方向を案内することを目的とし、移動方向を指示するためのもの ・ 点状ブロック等は、点状の突起を設けたもので、前方の危険の可能性若しくは歩行方向の変更の必要性を予告することを目的とし、注意を喚起する位置を示すためのもの </div> <p>2. 現場の状況</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>当施設は、公共歩道と接する敷地入口から建物の受付がある入口までの敷地内通路について、点字ブロックを敷設して視覚障害者の誘導を行っているが、歩道と敷地の境界に誘導の始点・終点を注意喚起すべき点状ブロックを設置するところ、線状ブロックを敷設してそのまま敷地外に誘導するものとなっている。</p> </div> </div> | | |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>当該通路は、視覚障害者を誘導するために点字ブロックを敷設した視覚障害者移動等円滑化経路に当たるものであり、視覚障害者の円滑な移動を支援するために、線状ブロック等による移動方向の指示、点状ブロック等による前方の危険の可能性等の注意喚起を適切に組み合わせて誘導を図る必要がある。</p> <p>しかし、現場は、敷地外の歩道に出ること及び誘導が終わることについて、注意喚起を行わないまま、敷地外に誘導するものとなっている。</p> <p>視覚障害者が当該点字ブロックを利用して移動する場合、点字ブロックによる誘導の終点がわからず、点字ブロックを見失ったと感じて混乱するおそれがあるほか、往来する歩行者と直交する形となり衝突するおそれがある。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者の適切な誘導を完遂するため、敷地境界の線状ブロックを点状ブロックに交換し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。 (確認年月日：令和3年8月30日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <div data-bbox="395 824 730 1146" data-label="Image"> </div> <p>予算の手当等も含めて改修の可否を検討した結果、点字ブロック敷設を優先的に行うこととし、写真のとおり交換しました。</p> |
| <p>備考</p> | <p><u>本事例に関連する他の指摘事項</u> 施設設備-12 点字ブロックの誘導先に設置された障害物（看板）</p> |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|----------------|--|--------------|---------------|
| <p>調査対象機関名</p> | <p>国立民族学博物館 本館（昭和 52 年築、延床 30,974 m²）</p> | <p>事例No.</p> | <p>施設設備-2</p> |
| <p>調査項目</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/>情報の提供状況</p> <hr/> <p>【施設・設備の区分】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>移動経路 <input type="checkbox"/>出入口 <input type="checkbox"/>カウンター <input type="checkbox"/>階段 <input type="checkbox"/>トイレ <input type="checkbox"/>エレベーター <input type="checkbox"/>案内表示 <input type="checkbox"/>駐車場 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p> | | |
| <p>件名</p> | <p>誘導経路から外れた、他と連続していない点字ブロック</p> | | |
| <p>事例内容</p> | <p>支障等</p> <p>視覚障害者がどこかへ誘導しようとしているものと誤認し、かつ、その意図を理解できないために混乱するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道等から案内所等までの経路は、そのうち一つ以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。（バリアフリー法施行令第 21 条第 1 項） ○ 当該視覚障害者移動等円滑化経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等（以下、総称して「点字ブロック」という。）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。（同条第 2 項） <p>2. 現場の状況</p> <p>建物入口への点字ブロックの誘導経路から外れた敷地中心部に、他と連続していない L 字型の点字ブロック（線状ブロック 1 枚による誘導→点状ブロック 1 枚による方向転換の注意喚起→線状ブロック 1 枚による誘導）が敷設されている。</p> <div data-bbox="405 1518 1410 1861" data-label="Image"> </div> <p>3. 当局の意見</p> <p>当該点字ブロックについては、視覚障害者が誘導方向を有意に案内するものと誤認する上、他に連続する点字ブロックがないことから方向を見失うなど、移動</p> | | |

| | |
|---------------------------|--|
| | <p>する上で混乱するおそれがある。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者の利便に資するため、改修等の機会を捉え、当該点字ブロックを撤去するか、必要な場合は他の点字ブロックと連続させるなど、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。</p> <p>(確認年月日：令和3年9月9日)</p> |
| <p>調査対象機関の 見解・対応等</p> | <p>施設整備については、館内の事業評価委員会において、毎年度、『バリアフリー対策』、『アメニティ・ユーティリティの向上』、『安全対策』、『プリメンテナンス整備（修繕等）』などの事項及び『予算区分（資金調達）』の別に数値化し、実施順位を決定して実施することとしています。</p> <p>また、実施に当たっては、通常予算の範囲で対応できる部分から改修を始め、通常予算を超える別途に費用が必要なものについては、当館全体の改修計画の中で実現していく予定としており、建物の老朽化対策のための建物全体改修計画の中で予算要求することとしています。</p> <p>指摘事例への対応については、現時点では未着手となっておりますが、6月14日（火）開催予定の事業評価委員会において、『バリアフリー対策』及び『安全対策』として検討事項に盛り込み、危険性や公共性等の配点の高いものから優先順位付けを行うこととし、委員会の決定に基づき、対応可能なものについては通常予算で実施する予定です。</p> <p>また、建物の老朽化対策に伴い、全体改修計画で撤去される範囲内のものについては、今後、全体改修の中で対応することを考えております。</p> |
| <p>備 考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|--------|
| 調査対象機関名 | 国立民族学博物館 本館（昭和 52 年築、延床 30,974 m ² ） | 事例No. | 施設設備-3 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input checked="" type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |
| 件名 | 敷地の途中までしか敷設されていない点字ブロック | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が、円滑に敷地外に退出できないおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道等から案内所等までの経路は、そのうち一つ以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。（バリアフリー法施行令第 21 条第 1 項） ○ 当該視覚障害者移動等円滑化経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等（以下、総称して「点字ブロック」という。）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。（同条第 2 項） <p>2. 現場の状況</p> <p>本館から敷地出入口までの経路上、敷地の途中までしか点字ブロックが敷設されていない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>3. 当局の意見</p> <p>当該経路は、本館と敷地出入口を結ぶ主要経路であり、視覚障害者移動等円滑</p> | | |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>化経路に当たるが、本館から敷地出入口に向けた点字ブロックによる視覚障害者の誘導が敷地の途中で終わり、そこから先の区間については視覚障害者が円滑に移動することができないものとなっている。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者の利便に資するよう、改修等の機会を捉え、道等から建物出入口までの全区間を通じる形で点字ブロックを敷設し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(確認年月日：令和3年9月9日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>施設整備については、館内の事業評価委員会において、毎年度、『バリアフリー対策』、『アメニティ・ユーティリティの向上』、『安全対策』、『プリメンテナンス整備（修繕等）』などの事項及び『予算区分（資金調達）』の別に数値化し、実施順位を決定して実施することとしています。</p> <p>また、実施に当たっては、通常予算の範囲で対応できる部分から改修を始め、通常予算を超える別途に費用が必要なものについては、当館全体の改修計画の中で実現していく予定としており、建物の老朽化対策のための建物全体改修計画の中で予算要求することとしています。</p> <p>指摘事例への対応については、現時点では未着手となっておりますが、6月14日（火）開催予定の事業評価委員会において、『バリアフリー対策』及び『安全対策』として検討事項に盛り込み、危険性や公共性等の配点の高いものから優先順位付けを行うこととし、委員会の決定に基づき、対応可能なものについては通常予算で実施する予定です。</p> <p>また、建物の老朽化対策に伴い、全体改修計画で撤去される範囲内のものについては、今後、全体改修の中で対応することを考えております。</p> |
| <p>備考</p> | <p><u>本事例に関連する他の指摘事項</u></p> <p>施設設備-7 周囲の路面と識別しづらい点字ブロック（金属製点字鋏）</p> <p>施設設備-13 点字ブロックの誘導先に設置された障害物（看板）</p> |

事例表

課題 参考となる取組

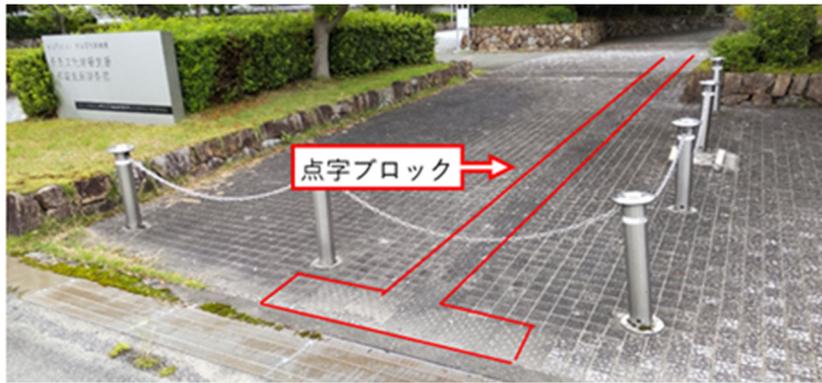
| | | | |
|---------|---|-------|--------|
| 調査対象機関名 | 国立民族学博物館 特別展示館（平成元年築、延床 5,292 m ² ） | 事例No. | 施設設備-4 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input checked="" type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |
| 件名 | 経路上の一部にのみ敷設されている点字ブロック | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が、点字ブロックが意図する案内先にたどり着けないおそれや誘導意図を理解できないために混乱するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道等から案内所等までの経路は、そのうち一つ以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。（バリアフリー法施行令第21条第1項） ○ 当該視覚障害者移動等円滑化経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等（以下、総称して「点字ブロック」という。）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。（同条第2項） <p>2. 現場の状況</p> <p>太陽門から傾斜路に向かう経路の一部、傾斜路の手前に点字ブロックが敷設されているが、傾斜路や敷地内通路と接続するものとなっていない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> | | |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>当該点字ブロックについては、視覚障害者を傾斜路へ導くように設置されたものと見受けられるが、導線の一部にのみ設置され、敷地内通路や傾斜路と接続していないため、視覚障害者は敷地内通路から当該点字ブロックを認知することができず、また、傾斜路に向かう際にも誘導が途切れることから誘導の意図が分からなくなり混乱するおそれがあるなど、その役割を果たすものとなっていない。</p> <p>なお、傾斜路を利用する車椅子利用者について、点字ブロックの起伏が移動の円滑化に干渉することに配慮し、その導線に係る部分に限って敷設を省略すること（当該傾斜路下端部に設置された点状ブロックとの未接続部に当たる空隙）はあり得るとしても、現場の状況から道からの経路区間について、点字ブロックの敷設を省略する理由はないものと思われる。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者の利便に資するよう、改修等の機会を捉え、当該点字ブロックを道際まで通じる形で延伸し、利用者が円滑に利用できるよう努める必要がある。 (確認年月日：令和3年9月9日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>施設整備については、館内の事業評価委員会において、毎年度、『バリアフリー対策』、『アメニティ・ユーティリティの向上』、『安全対策』、『プリメンテナンス整備（修繕等）』などの事項及び『予算区分（資金調達）』の別に数値化し、実施順位を決定して実施することとしています。</p> <p>また、実施に当たっては、通常予算の範囲で対応できる部分から改修を始め、通常予算を超える別途に費用が必要なものについては、当館全体の改修計画の中で実現していく予定としており、建物の老朽化対策のための建物全体改修計画の中で予算要求することとしています。</p> <p>指摘事例への対応については、現時点では未着手となっていますが、6月14日（火）開催予定の事業評価委員会において、『バリアフリー対策』及び『安全対策』として検討事項に盛り込み、危険性や公共性等の配点の高いものから優先順位付けを行うこととし、委員会の決定に基づき、対応可能なものについては通常予算で実施する予定です。</p> <p>また、建物の老朽化対策に伴い、全体改修計画で撤去される範囲内のものについては、今後、全体改修の中で対応することを考えております。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|--------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所 藤原宮跡資料室 昭和 63 年築、延床 637 m ² | 事例No. | 施設設備-5 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input checked="" type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 周囲の路面と色彩に大きな差がなく識別しづらい点字ブロック | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>弱視者等が点字ブロックによる誘導の利便を得にくい。</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道等から案内所等までの経路は、そのうち一つ以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。（バリアフリー法施行令第 21 条第 1 項） ○ 当該視覚障害者移動等円滑化経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等（以下、総称して「点字ブロック」という。）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。（同条第 2 項） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>バリアフリー法施行令第 11 条第 2 項、第 21 条第 2 項（点字ブロック）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。 <p>建築設計標準 2.14H(2) ① 視覚障害者誘導用ブロック等の形状、色</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 黄色を原則とする。 </div> <p>2. 現場の状況</p> <p>当施設には、前面道路から建物玄関まで、車路と歩行者用通路の 2 路が通じており、歩行者用通路が視覚障害者移動等円滑化経路に当たる。</p> <p>当該歩行者通路には、視覚障害者等を誘導するための点字ブロックが敷設されているが、周囲の路面と同系色となっている。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div> | | |



3. 当局の意見



「一般的な見え方」



「弱視者の見え方」

(注) 弱視者問題研究会作成
「見え方紹介アプリ」で撮影

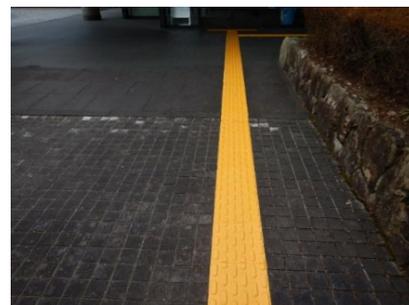
当該通路を弱視者等がみた場合、視野がぼやけがちであるため、点字ブロックの形状を視認しづらく、かつ、路面と同系色のために色彩による識別も困難となるため、周囲の風景を手掛かりとして歩行することはできるものの、同ブロックによる誘導の利便は得にくいものとなっている。

このため、調査対象機関は、弱視者等の歩行の利便性に資するため、改修等の機会を捉え、当該点字ブロックを「黄色」等、路面と色彩の差が大きく視認しやすいものに交換し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。

(確認年月日：令和3年9月2日)

調査対象機関の
見解・対応等

弱視者には識別しづらいと思われることを認識し、敷地際から建物入り口までの全区間について、色彩修正を行いました。



| | |
|------------|--|
| |  |
| <p>備 考</p> | <p><u>本事例に関連する他の指摘事項</u> 施設設備-14 鎖で遮蔽した視覚障害者移動等円滑化経路</p> |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|--------|
| 調査対象機関名 | 国立民族学博物館 特別展示館（平成元年築、延床 5,292 m ² ） | 事例No. | 施設設備-6 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input checked="" type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |
| 件名 | 周囲の路面と色彩に大きな差がなく識別しづらい点字ブロック | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>弱視者等が点字ブロックによる誘導の利便を得にくい。</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道等から案内所等までの経路は、そのうち一つ以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。（バリアフリー法施行令第 21 条第 1 項） ○ 当該視覚障害者移動等円滑化経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等（以下、総称して「点字ブロック」という。）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。（同条第 2 項） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>バリアフリー法施行令第 11 条第 2 項、第 21 条第 2 項（点字ブロック）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。 <p>建築設計標準 2.14H(2) ① 視覚障害者誘導用ブロック等の形状、色</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 黄色を原則とする。 </div> <p>2. 現場の状況</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>特別展示館の出入口と敷地内通路及び本館との間に敷設されている点字ブロックがその周囲の床面と同色同素材であることから色彩に差がないものとなっている。</p> </div> </div> | | |

| | |
|---------------------------|---|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>当該点字ブロックを弱視者等がみた場合、視野がぼやけがちであるためにその形状を視認することが困難であり、かつ、路面と同色のために色彩による識別も困難であることから、周囲の風景を手掛かりとして歩行することはできるものの、同ブロックによる誘導の利便が得にくいものとなっている。</p> <p>このため、調査対象機関は、弱視者等の歩行の利便性に資するため、改修等の機会を捉え、当該点字ブロックを「黄色」等、路面と色彩の差が大きく視認しやすいものに交換し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。</p> <p>(確認年月日：令和3年9月9日)</p> |
| <p>調査対象機関の 見解・対応等</p> | <p>施設整備については、館内の事業評価委員会において、毎年度、『バリアフリー対策』、『アメニティ・ユーティリティの向上』、『安全対策』、『プリメンテナンス整備（修繕等）』などの事項及び『予算区分（資金調達）』の別に数値化し、実施順位を決定して実施することとしています。</p> <p>また、実施に当たっては、通常予算の範囲で対応できる部分から改修を始め、通常予算を超える別途に費用が必要なものについては、当館全体の改修計画の中で実現していく予定としており、建物の老朽化対策のための建物全体改修計画の中で予算要求することとしています。</p> <p>指摘事例への対応については、現時点では未着手となっていますが、6月14日（火）開催予定の事業評価委員会において、『バリアフリー対策』及び『安全対策』として検討事項に盛り込み、危険性や公共性等の配点の高いものから優先順位付けを行うこととし、委員会の決定に基づき、対応可能なものについては通常予算で実施する予定です。</p> <p>また、建物の老朽化対策に伴い、全体改修計画で撤去される範囲内のものについては、今後、全体改修の中で対応することを考えております。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|--------|
| 調査対象機関名 | 国立民族学博物館 本館（昭和 52 年築、延床 30,974 m ² ） 特別展示館（平成元年築、延床 5,292 m ² ） | 事例No. | 施設設備-7 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 ----- 【施設・設備の区分】 <input checked="" type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |
| 件名 | 周囲の路面と識別しづらい点字ブロック（金属製点字鋳） | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>弱視者等が点字ブロックによる誘導の利便を得にくい。</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 道等から案内所等までの経路は、そのうち一つ以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。（バリアフリー法施行令第 21 条第 1 項）</p> <p>○ 当該視覚障害者移動等円滑化経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等（以下、総称して「点字ブロック」という。）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。（同条第 2 項）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>バリアフリー法施行令第 11 条第 2 項、第 21 条第 2 項（点字ブロック）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。 <p>建築設計標準 2.14H(2) ① 視覚障害者誘導用ブロック等の形状、色</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 黄色を原則とする。 ・ 金属製の視覚障害者誘導用ブロック等（以下「金属製点字鋳」という。）は、ロービジョンには色の違いが分かりにくい場合がある等の問題がある。 </div> <p>2. 現場の状況</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>本館及び特別展示館に向かう経路上に、視覚障害者の誘導のために、金属製点字鋳を敷設している。</p> </div> </div> | | |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>当該金属製点字鋳は、弱視者が見た場合、照り返し等の条件下によって、その色彩が周囲の路面（灰色）の色彩と紛れる等、識別しづらいものとなっていることから、弱視者等が点字ブロックによる誘導を得にくいものとなっている。また、移動空間（経路の幅）が広いことから方向を見失いやすいものとなっている。</p> <p>このため、調査対象機関は、弱視者等の歩行の利便性に資するため、改修等の機会を捉え、建築設計標準が示す留意事項に配慮しながら、弱視者等が容易に視認できるものに交換し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。</p> <p>（確認年月日：令和3年9月9日）</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>施設整備については、館内の事業評価委員会において、毎年度、『バリアフリー対策』、『アメニティ・ユーティリティの向上』、『安全対策』、『プリメンテナンス整備（修繕等）』などの事項及び『予算区分（資金調達）』の別に数値化し、実施順位を決定して実施することとしています。</p> <p>また、実施に当たっては、通常予算の範囲で対応できる部分から改修を始め、通常予算を超える別途に費用が必要なものについては、当館全体の改修計画の中で実現していく予定としており、建物の老朽化対策のための建物全体改修計画の中で予算要求することとしています。</p> <p>指摘事例への対応については、現時点では未着手となっていますが、6月14日（火）開催予定の事業評価委員会において、『バリアフリー対策』及び『安全対策』として検討事項に盛り込み、危険性や公共性等の配点の高いものから優先順位付けを行うこととし、委員会の決定に基づき、対応可能なものについては通常予算で実施する予定です。</p> <p>また、建物の老朽化対策に伴い、全体改修計画で撤去される範囲内のものについては、今後、全体改修の中で対応することを考えております。</p> |
| <p>備考</p> | <p><u>本事例に関する他の指摘事項</u></p> <p>施設設備-3 敷地の途中までしか敷設されていない点字ブロック</p> <p>施設設備-13 点字ブロックの誘導先に設置された障害物（看板）</p> |

事例表

課題 参考となる取組

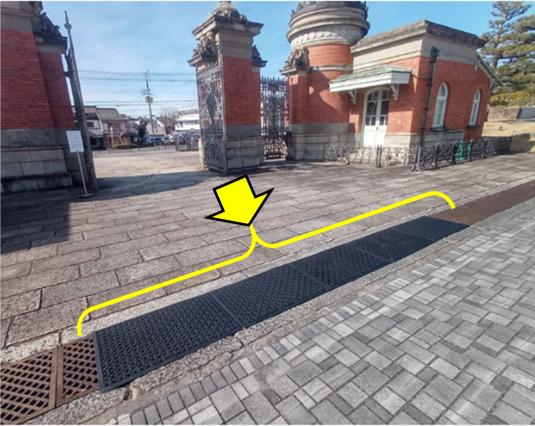
| | | | |
|----------------|--|--------------|---------------|
| <p>調査対象機関名</p> | <p>京都国立博物館 平成知新館 平成 25 年築、延床 17,997 m²</p> | <p>事例No.</p> | <p>施設設備-8</p> |
| <p>調査項目</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/>情報の提供状況</p> <hr/> <p>【施設・設備の区分】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>移動経路 <input type="checkbox"/>出入口 <input type="checkbox"/>カウンター <input type="checkbox"/>階段 <input type="checkbox"/>トイレ <input type="checkbox"/>エレベーター <input type="checkbox"/>案内表示 <input type="checkbox"/>駐車場 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> | | |
| <p>件名</p> | <p>移動経路上に設置された隙間の広いグレーチング（網蓋）</p> | | |
| <p>事例内容</p> | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が使用する白杖や高齢者の杖、婦人靴のかかとなどが隙間にはまって転倒するおそれ、車椅子や乳幼児カートの前輪が隙間にはまるなどの移動上の支障を生じるおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 主要な経路上にある排水溝等の蓋のスリット等は、杖先や車椅子のキャスター等が落ち込まないように目が細かい構造（ピッチ：1.5 cm以下、隙間：1 cm以下）とし、濡れても滑りにくい仕上げとする。（建築設計標準 2.1.1 敷地内の通路の設計標準(4)②溝蓋）</p> <p>2. 現場の状況</p> <p>駐車場から身体障害者用入口までの移動経路上を、隙間が幅 3 cmと広い溝蓋（以下「グレーチング」という。）が横断している箇所がある。</p> <div data-bbox="424 1370 1412 1877" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> </div> <p>3. 当局の意見</p> <p>当該グレーチングの隙間が幅 3 cm、長さ約 10 cmと広いことから、視覚障害者の白杖や高齢者の杖等の先のほか、婦人靴のかかと、車椅子や乳幼児カートの前輪</p> | | |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>なども隙間にはまるおそれがある。</p> <p>また、当該グレーチングが設置されている付近は駐車場から建物出入口への最短経路に当たるほか、当該経路沿いに車止め柵を設置しているため、同グレーチング上に歩行者が誘導されるものとなっている。</p> <p>なお、現場には、隙間の規格が異なる 3 種類のグレーチングが混在しており、他の多くの場所に同規格のグレーチングが見受けられる。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者等の利便に資するよう、当該グレーチングを含む隙間幅 1 cm を超える規格となっているグレーチングを、幅 1 cm 以下のものに交換し、利用者が安心・円滑に利用できるような努めることが望ましい。</p> <p>(確認年月日：令和 3 年 9 月 3 日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>現状の規格のグレーチングを細目の規格のものに変更することに特段支障はないと考え、写真のとおり、グレーチングを交換しました。</p>  |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|--------|
| 調査対象機関名 | 京都国立博物館 明治古都館 明治 28 年築、延床 3,015 ㎡ | 事例No. | 施設設備-9 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input checked="" type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 移動経路上に設置された隙間の広いグレーチング（網蓋） | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が使用する白杖や高齢者の杖、婦人靴のかかとなどが隙間にはまって転倒するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 主要な経路上にある排水溝等の蓋のスリット等は、杖先や車椅子のキャスター等が落ち込まないように目が細かい構造（ピッチ：1.5 cm以下、隙間：1 cm以下）とし、濡れても滑りにくい仕上げとする。（建築設計標準 2.1.1 敷地内の通路の設計標準(4)②溝蓋）</p> <p>2. 現場の状況</p> <p>正門（現在は出口専用）手前を横断する排水溝の溝蓋（以下「グレーチング」という。）が隙間の1辺が4 cmと目の粗いものになっている。</p> <div data-bbox="448 1361 1385 2074" style="text-align: center;"> </div> | | |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>当該グレーチングは、隙間が4 cm四方あるほか、格子の棧幅が1 cmしかないこともあって、視覚障害者の白杖や高齢者の杖等の先のほか、女性靴のかかとなどが隙間にはまりやすいものとなっている。</p> <p>しかし、来館者は、敷地を出ようとする際、敷地前の全幅に渡って当該グレーチングが設置されているため、これを避けようがないものとなっている。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者の利便に資するよう、当該グレーチングを隙間幅1 cm以下等の規格に拠るグレーチングと交換し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努めることが望ましい。（確認年月日：令和3年9月3日）</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>本館（重要文化財：明治古都館）の附（つけたり）指定を受けている工事図面の中に雨水枡の蓋の図面があり、これと、格子・隙間の形状・寸法が同一であることから、指摘に係る正門手前にある格子蓋（グレーチング）は、本館竣工当時に設置されたものと推定されます。</p>  <p>当該格子蓋は、竣工当時から設置されていたものである可能性が高く、重要文化財の一部ともいえるものであることから交換することは難しい状況にあり、また、文化財であるがゆえに外観を著しく変更することも困難です。このため、主に通行される通路中央部に限り、落下やつまずきを防ぐため、ゴム製穴開きノンスリップマットを設置しました。</p> <p>なお、これまで事故やクレームがあったという報告が無く、また、今回の指摘により、改めて、現場を管理する衛士にも尋ねましたが、これまで何らかの事故やクレームがあったという報告は無い、とのことでした。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

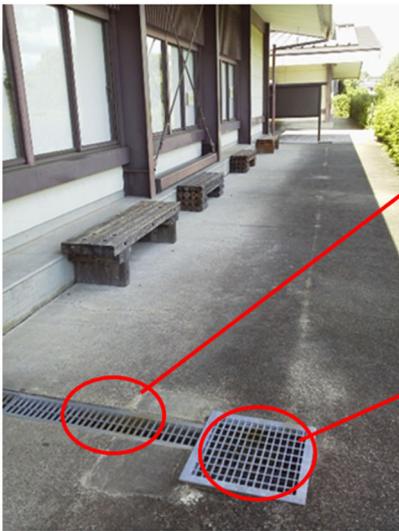
課題 参考となる取組

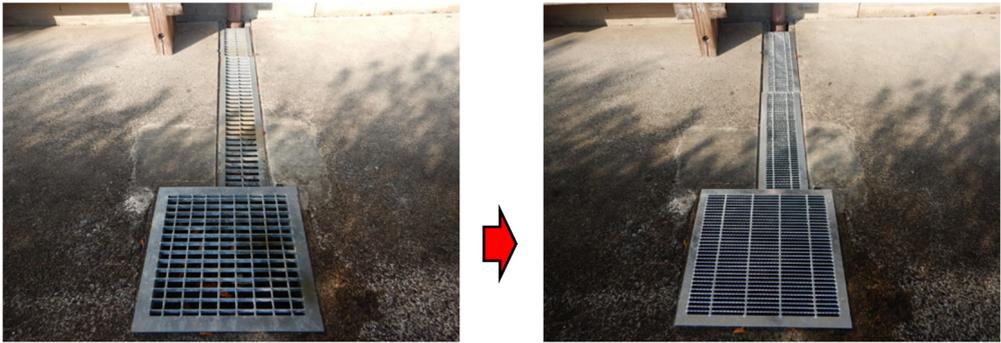
| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良国立博物館 なら仏像館(明治30年築、延床1,512㎡) | 事例No. | 施設設備-10 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input checked="" type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他() | | |
| 件名 | 移動経路上に設置された隙間の広いグレーチング(網蓋) | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が使用する白杖や高齢者の杖、婦人靴のかかとなどが隙間にはまって転倒するおそれ、車椅子や乳幼児カートの前輪が隙間にはまるなどの移動上の支障を生じるおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 主要な経路上にある排水溝等の蓋のスリット等は、杖先や車椅子のキャスター等が落ち込まないように目が細かい構造(ピッチ:1.5cm以下、隙間:1cm以下)とし、濡れても滑りにくい仕上げとする。(建築設計標準2.1.1敷地内の通路の設計標準(4)②溝蓋)</p> <p>2. 現場の状況</p> <p>敷地出入口2か所(猿沢池寄り、西側境界中央)及び西側境界中央から仏像館に向かう園路1か所を横断する溝に、隙間の幅2.7cm、長さ約10cmの溝蓋(以下「グレーチング」という。)が設置されている。</p> <p>【猿沢池寄りの出入口】</p> <div data-bbox="405 1451 1417 1715"> </div> <p>【西側境界中央及びその先の敷地内通路】</p> <div data-bbox="405 1776 1241 2056"> </div> | | |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>当該グレーチングの隙間が粗いことから、視覚障害者の白杖や高齢者の杖等の先のほか、婦人靴のかかと、車椅子や乳幼児カートの前輪なども隙間にはまるおそれがある。</p> <p>また、西側出入口のうち、特に猿沢池寄りの出入口は、近鉄奈良駅からの最寄り経路として利用されている北側 2 箇所（新館最寄り、仏像館最寄り）の出入口とともに、利用客の多い主要経路となっている。</p> <p>このため、調査対象機関は、当該グレーチングのうち少なくとも西側猿沢池寄りの出入口に設置しているものを隙間幅 1 cm 以下のものに交換し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努めることが望ましい。</p> <p>なお、西側境界中央の出入口についても、敷地内の公園を散策した者の出入りがあることから、同様の措置を取ることが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（確認年月日：令和 3 年 9 月 10 日）</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>北入口のグレーチングについては改修しておりますが、西側のグレーチングについては、改修の対象であるという認識がありませんでした。</p> <p>他の指摘事例とも併せ、予算を確保しながら交換していきたいと考えており、令和 4 年度（以降）の予算要求に盛り込む予定としています。</p> |
| <p>備 考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|----------------|---|--------------|----------------|
| <p>調査対象機関名</p> | <p>奈良文化財研究所 平城宮跡資料館 昭和 45 年築、延床 1,987 m²</p> | <p>事例No.</p> | <p>施設設備-11</p> |
| <p>調査項目</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/>情報の提供状況</p> <hr/> <p>【施設・設備の区分】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>移動経路 <input type="checkbox"/>出入口 <input type="checkbox"/>カウンター <input type="checkbox"/>階段 <input type="checkbox"/>トイレ <input type="checkbox"/>エレベーター <input type="checkbox"/>案内表示 <input type="checkbox"/>駐車場 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> | | |
| <p>件名</p> | <p>移動経路上に設置された隙間の広いグレーチング（網蓋）</p> | | |
| <p>事例内容</p> | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が使用する白杖や高齢者の杖、婦人靴のかかとなどが隙間にはまって転倒するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 主要な経路上にある排水溝等の蓋のスリット等は、杖先や車椅子のキャスター等が落ち込まないように目が細かい構造（ピッチ：1.5 cm以下、隙間：1 cm以下）とし、濡れても滑りにくい仕上げとする。（建築設計標準 2.1.1 敷地内の通路の設計標準(4)②溝蓋）</p> <p>2. 現場の状況</p> <p>出口からの車椅子使用者の退館指定ルートであり、他の利用者の通行にも供用している通路上 2 か所の溝蓋（以下「グレーチング」という。）として、溝部に隙間の幅 2.5 cm×長 6 cm、柵部に幅 2 cm×長 4.5 cmのものが設置されている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;">  <div style="text-align: center;">  <p>溝部 2.5 cm × 6 cm</p>  <p>柵部 2 cm × 4.5 cm</p> </div> </div> | | |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>当該車椅子使用者の退館指定ルートについては、移動円滑化に配慮されて整備されていること、入口側にスロープが設置されていることから、足元の不安定な杖使用者などの利用も見込まれる。</p> <p>現場のグレーチングは、当該経路の中央から壁際に及んでおり、利用者が日差しを避けるために庇の陰を求め、壁寄りに通行する場合には、その導線上を横断する場所に位置している。杖使用者が当該導線を通る場合、グレーチングの隙間が大きいことから、その杖先を陥落させ、バランスを崩したり、杖を破損するおそれがある。また、婦人靴のかかとも隙間にはまるおそれがある。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者等の利便に資するよう、通路上2か所に設置されている溝及び柵のグレーチングを隙間の幅1cm以下のものに交換し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努めることが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(確認年月日：令和3年9月6日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>細目グレーチングに交換すべきと考え、写真のとおり、令和4年2月7日に細目グレーチングに交換しました。</p> <div style="text-align: center;">  <p>The image shows two side-by-side photographs of a drainage grate on a sidewalk. The left photo shows a wide-spaced grate. A red arrow points to the right photo, which shows a narrower-spaced grate installed in the same location.</p> </div> |
| <p>備考</p> | |

事例表

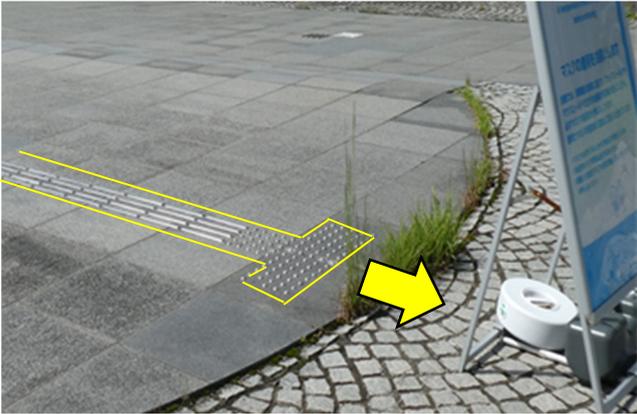
課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 国立国際美術館 平成 16 年築、延床 13,486 m ² | 事例No. | 施設設備-12 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input checked="" type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 点字ブロックの誘導先に設置された障害物（看板） | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が障害物に接触し、転倒などの事故を発生するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地内の通路に、モニュメント、車止め、植樹ます等を設ける場合は、車椅子使用者、視覚障害者の通行に支障がない位置に設ける。（建築設計標準 2.1.1(1) 通路の有効幅員、空間の確保等） ○ 敷地内の通路上に不用意な物品や案内板等が置かれていると、設計で配慮した高齢者、障害者等の利用しやすさが機能しなくなるため、施設運用上の在り方を十分検討し、物品や案内板等による通行の支障が生じないようにすることが望ましい。（同上） <p>2. 現場の状況</p> <p>施設出入口から敷地外の歩道に向けて敷設された点字ブロックの先に「自転車・バイク等進入禁止」を警告する、重量のある金属製の看板が設置されている。</p> <p>また、敷設されている点字ブロックの終点には、敷地外に出ることを注意喚起のための点状ブロックが敷設されておらず、そのまま、当該看板へ直進誘導するものとなっている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> | | |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>施設出入口から歩道に出ようとする視覚障害者は、誘導ブロックの案内に従い、ちゅうちょなく直進する結果、看板に衝突して転倒やけがをすることがある。</p> <p>また、仮に看板の手前に、注意喚起のための点状ブロックを敷設したとしても、視覚障害者は、周囲を確認するために一旦立ち止まることはあっても、そのまま直進を再開し、当該看板に衝突する可能性が高い。</p> <p>施設への進入方向についても、当該看板が置かれていることにより、視覚障害者は点字ブロックへの導線を妨げられ、円滑に利用できないだけでなく、導線を外すことで、点字ブロックの存在に気付かず、利用することができないおそれもある。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者の安全に資するため、当該看板を移設し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努めることが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(確認年月日：令和3年8月30日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>視覚障害者への配慮をせずにこの位置に置いてしまっていたものです。</p> <p>内部からも指摘があり、現在は、写真のとおり、設置場所を変更しています。</p>  |
| <p>備考</p> | <p><u>本事例に関連する他の指摘事項</u></p> <p>施設設備-1 敷地外に出ることを注意喚起しないまま誘導している点字ブロック</p> |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 国立民族学博物館 特別展示館（平成元年築、延床 5,292 m ² ） | 事例No. | 施設設備-13 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input checked="" type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |
| 件名 | 点字ブロックの誘導先に設置された障害物（看板） | | |
| 事例内容 | <p>支障等 視覚障害者が障害物に接触し転倒などの事故を発生するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地内の通路に、モニュメント、車止め、植樹ます等を設ける場合は、車椅子使用者、視覚障害者の通行に支障がない位置に設ける。（建築設計標準 2.1.1(1) 通路の有効幅員、空間の確保等） ○ 敷地内の通路上に不用意な物品や案内板等が置かれていると、設計で配慮した高齢者、障害者等の利用しやすさが機能しなくなるため、施設運用上の在り方を十分検討し、物品や案内板等による通行の支障が生じないようにすることが望ましい。（同上） <p>2. 現場の状況</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>本館出入口から正門方向に敷設された点字ブロックの終端部の正面に看板が設置されている。</p> </div> </div> <p>3. 当局の意見</p> <p>当該点字ブロックを利用して移動してきた視覚障害者は、終端の点状ブロックによって注意を喚起され、一旦立ち止まることはあっても、当該点状ブロックが段差を警告するものであると理解し、そのまま直進を再開し、当該看板に衝突する可能性が高い。</p> | | |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>また、注意喚起が行われていたとしても、看板等を点字ブロック先正面に設置することは安全上回避されるべきであり、現場においては、特段、他の危険を回避するためやむを得ないとまで言える状況は見当たらない。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者の安全に資するため、当該看板を移設し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努めることが望ましい。</p> <p>(確認年月日：令和3年8月30日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>この看板は、新型コロナウイルス対策のために一時的に設置したものです。設置時には、来館者が一番よく見えるところという観点で設置しており、点字ブロックの終点にあたるという点は、意識が欠如していました。</p> <p>一時設置のものであるため、指摘後直ちに、点字ブロック等導線がない場所に移動させました。</p> <p>また、この機会に、この看板以外にも導線を遮る設置物がないか、施設内の検証を実施し、他に支障となるものは特になくことを確認しました。</p>  |
| <p>備考</p> | <p><u>本事例に関連する他の指摘事項</u></p> <p>施設設備-3 敷地の途中までしか敷設されていない点字ブロック</p> <p>施設設備-7 周囲の路面と識別しづらい点字ブロック（金属製点字鋲）</p> |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所 藤原宮跡資料室 昭和 63 年築、延床 637 m ² | 事例No. | 施設設備-14 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input checked="" type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 鎖で遮蔽した視覚障害者移動等円滑化経路 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が安全・円滑な移動に資する通路を利用できないほか、鎖に気付かず に進行してきた場合は足が引っかかり転倒するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地内の通路に、モニュメント、車止め、植樹ます等を設ける場合は、車椅子使用者、視覚障害者の通行に支障がない位置に設ける。(建築設計標準 2.1.1 (1)通路の有効幅員、空間の確保等) ○ 敷地内の通路上に不用意な物品や案内板等が置かれていると、設計で配慮した高齢者、障害者等の利用しやすさが機能しなくなるため、施設運用上の在り方を十分検討し、物品や案内板等による通行の支障が生じないようにすることが望ましい。(同上) <p>2. 現場の状況</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>当施設の歩行者通路は、経路上に点字ブロックが敷設されているほか、入口の溝に杖先等が陥落しにくい網目の細かい溝蓋が設置されており、視覚障害者の移動等の円滑化を図るものとなっている。</p> <p>しかし、調査対象機関は、その円滑化整備をした通路の出入口を鎖で遮断して利用できなくしている。</p> </div> </div> <p>3. 当局の意見</p> <p>当該歩行者通路は、車路と分離して設けられ、車と歩行者の接触事故等を回避し、安全を確保するものとなっているほか、上記のとおり、視覚障害者の円滑な移動に資する整備も行われているものである。</p> | | |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>しかし、調査対象機関がこの通路を鎖で遮断していることによって、当施設を訪れる視覚障害者を含む利用者全て、車路を通行して玄関前に移動するものとなっており、設計概念であった、車と歩行者の接触事故等の回避及び視覚障害者の円滑な利用に資するという整備目的が達せられていない状況となっている。</p> <p>また、視覚障害者が敷地内外を往来しようとした場合には、通路の出入口を遮蔽している鎖に気付かず、足を取られるなどし、転倒する危険もある。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者ほかの利便に資するよう、当該歩行者経路を遮断する出入口の鎖を撤去することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(確認年月日：令和3年9月2日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <div data-bbox="386 631 890 1048" data-label="Image"> </div> <p>当該通路を鎖で遮断した経緯は不明ですが、夜間における施設の管理・防犯の目的で鎖をかけたまま放置されていた可能性があります。指摘により、歩行者経路の鎖による遮断を中止し、移動の円滑化を回復しました。</p> <p>なお、これまで、遮断していたことによる支障等の報告等はありませんでした。</p> |
| <p>備考</p> | <p><u>本事例に関する他の指摘事項</u> 施設設備-5 周囲の路面と色彩に大きな差がなく識別しづらい点字ブロック</p> |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|----------------|---|--------------|----------------|
| <p>調査対象機関名</p> | <p>京都国立博物館 明治古都館（明治 28 年築、延床 3,015 m²） 平成知新館（平成 25 年築、延床 17,997 m²）</p> | <p>事例No.</p> | <p>施設設備-15</p> |
| <p>調査項目</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/>情報の提供状況</p> <hr/> <p>【施設・設備の区分】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>移動経路 <input type="checkbox"/>出入口 <input type="checkbox"/>カウンター <input type="checkbox"/>階段 <input type="checkbox"/>トイレ <input type="checkbox"/>エレベーター <input type="checkbox"/>案内表示 <input type="checkbox"/>駐車場 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p> | | |
| <p>件名</p> | <p>車椅子使用者便房に向かう通路を狭めている表示板</p> | | |
| <p>事例内容</p> | <p>支障等</p> <p>車椅子使用者が車椅子使用者用便房の出入口まで円滑に至ることができない。</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合、利用居室若しくは道等から当該車椅子使用者用便房までの経路の 1 つ以上は、幅 120 cm 以上とする。（バリアフリー法施行令第 18 条第 2 項第 3 号イ）</p> <p>2. 現場の状況</p> <p>庭園内の車椅子使用者用便房の出入口に向かう通路内に、車椅子使用者用便房の表示板が設置されている。</p> <p>このため、本来 120 cm 以上あった通路の幅員が 100 cm となっている。</p>  | | |

<通行する幅員が狭くなっている箇所>



100cm



3. 当局の意見

車椅子使用者は、当該車椅子使用者用便房へ向かうには、表示に従い、指摘に係る最短通路をたどるのが通常と思われる。しかし、設計上、移動の円滑化に必要な通路幅（120 cm以上）が確保されているこの通路が、表示板を設置したことによって十分な幅員を保持できなくなり、法令に基づいた円滑化措置を損ねるものとなっている。

このため、調査対象機関は、車椅子使用者が円滑に車椅子使用者用便房へ通行することができるよう、改修等の機会に、当該表示板を移設して設計通りの通路幅120 cm以上を確保し、利用者が円滑に利用できるよう努める必要がある。

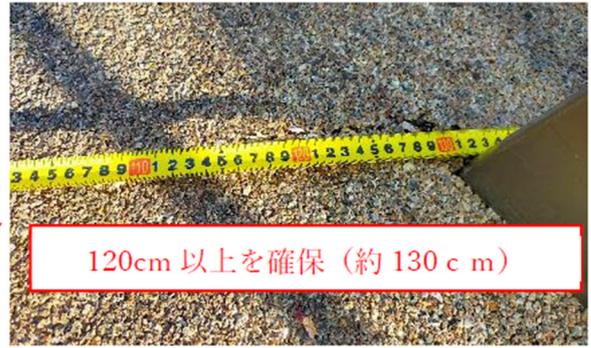
（確認年月日：令和3年9月3日）

現場の状況を検討した上で、表示板の移設ではなく、植栽（花壇）の配置を見直すことによって、通路の幅を拡幅する改修を実施しました。

これにより、現在は、約130 cmの通路幅を確保しています。

調査対象機関の
見解・対応等





備 考

事例表

課題 参考となる取組

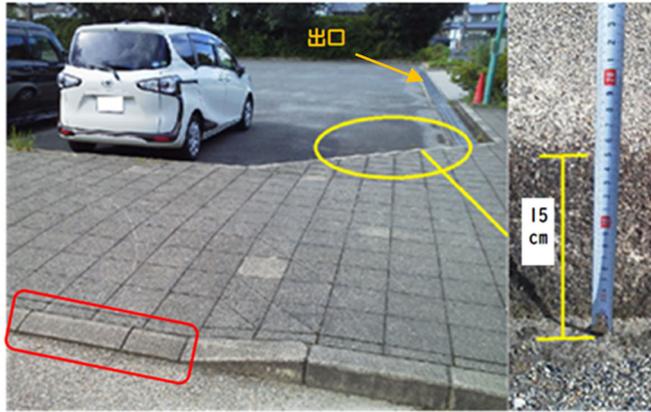
| | | | |
|----------------|---|--------------|----------------|
| <p>調査対象機関名</p> | <p>奈良国立博物館 西新館（昭和 47 年築、延床 5,396 m²） 平成 22 年全面改修</p> | <p>事例No.</p> | <p>施設設備-16</p> |
| <p>調査項目</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/>情報の提供状況</p> <hr/> <p>【施設・設備の区分】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>移動経路 <input type="checkbox"/>出入口 <input type="checkbox"/>カウンター <input type="checkbox"/>階段 <input type="checkbox"/>トイレ <input type="checkbox"/>エレベーター <input type="checkbox"/>案内表示 <input type="checkbox"/>駐車場 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p> | | |
| <p>件名</p> | <p>屋外通路の地盤沈下によってできた不陸^{ふるく}</p> | | |
| <p>事例内容</p> | <p>支障等</p> <p>歩行が不安定な高齢者や弱視者等がつかずいて転倒するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道等から不特定多数が利用する居室までの経路のうち、一つ以上については、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。（バリアフリー法施行令第 18 条第 1 項第 1 号） ○ 移動等円滑化経路上には、階段又は段を設けない。（バリアフリー法施行令第 18 条第 2 項第 1 号） ○ レンガあるいはタイル敷き等の通路は路盤の沈下による不陸や目地の凹凸を生じないように施工や維持管理を行う。（建築設計標準 2.1.1(4)「留意点：仕上げと施工」） <p>2. 現場の状況</p> <p>新館前の敷地内通路は、立方体の石材を敷き並べたものであるが、経年劣化のために一部の石材が沈下し、通路全幅を横断して高さ 4 cmの不陸^{ふるく}（小段）を生じている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> | | |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>当該通路は、新館と仏像館、あるいは近鉄奈良駅方面に向かう際の主要経路となっており、利用者の往来が多いが、通路上の小段は4 cmの高さがあり、歩行の不安定な高齢者等がつまずいて転倒するおそれがあるほか、視野が清明でない弱視者等が段差を視認できずにつまずいて転倒するおそれもある。</p> <p>このため、調査対象機関は、歩行の不安定な者や弱視者等の利便に資するため、当該通路について、改修の機会を得て路面を平滑なものとし、利用者が安全・円滑に利用できるよう努める必要がある。 (確認年月日：令和3年9月10日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>この小段については、通行の支障となっていることから、過去にも改修工事を行っています。地下に建物がない部分が沈下するため、このような状況が発生しています。</p> <p>当該段差を解消するには、広範囲において現状のピンコロ石をはつり取り、不陸調整を行った後に、再度ピンコロ石をコンクリートで固める作業が必要となりますが、かなり高額な改修金額となるため、進んでいないのが現状となっています。</p> <p>なお、令和2年度、文化財活用基金で予算化できた他所の園路について、バリアフリー化の改修(ピンコロ石舗装を豆砂利舗装)を行った例がありますが、今後は、文化財保存活用基金の予算状況が厳しく、予算化が見込めない状況にあります。</p> <p>そのため、当館は、建物の改修と併せ、国の施設整備補助金による予算を要求しているところです。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所 平城宮跡資料館 昭和 45 年築、延床 1,987 m ² | 事例No. | 施設設備-17 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input checked="" type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 車椅子利用者用駐車施設の未設置 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>車椅子使用者が、車の扉を全開にする十分なスペースを得られず、車椅子に移乗できないおそれ、資料館の最寄りに駐車できず、移動の負担が大きくなるおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不特定かつ多数の者が利用する駐車場等を設ける場合には、そのうちの一つ以上に、次の仕様に基づく車椅子使用者のための駐車施設を一つ以上設けなければならない。(バリアフリー法施行令第 17 条) <ul style="list-style-type: none"> ・幅 350 cm以上とすること ・利用する居室等までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること ○ 車椅子利用者用駐車施設を設け、移動等の円滑化を図った駐車場には、そのことを表示する標識を設けなければならない。(バリアフリー法施行令第 19 条) ○ 標識の設置のほか、一般スペースと区別が付きやすくし、また不適正利用の抑止を図るために、施設床面への国際シンボルマークの塗装等の見やすい方法で、車椅子利用者用駐車施設である旨を表示する。(建築設計標準 2.2.1 駐車場の設計標準(4)②車椅子利用者用駐車施設等である旨の表示) <p>2. 現場の状況</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>当施設は、駐車場を設け、看板による案内を行っているが、駐車場内には、車椅子利用者用駐車施設及びその標識は設置されていない。</p> </div> </div> | | |



また、駐車場の床面は車の出入口を除き、四周を高さ 15 cm の段差（通路）で囲われている。

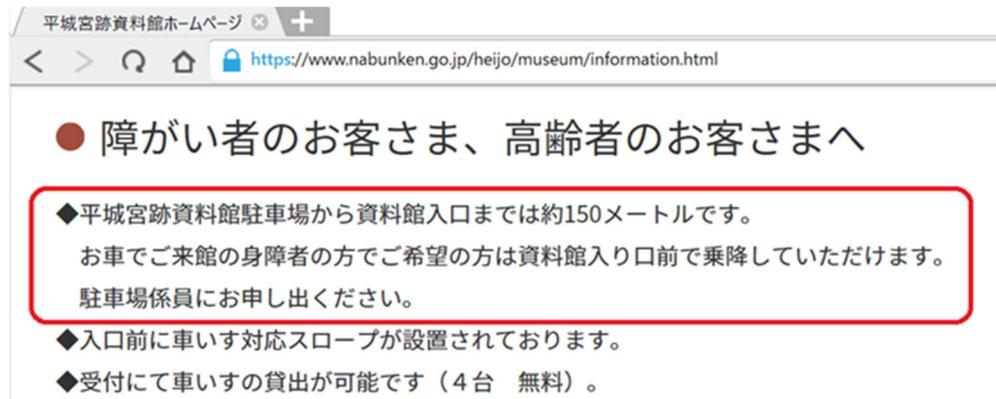
このうち、敷地内園路と接する資料館最寄り部分の縁石の切下げが行われているが（赤枠部分）、駐車場側は切下げが行われていない。

このため、車椅子使用者が駐車場を出るためには、車が往来する出入口を通ずるしかないものとなっている。

3. 調査対象機関における取組状況

調査対象機関は、駐車場が資料館から約 150 メートルの距離があることから、その移動の負担に配慮し、車で来館した身体障害者が希望する場合、関係者用道路を通行して資料館入口前で乗降することを許可している。

この運用については、次図のとおり、平城宮跡資料館ホームページ（「ご利用案内・アクセス」）でも周知している。



4. 当局の意見



当施設は、車椅子使用者が車で来所した場合、その希望に基づき、敷地内の管理用道路を通行して資料館最寄りの場所で乗降することを許可する対応を図っており、当該道路の幅員も車椅子使用者の乗降に支障がない程度に確保されている。

調査対象機関が行っている取組は、施設の駐車場が資料館から約 150 メートル

| | |
|----------------------|---|
| | <p>離れていることを考慮すると、車椅子使用者の移動の負担を軽減する有用なものであるが、当該道路は車 2 台がすれ違うだけの幅がないことから、車椅子使用者のうちには、複数台が駐車した場合の移動の支障を想定し、これを避けるため、駐車場を利用する者があり得る。また、ホームページの案内を見ていなかったなど、許可制で資料館前まで車を乗り入れる取組があることを承知していない者は、駐車場係員に許可の希望を申し出る機会を逸したまま、駐車場を利用する可能性がある。</p> <p>車椅子使用者に係る上記の利用可能性を踏まえた上で、駐車場の現況をみると、車椅子使用者用駐車施設が設置されていないため、①車椅子使用者が隣に駐車した車によって、車椅子の移乗に必要な自車の扉を全開するスペースを得られず、支障を来すおそれ、②一般利用者が資料室最寄りの場所に駐車することで、車椅子使用者が移動の負担の軽い、当該場所に駐車することができないおそれのあるものとなっている。</p> <p>また、当該駐車場は出入口以外を床面から高さ 15 cm の段差に囲まれていることから、車椅子利用者は、駐車場と資料館との間を往来する際、車の出入りがある出入口へ迂回し、これを通過するものとなっている。このため、駐車場の資料館最寄りの場所に駐車しても、最短の導線を取ることができず、余分な移動の負担を負うほか、駐車場を出入りする車と接触事故を起こす可能性がある。</p> <p>さらに、駐車場への車椅子使用者用駐車施設の設置は、バリアフリー法第 1 条「高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、…建築物の構造及び設備を改善するための措置…を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」に基づき、高齢者、障害者等施策の一つとして、対応が求められているものでもある。</p> <p>このため、調査対象機関は、車椅子使用者の利便に資するため、次の措置を行い、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。</p> <p>(1) 駐車場内に、法令が定める仕様に基づく車椅子使用者用駐車施設を設け、所要の表示等を行うこと</p> <p>(2) 駐車場内の、写真【資料館最寄りの部分からみた駐車場】中に黄色の○印で示した付近の空地に、バリアフリー法施行令第 18 条第 1 項及び第 2 項第 4 号に基づく傾斜路を設け、車椅子使用者が、上記(1)の駐車施設から資料館へ最短距離で移動できるよう、また、現状の車が往来する出入口を移動経路から外し安全を確保できるよう、措置すること (確認年月日：令和 3 年 9 月 6 日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>現状にて、車椅子使用者用駐車施設を設定した際には、指摘のとおり、15 cm の段差が車椅子の通行の支障となると思われることから、区画線にて車椅子使用者用駐車施設を設置するとともに、段差のある縁石を切り下げ用縁石に取替して段差を解消する改修を行いました。</p> <p>なお、段差解消の場所は、近畿管区行政評価局が意見で示したコーナー部分ではなく、縁石が直線となっている部分が妥当と考え、当該場所を選びました。</p> |



また、当館は、法令に基づいて車椅子利用者用駐車施設を設定した後も、これまでと同様、駐車場から資料館までの移動距離が長いことによる車椅子利用者の方の移動の負担に配慮し、お車でご来館の身障者の方でご希望の方には、資料館入口前での乗降をご案内しています。ホームページ（「ご利用案内・アクセス」）をご覧ください。

備 考

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|----------------|---|--------------|----------------|
| <p>調査対象機関名</p> | <p>奈良文化財研究所 藤原宮跡資料室 昭和 63 年築、延床 637 m²</p> | <p>事例No.</p> | <p>施設設備-18</p> |
| <p>調査項目</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/>情報の提供状況</p> <hr/> <p>【施設・設備の区分】</p> <p><input type="checkbox"/>移動経路 <input type="checkbox"/>出入口 <input type="checkbox"/>カウンター <input type="checkbox"/>階段 <input type="checkbox"/>トイレ <input type="checkbox"/>エレベーター <input type="checkbox"/>案内表示 <input checked="" type="checkbox"/>駐車場 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> | | |
| <p>件名</p> | <p>車椅子利用者用駐車施設の未設置</p> | | |
| <p>事例内容</p> | <p>支障等</p> <p>車椅子使用者が、車の扉を全開にする十分なスペースを得られず、車椅子に移乗できないおそれ、資料室の最寄りに駐車できず、移動の負担が大きくなるおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 不特定かつ多数の者が利用する駐車場等を設ける場合には、そのうちの一つ以上に、次の仕様に基づく車椅子使用者のための駐車施設を一つ以上設けなければならない。(バリアフリー法施行令第 17 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅 350 cm以上とすること ・利用する居室等までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること <p>○ 車椅子利用者用駐車施設を設け、移動等の円滑化を図った駐車場には、そのことを表示する標識を設けなければならない。(バリアフリー法施行令第 19 条)</p> <p>○ 標識の設置のほか、一般スペースと区別が付きやすくし、また不適正利用の抑止を図るために、施設床面への国際シンボルマークの塗装等の見やすい方法で、車椅子利用者用駐車施設である旨を表示する。(建築設計標準 2.2.1 駐車場の設計標準(4)②車椅子利用者用駐車施設等である旨の表示)</p> <p>2. 現場の状況</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>当該施設は、構内の車路左手の「藤原京の建物群跡」及び「南北道路跡」を積石で囲み、前者をタイル、後者をアスファルトで舗装し、駐車場(以下「建物群跡・南北道路跡駐車場」という。)として供用しているほか、同車路右手、歩行者用通路を越えた先のアスファルト舗装された「藤原京の道路跡」(東西道路跡)をアスファルト舗装し、駐車場(以下「東西道路跡駐車場」という。)として供用している。</p> <p>また、構内の看板で上記の案内を行っている。</p> </div> </div> | | |

しかし、いずれの駐車場についても、車椅子使用者用駐車施設（柵、その標識）は設けられていない。



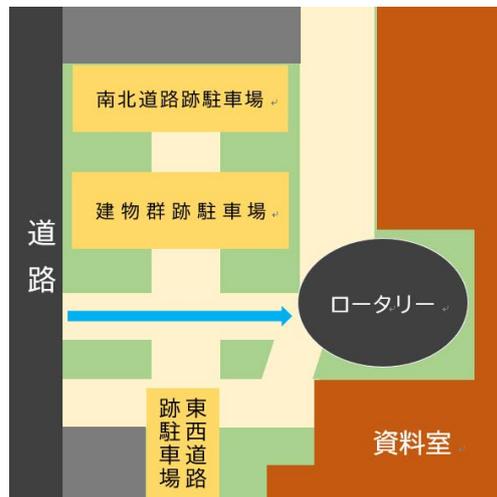
建物群跡・南北道路跡駐車場（左：手前の建物群跡、右：奥の南北道路跡）



東西道路跡駐車場

なお、現場を観察すると、車で来館した者は、建物群跡・南北道路跡駐車場へと進入し、資料館に近い場所（タイル張りの建物群跡地部分）から順次駐車している様子がうかがわれる。

3. 調査対象機関の説明



（注）調査結果に基づき、当局が作成

調査対象機関は、「障害者・車椅子使用者が来室する場合、介添者とともに自動車を利用されることが多いので、資料室出入口前のロータリーで乗降をしてもらうこととして、対応を図っている」と説明している（写真参照）。ただし、その取扱いについて、ホームページや現地の看板等による案内は行われていない。

4. 当局の意見

調査対象機関は、車椅子使用者が車で来所した場合、資料室最寄りのロータリーで乗降するものとし、明示的な車椅子使用者用施設までは設置していないものの、バリアフリー法施行令第17条が求める「幅350cm以上」及び「利用する居室

等までの経路の長さができるだけ短くなる位置」を充足する場所を車椅子使用者の利用空間として提供している。

しかし、当該ロータリーは、賓客等のための車寄せとして使われている場所であるため、常時、駐車可能な空間とまでは言い得ず、状況によっては、建物群跡・南北道路跡駐車場若しくは東西道路跡駐車場での乗降を余儀なくされる可能性がある。また、資料室の礎がロータリー床面から 12 cmの段差を形成しているため、車椅子使用者単独では、降車後、建物の出入口に直行はできず、一旦、建物群跡・南北道路跡駐車場及び東西道路跡駐車場から当該出入口に向かう導線に移動（迂回）する必要がある、これを知る者が建物群跡・南北道路跡駐車場若しくは東西道路跡駐車場を利用する可能性もある。

上記を踏まえた上で、施設の現況をみると、建物群跡・南北道路跡駐車場及び東西道路跡駐車場ともに、車椅子使用者用駐車施設が設置されていないため、車椅子使用者がこれらの駐車場を利用した場合、①車椅子使用者が隣に駐車した車によって、車椅子の移乗に必要な自車の扉を全開するスペースを得られず、支障を来すおそれ、②一般利用者が資料室最寄りの場所に駐車することで、車椅子使用者が移動の負担の軽い、当該場所に駐車することができないおそれのあるものとなっている。

このため、調査対象機関は、車椅子使用者の利便に資するよう、駐車場の利用状況と車椅子使用者の来館頻度、車椅子使用者ほかの来館者の降車後の導線などにも留意しつつ、東西道路跡駐車場ないし建物群跡・南北道路跡駐車場に一つ以上、法令が定める仕様に基づく車椅子使用者用駐車施設を設置して所要の表示等を行い、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。

なお、現在のロータリーを使用させる取扱いは、当該ロータリーが使用可能な限りにおいて、有用な配慮と思われるが、その取扱いの周知がないことから、当該取扱いの継続とともに周知についても検討されたい。

(確認年月日：令和3年9月2日)

調査対象機関の
見解・対応等



身障者用駐車柵及び区画線表示を設置しました。



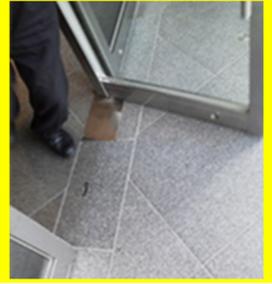
車椅子でお越しの方は、
資料室前出入口のバス
ロータリーでの乗降を
ご利用下さい。

また、改修後も、資料室出入口前のロータリーでの乗降を継続することとし、写真のとおり、駐車場スペースに掲示を行い、利用者にも周知しました。

備考

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|----------------|--|--------------|----------------|
| <p>調査対象機関名</p> | <p>奈良国立博物館 なら仏像館 (明治 30 年築、延床 1, 512 m²)</p> | <p>事例No.</p> | <p>施設設備-19</p> |
| <p>調査項目</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/>情報の提供状況</p> <hr/> <p>【施設・設備の区分】</p> <p><input type="checkbox"/>移動経路 <input checked="" type="checkbox"/>出入口 <input type="checkbox"/>カウンター <input type="checkbox"/>階段 <input type="checkbox"/>トイレ <input type="checkbox"/>エレベーター</p> <p><input type="checkbox"/>案内表示 <input type="checkbox"/>駐車場 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> | | |
| <p>件名</p> | <p>車椅子使用者等が開閉しにくい「開き戸」構造の出入口</p> | | |
| <p>事例内容</p> | <p>支障等</p> <p>車椅子使用者や足元が不安定で扉を避ける動作が容易でない者、扉を手前に引く力の弱い者等が出入口を円滑に通過できないおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不特定かつ多数の者が利用又は主として高齢者、障害者等が利用する居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路のうち一つ以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。（バリアフリー法施行令第 18 条第 1 項） ○ 移動等円滑化経路上の出入口に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと（同条第 2 項第 2 号ロ） <p>2. 現場の状況</p> <div style="display: flex; align-items: center;">   </div> <p>なら仏像館の出入口は、正面玄関（階段 2 段：青）と車椅子使用者用出入口（傾斜路：赤）の 2 か所あり、後者は移動等円滑化経路に当たるものとなっている。</p> <p>しかし、車椅子使用者用出入口は、車椅子使用者が単独では扉を開閉することが難しいとされる「開き戸」構造に</p>  | | |

なっている。

3. 調査対象機関の説明

調査対象機関は、「館内受付に常駐している職員が、傾斜路の下端付近に設置している監視カメラで、来館者を観察しており、一人で来られた車椅子の方などが困っている様子が見受けられた場合、受付から介助に向かうこととしている。当該対応の実例もある」と説明している。



なお、車椅子利用者用出入口に向かう傾斜路下端部がテープパーティションで遮蔽されているが、これについては、「新型コロナウイルス感染症対策のために一時的に行っているものであり、館内に入る者が発熱者等でないことをその都度観察できるよう、出入口を1か所にしたもの。新型コロナウイルスの流行以前は遮蔽しておらず、自由に行き来できるようにしており、感染対策が不要となったとき

には廃止する。現状については、遮蔽に気付いた車椅子使用者は正面玄関に向かい、そこに配置している警備員から適切な対応を得られるので問題はないと考えている」と説明している。

4. 当局の意見

車椅子利用者用出入口の開き戸を通過する際には、①扉を手前に引く、②扉から体を避ける、③扉を押さえながら中に入る、④扉を閉めるといった動作をこなす必要がある。しかし、身体可動域に制限がある車椅子利用者にとって、以上の動作は容易ではなく、当該開き扉は重量もあることもあって、単独で扉を開閉することは難しいと考えられる。

これについて調査対象機関は「受付職員が監視カメラで困っている様子に気づき、介助に向かうので支障はない」としているが、受付職員が常時監視カメラを観察しているわけではないことから、受付窓口での接客が立て込むなどにより、気付かない場合もあり得、対応が遅れることで、車椅子使用者に入館上の支障を生じるおそれがある。

また、傾斜路を一時的に遮蔽している現状下においても、調査対象機関の説明のように、遮蔽に困惑した車椅子使用者が警備員のいる正面玄関を訪ねることはあるとしても、遮蔽箇所付近に「正面玄関に警備員が常駐しており、その介助が得られる」旨の周知がないことから、誰もが正面玄関を訪れるとは限らない。さらに、傾斜路のすぐそばに車椅子の標識が設置されていること、容易に開放できる簡易的な遮蔽であることから、車椅子使用者のうちに単独で傾斜路を利用する者がいないとも限らない。その結果、車椅子使用者が、傾斜路を進んだ先において自

| | |
|----------------------|--|
| | <p>力で扉の開閉ができず、立ち往生する可能性は十分に考えられる。</p> <p>このため、調査対象機関は、車椅子使用者が支障なく出入口を通過することができるよう、次の措置に努める必要がある。</p> <p>(1) 出入口を改修する機会に、現在の「開き戸」構造の扉を、令が定めるとおり「自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造のもの」に改修すること</p> <p>(2) 改修するまでの当面の間は、車椅子使用者等が、受付に常時対応を求め、適切な介助を得ることができるよう、監視カメラで様子を観察できる、傾斜路の下端付近にインターホンを設置すること。</p> <p>また、当該傾斜路については、車椅子使用者に限らず、階段の昇降に不安を感じる視覚障害者の利用も考えられることから、インターホンには点字表示を行うこと。 (確認年月日：令和3年9月10日、補足調査：令和3年11月17日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>この出入口は、元々は大型展示品の出入口として設計・設置されたものです。出入口の構造を変えるには、高額な大規模改修の必要があるため、現在のところ、引き戸等に改修する検討はしていません。このため、合理的な配慮によって当該不適合から発生する支障に対応することとし、指摘のとおり、インターホンを設置する方向で検討、令和4年度（以降）の予算要求に盛り込む予定としています。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所 飛鳥資料館 昭和 49 年築、延床 4,297 m ² | 事例No. | 施設設備-20 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input checked="" type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 車椅子使用者等が開閉しにくい「開き戸」構造の出入口 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>車椅子使用者等が出入口を円滑に通過できないおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不特定かつ多数の者が利用又は主として高齢者、障害者等が利用する居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路のうち一つ以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。（バリアフリー法施行令第 18 条第 1 項） ○ 移動等円滑化経路上の出入口は、幅 80 cm 以上とすること（バリアフリー法施行令第 2 項第 2 号イ）、戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと（同ロ） <p>2. 現場の状況</p> <p>当施設は、敷地内に屋外休憩所を設け、不特定多数の利用者に供用しているが、出入口の構造が外部から入室する場合に重量のある扉を手前に引いて開けて通過しなければならない「開き戸」となっている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> | | |

3. 調査対象機関における取組状況



調査対象機関は、当該出入口について、車椅子使用者や足元が不安定な高齢者等が入室しづらいものとなっていることに配慮し、利用者が出入口を通過しやすいよう、扉の片方を常時開放している。

しかし、出入口の開口部は幅 160 cm あるが、片方の扉を開けただけでは、扉の厚みや遊びの分が差し引かれ、利用者が出入りできる幅は基準より 10 cm 狭い 70 cm しか確保されていない。

3. 当局の意見

調査対象機関は、「開き戸」の構造が車椅子使用者等にとって通過の支障となることを理解の上、片方の扉を常時開放し、その支障を解消することに努めているが、出入りできる幅が狭いために車椅子使用者の通過に十分対応したものとなっていない。また、冬季等に扉を開放することは、休憩施設を快適なものとして提供することに支障を生じると思われる。

このため、調査対象機関は、次の措置を行い、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。

- (1) 当該出入口を改修する機会に、開閉のしやすい「引き戸」等の構造に改めること
- (2) 上記(1)までの当面の間、当該開き戸の両扉を支障のない範囲で常時開放し、車椅子使用者等が出入口を通過する際に支障がないようにすること

(確認年月日：令和3年9月7日)

調査対象機関の見解・対応等



当該施設は、屋外ミニ展示棟、ミュージアムショップを経て、現在は休憩所として使用しているものであり、休憩所に用途変更する際、来館者に気軽に使用していただけるよう扉は開放することとし、現在に至っています。

片方の扉のみの開放では、車椅子等の通行に支障があるので、写真のとおり、両方の扉を開放するとともに、空調設備の温度設定も工夫し、快適な室環境を維持しつつ対応することとします。

なお、出入口の開き戸構造を改めることについては、指摘の旨を認識し、大規模改修の機会に改善します。

備考

事例表

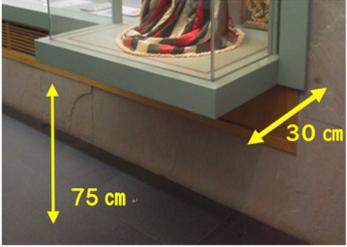
課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所 藤原宮跡資料室 昭和 63 年築、延床 637 m ² | 事例No. | 施設設備-21 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input checked="" type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 車椅子使用者等が開閉しにくい「開き戸」構造の出入口 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>車椅子使用者や足元が不安定で扉を避ける動作が容易でない者、扉を手前に引く力の弱い者等が出入口を円滑に通過できないおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 不特定かつ多数の者が利用又は主として高齢者、障害者等が利用する居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路のうち一つ以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。（バリアフリー法施行令第 18 条第 1 項）</p> <p>○ 移動等円滑化経路上の出入口に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと（同条第 2 項第 2 号ロ）</p> <p>2. 現場の状況</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;">  <p style="text-align: center;">館内側</p> </div> <div style="flex: 1;">  <p style="text-align: center;">屋外側</p> </div> <div style="flex: 2; padding-left: 20px;"> <p>当施設は、建物内に研究成果を展示しているほか、内庭（空地）に「屋外展示コーナー」を設け、復元塀と植栽で柱位置を表現した建物跡の景観展示、発掘した「唐居敷」及び「礎石」を展示しているが、建物の屋内からこの屋外展示場へ抜ける出入口が「開き戸」構造となっている。</p> </div> </div> <p>3. 当局の意見</p> <p>当該出入口が「開き戸」であるため、利用者は、屋外に出る際には押し開ける動作、屋外から戻るときには手前に引く動作を伴うものとなっている。</p> <p>車椅子利用者は、屋外に出る際に重量がある扉を押して自力で通過することが容易ではなく、また、屋外から戻るときに扉を手前に引きながら体を避ける動作は</p> | | |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>可動に制約があるため困難である。さらに、屋外から戻る際の扉を引く動作については、車椅子利用者だけでなく、足元が定まらない者や力のない者にとっても容易ではない。</p> <p>このため、調査対象機関は、次の措置を行い、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。</p> <p>(1) 当該出入口を改修する機会に、開閉のしやすい「引き戸」等の構造に改めること</p> <p>(2) 上記(1)までの当面の間、当該開き戸を支障のない範囲で常時開放し、車椅子利用者等が出入口を通過する際に支障がないようにすること。</p> <p>(3) 上記(2)の措置について、冬季や虫類の屋内侵入等、館内の管理上、支障が在る場合には、受付において、来館者に対して屋外展示場の出入口が「開き戸」である旨及びこのために介助が必要であれば申し出るように説明することとし、利用者が必要とする人的支援を提供できるよう、体制の整備と利用者への支援を行っている旨の周知に努めること (確認年月日：令和3年9月2日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <div data-bbox="389 882 850 1227" data-label="Image"> </div> <p>厳寒時等の館内環境を維持する上で支障がある場合を除き、当該開き戸を全面開放します。</p> <p>また、車椅子での来訪者に対し、受付で受付職員による口頭での案内を利用者に行い、利用者の支援を行いたいと思います。受付でのお声かけをする旨については、令和3年12月に口頭で受付職員に周知しました。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所 藤原宮跡資料室 昭和 63 年築、延床 637 m ² | 事例No. | 施設設備-22 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input checked="" type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 廊下に突出した障害物（展示コーナーの張り出し） | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が衝突するおそれ。また、視覚に障害がない者であっても、鑑賞に気を取られ、突出を想定していないまま前方を見ずに移動し、衝突するおそれ。特に、子供は、突出部の角がちょうど顔の高さに位置しており、危険性が高い。</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 廊下等には、柱型等の突出物をできるだけ設けない。（建築設計標準 2.4.1(1) <ul style="list-style-type: none"> ①廊下「通路のアルコーブ、壁の面取りの例」 ○ 床から高さ 65 cm以上の部分に突出物を設ける場合は、視覚障害者の白杖の位置に配慮し、突き出し部分を 10 cm以下とする。（同上） <p>2. 現場の状況</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>鑑賞コーナーの一部が、展示物を収納する都合で、通路側に地上高 75 cmの位置から 30 cm余り中空にせり出し、かつ、底部の金属台座の角が立ったものとなっている。</p> </div> </div> <p>3. 当局の意見</p> <p>建築設計標準は、廊下を通行する際の衝突の危険を回避する目的で配慮事項を示したものであり、現場の状況はこれに該当するものである。</p> <p>調査対象機関は、白杖を使用する視覚障害者の来館について、視認により鑑賞する展示を行っている施設の特性上から見込めないと説明しているところであるが、展示コーナーの一部が突出している状態は一般に見られるものでないため、視覚障害者以外の利用者であっても、鑑賞に気を取られ、突出を想定していないまま前方を見ずに移動し、衝突するおそれがある。特に、この場合、子供であると突出部の角がちょうど顔の高さに位置しており、危険性が高いものとなっている。</p> <p>このため、調査対象機関は、鑑賞中の保安に資するため、当該展示コーナーの</p> | | |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>張り出し部分周囲にテープパーティション等を設置するなど、障害物の存在に気付きやすくする措置を施し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努めることが望ましい。</p> <p>(確認年月日：令和3年9月2日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <div data-bbox="389 344 944 757" data-label="Image"> </div> <p>危険性があると認識し、展示ケースの周囲にロープパーティションを設置しました。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 京都国立近代美術館 昭和 61 年築、延床 9,983 m ² | 事例No. | 施設設備-23 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input checked="" type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 段の端部を周囲の色彩との差によって識別することが難しい階段 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者等が、段の位置に気付かず、階段から転落したり、つまずいて転倒するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度（以下「色彩」という。）の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。（バリアフリー法施行令第 12 条第 3 号）</p> <p>2. 現場の状況</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>本館玄関前は、礎をかさ上げしていることにより、礎部分に 3 段の階段が設けられているが、一様の石材で造られているため、段の端部と周囲の部分（踏面）に色彩の差がない。</p> </div> </div> <p>3. 当局の意見</p> <p>当該階段は、施設の利用者が別途設けられた傾斜路に向う場合を除いて、昇段及び降段の両方向ともに利用されているが、段の端部と周囲の部分に色彩の差がない。</p> <p>これについては、「調査対象機関の見解等」のとおり、建物自体が意匠性の高い芸術と評価される一面を有し、このために設計者の凝らした意匠を守ることが美術館に求められる結果、鮮やかな色彩の対比を盛り込めない場合があることが背景にあると推察される。</p> | | |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>しかし、段の端部と周囲の部分に色彩の差がないことで、弱視者等が端部を視認しづらく円滑に通行できない上、階段の幅が広く、段の部分に身体を支持するための手すり等がないこともあり、段を踏み外した際には転落、段につまずいた際には転倒のおそれがある。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者の認知に資するよう、踏面の端を周囲の部分と色彩の差を大きくすることによって識別しやすいものとし、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。(確認年月日：令和3年9月8日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>当館は、建築界のノーベル賞ともいわれるプリツカー賞や、国際建築家連合ゴールドメダルを受賞した世界的に知られた建築家、槇文彦氏の設計により建てられたものであり、同氏は「一見デ・ステイル的(デ・ステイル)な世界をつくることを意図している」と語っているところです。また、当館は、デ・ステイルを牽引したピエト・モンドリアン(1872-1944)による《コンポジション》を所蔵しており、こうしたモンドリアン的世界を体感できる場所となっていることが当館の建築における特徴になっています。</p> <p>点字ブロックや手すりが無い、段の端部や傾斜面に周囲との色彩の差がみられない等の指摘についてはそのとおりの一方、建物自体が意匠性の高い芸術であり、設計者の凝らした意匠を守ることも美術館としての当館の責務であると考えております。</p> <p>また、限られた予算の中ではバリアフリーのための改修より先に、老朽化に伴う種々の改修に充てる方を優先せざるを得ないという実情もあります。</p> <p>これらの事情により、指摘があったバリアフリー化のための改修工事については別枠での予算措置が必須であることから、設計業者より見積書を徴取し、法人本部へ予算要求を行っているところでございます。</p> <p>なお、当館では、介助を求める旨の申し出があれば、スタッフの配置状況に鑑みた上で、合理的配慮として対応が可能な場合には、視覚障害者等の求めに応じて会場への道案内などの誘導を行うこととしており、この対応は引き続きしていきます。</p> |
| <p>備考</p> | <p><u>本事例に関連する他の指摘事項</u> 施設設備-32 階段の存在を警告するための点状ブロックの未設置</p> |

事例表

課題 参考となる取組

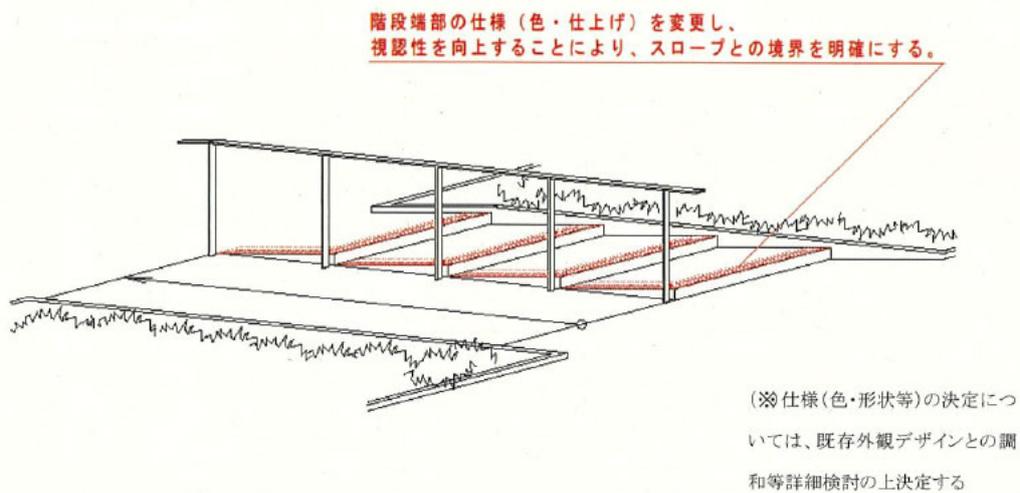
| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良国立博物館 西新館（昭和 47 年築、延床 5,396 m ² ） 平成 22 年全面改修 | 事例No. | 施設設備-24 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input checked="" type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |
| 件名 | 段の端部を周囲の色彩との差によって識別することが難しい階段 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者等が、段の位置に気付かず、階段から転落したり、つまずいて転倒するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度（以下「色彩」という。）の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。（バリアフリー法施行令第 12 条第 3 号）</p> <p>2. 現場の状況</p> <p>新館前の敷地に設けられた屋外石造りの階段は、踏面にサイコロ状の御影石を並べ、その端部に柱状の赤御影石を施工したものであるが、経年劣化による退色のため、端部上面とその周囲の色彩が同色となっている。</p> <p>また、当該階段に併設されている傾斜路の面が、階段の踏面と同じ仕様となっている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>端部（垂直面）と踏面</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>端部（上面）と踏面</p> </div> </div> | | |

3. 調査対象機関における取組状況

調査対象機関は、平成 26 年に奈良市がバリアフリー法第 25 条に基づくバリアフリー基本構想を定めた際に、同法第 35 条の特定事業者となっており、同条に基づく建築物特定事業計画（以下「事業計画」という。）中で、この階段について「外部階段端部の視認性が低く、スロープと見分けが付きにくい」とし、「外部階段端部の明確化」に平成 26～29 年度を実施予定期間として取り組むこととしている。

しかし、多額の改修施工費を要するところ、その確保ができずに停滞していると説明している。

| 現状課題 | 事業内容 (●: 特定事業、 ○: その他の事業又はソフト事業) | 延長・ 箇所数 | 実施予定期間 (平成 年度) | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|------------|----------------|----|----|----|----|----|----|---|--|--|
| | | | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | ～ | | |
| 外部階段端部の視認性が低く、スロープと見分けが付きにくい。 | ● 外部階段端部の明確化。 | | | | | | | | | | | |



3. 当局の意見

当該階段は、最寄りバス停から多数の来館者が見込まれる特別展が開催される新館への主要経路となっており、来館者の利用度が高い箇所と認められる。

しかし、踏面の端部上面と周囲の色彩が同系色であるため、弱視者等が段の端部を視認しづらい上、さらに、踏面の端部が併行する石材の目地（溝）と紛れ、一層視認しづらいものとなっている。

また、当該階段の踏面が併設されている傾斜路と同じ仕上げであること及び踏面の奥行きが 90 cm 前後と長いことから、弱視者等がこの階段を傾斜路と誤認する可能性がある。階段と傾斜路の間には手すりが設置されているが、傾斜路にも手すりを設置することとされているため（バリアフリー法施行令第 13 条第 1 号）、階段を傾斜路と誤認した弱視者等が、当該手すりを傾斜路の中央に設置されたものと誤認する可能性があり、階段と傾斜路を区別する手掛かりとはなりにくい。

このような状況から、弱視者等が当該階段を利用する際、昇段・降段ともに不自由を来すおそれがあるほか、降段の際に段を踏み外す危険がある。

調査対象機関も、上記の事情には認識があり、事業計画にこの階段の端部の明示を挙げ、措置することとしているが、現状は、下欄「調査対象機関の見解等」に記

| | |
|--------------------------------|---|
| | <p>載のとおり、予算を確保できないことがあい路となって停滞している。</p> <p>しかし、当該階段がバス停からの導線上にあり、利用度が高いことから、事業計画に基づく施工までの間、現状のまま放置しておくことは適切ではないと思われる。</p> <p>このため、調査対象機関は、次の措置を講じ、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。</p> <p>(1) 事業計画実施の停滞に係るあい路の解消を図り、踏面の端部の色彩と周囲の色彩との差を大きくする改修を速やかに図るよう努めること</p> <p>(2) (1)の実施に至る当面の間、傾斜路と階段の別を看板等で案内するなどにより、利用者が、その判断の下に階段を避け、傾斜路を選択することが容易となるように措置すること</p> <p style="text-align: right;">(確認年月日：令和3年9月10日)</p> |
| <p>調査対象機関 の見解・対応 等</p> | <p>奈良市のバリアフリー基本構想に基づく重点整備地区内の特定事業者として、平成26年度中に改修のための特定事業計画を策定済のものです。</p> <p>現状については、改修金額が高額になるため、国の施設整備補助金を建物の改修と併せて要求中となっています。</p> <p>取り急ぎ傾斜路と階段の別を案内する看板を設置するとともに、応急的な対応として、踏面の端部の色彩と周囲の色彩との差を大きくするため、ペンキで端部塗装を行います。</p> <p>なお、奈良市へは、現在計画中として状況を報告しています。</p> |
| <p>備 考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

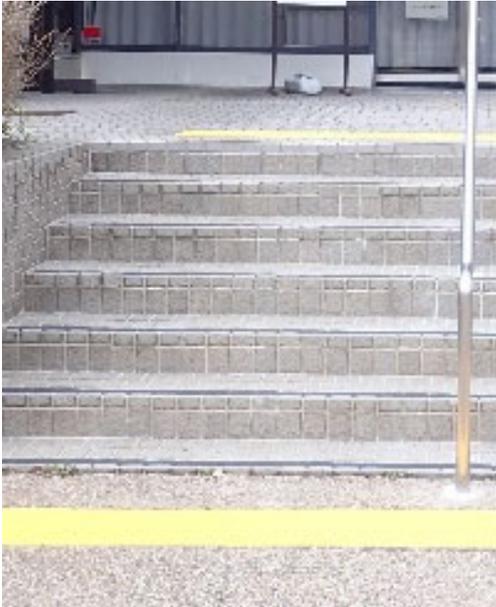
| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所 飛鳥資料館 昭和 49 年築、延床 4,297 m ² | 事例No. | 施設設備-25 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input checked="" type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 段の端部を周囲の色彩との差によって識別することが難しい階段 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者等が、段の位置に気付かず、階段から転落したり、つまずいて転倒するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度（以下「色彩」という。）の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。（バリアフリー法施行令第 12 条第 3 号）</p> <p>2. 現場の状況</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>正面玄関の階段が切石の石段となっており、踏面の端部に周囲と色彩を異にする細工が施されていないため、同色となっている。</p> <p>また、踏面には、滑り止めとして、端部と並行する数条の溝が刻まれている。</p> </div> </div> <p>3. 当局の意見</p> <p>当該階段は、車椅子利用者が別途設けられた導線（傾斜路）に向かう以外、利用者が入退館する際に必ず往来するものであるが、踏面の端部と周囲の色が同色であるため、弱視者等が段の端部を視認しづらい上、さらに、踏面の端部が併行して刻まれた踏面の滑り止めの溝と紛れ、一層視認しづらいものとなっている。</p> <p>この状況からは、弱視者等が当該階段を利用する際、昇段・降段ともに不自由を来すおそれがあるほか、降段の際に段を踏み誤って転落する危険がある。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者の認知に資するよう、踏面の端と周囲</p> | | |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>の部分との色彩の差を大きくすることとし、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。 (確認年月日：令和3年9月7日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <div data-bbox="389 293 951 745" data-label="Image"> </div> <p>弱視者にとっては識別しづらいと思われることから、令和4年2月7日に写真のとおり、ノンスリップテープを設置しました。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所 平城宮跡資料館 昭和 45 年築、延床 1,987 m ² | 事例No. | 施設設備-26 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input checked="" type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 段の端部を周囲の色彩との差によって識別することが難しい階段 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者等が、段の位置に気付かず、階段から転落したり、つまずいて転倒するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度（以下「色彩」という。）の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。（バリアフリー法施行令第 12 条第 3 号）</p> <p>2. 現場の状況</p> <p>施設の入口前及び出口前に階段が設けられているが、各々について、次の状況がみられる。</p> <p>(1) 入口前の階段</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;">  </div> <div style="flex: 2;"> <p>○ 階段全体が同一のタイルで被覆されており、踏面の端部とその周囲の部分が同じ色彩となっている上、段の端がタイルの目地（溝）と混同しやすく、端部と次の段の踏面が連続して見える。</p> <p>○ 令和 4 年度に改修工事を予定しており、施工図中、当該部分は「タイル」として、復元を指示している。</p> </div> </div> <p>(2) 出口前の階段</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;">  </div> <div style="flex: 2;"> <p>○ 階段全体が同色・同素材となっているが、端部と踏面のタイルの寸法を変えることで、目地の組み合わせを手掛かりに端部を識別するように措置している。しかし、視野が晴朗でない弱視者等は、段を移動する</p> </div> </div> | | |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>ごとに、凝視して目地の組み合わせを目で追う必要があり、「容易に段の端部を視認できるように措置している」とまでは言えないものとなっている。</p> <p>3. 当局の意見</p> <p>入口前の階段は、敷地内通路から入館する際の昇段のほか、国営平城宮跡歴史公園内の主要園路の最寄りにあるため、出口から屋根付き回廊を経て敷地内通路に降りる際の降段にも利用されている。</p> <p>また、出口前の階段は、退館して敷地内通路に降りる際の降段のほか、国営平城宮跡歴史公園内の「第一次大極殿」最寄りにあり、大極殿を見学した者が屋根付き回廊を経て資料館入口に向かう際の昇段にも利用されている。</p> <p>しかし、入口前、出口前のいずれの階段についても、踏面の端部がその周囲と同色であること、特に入口前の階段についてはタイルの目地が踏面の端部と紛れて識別しづらいことから、弱視者等が、踏面の端部の位置を容易に視認できず、段の踏み外しによる転落やつまずきによる転倒のおそれがある。</p> <p>また、令和4年度に実施が予定されている入口前階段の改修工事は、同階段の建築物移動等円滑化基準への適合を図る機会となっている。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者の認知に資するため、踏面の端部と周囲の部分との色彩の差を大きくするよう努める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(確認年月日：令和3年9月6日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>弱視者には視認しづらいため、識別可能なものに改修が必要と考え、入口前、出口前ともに、段鼻部分にノンスリップテープを設置しました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="400 1211 896 1818">  </div> <div data-bbox="922 1211 1422 1818">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <p>【入口前の階段】</p> <p>【出口前の階段】</p> </div> |
| <p>備考</p> | <p><u>本事例に関連する他の指摘事項</u></p> <p>施設設備-40 階段の存在を警告するための点状ブロックの敷設の不備</p> <p>施設設備-43 視認しづらい階段の存在を警告するための点状ブロック</p> |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所 平城宮跡資料館 昭和 45 年築、延床 1,987 m ² | 事例No. | 施設設備-27 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input checked="" type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 段の端部を周囲の色彩との差によって識別することが難しい階段 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者等が、段の位置に気付かず、階段から転落したり、つまずいて転倒するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度（以下「色彩」という。）の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。（バリアフリー法施行令第 12 条第 3 号）</p> <p>2. 現場の状況</p> <p>屋外トイレ棟の男子便所出入口及び女子便所出入口の前に設けられた階段が同一仕様のコンクリート板で造られているため、踏面の端部と周囲が同色となっている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>男子用便所前</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>女子用便所前</p> </div> </div> | | |



階段の上端部からみた端部と踏面

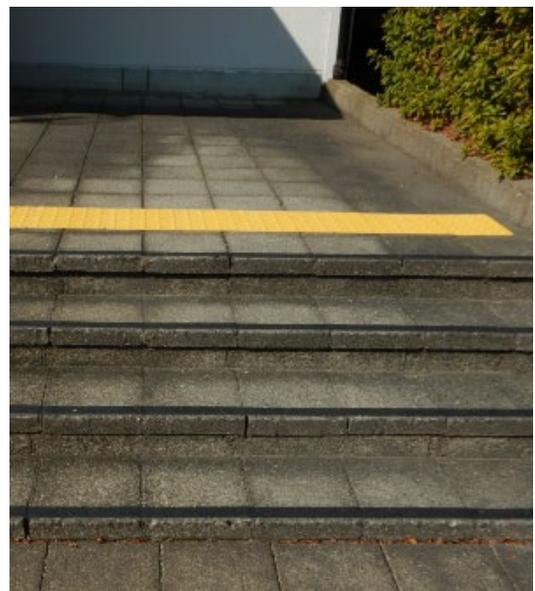
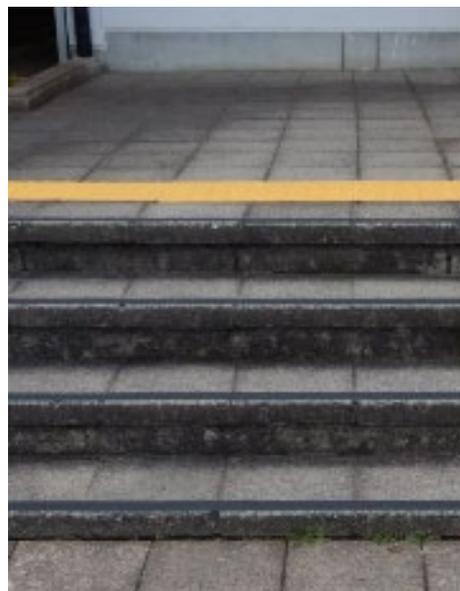
3. 当局の意見

当該階段は、駐車場から便所棟の左袖まで回り込む迂回路（傾斜路）を歩行する場合を除き、便所の利用に際して、必ず、往来するものとなっている。

しかし、踏面の端部とその周囲が同色同素材で構成されているため、弱視者等が端部を識別することが容易とはいえない状況にあり、段を踏み誤ることで、降段の際には転落、昇段の際には転倒のおそれがある。

このため、調査対象機関は、視覚障害者の認知に資するよう、踏面の端を周囲の部分と色彩の差を大きくすることとし、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。
(確認年月日：令和3年9月6日)

弱視者には視認しづらいと思われることから、ノンスリップテープを設置しました。



調査対象機関の
見解・対応等

備考

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 国立民族学博物館 特別展示館（平成元年築、延床 5,292 m ² ） | 事例No. | 施設設備-28 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input checked="" type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |
| 件名 | 段の端部を周囲の色彩との差によって識別することが難しい階段 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者等が、段の位置に気付かず、階段から転落したり、つまずいて転倒するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度（以下「色彩」という。）の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。（バリアフリー法施行令第12条第3号）</p> <p>2. 現場の状況</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>敷地内通路と特別展示館休憩所を結ぶ階段が同寸法のタイル張りとなっており、端部に周囲の部分の色彩との差を大きくするような施工はされていない。</p> <p>また、調査対象機関は、踏面の端部に点状突起を設け、触覚による端部の明示には努めているが、この突起は周囲と同色である。</p> </div> </div> <p>3. 当局の意見</p> <p>当該階段は休憩所を利用する者が必ず往来するものであるが、踏面の端部と周囲の色が同色であるため、弱視者等が段の端部を視認しづらい上、さらに、踏面の端部がタイルの目地と併行して紛れ、一層視認しづらいものとなっている。</p> <p>この状況から、弱視者等が当該階段を利用する際、昇段・降段ともに不自由を来すおそれがあるほか、降段の際に段を踏み誤って転落する危険がある。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者の認知に資するよう、踏面の端と周囲の部分との色彩の差を大きくすることとし、利用者が安心・円滑に利用できるよ</p> | | |

| | |
|-------------------|--|
| | う努める必要がある。 (確認年月日：令和3年9月9日) |
| 調査対象機関の 見解・対応等 | <p>施設整備については、館内の事業評価委員会において、毎年度、『バリアフリー対策』、『アメニティ・ユーティリティの向上』、『安全対策』、『プリメンテナンス整備（修繕等）』などの事項及び『予算区分（資金調達）』の別に数値化し、実施順位を決定して実施することとしています。</p> <p>また、実施に当たっては、通常予算の範囲で対応できる部分から改修を始め、通常予算を超える別途に費用が必要なものについては、当館全体の改修計画の中で実現していく予定としており、建物の老朽化対策のための建物全体改修計画の中で予算要求することとしています。</p> <p>指摘事例への対応については、現時点では未着手となっておりますが、6月14日（火）開催予定の事業評価委員会において、『バリアフリー対策』及び『安全対策』として検討事項に盛り込み、危険性や公共性等の配点の高いものから優先順位付けを行うこととし、委員会の決定に基づき、対応可能なものについては通常予算で実施する予定です。</p> <p>また、建物の老朽化対策に伴い、全体改修計画で撤去される範囲内のものについては、今後、全体改修の中で対応することを考えております。</p> |
| 備 考 | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|----------------|---|--------------|----------------|
| <p>調査対象機関名</p> | <p>京都国立近代美術館 昭和 61 年築、延床 9,983 m²</p> | <p>事例No.</p> | <p>施設設備-29</p> |
| <p>調査項目</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/>情報の提供状況</p> <hr/> <p>【施設・設備の区分】</p> <p><input type="checkbox"/>移動経路 <input type="checkbox"/>出入口 <input type="checkbox"/>カウンター <input checked="" type="checkbox"/>階段 <input type="checkbox"/>トイレ <input type="checkbox"/>エレベーター <input type="checkbox"/>案内表示 <input type="checkbox"/>駐車場 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> | | |
| <p>件名</p> | <p>段の端部を周囲の色彩との差によって識別することが難しい階段</p> | | |
| <p>事例内容</p> | <p>支障等</p> <p>視覚障害者等が、段の位置に気付かず、階段から転落したり、つまずいて転倒するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度（以下「色彩」という。）の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。（バリアフリー法施行令第 12 条第 3 号）</p> <p>2. 現場の状況</p> <p>館内 2 箇所（エントランス正面奥及びエントランス横）にエントランスホールと展示室を結ぶ階段が設置されているが、各々について、次の状況がみられる。</p> <div data-bbox="389 1339 1426 2063" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">エントランス正面奥階段</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>段の端部と周囲が同系色。端部に溝 1 条が刻まれており、視覚に障害がない者には、この溝の存在が端部の位置を知る一助となっているが、視界が晴朗でない弱視者等には溝の存在が視認しづらく、端部を容易に識別できるとまでは言い難い。</p> <p>なお、設計した建築家は、当局が別途インターネットで入手した講演会資料（東西アスファルト事業協同組合講演会「建築空間と物質性について」榎 文彦 FUMIHIKO MAKI、https://www.tozai-as.or.jp/mytech/87/87_maki08.html）において、当該階段について、「中の吹抜け空間では大理石を使い、外の花崗岩とは違った石をまた表現しています。同時に、石の表面には薄く三角形とか丸が出てくるのですが、大きな面の中からもうひとつ別の図象を浮かび上がらせようとい</p> </div> </div> </div> | | |

う意図がありました。吹抜の階段の彫部分のディテールでは二つの異なる石を使って、それぞれの段差をはっきり出しています。ずらずらっと、ただ普通に眠り目地で石を積んでしまわずに、できるだけ構成主義的といいますか、構成要素を出すとともに、何かそこからのメッセージを期待したいのです。」と説明している。

エントランス横階段



段の端部と周囲が一樣の素材で造られているところ、端部に溝1条が刻まれているほか、端部に厚みのある金属板をはめ込み、端部の視認性に配慮している。

3. 当局の意見

当該2箇所の階段は、利用者が玄関ホールと展示室を往来する際の主要導線上にあり、降段、昇段ともに利用されているが、エントランス正面奥階段は、端部に溝を付けて視認性を上げる配慮はしているものの、エントランス横階段のように端部に色彩の異なる素材をはめ込むなどの処理がなく、端部と周囲との色彩が同じであるため、弱者等が端部を容易に視認できるものになっているとまでは言えない状況にある（なお、当該階段は、玄関ホールにおける意匠の主要部分を構成しており、「調査対象機関の見解等」にあるとおり、設計者の凝らした意匠を守ることが美術館に求められる結果、色彩の対比による端部の明示等が困難になっていることが推察される）。

このため、調査対象機関は、エントランス正面奥階段について、視覚障害者の認知に資するよう、次の措置を講じ、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。

- (1) 改修等の機会に、設計者とも協議の上、踏面の端部に周囲の部分と色彩の差を大きくする施工を行い、識別しやすいものとする
- (2) 上記(1)の措置までの当面の間、これに代わる安全確保対策として、利用者の希望に基づき必要に応じて、職員等による誘導などに努めること

(確認年月日：令和3年9月8日、補足調査：令和4年6月2日)

調査対象機関の見解・対応等

当館は、建築界のノーベル賞ともいわれるプリツカー賞や、国際建築家連合ゴールドメダルを受賞した世界的に知られた建築家、槇文彦氏の設計により建てられたものであり、同氏は「一見デ・スティーレル的（デ・ステイル）な世界をつくることを意図している」と語っているところです。また、当館は、デ・ステイルを牽引したピエト・モンドリアン（1872-1944）による《コンポジション》を所蔵しており、こう

| | |
|------------|---|
| | <p>したモンドリアン的世界を体感できる場所となっていることが当館の建築における特徴になっています。</p> <p>点字ブロックや手すりがない、段の端部や傾斜面に周囲との色彩の差がみられない等の指摘についてはそのとおりと思う一方、建物自体が意匠性の高い芸術であり、設計者の凝らした意匠を守ることも美術館としての当館の責務であると考えております。</p> <p>また、限られた予算の中ではバリアフリーのための改修より先に、老朽化に伴う種々の改修に充てる方を優先せざるを得ないという実情もあります。</p> <p>これらの事情により、指摘があったバリアフリー化のための改修工事については別枠での予算措置が必須であり、設計業者より見積書を徴取し、法人本部へ予算要求を行っているところでございます。</p> <p>なお、介助を求める旨の申し出があれば、スタッフの配置状況に鑑みた上で、合理的配慮として対応が可能な場合には、視覚障害者等の求めに応じて会場への道案内などの誘導を行うこととしており、この対応は引き続きしていきます。</p> |
| <p>備 考</p> | <p><u>本事例に関連する他の指摘事項</u></p> <p>施設設備-31 階段の存在を警告するための点状ブロックの未設置</p> |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 国立国際美術館 平成 16 年築、延床 13,486 m ² | 事例No. | 施設設備-30 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input checked="" type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 階段の存在を警告するための点状ブロックの未設置 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者等が、階段の存在に気付かず、階段から転落したり、つまずいて転倒するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視覚障害者に対して段差の存在の警告を行うため、階段の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設する。(バリアフリー法施行令第 11 条第 2 号) ○ 階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設する。(同第 12 条第 5 号) ○ 建築設計標準は、さらに「点状ブロック等は階段の上端に敷設する他、階段の上端・下端を予告する意味で、階段の下端にも敷設することが考えられる」としている。(2.5.1 階段の設計標準(3)②視覚障害者誘導用ブロック等) ○ 「大阪府福祉のまちづくり条例」(平成 4 年 10 月 28 日大阪府条例第 36 号)は、階段の下端に近接する廊下等の部分(第 14 条第 1 号)、段がある部分の下端に近接する踊場の部分(第 15 条)にも点状ブロックを設置するとしている。 <p>2. 現場の状況</p> <p>当該施設は、地上 1 階、地下 3 階の建物となっており、各階をつなぐ階段が設置されている。</p> <p>このうち、地上 1 階と地下 1 階をつなぐ階段の上端に近接する部分には、階段の存在を警告するための点状ブロックが敷設されているが、地下 1 階と地下 2 階、地下 2 階と地下 3 階をつなぐ階段の上端に近接する部分には敷設されていない。</p> <p>また、いずれの階段についても、階段の下端に近接する部分に点状ブロックが敷設されていない。</p> <div style="text-align: center;">↓</div> | | |



<地下1階の階段>



<地下2階の階段>

3. 当局の意見

当該階段は、利用者が併設されているエスカレーターを使わず、各階を垂直移動する場合、降段、昇段ともに利用するものとなっているが、点状ブロックがないために、視覚障害者が階段を利用しようとした場合は、その開始位置を把握できず、降段時の段の踏み外しによる転落や昇段時のつまずきによる転倒の危険などがある。

このため、調査対象機関は、視覚障害者の認知に資するよう、階段の上端・下端に近接する部分に点状ブロックを敷設し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。
(確認年月日：令和3年8月30日)

調査対象機関の見解・対応等

エスカレーター、エレベーターを使用される方が多いので、あまり支障等はありませんでしたが、今後敷設の検討を進めます。

備考

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 京都国立近代美術館 昭和 61 年築、延床 9,983 m ² | 事例No. | 施設設備-31 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input checked="" type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件 名 | 階段の存在を警告するための点状ブロックの未設置 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者等が、階段の存在に気付かず、階段から転落したり、つまずいて転倒するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視覚障害者に対して段差の存在の警告を行うため、階段の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設する。(バリアフリー法施行令第 11 条第 2 号) ○ 階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設する。(同第 12 条第 5 号) ○ 建築設計標準は、さらに「点状ブロック等は階段の上端に敷設する他、階段の上端・下端を予告する意味で、階段の下端にも敷設することが考えられる」としている。(2.5.1 階段の設計標準(3)②視覚障害者誘導用ブロック等) ○ 「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」(平成 16 年 3 月 31 日京都市条例第 78 号) は、対象建築物の建築等をしようとする者が措置を採るよう努めなければならない(第 12 条)とするものの 1 つとして、段がある部分の上端又は下端に近接する廊下等及び踊場の部分に点状ブロックを設置することを挙げている。(条例施行規則第 10 条) <p>2. 現場の状況</p> <p>館内 2 か所(エントランス横及びエントランス正面奥)に、エントランスと展示室を結ぶ階段が設置されているが、どちらの階段についても、階段の上端及び段がある部分の上端に近接する踊場の部分、階段の下端及び段がある部分の下端に近接する踊場の部分に、階段の存在を警告するための点状ブロックが敷設されていない。</p> <div style="text-align: center;">↓</div> | | |

【エントランス横の階段】



【エントランス正面奥の階段】



3. 当局の意見

当該2か所の階段は、利用者がエントランスと展示室を往来する際の主要導線上にあり、降段、昇段とも往来に利用されているが、階段の開始位置を把握できていない場合、降段時の段の踏み外しによる転落や昇段時のつまずきによる転倒の危険などがある。

階段の上端及び段がある部分の上端に近接する踊場への点状ブロックの敷設は、視覚障害者等に階段の存在を警告し、踏み外しによる転落の危険等を予防するものとして、設置することとされているものであり、また、階段の下端に近接する部分及び段がある部分の下端に近接する踊場への敷設は、昇段時のつまずきによる転倒の危険等を予防するものとして、京都市が設置に努めることとしているものである。

このため、調査対象機関は、視覚障害者の認知に資するよう、階段の上端及び段がある部分の上端に近接する踊場に点状ブロックを敷設するほか、階段の下端に近接する部分及び段がある部分の下端に近接する踊場への敷設も検討し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。

(確認年月日：令和3年9月8日)

調査対象機関の見解・対応等

当館は、建築界のノーベル賞ともいわれるプリツカー賞や、国際建築家連合ゴールドメダルを受賞した世界的に知られた建築家、槇文彦氏の設計により建てられたものであり、同氏は「一見デ・スティールの（デ・スタイル）な世界をつくることを意図している」と語っているところです。また、当館は、デ・スタイルを牽引したピエト・モンドリアン（1872-1944）による《コンポジション》を所蔵しており、こうしたモンドリアンの世界を体感できる場所となっていることが当館の建築における特徴になっています。

点字ブロックや手すりがない、段の端部や傾斜面に周囲との色彩の差がみられな

| | |
|-----|--|
| | <p>い等の指摘についてはそのとおりと思う一方、建物自体が意匠性の高い芸術であり、設計者の凝らした意匠を守ることも美術館としての当館の責務であると考えております。</p> <p>また、限られた予算の中ではバリアフリーのための改修より先に、老朽化に伴う種々の改修に充てる方を優先せざるを得ないという実情もあります。</p> <p>これらの事情により、指摘があったバリアフリー化のための改修工事については別枠での予算措置が必須であることから、設計業者より見積書を徴取し、法人本部へ予算要求を行っているところでございます。</p> <p>なお、介助を求める旨の申し出があれば、スタッフの配置状況に鑑みた上で、合理的配慮として対応が可能な場合には、視覚障害者等の求めに応じて会場への道案内などの誘導を行うこととしており、この対応は引き続きしていきます。</p> |
| 備 考 | <p><u>本事例に関連する他の指摘事項</u></p> <p>施設設備-29 段の端部を周囲の色彩との差によって識別することが難しい階段</p> |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 京都国立近代美術館 昭和 61 年築、延床 9,983 m ² | 事例No. | 施設設備-32 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input checked="" type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 階段の存在を警告するための点状ブロックの未設置 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者等が、階段の存在に気付かず、階段から転落したり、つまずいて転倒するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視覚障害者に対して段差の存在の警告を行うため、階段の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設する。(バリアフリー法施行令第 11 条第 2 号) ○ 階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設する。(同第 12 条第 5 号) ○ 建築設計標準は、さらに「点状ブロック等は階段の上端に敷設する他、階段の上端・下端を予告する意味で、階段の下端にも敷設することが考えられる」としている。(2.5.1 階段の設計標準(3)②視覚障害者誘導用ブロック等) ○ 「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」(平成 16 年 3 月 31 日京都市条例第 78 号) は、対象建築物の建築等をしようとする者が措置を採るよう努めなければならない(第 12 条)とするものの 1 つとして、段がある部分の上端又は下端に近接する廊下等及び踊場の部分に点状ブロックを設置することを挙げている。(条例施行規則第 10 条) <p>2. 現場の状況</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>本館玄関前は、礎部分に 3 段の階段が設けられているが、その上端と近接する部分及び下端に近接する部分に、点状ブロックが敷設されていない。</p> </div> </div> | | |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>当該階段は、施設の利用者が別途設けられた傾斜路に向う場合を除いて、昇段及び降段の両方向ともに利用されているが、階段の幅が広く、段の部分に身体を支持するための手すり等の設置もないため、段を踏み外した際の転落や段につまずいた際の転倒の危険なども相応に見込まれる。</p> <p>階段の上端及び段がある部分の上端に近接する踊場への点状ブロックの敷設は、視覚障害者等に階段の存在を警告し、踏み外しによる転落の危険等を予防するものとして、設置することとされているものであり、また、階段の下端に近接する部分及び段がある部分の下端に近接する踊場への敷設は、昇段時のつまずきによる転倒の危険等を予防するものとして、京都市が設置に努めることとしているものである。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者の認知に資するよう、階段の上端及び段がある部分の上端に近接する踊場に点状ブロックを敷設するほか、階段の下端に近接する部分及び段がある部分の下端に近接する踊場への敷設も検討し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(確認年月日：令和3年9月8日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>当館は、建築界のノーベル賞ともいわれるプリツカー賞や、国際建築家連合ゴールドメダルを受賞した世界的に知られた建築家、槇文彦氏の設計により建てられたものであり、同氏は「一見デ・ステイル的（デ・ステイル）な世界をつくることを意図している」と語っているところです。また、当館は、デ・ステイルを牽引したピエト・モンドリアン（1872-1944）による《コンポジション》を所蔵しており、こうしたモンドリアン的世界を体感できる場所となっていることが当館の建築における特徴になっています。</p> <p>点字ブロックや手すりが無い、段の端部や傾斜面に周囲との色彩の差がみられない等の指摘についてはそのとおりの一方、建物自体が意匠性の高い芸術であり、設計者の凝らした意匠を守ることも美術館としての当館の責務であると考えております。</p> <p>また、限られた予算の中ではバリアフリーのための改修より先に、老朽化に伴う種々の改修に充てる方を優先せざるを得ないという実情もあります。</p> <p>これらの事情により、指摘があったバリアフリー化のための改修工事については別枠での予算措置が必須であることから、設計業者より見積書を徴取し、法人本部へ予算要求を行っているところでございます。</p> <p>なお、介助を求める旨の申し出があれば、スタッフの配置状況に鑑みたくて、合理的配慮として対応が可能な場合には、視覚障害者等の求めに応じて会場への道案内などの誘導を行うこととしており、この対応は引き続きしていきます。</p> |
| <p>備考</p> | <p><u>本事例に関連する他の指摘事項</u> 施設設備-23 段の端部を周囲の色彩との差によって識別することが難しい階段</p> |

事例表

課題 参考となる取組

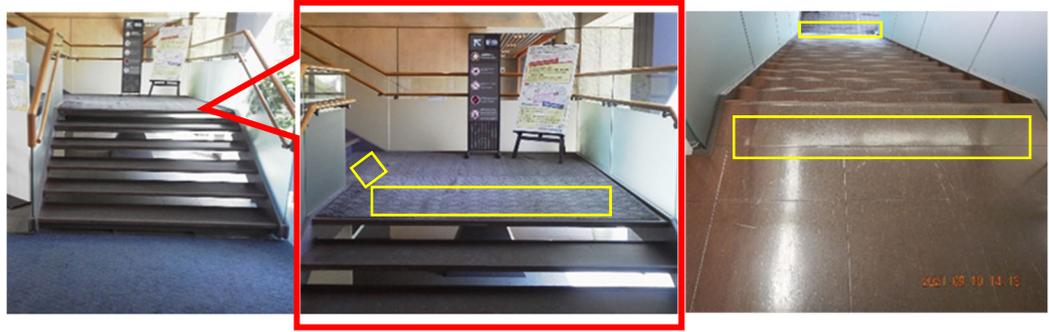
| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良国立博物館 西新館（昭和 47 年築、延床 5,396 m ² ） 平成 22 年全面改修 | 事例No. | 施設設備-33 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input checked="" type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |
| 件名 | 階段の存在を警告するための点状ブロックの未設置 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者等が、階段の存在に気付かず、階段から転落したり、つまずいて転倒するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視覚障害者に対して段差の存在の警告を行うため、階段の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設する。（バリアフリー法施行令第 11 条第 2 号） ○ 階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設する。（同第 12 条第 5 号） ○ 建築設計標準は、さらに「点状ブロック等は階段の上端に敷設する他、階段の上端・下端を予告する意味で、階段の下端にも敷設することが考えられる」としている。（2.5.1 階段の設計標準(3)②視覚障害者誘導用ブロック等） ○ 「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」（平成 7 年 3 月 22 日奈良県条例第 30 号）は、規則で定める施設等を設置しようとする者が適合させるよう努めなければならない（第 13 条）とするものの 1 つとして、階段の上端及び下端並びに踊場の部分には、点状ブロック等を設けることを挙げている。（条例施行規則第 3 条第 2 項、別表第 1 「階段」(4)） <p>2. 現場の状況</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>新館（東）地下に設置されたトイレに向かう階段の上端・下端に近接する部分に階段の存在を警告するための点状ブロックが敷設されていない。</p> </div> </div> | | |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>当該階段は、展示を見終えた利用者を階下に導く傾斜路のすぐ横手に設けられた、地下の便所に向かう経路上にあり、昇段及び降段ともに利用されているが、階段の開始位置を把握できていない場合、傍らの手すりで身を支えることが可能であるとはいえ、降段時の段の踏み外しによる転落や昇段時のつまずきによる転倒の危険などがある。</p> <p>階段の上端に近接する部分への点状ブロックの敷設は、視覚障害者等に階段の存在を警告し、踏み外しによる転落の危険等を予防するものとして、設置することとされているものである。また、階段の下端に近接する部分への敷設は、昇段時のつまずきによる転倒の危険等を予防するものとして、奈良県が設置に努めることとしているものである。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者の認知に資するよう、階段の上端に近接する部分に点状ブロックを敷設するほか、階段の下端に近接する部分への敷設も検討し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(確認年月日：令和3年9月10日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>現場については、奈良市のバリアフリー基本構想の下、特定事業計画を策定しており、「通路・階段・斜路への点状ブロックの設置」に含まれています。</p> <p>3月末日に、階段の上部及び下部に設置を完了しました。</p>  |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良国立博物館 東新館（平成9年築、延床 6,389 m ² ） | 事例No. | 施設設備-34 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input checked="" type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |
| 件名 | 階段の存在を警告するための点状ブロックの未設置 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者等が、階段の存在に気付かず、階段から転落したり、つまずいて転倒するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視覚障害者に対して段差の存在の警告を行うため、階段の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設する。（バリアフリー法施行令第11条第2号） ○ 階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設する。（同第12条第5号） ○ 建築設計標準は、さらに「点状ブロック等は階段の上端に敷設する他、階段の上端・下端を予告する意味で、階段の下端にも敷設することが考えられる」としている。（2.5.1 階段の設計標準(3)②視覚障害者誘導用ブロック等） ○ 「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」（平成7年3月22日奈良県条例第30号）は、規則で定める施設等を設置しようとする者が適合させるよう努めなければならない（第13条）とするものの1つとして、階段の上端及び下端並びに踊場の部分には、点状ブロック等を設けることを挙げている。（条例施行規則第3条第2項、別表第1「階段」（4）） <p>2. 現場の状況</p> <p>新館入口から2階展示室に向かう階段の上端・下端に近接する部分及び段の上端・下端に近接する踊場の部分に、段の存在を警告するための点状ブロックが設置されていない。</p> <div style="text-align: center;">↓</div> | | |



階段下端部

踊場

階段上端部

3. 当局の意見

当該階段は、主に昇段の用途で設置されているものであるが、最寄りの便所が1階にあることから、入口から展示室に移動中の者が、便所を利用するため、降段方向にも利用するものとなっている。

階段の開始位置を把握できていない場合、降段時の段の踏み外しによる転落や昇段時のつまずきによる転倒の危険などがある。

階段の上端及び段がある部分の上端に近接する踊場への点状ブロックの敷設は、視覚障害者等に階段の存在を警告し、踏み外しによる転落の危険等を予防するものとして、設置することとされているものである。また、階段の下端に近接する部分及び段がある部分の下端に近接する踊場への敷設は、昇段時のつまずきによる転倒の危険等を予防するものとして、奈良県が設置に努めることとしているものである。

このため、調査対象機関は、視覚障害者の認知に資するよう、階段の上端及び段がある部分の上端に近接する踊場に点状ブロックを敷設するほか、階段の下端に近接する部分及び段がある部分の下端に近接する踊場への敷設も検討し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。

(確認年月日：令和3年9月10日)

調査対象機関の
見解・対応等

現場については、奈良市のバリアフリー基本構想の下、特定事業計画を策定しており、「通路・階段・斜路への点状ブロックの設置」に含まれています。

3月末日に、階段の上部及び下部、踊場に設置を完了しました。



備考

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良国立博物館 西新館（昭和 47 年築、延床 5,396 m ² ） 平成 22 年全面改修 | 事例No. | 施設設備-35 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input checked="" type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |
| 件名 | 階段の存在を警告するための点状ブロックの未設置 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者等が、階段の存在に気付かず、階段から転落したり、つまずいて転倒するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視覚障害者に対して段差の存在の警告を行うため、階段の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設する。（バリアフリー法施行令第 11 条第 2 号） ○ 階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設する。（同第 12 条第 5 号） ○ 建築設計標準は、さらに「点状ブロック等は階段の上端に敷設する他、階段の上端・下端を予告する意味で、階段の下端にも敷設することが考えられる」としている。（2.5.1 階段の設計標準(3)②視覚障害者誘導用ブロック等） ○ 「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」（平成 7 年 3 月 22 日奈良県条例第 30 号）は、規則で定める施設等を設置しようとする者が適合させるよう努めなければならない（第 13 条）とするものの 1 つとして、階段の上端及び下端並びに踊場の部分には、点状ブロック等を設けることを挙げている。（条例施行規則第 3 条第 2 項、別表第 1 「階段」（4）） <p>2. 現場の状況</p> <p>新館から地下回廊に向かう階段の上端・下端と近接する部分及び段の上端・下端が近接する踊場の部分に階段の存在を警告するための点状ブロックが設置されていない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> | | |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>新館と旧館（仏像館）を結ぶ導線として、地上と地階回廊に2経路が設定されているが、当該地下回廊が展示空間も兼ねているため、地下回廊経由の往来も多くみられる。</p> <p>当該階段は、この往来の際、地下回廊と新館を垂直移動するために昇段・降段いずれにも利用されているが、階段の開始位置を把握できていない場合、降段時の段の踏み外しによる転落や昇段時のつまずきによる転倒の危険などがある。</p> <p>階段の上端及び段がある部分の上端に近接する踊場への点状ブロックの敷設は、視覚障害者等に階段の存在を警告し、踏み外しによる転落の危険等を予防するものとして、設置することとされているものである。また、階段の下端に近接する部分及び段がある部分の下端に近接する踊場への敷設は、昇段時のつまずきによる転倒の危険等を予防するものとして、奈良県が設置に努めることとしているものである。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者の認知に資するよう、階段の上端及び段がある部分の上端に近接する踊場に点状ブロックを敷設するほか、階段の下端に近接する部分及び段がある部分の下端に近接する踊場への敷設も検討し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（確認年月日：令和3年9月10日）</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>現場については、奈良市のバリアフリー基本構想の下、特定事業計画を策定しており、「通路・階段・斜路への点状ブロックの設置」に含まれています。</p> <p>3月末日に、階段の上部及び下部、踊場に設置を完了しました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

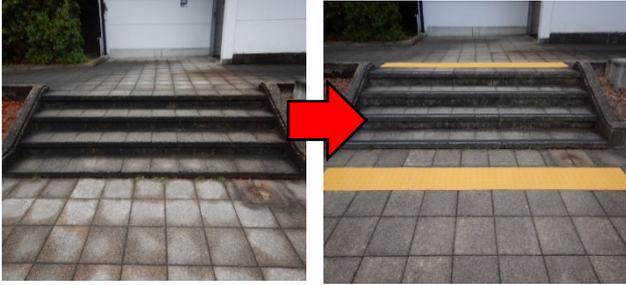
| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所 平城宮跡資料館 昭和 45 年築、延床 1,987 ㎡ | 事例No. | 施設設備-36 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input checked="" type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 階段の存在を警告するための点状ブロックの未設置 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者等が、階段の存在に気付かず、階段から転落したり、つまずいて転倒するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視覚障害者に対して段差の存在の警告を行うため、階段の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設する。(バリアフリー法施行令第 11 条第 2 号) ○ 階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設する。(同第 12 条第 5 号) ○ 建築設計標準は、さらに「点状ブロック等は階段の上端に敷設する他、階段の上端・下端を予告する意味で、階段の下端にも敷設することが考えられる」としている。(2.5.1 階段の設計標準(3)②視覚障害者誘導用ブロック等) ○ 「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」(平成 7 年 3 月 22 日奈良県条例第 30 号)は、規則で定める施設等を設置しようとする者が適合させるよう努めなければならない(第 13 条)とするものの 1 つとして、階段の上端及び下端並びに踊場の部分には、点状ブロック等を設けることを挙げている。(条例施行規則第 3 条第 2 項、別表第 1「階段」(4)) <p>2. 現場の状況</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>出口階段の上端・下端に近接する部分に階段の存在を警告するための点状ブロックが敷設されていない。</p> </div> </div> | | |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>当階段は、主として施設の出口から降段方向に利用するものとなっているが、国営平城宮跡歴史公園内の復元建築物「第一次大極殿」からの導線の一つが当階段に通じていること、また、当階段上から入口に向けて屋根付回廊が設置されていることから、当該回廊を利用する者によって、昇段方向にも利用されるものとなっている。</p> <p>階段の上端に近接する部分への点状ブロックの敷設は、視覚障害者等に階段の存在を警告し、踏み外しによる転落の危険等を予防するものとして、法令に基づき設置することとされているものであり、また、階段の下端に近接する部分への敷設は、昇段時のつまずきによる転倒の危険等を予防するものとして、奈良県が設置に努めることとしているものである。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者の認知に資するよう、階段の上端に近接する部分に点状ブロックを敷設するほか、階段の下端に近接する部分への敷設も検討し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(確認年月日：令和3年9月6日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>点字ブロックは必要と思われます。</p> <p>階段の上端・下端に点字ブロックを設置しました。</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;">  </div> |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所 平城宮跡資料館 昭和 45 年築、延床 1,987 m ² | 事例No. | 施設設備-37 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input checked="" type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 階段の存在を警告するための点状ブロックの未設置 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者等が、階段の存在に気付かず、階段から転落したり、つまずいて転倒するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視覚障害者に対して段差の存在の警告を行うため、階段の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設する。(バリアフリー法施行令第 11 条第 2 号) ○ 階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設する。(同第 12 条第 5 号) ○ 建築設計標準は、さらに「点状ブロック等は階段の上端に敷設する他、階段の上端・下端を予告する意味で、階段の下端にも敷設することが考えられる」としている。(2.5.1 階段の設計標準(3)②視覚障害者誘導用ブロック等) ○ 「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」(平成 7 年 3 月 22 日奈良県条例第 30 号)は、規則で定める施設等を設置しようとする者が適合させるよう努めなければならない(第 13 条)とするものの 1 つとして、階段の上端及び下端並びに踊場の部分には、点状ブロック等を設けることを挙げている。(条例施行規則第 3 条第 2 項、別表第 1「階段」(4)) <p>2. 現場の状況</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>男子用便所前</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>女子用便所前</p> </div> </div> <p>屋外トイレ(男子用・女子用とも)の出入口前に設けられた階段の上端・下端に近接する部分に階段の存在を警告するための点状ブロックが設置されていない。</p> | | |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>当該階段は、便所の利用者が往来のため、昇段及び降段に利用しているものであるが、階段の開始位置を把握できていない場合、降段時の段の踏み外しによる転落や昇段時のつまずきによる転倒の危険などがある。</p> <p>階段の上端に近接する部分への点状ブロックの敷設は、視覚障害者等に階段の存在を警告し、踏み外しによる転落の危険等を予防するものとして、法令に基づき設置することとされているものであり、また、階段の下端に近接する部分への敷設は、昇段時のつまずきによる転倒の危険等を予防するものとして、奈良県が設置に努めることとしているものである。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者の認知に資するよう、階段の上端に近接する部分に点状ブロックを敷設するほか、階段の下端に近接する部分への敷設も検討し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(確認年月日：令和3年9月6日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>視覚障害者にとって危険性があると思われることから、階段の上端・下端付近に点字ブロックを設置しました。</p> <div style="text-align: center;">  <p>男子トイレ前</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>女子トイレ前</p> </div> |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 国立民族学博物館 特別展示館（平成元年築、延床 5,292 m ² ） | 事例No. | 施設設備-38 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input checked="" type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |
| 件名 | 階段の存在を警告するための点状ブロックの未設置 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者等が、階段の存在に気付かず、階段から転落したり、つまずいて転倒するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視覚障害者に対して段差の存在の警告を行うため、階段の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設する。（バリアフリー法施行令第 11 条第 2 号） ○ 階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設する。（同第 12 条第 5 号） ○ 建築設計標準は、さらに「点状ブロック等は階段の上端に敷設する他、階段の上端・下端を予告する意味で、階段の下端にも敷設することが考えられる」としている。（2.5.1 階段の設計標準(3)②視覚障害者誘導用ブロック等） ○ 「大阪府福祉のまちづくり条例」（平成 4 年 10 月 28 日大阪府条例第 36 号）は、階段の下端に近接する廊下等の部分（第 14 条第 1 号）、段がある部分の下端に近接する踊場の部分（第 15 条）にも点状ブロックを設置するとしている。 <p>2. 現場の状況</p> <p>当施設は正門と太陽門の二つの敷地入口から利用者経路を設定している。このうち太陽門から特別展示館等に向かう経路上に設置された階段の上端及び下端に近接する部分に階段の存在を警告するための点状ブロックが敷設されていない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>スロープ左側の階段</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>スロープ右側の階段</p> </div> </div> | | |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>当該階段は、特別展示館への主要経路上にあり、利用者が往来に際して、降段、昇段ともに利用するものとなっているが、視覚障害者が、階段の開始位置を把握できていない場合、降段時の段の踏み外しによる転落や昇段時のつまずきによる転倒の危険などがある。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者の認知に資するよう、階段の上端・下端に近接する部分に点状ブロックを敷設し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。 (確認年月日：令和3年9月9日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>施設整備については、館内の事業評価委員会において、毎年度、『バリアフリー対策』、『アメニティ・ユーティリティの向上』、『安全対策』、『プリメンテナンス整備（修繕等）』などの事項及び『予算区分（資金調達）』の別に数値化し、実施順位を決定して実施することとしています。</p> <p>また、実施に当たっては、通常予算の範囲で対応できる部分から改修を始め、通常予算を超える別途に費用が必要なものについては、当館全体の改修計画の中で実現していく予定としており、建物の老朽化対策のための建物全体改修計画の中で予算要求することとしています。</p> <p>指摘事例への対応については、現時点では未着手となっていますが、6月14日（火）開催予定の事業評価委員会において、『バリアフリー対策』及び『安全対策』として検討事項に盛り込み、危険性や公共性等の配点の高いものから優先順位付けを行うこととし、委員会の決定に基づき、対応可能なものについては通常予算で実施する予定です。</p> <p>また、建物の老朽化対策に伴い、全体改修計画で撤去される範囲内のものについては、今後、全体改修の中で対応することを考えております。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 国立民族学博物館 特別展示館（平成元年築、延床 5,292 m ² ） | 事例No. | 施設設備-39 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input checked="" type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |
| 件名 | 階段の存在を警告するための点状ブロックの未設置 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者等が、階段の存在に気付かず、階段から転落したり、つまずいて転倒するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視覚障害者に対して段差の存在の警告を行うため、階段の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設する。（バリアフリー法施行令第 11 条第 2 号） ○ 階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設する。（同第 12 条第 5 号） ○ 建築設計標準は、さらに「点状ブロック等は階段の上端に敷設する他、階段の上端・下端を予告する意味で、階段の下端にも敷設することが考えられる」としている。（2.5.1 階段の設計標準(3)②視覚障害者誘導用ブロック等） ○ 「大阪府福祉のまちづくり条例」（平成 4 年 10 月 28 日大阪府条例第 36 号）は、階段の下端に近接する廊下等の部分（第 14 条第 1 号）、段がある部分の下端に近接する踊場の部分（第 15 条）にも点状ブロックを設置するとしている。 <p>2. 現場の状況</p> <p>休憩所に向かう階段の上端・下端に近接する部分及び段の上端・下端に近接する踊場の部分に、階段の存在を警告するための点状ブロックが敷設されていない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> | | |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>当該階段は、来館者が休憩所を利用する際、降段、昇段ともに利用するものとなっているが、視覚障害者が、階段の開始位置を把握できていない場合、降段時の段の踏み外しによる転落や昇段時のつまずきによる転倒の危険などがある。</p> <p>階段の上端・下端に近接する部分や段がある部分の上端・下端に近接する踊場の部分への点状ブロックの敷設は、視覚障害者等に階段の存在を警告し、このような危険等を予防するものとして、設置することとされているものである。</p> <p>このため、施設管理者は、視覚障害者の認知に資するよう、階段の上端・下端に近接する部分及び段がある部分の上端・下端に近接する踊場の部分に点状ブロックを敷設し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(確認年月日：令和3年9月9日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>施設整備については、館内の事業評価委員会において、毎年度、『バリアフリー対策』、『アメニティ・ユーティリティの向上』、『安全対策』、『プリメンテナンス整備（修繕等）』などの事項及び『予算区分（資金調達）』の別に数値化し、実施順位を決定して実施することとしています。</p> <p>また、実施に当たっては、通常予算の範囲で対応できる部分から改修を始め、通常予算を超える別途に費用が必要なものについては、当館全体の改修計画の中で実現していく予定としており、建物の老朽化対策のための建物全体改修計画の中で予算要求することとしています。</p> <p>指摘事例への対応については、現時点では未着手となっていますが、6月14日（火）開催予定の事業評価委員会において、『バリアフリー対策』及び『安全対策』として検討事項に盛り込み、危険性や公共性等の配点の高いものから優先順位付けを行うこととし、委員会の決定に基づき、対応可能なものについては通常予算で実施する予定です。</p> <p>また、建物の老朽化対策に伴い、全体改修計画で撤去される範囲内のものについては、今後、全体改修の中で対応することを考えております。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所 平城宮跡資料館 昭和 45 年築、延床 1,987 ㎡ | 事例No. | 施設設備-40 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input checked="" type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 階段の存在を警告するための点状ブロックの敷設の不備 | | |
| 事例内容 | <p>支障等 視覚障害者等が、階段の存在に気付かず、階段から転落するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視覚障害者に対して段差の存在の警告を行うため、階段の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設する。(バリアフリー法施行令第 11 条第 2 号) ○ 危険の可能性・歩行方向の変更の必要性を予告する部分、注意喚起を必要とする部分には、点状ブロック等を敷設する。(建築設計標準 2.14 H 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備(1) 視覚障害者の誘導を行う経路) <p>2. 現場の状況</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>入口階段の上端付近に階段の存在を警告する点字ブロックが敷設されているが、その敷設範囲が階段の全幅より短いため、70 cm (=点字ブロックの標準 30 cm角×2 枚+10 cm) の空隙がある。 <small>くうげき</small> なお、調査対象機関は、当該階段について、令和 4 年度に手すりを設置するために改修を計画しており、施工図面中で「点字タイル 300*300」として、階段の上端が近接する部分に敷設した点状ブロックの更新を指示している。</p> </div> </div> <p>3. 当局の意見</p> <p>この階段は、施設の入口側が国立平城宮跡歴史公園内の主要園路の最寄りに位置しており、かつ、出口から入口へ車椅子使用者の退館経路が設定され、屋根付</p> | | |

き回廊が巡らされていることから、来館時の昇段だけでなく、退館時の降段にも利用されている。

この階段を利用するため、出口から屋根付き回廊を進行してきた者は、階段へ左折方向に導線を取るが、その導線内には、点字ブロックがない空隙部が含まれており、視覚障害者が、この空隙部を通過する場合、階段の位置を認知することができず、段を踏み外して転落する可能性がある。

このため、調査対象機関は、令和4年度に予定している改修計画における点状ブロックの更新施工の機会に、当該空隙部分を補完するよう措置に努める必要がある。

なお、点状ブロックの色彩については、現在敷設されているものも含め、建築設計標準が原則とする黄色等、視覚障害者が視認しやすいよう、周囲と色彩の差が大きなものとするのが求められていることに留意が必要である。

(確認年月日：令和3年9月6日)



指摘のあった部分について、安全確保のため、直ちに点状ブロックを設置しました。

なお、矢印の灰色の点状ブロックは、階段上部の点状ブロック全体を視認しやすくする色彩改修(写真2)により、現在は、黄色となっています。

写真1 点状ブロックを追加した状態

調査対象機関の
見解・対応等



写真2 階段上下付近に設置した点状ブロックの色彩改修の状況

備考

本事例に関連する他の指摘事項

施設設備-26 段の端部を周囲の色彩との差によって識別することが難しい階段
施設設備-43 視認しづらい階段の存在を警告するための点状ブロック

事例表

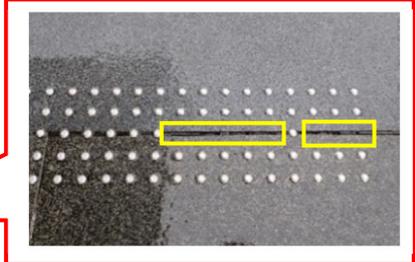
課題 参考となる取組

| | | | |
|----------------|--|--------------|----------------|
| <p>調査対象機関名</p> | <p>国立国際美術館 平成 16 年築、延床 13,486 m²</p> | <p>事例No.</p> | <p>施設設備-41</p> |
| <p>調査項目</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/>情報の提供状況</p> <hr/> <p>【施設・設備の区分】</p> <p><input type="checkbox"/>移動経路 <input type="checkbox"/>出入口 <input type="checkbox"/>カウンター <input checked="" type="checkbox"/>階段 <input type="checkbox"/>トイレ <input type="checkbox"/>エレベーター</p> <p><input type="checkbox"/>案内表示 <input type="checkbox"/>駐車場 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> | | |
| <p>件名</p> | <p>階段の存在を警告するための点状ブロックの剥離</p> | | |
| <p>事例内容</p> | <p>支障等</p> <p>視覚障害者等が、階段の存在に気付かず、階段から転落するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。(バリアフリー法第 14 条第 2 項) ○ 視覚障害者に対して段差の存在の警告を行うため、階段の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設する。(バリアフリー法施行令第 11 条第 2 号) ○ 危険の可能性・歩行方向の変更の必要性を予告する部分、注意喚起を必要とする部分には、点状ブロック等を敷設する。(建築設計標準 2.14 H 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備(1) 視覚障害者の誘導を行う経路) <p>2. 現場の状況</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>歩道から施設の出入口に至る経路上の階段の上端付近に、階段の存在を警告するための点状ブロック（警告ブロック）が敷設されているが、このうち中間部の 2 枚（30 cm×2 枚）が剥離している。</p> </div> </div> <p>3. 当局の意見</p> <p>調査対象機関は、退館者が階段を降段して歩道に至る導線を取ることから、階段の存在を警告するため、建築物移動等円滑化基準に従い、階段の上端に近接する部分に点状ブロックを設置している。</p> <p>しかし、その一部が剥離しており、適切に維持されていない。視覚障害者がこの</p> | | |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>部分を通った場合、点字ブロックがないことから階段の存在を認知できず、転落する可能性がある。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者の利用に資するため、剥離した部分の点状ブロックを補修（再敷設）し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。</p> <p>なお、当施設は、令和3年5月に文化庁からの施設整備状況の照会を契機に施設・設備の点検を行っているが、定期点検までは実施していない。現状を踏まえると定期的に点検を行い、バリアフリー設備の適合状態の維持を確認することが必要と思われる。</p> <p style="text-align: right;">（確認年月日：令和3年8月30日）</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>本件については、当館も、令和3年5月に文化庁から施設の現状について照会があった際、実施した点検で把握しており、剥離した部分の点状ブロックの補修を予定していた3月に行いました。</p> <p>また、文化庁からの照会があるまでは破損を把握できていなかったことから、定期点検を行うことが望ましいと考えられるため、今後の実施を検討しています。</p> </div> </div> |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|----------------|--|--------------|----------------|
| <p>調査対象機関名</p> | <p>京都国立博物館 平成知新館 平成 25 年築、延床 17,997 m²</p> | <p>事例No.</p> | <p>施設設備-42</p> |
| <p>調査項目</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/>情報の提供状況</p> <hr/> <p>【施設・設備の区分】</p> <p><input type="checkbox"/>移動経路 <input type="checkbox"/>出入口 <input type="checkbox"/>カウンター <input checked="" type="checkbox"/>階段 <input type="checkbox"/>トイレ <input type="checkbox"/>エレベーター</p> <p><input type="checkbox"/>案内表示 <input type="checkbox"/>駐車場 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> | | |
| <p>件名</p> | <p>階段の存在を警告するための点状ブロックの欠損</p> | | |
| <p>事例内容</p> | <p>支障等</p> <p>欠損により、注意喚起の機能を十分に発揮していない。</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。(バリアフリー法第 14 条第 2 項) ○ 視覚障害者に対して段差の存在の警告を行うため、階段の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設する。(バリアフリー法施行令第 11 条第 2 号) ○ 階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設する。(同第 12 条第 5 号) ○ 点字ブロックの形状等は、JIS T 9251 による突起の形状・寸法及び配列のもの、弱視者等の視力が弱い者に配慮し黄色を原則とする。(建築設計標準 2.14H 1.(2)① 視覚障害者用誘導用ブロック等の形状、色) <p>2. 現場の状況</p> <p>敷地内通路から施設の西側出入口に至る経路上にある階段の上端に近接する部分に、階段の存在を警告するため、JIS T 9251 の配列による金属製点字鋏（以下「点状ブロック」という。）が敷設されているが、床材の接合部に隙間が生じ、点字鋏が一部取れた状態（黄色枠）となっている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> | | |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>当該階段は、正門直後に左折して平成知新館に向かう、同館敷地内に設置されたものであり、降段、昇段ともに常時利用されており、視覚障害者等に階段の存在を警告するために、点状ブロックを設置している。</p> <p>しかし、その一部が欠損しており、JIS 規格の配列を維持していないことから、階段の存在を警告し転落等を予防することについて、機能を十分に果たしているとは言えない。</p> <p>このため、調査対象機関は、点状ブロックの突起が JIS 規格配列となるよう、当該破損部分を補修する必要がある。 (確認年月日：令和3年9月3日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <div data-bbox="386 629 983 1059" data-label="Image"> </div> <p>今回の指摘により欠損を承知しましたので、即時に修理を実施しました。</p> <p>また、不備を認識できていないことが確知できましたので、年度初めに各所点検を定期的に行う計画としました。さらに、衛士の巡回時にもこれらの点を合わせて確認するように致します。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

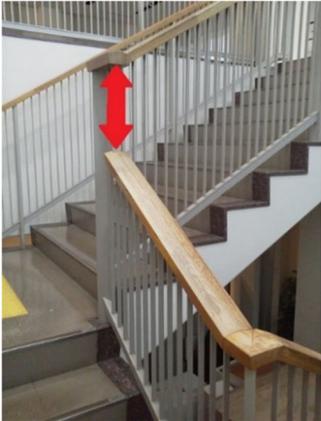
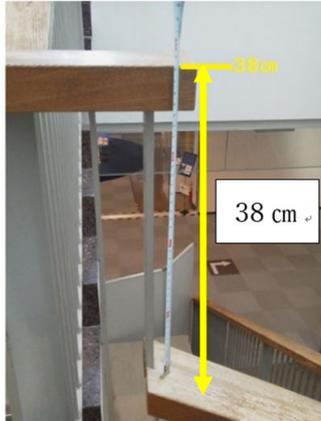
課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所 平城宮跡資料館 昭和 45 年築、延床 1,987 m ² | 事例No. | 施設設備-43 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input checked="" type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 視認しづらい階段の存在を警告するための点状ブロック | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者等が、階段の存在に気付かず、階段から転落するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 階段には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設する。（バリアフリー法施行令第 11 条第 2 号） ○ 弱視者等の視力が弱い者に配慮して、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度（以下「色彩」という。）の差が大きいことにより容易に識別できるものとし、黄色を原則とする。（建築設計標準 2. 14H 1. (2)①「視覚障害者用誘導用ブロック等の形状、色」） <p>2. 現場の状況</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>入口階段の上端及び下端に近接する部分に、階段の存在を警告するための点状ブロック（灰色）を敷設している。</p> <p>下端に近接する部分に設置されたものは、周囲の路面が肌色の豆砂利であるため、色彩の差による視認が比較的容易であるが、上端に近接する部分に設置された点状ブロックは、周囲の床面と同系色の灰白色のタイルであるため、視認しづらいものとなっている。</p> </div> </div> <p>なお、調査対象機関は、当該階段について、令和 4 年度に手すりを設置するために改修を計画しており、施工図面中で「点字タイル 300*300」として、階段の上端が近接する部分に敷設した点状ブロックの更新を指示している。</p> | | |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>当階段は、施設の入口側が国立平城宮跡歴史公園内の主要園路の最寄りに位置しており、かつ、出口から入口へ車椅子使用者の退館経路が設定され、屋根付き回廊が巡らされていることから、来館時の昇段だけでなく、退館時の降段にも利用されている。</p> <p>しかし、当該階段の上端に近接する部分に敷設された点状ブロックは周囲と同系色で色彩の差が大きくないことから、降段方向に向かう弱視者等が視認しづらく容易に階段の位置を認識できないため、階段の開始位置を把握しづらく、踏み外しや転落等のおそれがあるものとなっている。</p> <p>このため、調査対象機関は、令和4年度に予定している改修の機会に、点状ブロックの色彩を黄色等、弱視者等が容易に認識できるものに施工するよう努める必要がある。 (確認年月日：令和3年9月6日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>階段の上下付近とも、点状ブロックの色を黄色に改修しました。</p>  |
| <p>備考</p> | <p><u>本事例に関連する他の指摘事項</u></p> <p>施設設備-26 段の端部を周囲の色彩との差によって識別することが難しい階段</p> <p>施設設備-40 階段の存在を警告するための点状ブロックの敷設の不備</p> |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所 飛鳥資料館 昭和 49 年築、延床 4,297 m ² | 事例No. | 施設設備-44 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input checked="" type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 階段の途中で途切れている手すり | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が、階段上でバランスを崩し、階段から転落するおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段には、踊場を除き、手すりを設ける。(バリアフリー法施行令第 12 条第 1 号)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>建築物設計標準 2.5.1 階段の設計標準(3) 部品・設備等①手すり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 踊場を除き、両側に手すりを設ける。 ・ 途中で途切れないよう、階段から連続して踊場にも手すりを設けることが望ましい。 </div> <p>2. 現場の状況</p> <p>館内中央部に設置された階段の内回り側の手すりが踊場から下段に向かう部分で途切れ不連続となっており、かつ、当該部分には 38 cm の高低差がある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 10px 0;">    </div> <p>3. 当局の意見</p> <p>手すりには、足腰が弱っている者が歩行する際の支持、視力が弱っている者等の誘導などの機能があるとされており、建築設計標準は、これを勘案し、バリアフリー法施行令第 12 条第 1 号が手すりの設置義務について「踊場を除き」として</p> | | |

いるところ、「踊場にも手すりを設けることが望ましい」としたものと解される。

また、当該規定が手すりの設置義務について「踊場を除き」としているのは、階段の踊場では一時的に段差がなくなり、床面となることから、段を昇降する際の負担や踏み外し等の危険が一時的になくなることに基づいたものと解される。

しかし、現場の内回りの手すりを辿って階段を降段する場合、踊場は床面としての機能を果たすことなく、段が連続する構造となっている。

このため、同手すりを頼りに階段を降段する者は、途中で手すりが途切れていることに気付いた時には、身体の支持を失ってバランスを崩し、階段から転落する危険性も認められる。

なお、階段については、視覚障害者に対し、段差の存在を警告し転落等を予防するため、段がある部分の上端に近接する踊場の部分などに、点状ブロック等を敷設することとされており（バリアフリー法施行令第12条第5号）、当施設も当該部分に点状ブロックを設置している。しかし、手すりを辿る者の導線は、この点状ブロックを通過するものとなっていない。

このため、施設管理者は次の措置を行い、利用者が安心・円滑に利用できるよう努めることが望ましい。

- (1) 内側手すりを辿る者の導線に従い、段の上端と接する踊場の部分に点状ブロックを追加敷設すること
- (2) 改修の機会には、手すりが連続するよう措置すること
- (3) 当面の間、手すりの端部に「階段が始まる」旨の点字表示を行うこと

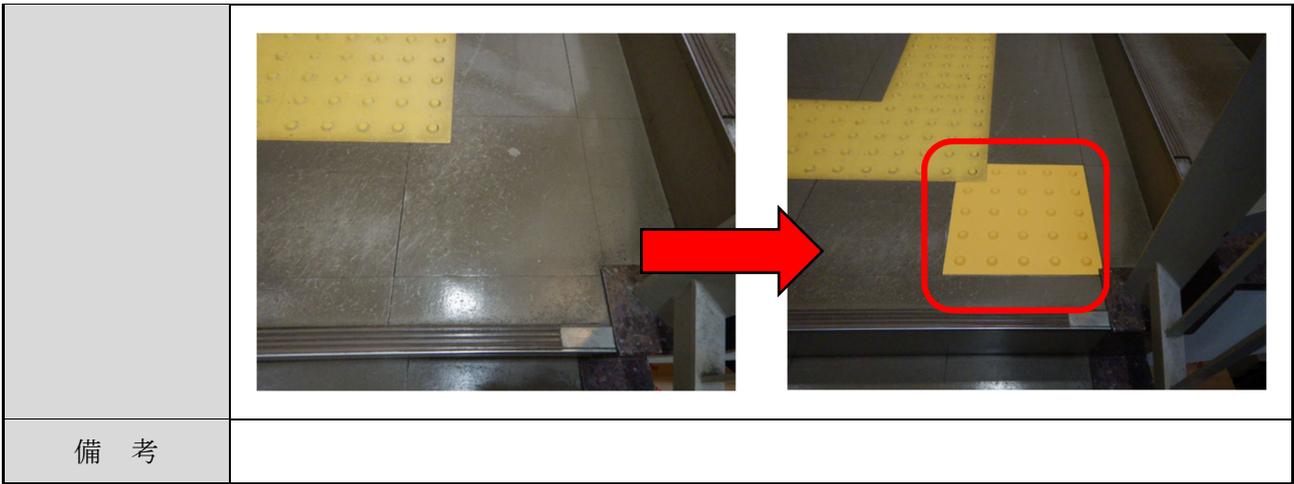
(確認年月日：令和3年9月7日)

現場の手すりが現状のようになっていることが不適切と思われるほか、点字ブロックの敷設も思慮し、指摘の箇所について、写真のとおり、手すりの改修と「段差」がある旨を警告する点字表示を行うとともに点字ブロックを設置しました。

なお、手すりについては、手すりの落差に気付くことができるよう、「段差」の点字表示に加え、接合部の突端を少し出すことによっても注意喚起しています。

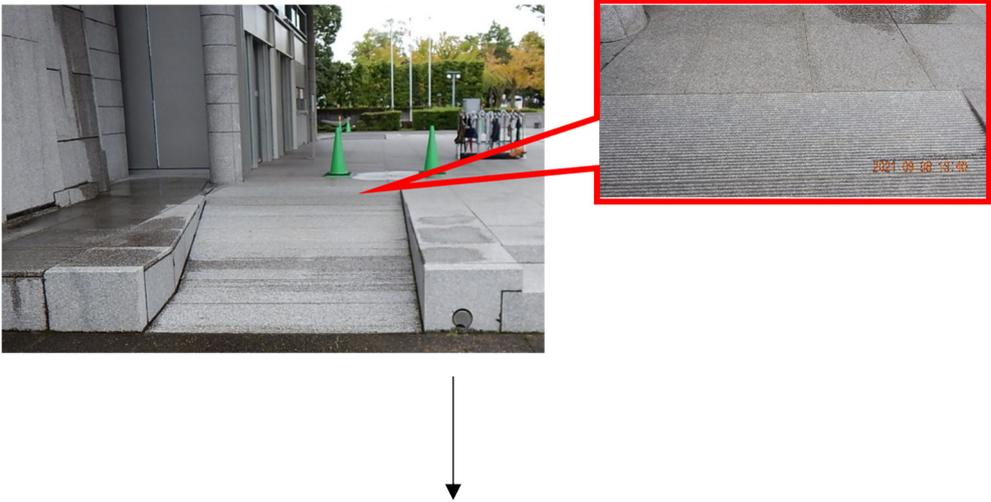
調査対象機関の
見解・対応等



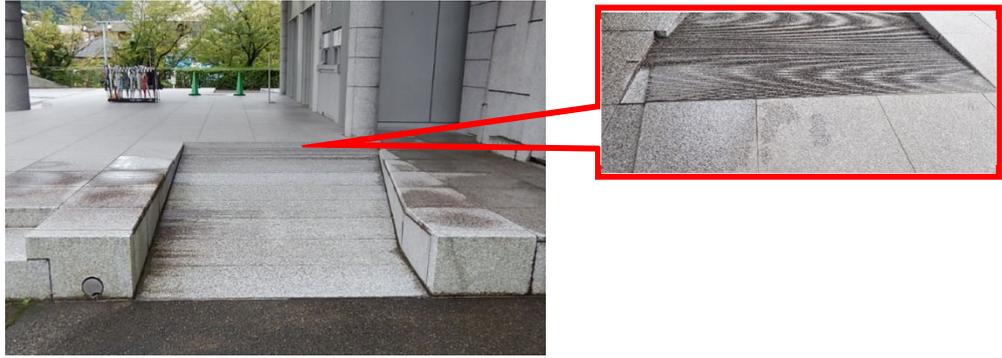


事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|----------------|--|--------------|----------------|
| <p>調査対象機関名</p> | <p>京都国立近代美術館 昭和 61 年築、延床 9,983 m²</p> | <p>事例No.</p> | <p>施設設備-45</p> |
| <p>調査項目</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/>情報の提供状況</p> <hr/> <p>【施設・設備の区分】</p> <p><input type="checkbox"/>移動経路 <input type="checkbox"/>出入口 <input type="checkbox"/>カウンター <input type="checkbox"/>階段 <input type="checkbox"/>トイレ <input type="checkbox"/>エレベーター <input type="checkbox"/>案内表示 <input type="checkbox"/>駐車場 <input checked="" type="checkbox"/>その他（傾斜路）</p> | | |
| <p>件名</p> | <p>傾斜路の存在を警告するための点状ブロックの未設置</p> | | |
| <p>事例内容</p> | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が、傾斜面を容易に認識できず、円滑に通行できないおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し、傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）を敷設する。（バリアフリー法施行令第 11 条第 2 号）</p> <p>2. 現場の状況</p> <p>南側及び北側の玄関部分に、それぞれ傾斜路が設けられているが、その上端に近接する床部分に点字ブロックの敷設がない。</p> <p>また、傾斜路とその上端に近接する床部分は、一様の素材で施工されており、色彩の差がない。</p> <p>【南入口側傾斜路】</p> <div data-bbox="421 1547 1412 2049">  </div> | | |

【北入口側傾斜路】



3. 当局の意見

当該傾斜路は、建物の礎に設けられた階段の迂回路上にあり、車椅子使用者ほか、視覚障害者や足元の不自由な者等が階段を避けて利用するものとなっている。

しかし、視覚障害者等は、傾斜路の上端に近接する床部分に点状ブロックがないため、傾斜面を容易に認識することができないものとなっている。

また、弱視者ほか視力の衰えがある者については、バリアフリー法施行令第13条第3号が求めるように傾斜路の存在を色彩によって容易に認知できるようにすることも円滑な通行に必要とされるところであり、傾斜路の上端に近接する部分に周囲と色彩の差が大きい点状ブロックを敷設し、その存在を警告する意義は大きい。

このため、調査対象機関は、視覚障害者の認知に資するよう、傾斜路の上端に近接する部分に床面との色彩の差が大きい点状ブロックを敷設し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。（確認年月日：令和3年9月8日）

調査対象機関の
見解・対応等

当館は、建築界のノーベル賞ともいわれるプリツカー賞や、国際建築家連合ゴールドメダルを受賞した世界的に知られた建築家、槇文彦氏の設計により建てられたものであり、同氏は「一見デ・ステイル的（デ・ステイル）な世界をつくることを意図している」と語っているところです。また、当館は、デ・ステイルを牽引したピエト・モンドリアン（1872-1944）による《コンポジション》を所蔵しており、こうしたモンドリアン的世界を体感できる場所となっていることが当館の建築における特徴になっています。

点字ブロックや手すりがない、段の端部や傾斜面に周囲との色彩の差がみられない等の指摘についてはそのとおりの一方、建物自体が意匠性の高い芸術であり、設計者の凝らした意匠を守ることも美術館としての当館の責務であると考えております。

また、限られた予算の中ではバリアフリーのための改修より先に、老朽化に伴う種々の改修に充てる方を優先せざるを得ないという実情もあります。

これらの事情により、指摘があったバリアフリー化のための改修工事については別枠での予算措置が必須であり、設計業者より見積書を徴取し、法人本部へ予算要求を行っているところでございます。

| | |
|------------|---|
| | <p>なお、介助を求める旨の申し出があれば、スタッフの配置状況に鑑みた上で、合理的配慮として対応が可能な場合には、視覚障害者等の求めに応じて会場への道案内などの誘導を行うこととしており、この対応は引き続きしていきます。</p> |
| <p>備 考</p> | <p><u>本事例に関連する他の指摘事項</u> 施設設備-49 前後の水平面と色彩に大きな差がなく傾斜を識別しづらい傾斜路</p> |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良国立博物館 西新館（昭和 47 年築、延床 5,396 m ² ） 平成 22 年全面改修 | 事例No. | 施設設備-46 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input checked="" type="checkbox"/> その他（傾斜路） | | |
| 件名 | 傾斜路の存在を警告するための点状ブロックの未設置 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が、傾斜面を容易に認識できず、円滑に通行できないおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し、傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）を敷設する（バリアフリー法施行令第 11 条第 2 号） ○ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。（同第 13 条第 4 号。ただし、国土交通大臣が定める場合（傾斜がある部分と連続して踊場にも手すりを設けた場合等）を除く。） <p>2. 現場の状況</p> <p>新館（東）2 階展示室から 1 階エントランスフロアに下りる際に使用する傾斜路について、以下の状況が認められる。</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>上端部</p>  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 傾斜路の上端に近接する廊下に点状ブロックが敷設されていない。 ○ 上端部に近接する廊下の床面は傾斜路と色彩の差が大きい。 </div> </div> | | |



| | | |
|-----|---|--|
| 踊場 |  | <ul style="list-style-type: none"> ○ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場に点状ブロックが敷設されていない。 ○ 踊場と前後の傾斜部は同色同素材で色彩の差がない。 ○ 上段・下段の手すりが近接して設けられているが、断続している。 |
| 下端部 |  | <ul style="list-style-type: none"> ○ 下端部に近接する廊下の床面は傾斜路と色彩の差が大きい。 <p>(参考) 奈良県近郊の大阪府条例は、傾斜路の下端部についても、傾斜路があることを注意喚起する必要があるとして、点状ブロックの敷設を求めている。</p> |

3. 当局の意見

(1) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分

傾斜面と連続して踊場にも手すりを設けた場合、点状ブロックの設置は省略できるが、現場では上下組の手すりが近接して設置されているものの断続しているため、手すりによる誘導は十分とは言えず、この要件を満たしていない。

また、踊場と傾斜面は、同色同素材の仕上げとなっていることから色彩の差が無く、弱視者等が傾斜部を識別することが困難となっている。このため、触覚のみならず色彩による注意喚起としても、点状ブロックの敷設が必要とされる。

(2) 傾斜路の上端に近接する廊下の部分

廊下と傾斜面には、色彩の差があり、弱視者等も傾斜を視認することができる。しかし、バリアフリー法は障害を持つ者全てを視野に収めた対応を基本理念として求めていることから、触覚のみに頼る視覚障害者の来館を想定する必要がある。

このため、調査対象機関は、傾斜に近接する踊場の部分及び傾斜路の上端に近接する廊下の部分に、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きく、容易に識別できる点状ブロックを敷設するよう努める必要がある。

なお、傾斜路の下端に近接する廊下の部分については、廊下と傾斜面には、色彩の差があり、弱視者等も傾斜を視認することができるが、触覚のみに頼る者は、傾斜を認識することができない。傾斜路下端への点状ブロックの敷設については、自治体の条例によって違いがあり、奈良県は傾斜路下端に点状ブロックの敷設を求めているが、大阪府は傾斜があることを注意喚起する必要があるとして敷設を求めている。

(確認年月日：令和3年9月10日)

| | | |
|---------------------------|---|--|
| <p>調査対象機関の 見解・対応等</p> |  | <p>現場については、奈良市のバリアフリー基本構想の下、特定事業計画を策定しており、「通路・階段・斜路への点状ブロックの設置」に含まれています。</p> <p>3月末日に、傾斜路の前後、踊場に設置を完了しました。</p> |
| <p>備考</p> | | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所 平城宮跡資料館 昭和 45 年築、延床 1,987 m ² | 事例No. | 施設設備-47 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input checked="" type="checkbox"/> その他（傾斜路） | | |
| 件名 | 視認しづらい傾斜の存在を警告するための点状ブロック（金属製点字鋏） | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が、傾斜部を容易に認識できず、円滑に通行できないおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し、傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）を敷設する。（バリアフリー法施行令第 11 条第 2 号）</p> <p>○ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。（同第 13 条第 4 号。ただし、国土交通大臣が定める場合（傾斜がある部分と連続して踊場にも手すりを設けた場合等）を除く。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建築設計標準 2.14H 1. (2)①視覚障害者用誘導用ブロック等の形状、色</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JIS T 9251 による突起の形状・寸法及び配列のもので、かつ、弱視者等の視力が弱い者に配慮して、周囲の床面との色彩の差が大きいことにより容易に識別できるもの ・ 黄色を原則とする。 ・ 金属製の視覚障害者誘導用ブロック等は、弱視者等には色の違いが分かりにくい場合があること、使用する部位によっては雨滴によりスリップしやすいこと、施工上の精度が悪いものは、はがれやすいものがある等の問題がある。 </div> <p>2. 現場の状況</p> <p>玄関前の階段に傾斜路が併設されており、傾斜面の上端に近接する踊場の部分 2 か所に、金属製点字鋏が JIS 配列に従って設置されている（以下「点状ブロック」という。）が、いずれも床面の色彩と紛れるものとなっている。</p> | | |

なお、傾斜面と踊場には連続して手すりが設置されている。



傾斜路上端の踊場



傾斜路中間の踊場

3. 当局の意見

当該傾斜路は、資料館の入退館をしようとする車椅子使用者のほか、視覚障害者や足元の不自由な者等が階段を避けて利用する際に通るものとなっており、建築物移動等円滑化基準に従って傾斜路の上端と接する部分、及び傾斜面と踊場に連続して手すりが設置されていることから設置の義務はないものの、視覚障害者の移動円滑化に資するため、傾斜面と接する踊場の部分にも、点状ブロックが敷設されている。

しかし、双方とも、当該点字鋲が床面の色彩と紛れ視認しづらいものとなっているほか、水平部分と傾斜部分が同色同一素材で一体的に造られているため、色彩の差がなく、弱視者等が水平部分と傾斜面を容易に識別することができないおそれがあるものとなっている。

このため、調査対象機関は、傾斜路の上端と接する部分に敷設された点状ブロックについて、弱視者等が容易に視認できるものに交換若しくは着色等の施工を行い、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。また、踊場に敷設された点状ブロックについても、視覚障害者の移動円滑化に資するよう設置した目的を完遂するため、同様に施工を行い、利用者が安心・円滑に利用できるようにすることが望ましい。
(確認年月日：令和3年9月6日)

調査対象機関の
見解・対応等

金属製点字鋲の視認性について、初めて認識したしだいですが、視覚に不自由がある方の来館に対して不十分な点があると思われまます。

このため、点字鋲に着色を行う改修を行いました。





傾斜路上端の踊場



傾斜路中間の踊場

備 考

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 国立民族学博物館 特別展示館（平成元年築、延床 5,292 m ² ） | 事例No. | 施設設備-48 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input checked="" type="checkbox"/> その他（傾斜路） | | |
| 件名 | 視認しづらい傾斜の存在を警告するための点状ブロック（金属製点字鋇） | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が、傾斜部を容易に認識できず、円滑に通行できないおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し、傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）を敷設する。（バリアフリー法施行令第11条第2号）</p> <p>○ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。（同第13条第4号。ただし、国土交通大臣が定める場合（傾斜がある部分と連続して踊場にも手すりを設けた場合等）を除く。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建築設計標準 2.14H 1. (2)①視覚障害者用誘導用ブロック等の形状、色</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JIS T 9251 による突起の形状・寸法及び配列のもので、かつ、弱視者等の視力が弱い者に配慮して、周囲の床面との色彩の差が大きいことにより容易に識別できるもの ・ 黄色を原則とする。 ・ 金属製の視覚障害者誘導用ブロック等は、弱視者等には色の違いが分かりにくい場合があること、使用する部位によっては雨滴によりスリップしやすいこと、施工上の精度が悪いものは、はがれやすいものがある等の問題がある。 </div> <p>2. 現場の状況</p> <p>太陽門から特別展示館等に向かう経路上に設置された傾斜路の上端に金属製点字鋇が JIS 配列に従って設置されているが、周囲の色彩に紛れる状況となっている。</p> | | |



3. 当局の意見

当該傾斜路は、両脇の階段が従となる構造に見受けられるもので、車椅子利用者以外にも、視覚障害者や足元の不自由な者等、多くの者の利用が想定され、法令が指定する場所には点字ブロックに相当する金属製点字鋲が JIS 配列に従って敷設されている

しかし、当該点字鋲が周囲の色彩と紛れ視認しづらいほか、水平面と傾斜面が同色同一素材で一体的に造られており、色彩の差がないことから、弱視者等が傾斜面と踊場の水平面を容易に識別することができず、円滑に通行できないおそれがある。

このため、調査対象機関は、現在設置している金属製点字鋲を、建築設計標準が示す留意事項に配慮しながら、弱視者等が容易に視認できるものに交換若しくは着色等の施工を行い、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。

(確認年月日：令和3年9月8日)

調査対象機関の見解・対応等

施設整備については、館内の事業評価委員会において、毎年度、『バリアフリー対策』、『アメニティ・ユーティリティの向上』、『安全対策』、『プリメンテナンス整備（修繕等）』などの事項及び『予算区分（資金調達）』の別に数値化し、実施順位を決定して実施することとしています。

また、実施に当たっては、通常予算の範囲で対応できる部分から改修を始め、通常予算を超える別途に費用が必要なものについては、当館全体の改修計画の中で実現していく予定としており、建物の老朽化対策のための建物全体改修計画の中で予算要求することとしています。

指摘事例への対応については、現時点では未着手となっていますが、6月14日（火）開催予定の事業評価委員会において、『バリアフリー対策』及び『安全対策』として検討事項に盛り込み、危険性や公共性等の配点の高いものから優先順位付けを行うこととし、委員会の決定に基づき、対応可能なものについては通常予算で実施する予定です。

また、建物の老朽化対策に伴い、全体改修計画で撤去される範囲内のものについては、今後、全体改修の中で対応することを考えております。

| | |
|-----|--|
| 備 考 | <u>本事例と関連する他の指摘事項</u> 施設設備-50 前後の水平面と色彩に大きな差がなく傾斜を識別しづらい傾斜路 |
|-----|--|

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|----------------|---|--------------|----------------|
| <p>調査対象機関名</p> | <p>京都国立近代美術館 昭和 61 年築、延床 9,983 m²</p> | <p>事例No.</p> | <p>施設設備-49</p> |
| <p>調査項目</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/>情報の提供状況</p> <hr/> <p>【施設・設備の区分】</p> <p><input type="checkbox"/>移動経路 <input type="checkbox"/>出入口 <input type="checkbox"/>カウンター <input type="checkbox"/>階段 <input type="checkbox"/>トイレ <input type="checkbox"/>エレベーター <input type="checkbox"/>案内表示 <input type="checkbox"/>駐車場 <input checked="" type="checkbox"/>その他（傾斜路）</p> | | |
| <p>件名</p> | <p>前後の水平面と色彩に大きな差がなく傾斜を識別しづらい傾斜路</p> | | |
| <p>事例内容</p> | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が、傾斜面を容易に認識できず、円滑に通行できないおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度（以下「色彩」という。）の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。（バリアフリー法施行令第 13 条第 3 号）</p> <p>2. 現場の状況</p> <p>玄関部分の南側及び北側に設けられた傾斜路とその前後に近接する水平面（床部）が一樣の素材で施工されているため、色彩の差がない。</p> <p>【入口南側傾斜路】</p> <div data-bbox="435 1375 876 1659"> </div> <div data-bbox="916 1375 1240 1541"> </div> <p>【入口北側傾斜路】</p> <div data-bbox="435 1731 876 2016"> </div> <div data-bbox="920 1731 1256 1877"> </div> | | |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>当該傾斜路は、建物の礎の一部にあり、車椅子使用者ほか、視覚障害者や足元の不自由な者等が階段を避けて利用するものとなっている。</p> <p>しかし、視覚障害者等は、傾斜路とその上端に近接する床部分の色彩の差がないため、傾斜面と水平面を容易に識別することができず、円滑に通行できないおそれがある。</p> <p>このため、調査対象機関は、弱視者等の認知に資するよう、傾斜路とその上端に近接する床部分との色彩の差が大きくなるような措置を行い、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。 （確認年月日：令和3年9月8日）</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>当館は、建築界のノーベル賞ともいわれるプリツカー賞や、国際建築家連合ゴールドメダルを受賞した世界的に知られた建築家、槇文彦氏の設計により建てられたものであり、同氏は「一見デ・ステイル的（デ・ステイル）な世界をつくることを意図している」と語っているところです。また、当館は、デ・ステイルを牽引したピエト・モンドリアン（1872-1944）による《コンポジション》を所蔵しており、こうしたモンドリアン的世界を体感できる場所となっていることが当館の建築における特徴になっています。</p> <p>点字ブロックや手すりがない、段の端部や傾斜面に周囲との色彩の差がみられない等の指摘についてはそのとおりと思う一方、建物自体が意匠性の高い芸術であり、設計者の凝らした意匠を守ることも美術館としての当館の責務であると考えております。</p> <p>また、限られた予算の中ではバリアフリーのための改修より先に、老朽化に伴う種々の改修に充てる方を優先せざるを得ないという実情もあります。</p> <p>これらの事情により、指摘があったバリアフリー化のための改修工事については別枠での予算措置が必須であることから、設計業者より見積書を徴取し、法人本部へ予算要求を行っているところでございます。</p> <p>なお、介助を求める旨の申し出があれば、スタッフの配置状況に鑑みた上で、合理的配慮として対応が可能な場合には、視覚障害者等の求めに応じて会場への道案内などの誘導を行うこととしており、この対応は引き続きしていきます。</p> |
| <p>備考</p> | <p><u>本事例に関連する他の指摘事項</u></p> <p>施設設備-45 傾斜路の存在を警告するための点状ブロックの未設置</p> |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 国立民族学博物館 特別展示館（平成元年築、延床 5,292 m ² ） | 事例No. | 施設設備-50 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input checked="" type="checkbox"/> その他（傾斜路） | | |
| 件名 | 前後の水平面と色彩に大きな差がなく傾斜を識別しづらい傾斜路 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が、傾斜面を容易に認識できず、円滑に通行できないおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度（以下「色彩」という。）の差が大ききことによりその存在を容易に識別できるものとする。（バリアフリー法施行令第13条第3号）</p> <p>2. 現場の状況</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>太陽門から特別展示館等に向かう経路上に設置された傾斜路の上端とこれに接する床部分が同色同一素材となっている。</p> <p>なお、傾斜路両脇に設置された階段については端部を黒色にしており、段と床部分が色彩によって区分されるものとなっている。</p> </div> </div> <p>3. 当局の意見</p> <p>当該傾斜路は、両脇の階段を従とする主要経路と見受けられるものであり、車椅子使用者以外にも、視覚障害者や足元の不自由な者等、多くの者の利用が想定される。</p> <p>しかし、当該傾斜路を降る場合、床部の水平面と傾斜面の始まりの部分との間に色彩の差がないため、弱視者等が容易に識別することができず、円滑に通行できないおそれがある。</p> | | |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>このため、調査対象機関は、弱視者等の認知に資するよう、傾斜面にその上端に近接する床部分との色彩の差が大きくなる施工を行い、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。 (確認年月日：令和3年9月8日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>施設整備については、館内の事業評価委員会において、毎年度、『バリアフリー対策』、『アメニティ・ユーティリティの向上』、『安全対策』、『プリメンテナンス整備（修繕等）』などの事項及び『予算区分（資金調達）』の別に数値化し、実施順位を決定して実施することとしています。</p> <p>また、実施に当たっては、通常予算の範囲で対応できる部分から改修を始め、通常予算を超える別途に費用が必要なものについては、当館全体の改修計画の中で実現していく予定としており、建物の老朽化対策のための建物全体改修計画の中で予算要求することとしています。</p> <p>指摘事例への対応については、現時点では未着手となっておりますが、6月14日（火）開催予定の事業評価委員会において、『バリアフリー対策』及び『安全対策』として検討事項に盛り込み、危険性や公共性等の配点の高いものから優先順位付けを行うこととし、委員会の決定に基づき、対応可能なものについては通常予算で実施する予定です。</p> <p>また、建物の老朽化対策に伴い、全体改修計画で撤去される範囲内のものについては、今後、全体改修の中で対応することを考えております。</p> |
| <p>備考</p> | <p><u>本事例と関連する他の指摘事項</u> 施設設備-48 視認しづらい傾斜路の存在を警告するための点状ブロック（金属製点字紙）</p> |

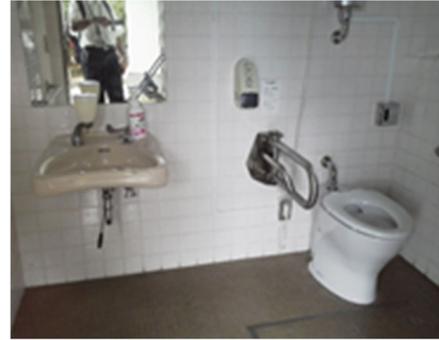
事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所 飛鳥資料館 昭和 49 年築、延床 4,297 ㎡ | 事例No. | 施設設備-51 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input checked="" type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | オストメイトへの未対応（ストーマ洗浄設備の未設置） | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>オストメイト（ストーマ＝人工肛門や人工膀胱等を造設している者）が便所を利用した際にストーマを洗浄できず、安心・快適に利用することができない。</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不特定多数が利用する便所のうち一つ以上（男子用及び女子用の区別があるときはそれぞれ一つ以上）には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一つ以上設ける。（バリアフリー法施行令第14条第1項第2号） ○ 便所のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）には、オストメイト用設備を有する便房を一以上設ける。（建築設計標準 2.7.2(3)オストメイト用設備を有する便房） ○ 構造上やむを得ない場合には、オストメイト簡易型水洗設備（腰掛便座の背もたれに水洗をつけたもの等）を設けたオストメイト用簡易型便房を設ける。（建築設計標準 2.7.3(2)オストメイト用簡易型便房） <p>2. 現場の状況</p> <p>前庭に相当する敷地に屋外トイレを設置しているほか、本館内の一般供用区域内に男子用及び女子用便所、同管理区域内に車椅子使用者用便房を設置しているが、いずれの便房にも、オストメイト用設備（以下「ストーマ洗浄設備」という。）が設置されていない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="448 1697 903 2000"> </div> <div data-bbox="930 1697 1385 2000"> </div> </div> <p style="text-align: center;">本館 男子用便所 同 女子用便所</p> | | |



本館 車椅子使用者用便所



屋外 車椅子使用者用便所

3. 当局の意見



ストーマ洗浄設備がないことにより、オストメイトは排便後のストーマ洗浄ができず、利用に不便を来すこととなる。

当施設について、男子用便所及び女子用便所内の洋式便房内をみると、便器後方に簡易型のストーマ洗浄設備を設置することは可能と思われる。

また、管理区域内の車椅子使用者用便房をみると、便房内の空間が狭く、通常のオストメイト設備を設置する余裕はないが、便器後方に簡易型のものを設置することが可能と思われる。

このため、調査対象機関は、オストメイトの便所利用に資するため、次の措置を行い、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。

- (1) 男子用便所及び女子用便所内の洋式便房を改修する機会にストーマ洗浄設備（簡易型）を整備すること
- (2) 上記(1)の対応が困難な場合、管理区域内に設置されている車椅子使用者便房内にストーマ洗浄設備（簡易型）を整備すること。また、この場合、館内に「オストメイトの方は管理区域にある同便所を利用できるのでお声がけください」等の掲示を行うなど周知に努めること（確認年月日：令和3年9月7日）

調査対象機関の見解・対応等

資料館全体の老朽化に伴う大規模改修を計画しており、この中に便所の機能分散を含めています。

現在、障害者トイレの使用頻度は少ないですが、飛鳥地区が世界遺産に登録された際は、来館者の増加に伴い使用頻度が多くなると考えられます。このため、館内男子・女子便所にストーマ洗浄設備（簡易型）を設置しました。

なお、ストーマ洗浄設備は、オストメイトの方が使用しやすいシャワー型としました。

男子便所と女子便所の2カ所設置



備考

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所 藤原宮跡資料室 昭和 63 年築、延床 637 m ² | 事例No. | 施設設備-52 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input checked="" type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | オストメイトへの未対応（ストーマ洗浄設備の未設置） | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>オストメイト（ストーマ＝人工肛門、人工膀胱等を造設している者）が便所を利用した際にストーマを洗浄できず、安心・快適に利用することができない。</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不特定多数が利用する便所のうち一つ以上（男子用及び女子用の区別があるときはそれぞれ一つ以上）には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一つ以上設ける。（バリアフリー法施行令第14条第1項第2号） ○ 便所のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）には、オストメイト用設備を有する便房を一以上設ける。（建築設計標準 2.7.2(3)オストメイト用設備を有する便房） ○ 構造上やむを得ない場合には、オストメイト簡易型水洗設備（腰掛便座の背もたれに水洗をつけたもの等）を設けたオストメイト用簡易型便房を設ける。（建築設計標準 2.7.3(2)オストメイト用簡易型便房） <p>2. 現場の状況</p> <p>当施設内には、男子用便所、女子用便所及び車椅子使用者用便所が設置されているが、いずれの便房にも、オストメイト用設備（以下「ストーマ洗浄設備」という。）が設置されていない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="435 1671 695 1966">  <p>男子用便所内の便房</p> </div> <div data-bbox="719 1671 979 1966">  <p>女子用便所内の便房</p> </div> <div data-bbox="1005 1671 1409 1966">  <p>車椅子使用者用便房</p> </div> </div> | | |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>ストーマ洗浄設備がないことにより、オストメイトは排便後のストーマ洗浄ができず、利用に不便を来すこととなる。</p> <p>男子用便所及び女子用便所内の洋式便房内をみると、便器後方に洗浄水用のタンクが設置されており、現状において直ちに対応できる余地はないが、このタンクを取り外して生じる空間に、簡易型のストーマ洗浄設備を設置することは可能と思われる。</p> <p>また、両便所について、洗浄水の送水圧が低い等、重力式水槽によらざるを得ない場合であっても、車椅子使用者用便房内には、便器脇の車椅子の導線に係らない部分にストーマ洗浄設備を設置可能な空間がある。</p> <p>このため、調査対象機関は、オストメイトの便所利用に資するため、次の措置を行い、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。</p> <p>(1) 男子用便所及び女子用便所内の洋式便房を改修する機会に現在の重力式水槽を圧送式に改めるなどし、生じた空間を活用してストーマ洗浄設備（簡易型）を整備すること</p> <p>(2) 上記(1)の対応が困難な場合、車椅子使用者便房内にストーマ洗浄設備を整備すること (確認年月日：令和3年9月2日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>障害者への対応については、車椅子用便房、男子と女子の手すり付き便房があるので、障害の状況により、それぞれのトイレを案内していますが、「ストーマ洗浄」には対応できておりません。</p> <p>現在までのところ、障害者トイレの使用頻度は極めて少ないものの、藤原宮跡が世界遺産に登録された際は、来館者の増加に伴い使用頻度が多くなると思われることから、令和4年度の所内修繕費で身障者用トイレにストーマ洗浄設備（簡易型）を整備することを検討します。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|----------------|---|--------------|----------------|
| <p>調査対象機関名</p> | <p>京都国立博物館 明治古都館 (明治 28 年築、延床 3,015 m²) 平成知新館 (平成 25 年築、延床 17,997 m²)</p> | <p>事例No.</p> | <p>施設設備-53</p> |
| <p>調査項目</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/>情報の提供状況</p> <hr/> <p>【施設・設備の区分】</p> <p><input type="checkbox"/>移動経路 <input type="checkbox"/>出入口 <input type="checkbox"/>カウンター <input type="checkbox"/>階段 <input checked="" type="checkbox"/>トイレ <input type="checkbox"/>エレベーター <input type="checkbox"/>案内表示 <input type="checkbox"/>駐車場 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> | | |
| <p>件名</p> | <p>手かざしセンサー式のため、視覚障害者が利用しづらいトイレの便器洗浄設備</p> | | |
| <p>事例内容</p> | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が用便後の便器洗浄機能の起動を円滑にできないおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 便所の便器洗浄装置については、センサー式が使いやすい一方で、視覚障害者は触れることのできる形式の方が使いやすいため、センサー式の場合は、便器洗浄ボタンを併設する等の配慮をする。(建築設計標準 2.7.2 個別機能を備えた便房の設計標準 (1)共通する事項 ③エ紙巻器、ボタン「留意点：便房内の設備」)</p> <p>○ 便器洗浄ボタンは、手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式、靴べら式等を併設する。手かざしセンサーが使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には、押しボタンを併設する。(同 (2) 車椅子使用者用便房 ④ウ紙巻器、洗浄ボタン等)</p> <p>2. 現場の状況</p> <div data-bbox="434 1444 767 1816" data-label="Image"> </div> <p>庭園に設置されている屋外バリアフリートイレの便器洗浄設備が手かざしセンサー式のみとなっており、押しボタン等の併設がない。</p> <p>また、センサー装置にその旨の点字表示等が行われていない。</p> <p>なお、同センサーの隣や便座横及び後方には、押しボタンを設置することが可能と思われる空間が見受けられる。</p> <p>3. 当局の意見</p> <p>当該便器洗浄設備の手かざしセンサーは壁に埋め込まれているため、視覚障害者等が周囲の空間を手探りしてもその存在を触知することができず、これらの者が用便後に便器を洗浄することが困難となっている。</p> | | |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>建築設計標準は、このような支障を解消し、視覚障害者が円滑にトイレを利用できるよう、手かざしセンサー式の便器洗浄設備を設置する際には、同センサーに加え、押しボタンや靴べら式等、触知可能なスイッチを併設することを求めたものと解される。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者等の円滑な便所使用に資するため、手かざしセンサーの隣に便器洗浄用押しボタン等を設けるとともに、同ボタン等及び手かざしセンサーに視覚障害者がその機能を認知できるよう点字表示を行い、利用者が安心・円滑に利用できるよう努めることが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(確認年月日：令和3年9月3日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>当該便所は平成16年2月に現状へと改修されたものです。</p> <p>センサー式を導入した経緯・理由については不明ですが、指摘のあった点については、建築設計標準にのっとり、センサー式から押しボタン式（点字表示付）に改修しました。</p> <div style="text-align: center;">  </div> |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

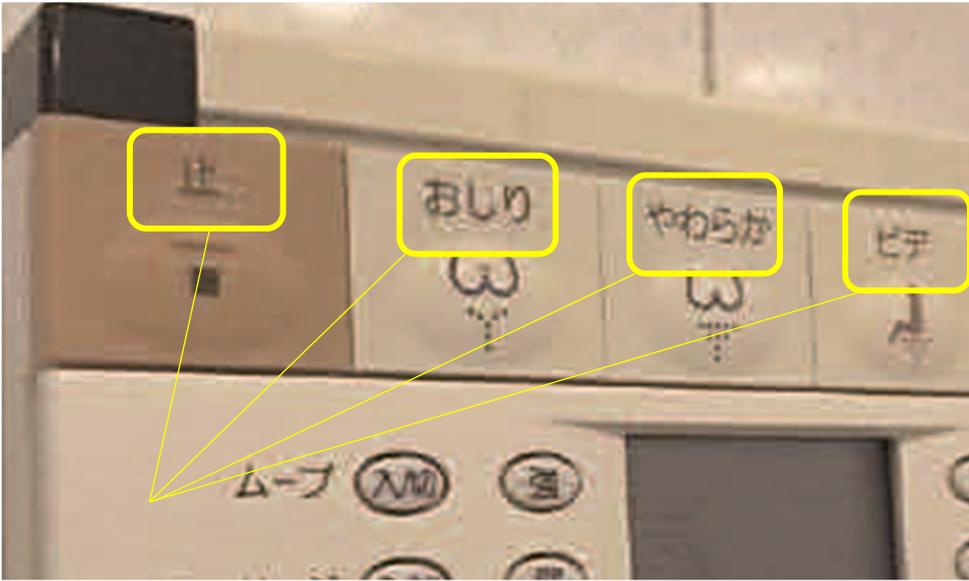
| | | | |
|----------------|---|--------------|----------------|
| <p>調査対象機関名</p> | <p>国立民族学博物館 本館（昭和 52 年築、延床 30,974 m²）</p> | <p>事例No.</p> | <p>施設設備-54</p> |
| <p>調査項目</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/>情報の提供状況</p> <hr/> <p>【施設・設備の区分】</p> <p><input type="checkbox"/>移動経路 <input type="checkbox"/>出入口 <input type="checkbox"/>カウンター <input type="checkbox"/>階段 <input checked="" type="checkbox"/>トイレ <input type="checkbox"/>エレベーター</p> <p><input type="checkbox"/>案内表示 <input type="checkbox"/>駐車場 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p> | | |
| <p>件名</p> | <p>手かざしセンサー式のため視覚障害者が利用しづらいトイレの便器洗浄設備</p> | | |
| <p>事例内容</p> | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が用便後の便器洗浄機能の起動を円滑にできないおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 便所の便器洗浄装置については、センサー式が使いやすい一方で、視覚障害者は触れることのできる形式の方が使いやすいため、センサー式の場合は、便器洗浄ボタンを併設する等の配慮をする。（建築設計標準 2.7.2 個別機能を備えた便房の設計標準 (1)共通する事項 ③エ紙巻器、ボタン「留意点：便房内の設備」）</p> <p>○ 便器洗浄ボタンは、手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式、靴べら式等を併設する。手かざしセンサーが使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には、押しボタンを併設する。（同 (2) 車椅子使用者用便房 ④ウ紙巻器、洗浄ボタン等）</p> <p>2. 現場の状況</p> <p>本館地上 1 階のバリアフリートイレの便器洗浄設備が手かざしセンサー式のみとなっており、押しボタン等の併設がない。また、センサー装置にその旨の点字表示等が行われていない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p>なお、同センサーの上部には、押しボタンを設置することが可能と思われる空間が見受けられる。</p> | | |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>当該便器洗浄設備の手かざしセンサー装置は壁面にボックス状に取り付けられているため、視覚障害者等が、周囲の空間を手探りし、その存在を触知する余地はあるものの、当該ボックスに便器洗浄設備である旨の点字表示がないため、その機能を直ちに知ることができないものとなっており、用便後の便器洗浄操作が円滑に行い得ないものとなっている。</p> <p>建築設計標準は、視覚障害者が円滑にトイレを利用できるよう、手かざしセンサー式の便器洗浄設備を設置する際には、同センサーに加え、押しボタンや靴べら式等、触知可能なスイッチを併設することを求めたものと解される。</p> <p>このため、施設管理者は、視覚障害者等の円滑な便所使用に資するため、手かざしセンサーの隣に便器洗浄用押しボタン等を設けるとともに、同ボタン等及び手かざしセンサーに視覚障害者とその機能を認知できるよう点字表示を行い、利用者が安心・円滑に利用できるよう努めることが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(確認年月日：令和3年9月9日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>施設整備については、館内の事業評価委員会において、毎年度、『バリアフリー対策』、『アメニティ・ユーティリティの向上』、『安全対策』、『プリメンテナンス整備（修繕等）』などの事項及び『予算区分（資金調達）』の別に数値化し、実施順位を決定して実施することとしています。</p> <p>また、実施に当たっては、通常予算の範囲で対応できる部分から改修を始め、通常予算を超える別途に費用が必要なものについては、当館全体の改修計画の中で実現していく予定としており、建物の老朽化対策のための建物全体改修計画の中で予算要求することとしています。</p> <p>指摘事例への対応については、現時点では未着手となっていますが、6月14日（火）開催予定の事業評価委員会において、『バリアフリー対策』及び『安全対策』として検討事項に盛り込み、危険性や公共性等の配点の高いものから優先順位付けを行うこととし、委員会の決定に基づき、対応可能なものについては通常予算で実施する予定です。</p> <p>また、建物の老朽化対策に伴い、全体改修計画で撤去される範囲内のものについては、今後、全体改修の中で対応することを考えております。</p> |
| <p>備考</p> | <p><u>本事例に関連する他の指摘事項</u> 施設設備-55 集中的に配置した操作ボタン類への点字表示の未設置</p> |

事例表

課題 参考となる取組

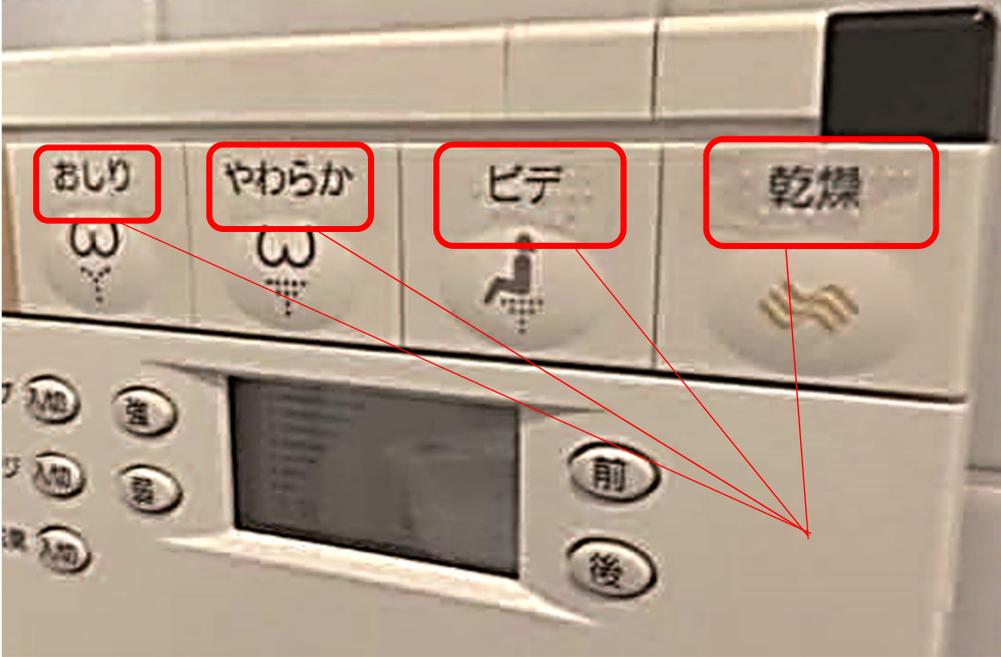
| | | | |
|----------------|---|--------------|----------------|
| <p>調査対象機関名</p> | <p>国立民族学博物館 本館（昭和 52 年築、延床 30,974 m²）</p> | <p>事例No.</p> | <p>施設設備-55</p> |
| <p>調査項目</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/>情報の提供状況</p> <hr/> <p>【施設・設備の区分】</p> <p><input type="checkbox"/>移動経路 <input type="checkbox"/>出入口 <input type="checkbox"/>カウンター <input type="checkbox"/>階段 <input checked="" type="checkbox"/>トイレ <input type="checkbox"/>エレベーター</p> <p><input type="checkbox"/>案内表示 <input type="checkbox"/>駐車場 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p> | | |
| <p>件名</p> | <p>集中的に配置した操作ボタン類への点字表示の未設置</p> | | |
| <p>事例内容</p> | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が各ボタンの機能を識別できず、円滑に利用できないおそれ。このうちには非常呼出し設備も含まれており、緊急時の救援等にも支障のおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 便所に設置するボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、コントラストのある縁取り等をつけ、また、点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障害者に分かりやすいものとするのが望ましい。（建築設計標準 2.7.2 (1)③留意点「便房内の設備」）</p> <p>2. 現場の状況</p> <p>本館地上 1 階のバリアフリートイレでは、便所の利用者が操作しやすいように便器洗浄設備、ウォッシュレット、便座保温及び非常呼出し設備の操作ボタンを 1 か所に集めて設置しているが、各ボタンにはその機能を案内する点字表示がない。</p> <div data-bbox="464 1417 842 1816" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="871 1417 1366 1843" data-label="Image"> </div> <p>3. 当局の意見</p> <p>1 か所に操作ボタンを集めることは利用者の利便に資するものであるが、そのボタンの各機能を認知できない場合には、逆に利用者がボタンの機能を識別できず、混乱を招くことになる。</p> | | |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>当該便所では、各操作ボタンに点字表示による案内がないことから、視覚障害者が、便器洗浄等、便所の利用上不可欠な操作のほか、非常呼出しという緊急的なものについても、その機能の別を認識できず、円滑・安心に利用することができないものとなっている。</p> <p>このため、施設管理者は、視覚障害者の利便に資するため、操作ボタン類の全てについて、その機能を案内する点字を表示し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努めることが望ましい。 (確認年月日：令和3年9月9日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>本館男子用及び女子用トイレに設置している各操作ボタンについて、機能を示す表示の上に、その機能を点字表記した透明なシールを貼付しました。</p> <p>【貼付例】</p>  |
| <p>備考</p> | <p>本事例と関連する他の指摘事項 施設設備-54 手かざしセンサー式のため視覚障害者が利用しづらいトイレの便器洗浄設備</p> |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|----------------|---|--------------|----------------|
| <p>調査対象機関名</p> | <p>国立民族学博物館 特別展示館（平成元年築、延床 5,292 m²）</p> | <p>事例No.</p> | <p>施設設備-56</p> |
| <p>調査項目</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/>情報の提供状況</p> <hr/> <p>【施設・設備の区分】</p> <p><input type="checkbox"/>移動経路 <input type="checkbox"/>出入口 <input type="checkbox"/>カウンター <input type="checkbox"/>階段 <input checked="" type="checkbox"/>トイレ <input type="checkbox"/>エレベーター</p> <p><input type="checkbox"/>案内表示 <input type="checkbox"/>駐車場 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p> | | |
| <p>件名</p> | <p>集中的に配置した操作ボタン類への点字表示の未設置</p> | | |
| <p>事例内容</p> | <p>支障等</p> <p>視覚障害者がボタン等の機能を識別できず、円滑に利用できないおそれ。また、非常呼出し設備を認知することができず、緊急時の救援等に支障のおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 便所に設置するボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、コントラストのある縁取り等をつけ、また、点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障害者に分かりやすいものとするのが望ましい。（建築設計標準 2.7.2 (1)③留意点「便房内の設備」）</p> <p>2. 現場の状況</p> <p>特別展示場のバリアフリートイレでは、便所の利用者が操作しやすいように便器洗浄設備、ウォッシュレットの操作ボタンを1か所に集めて設置しているが、各ボタンにはその機能を案内する点字の表示がない。</p> <p>また、非常呼出しボタンについても点字表示がない。</p> <div data-bbox="421 1406 1401 1877" data-label="Image"> </div> <p>3. 当局の意見</p> <p>1か所に操作ボタンを集めることは利用者の利便に資するものであるが、その</p> | | |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>ボタンの各機能を認知できない場合には、逆に利用者がボタンの機能を識別できず、混乱を招くことになる。</p> <p>当該便所では、各操作ボタンに点字表示による案内がないことから、視覚障害者が、便器洗浄等、便所の利用上不可欠な操作に係るボタンの機能を識別できず、円滑・安心に利用することができないおそれのあるものとなっている。</p> <p>また、これと離れた位置に設置されている非常呼出しボタンについても点字表示がないため、視覚障害者が、その機能を認知することができず、緊急時に直ちに救援を求めることができないおそれがある。</p> <p>このため、施設管理者は、視覚障害者の利便に資するため、操作ボタン類の全てについて、その機能を案内する点字を表示し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努めることが望ましい。 (確認年月日：令和3年9月9日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>特別展示館1階及び2階トイレに設置している各操作ボタンについて、機能を示す表示の上に、その機能を点字表記した透明なシールを貼付しました。</p> <p>【貼付例】</p>  |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|----------------------|--|--------------|----------------|
| <p>調査対象機関名</p> | <p>国立国際美術館 平成 16 年築、延床 13,486 m²</p> | <p>事例No.</p> | <p>施設設備-57</p> |
| <p>調査項目</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/>情報の提供状況</p> <hr/> <p>【施設・設備の区分】</p> <p><input type="checkbox"/>移動経路 <input type="checkbox"/>出入口 <input type="checkbox"/>カウンター <input type="checkbox"/>階段 <input checked="" type="checkbox"/>トイレ <input type="checkbox"/>エレベーター</p> <p><input type="checkbox"/>案内表示 <input type="checkbox"/>駐車場 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> | | |
| <p>件名</p> | <p>トイレの便器洗浄ボタン、非常呼出しボタンの機能を示す点字表示の未設置</p> | | |
| <p>事例内容</p> | <p>支障等</p> <p>視覚障害者がボタン等の機能を認知できず、円滑に利用できないおそれや緊急時の救援等を直ちに求めることができないおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 便所に設置するボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、コントラストのある縁取り等をつけ、また、点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障害者に分かりやすいものとするのが望ましい。(建築設計標準 2.7.2 (1)③留意点「便房内の設備」)</p> <p>2. 現場の状況</p> <div data-bbox="421 1223 820 1541" data-label="Image"> </div> <p>地下 1 階バリアフリートイレの①便器洗浄ボタン、②非常呼出しボタンに、各々の機能を案内する点字の表示がない。</p> <p>3. 当局の意見</p> <p>当該便所では、各ボタンへの点字による機能の表示がないことから、視覚障害者が便器洗浄ボタン及び非常呼出しボタンの別を認知しがたく、円滑・安心に利用することができないおそれのあるものとなっている。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者の利便に資するため、便器洗浄ボタン及び非常呼出しボタンにその機能を案内する点字を表示し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努めることが望ましい。(確認年月日：令和 3 年 8 月 30 日)</p> | | |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>点字表示がないことによる支障を把握できていませんでしたが、今回の調査で認識したため、ボタンの機能を示す点字表示を検討しています。</p> | | |

| | |
|-----|---|
| 備 考 | <u>本事例に関連する他の指摘事項</u> 施設設備-61 カバーが掛けられ、即座に使用することができない非常呼出し設備 |
|-----|---|

事例表

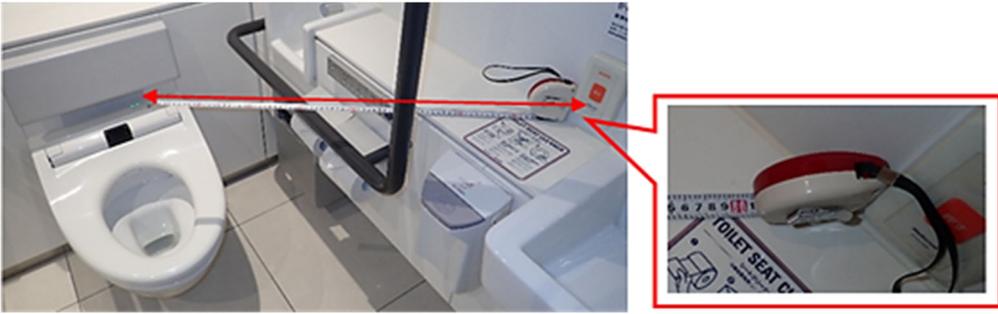
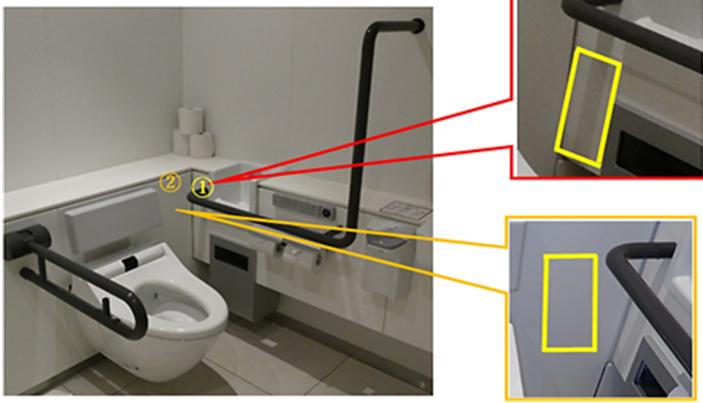
課題 参考となる取組

| | | | |
|----------------|--|--------------|----------------|
| <p>調査対象機関名</p> | <p>京都国立近代美術館 昭和 61 年築、延床 9,983 m²</p> | <p>事例No.</p> | <p>施設設備-58</p> |
| <p>調査項目</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/>情報の提供状況</p> <hr/> <p>【施設・設備の区分】</p> <p><input type="checkbox"/>移動経路 <input type="checkbox"/>出入口 <input type="checkbox"/>カウンター <input type="checkbox"/>階段 <input checked="" type="checkbox"/>トイレ <input type="checkbox"/>エレベーター</p> <p><input type="checkbox"/>案内表示 <input type="checkbox"/>駐車場 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> | | |
| <p>件名</p> | <p>非常呼出し設備への点字表示の未設置</p> | | |
| <p>事例内容</p> | <p>支障等</p> <p>視覚障害者がボタンの機能を認知できず、緊急時の救援等を直ちに求めることができないおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 便所に設置するボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、コントラストのある縁取り等をつけ、また、点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障害者に分かりやすいものとするのが望ましい。(建築設計標準 2.7.2 (1)③留意点「便房内の設備」)</p> <p>2. 現場の状況</p> <p>バリアフリートイレ内の非常呼出しボタンについて、その機能を案内する説明文の掲示はあるものの、点字文での表示がない。</p> <div data-bbox="421 1332 1324 1780" data-label="Image"> </div> <p>3. 当局の意見</p> <p>当該呼出しボタンは、利用者が不測の危機等に臨んで職員等の救援を求めるために使用する設備である。</p> <p>しかし、当該ボタンの機能を案内する点字表示がないため、視覚障害者が、非</p> | | |

| | |
|---------------|---|
| | <p>常呼出し設備であることを認知できず、救援等を直ちに求めることができないおそれがある。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者の救急及び利便に資するため、非常呼出しボタンにその旨を説明する点字文の案内表示を設置し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努めることが望ましい。（確認年月日：令和3年9月8日）</p> |
| 調査対象機関の見解・対応等 | <p>視覚障害者等に配慮したトイレとなるよう、必要な改修等について検討します。予算措置が必要なため、設計業者より見積書を徴取し法人本部へ予算要求を行っているところであり、最短で措置されると仮定して、令和5年度の対応となる見込みです。</p> |
| 備考 | <p><u>本事例に関連する他の指摘事項</u></p> <p>施設設備-59 便器からは届かない位置にある非常呼出しボタン</p> |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|----------------|---|--------------|----------------|
| <p>調査対象機関名</p> | <p>京都国立近代美術館 昭和 61 年築、延床 9,983 m²</p> | <p>事例No.</p> | <p>施設設備-59</p> |
| <p>調査項目</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/>情報の提供状況</p> <hr/> <p>【施設・設備の区分】</p> <p><input type="checkbox"/>移動経路 <input type="checkbox"/>出入口 <input type="checkbox"/>カウンター <input type="checkbox"/>階段 <input checked="" type="checkbox"/>トイレ <input type="checkbox"/>エレベーター</p> <p><input type="checkbox"/>案内表示 <input type="checkbox"/>駐車場 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> | | |
| <p>件名</p> | <p>便器からは届かない位置にある非常呼出しボタン</p> | | |
| <p>事例内容</p> | <p>支障等</p> <p>呼出しボタンを便座に座ったまま押すことが困難であるため、緊急時に通報できないおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 便所に設置する呼出しボタンは、腰掛便座及び車椅子に座った状態で手が届く範囲と、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設ける。(建築設計標準 2.7.2 (2)④ウ紙巻器・洗浄ボタン等)</p> <p>2. 現場の状況</p> <p>バリアフリースペース内の非常呼出しボタンが便器上の着座位から左斜め上方 80 cm 超、かつ、手すり干渉する位置に設置されている。</p>  <p>なお、①平行手すり下、②便座奥にボタンの設置が可能と思われる空間がある。</p>  | | |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>当該ボタンを押下するためには、前屈の上、腕を伸ばす必要があるほか、手すりが干渉して利用しづらく、特に上肢に障害のある者には利用が困難なものとなっており、緊急時に救援を求める際、直ちに押下することができないおそれがある。</p> <p>このため、調査対象機関は、利用者の利便に資するため、非常呼出しボタンを便器上の着座位付近及び床面の伏位からも届く位置に増設し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努めることが望ましい。（確認年月日：令和3年9月8日）</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>視覚障害者等に配慮したトイレとなるよう、必要な改修等について検討致します。予算措置が必要なため、設計業者より見積書を徴取し法人本部へ予算要求を行っているところであり、最短で措置されると仮定して、令和5年度の対応となる見込みです。</p> |
| <p>備考</p> | <p><u>本事例に関連する他の指摘事項</u> 施設設備-58 非常呼出し設備への点字表示の未設置</p> |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|----------------|---|--------------|----------------|
| <p>調査対象機関名</p> | <p>京都国立博物館 明治古都館 (明治 28 年築、延床 3,015 m²) 平成知新館 (平成 25 年築、延床 17,997 m²)</p> | <p>事例No.</p> | <p>施設設備-60</p> |
| <p>調査項目</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/>情報の提供状況</p> <hr/> <p>【施設・設備の区分】</p> <p><input type="checkbox"/>移動経路 <input type="checkbox"/>出入口 <input type="checkbox"/>カウンター <input type="checkbox"/>階段 <input checked="" type="checkbox"/>トイレ <input type="checkbox"/>エレベーター <input type="checkbox"/>案内表示 <input type="checkbox"/>駐車場 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> | | |
| <p>件名</p> | <p>便器からは届かない位置にある非常呼出しボタン</p> | | |
| <p>事例内容</p> | <p>支障等</p> <p>呼出しボタンを便座に座ったまま押すことが困難であるため、緊急時に通報できないおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 便所に設置する呼出しボタンは、腰掛便座及び車椅子に座った状態で手が届く範囲と、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設ける。(建築設計標準 2.7.2 (2)④ウ紙巻器・洗浄ボタン等)</p> <p>2. 現場の状況</p> <p>庭園側屋外バリアフリートイレ内の非常呼出しボタンが便器の中心から直線距離で 88cm 離れた床面付近に設置されている。</p>  <p>3. 当局の意見</p> <p>当該非常呼出しボタンは建築設計標準が示す「床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設ける」ことに基づき設置されているが、「腰掛便座及び車椅子に座った状態で手が届く範囲」とするもう一つの設置については看過し、座</p> | | |

位で生じた非常事態への対応に欠けるものとなっている。

このため、調査対象機関は、利用者の救急及び利便に資するため、非常呼出しボタンを便器上の着座位付近にも増設し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努めることが望ましい。
(確認年月日：令和3年9月3日)

調査対象機関の
見解・対応等



非常呼出しボタンを便器の着座位付近にも増設しました。

備考

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|----------------|---|--------------|----------------|
| <p>調査対象機関名</p> | <p>国立国際美術館 平成 16 年築、延床 13,486 m²</p> | <p>事例No.</p> | <p>施設設備-61</p> |
| <p>調査項目</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/>情報の提供状況</p> <hr/> <p>【施設・設備の区分】</p> <p><input type="checkbox"/>移動経路 <input type="checkbox"/>出入口 <input type="checkbox"/>カウンター <input type="checkbox"/>階段 <input checked="" type="checkbox"/>トイレ <input type="checkbox"/>エレベーター</p> <p><input type="checkbox"/>案内表示 <input type="checkbox"/>駐車場 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> | | |
| <p>件名</p> | <p>カバーが掛けられ、即座に使用することができない非常呼出し設備</p> | | |
| <p>事例内容</p> | <p>支障等</p> <p>巧緻運動障害者や視覚障害者等が、緊急時に救援等を求めようとしても、直ちに使用できないおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 便所内に設置するボタンは、手指に障害のある人（巧緻運動障害等）でも押しやすい等、操作性に配慮したものが望ましい。（建築設計標準 2.7.2(1)③エ紙巻器、ボタン） ○ ボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、コントラストのある縁取り等をつけ、また、点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障害者に分かりやすいものとするのが望ましい。（同 2.7.2 (1)③留意点「便房内の設備」） <p>2. 現場の状況</p> <p>地下 1 階バリアフリートイレに設置されている非常呼出し設備の上にカバーが掛けられており、使用時にはカバーを外す必要がある。</p> <p>なお、非常呼出し設備がある旨及び「カバーを上げて（取り外し）ボタンを押す」という操作方法についての点字文での表示がない。</p> <div data-bbox="432 1507 1225 1984" style="text-align: center;"> </div> | | |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>当該非常呼出し設備は押しボタンの上から壁に密着する形でカバーが掛かっていることから、巧緻運動障害者や手元を視認することができない視覚障害者がそのカバーの取り外しに手間がかかり、緊急時、直ちに救援等と呼ぶことができないものとなっている。</p> <p>また、点字による案内の表示がないことから、視覚障害者が同設備の存在及びカバーを取り外して使用することを認知し得ないものとなっている。</p> <p>このため、調査対象機関は、巧緻運動障害者や視覚障害者の利便に資するため、次の措置を行い、利用者が安心・円滑に利用できるよう努めることが望ましい。</p> <p>(1) 非常呼出し設備のカバーを取り外し、緊急時に、直ちに使用できるようにすること</p> <p>(2) 上記(1)を措置した上、非常呼出しボタンの機能を点字により表示すること</p> <p>(確認年月日：令和3年8月30日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>当該カバーは、押し間違いを防ぐために設置されたと考えられるものですが、今回の調査で問題を認識したため、カバーの取り外しと点字表示について検討しています。</p> |
| <p>備考</p> | <p><u>本事例に関連する他の指摘事項</u></p> <p>施設設備-57 トイレの便器洗浄ボタン、非常呼出しボタンの機能を示す点字表示の未設置</p> |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所 飛鳥資料館 昭和 49 年築、延床 4,297 ㎡ | 事例No. | 施設設備-62 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input checked="" type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 小便器の手すりの未設置 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>杖等の支えなしに立位を保持することが困難な者が、小便をする際、体を支えるものがないため、立位のバランスを崩しやすく、安心・円滑に用便をすることができない。</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不特定多数が利用する男子用小便器は、杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保つことができるよう手すりを設ける。(建築設計標準 2.7.1 便所・洗面所の設計標準 (共通事項) (4) ①小便器) ○ 当該小便器は便所の出入口から最も近い位置に設ける。(同上) <p>2. 現場の状況</p> <p>屋外男子用トイレ及び本館内男子用トイレとも、手すりを設けた小便器が設置されていない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="421 1368 842 1742">  </div> <div data-bbox="900 1368 1358 1742">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div data-bbox="533 1753 746 1787">本館 男子トイレ</div> <div data-bbox="1027 1753 1241 1787">屋外 男子トイレ</div> </div> <p>3. 当局の意見</p> <p>本館内及び屋外に設置されている男子用トイレの 2 か所ともについて、杖等の支えなしで立位を保持することの困難な者が、小便をする際に手すりを設けた小便器が設置されていないために体を支えるものがなく、立位のバランスを崩しや</p> | | |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>すいものとなっており、安心・円滑に用便をすることができない。</p> <p>このため、調査対象機関は、杖使用者等の肢体不自由者などの利便に資するため、屋外及び本館内の男子用トイレについて、出入口最寄りの小便器の一つ以上に手すりを設置し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努めることが望ましい。</p> <p>なお、本館内のトイレは、出口最寄りの小便器下端と壁との空間（以下「通路」という。）が幅 120 cm と狭いことから、手すりの設置に当たっては通路を通行する者の支障とならないよう、その長さ（建築設計標準：55～60 cm 程度）に留意する必要がある。 （確認年月日：令和 3 年 9 月 7 日）</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>指摘のとおり出入口最寄りの小便器に手すりが必要と考え、便所内の通行の妨げとならないような手すりの長さを調査した上で、手すりを設置しました。</p>  |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良国立博物館 地下回廊（平成9年築、延床2,152㎡） | 事例No. | 施設設備-63 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input checked="" type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |
| 件名 | 洗面台の手すりの未設置 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>杖等の支えなしに立位を保持することが困難な者が、手洗いをする際に体を支えるものがなく、バランスを崩すおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 便所の洗面台には、一つ以上の洗面器に杖使用者等が立位を保つことができるよう手すりを設ける。（建設設計標準 2.7.1 便所・洗面所の設計標準（共通事項）(4) ② 洗面器、鏡） ○ 手すりを設けた洗面器は便所の出入口から最も近い位置に設ける。（同上） <p>2. 現場の状況</p> <p>地下回廊2か所（中央部、仏像館側）に男子用及び女子用便所が設置されているが、いずれの便所内の洗面台にも手すりが設置されていない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="448 1314 852 1588">  <p style="text-align: center;">中央部男子用トイレ</p> </div> <div data-bbox="908 1314 1272 1588">  <p style="text-align: center;">仏像館側男子用トイレ</p> </div> </div> <p>なお、新館内の便所の洗面台には手すりが設けられている。</p> <div data-bbox="448 1736 858 2011">  <p style="text-align: center;">新館男子用トイレ</p> </div> | | |

| | |
|---------------|---|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>地下回廊 2 か所の便所については、杖等の支えなしに立位を保持することの困難な者が、手洗いをする際に体を支えるものがないために、立位のバランスを崩しやすく、安心・円滑に利用することができない。また、仮に洗面台の縁辺で体を支えるとしても、洗面台に水が散っているなどの場合には衣服を濡らしてしまう可能性がある。</p> <p>調査対象機関は、新館内のトイレの洗面台に手すりを設置しており、これらの支障を想起し、洗面台に手すりを設置する必要性を認識しているものと思われる。</p> <p>このため、調査対象機関は、杖使用者等の肢体不自由者などの利便に資するため、地下回廊 2 か所に設置されている男子用及び女子用便所についても、洗面台のうち入口最寄りの一つ以上に手すりを設置し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努めることが望ましい。 (確認年月日：令和 3 年 9 月 10 日)</p> |
| 調査対象機関の見解・対応等 | 現場に手すりを設置することによって発生する支障等はないと思われることから、令和 4 年度（以降）の予算要求に盛り込む予定としています。 |
| 備 考 | |

事例表

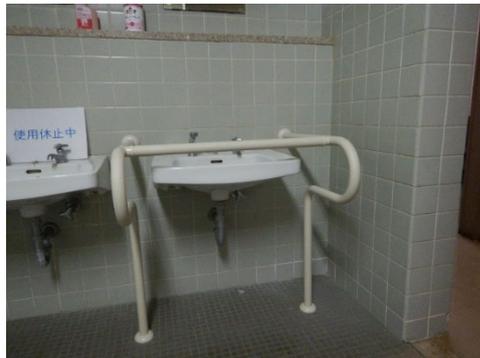
課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所 飛鳥資料館 昭和 49 年築、延床 4,297 m ² | 事例No. | 施設設備-64 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input checked="" type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 洗面台の手すりの未設置 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>杖等の支えなしに立位を保持することが困難な者が、手洗いをする際に体を支えるものがなく、バランスを崩すおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 便所の洗面台には、一つ以上の洗面器には杖使用者等が立位を保つことができるよう手すりを設ける。(建築設計標準 2.7.1 便所・洗面所の設計標準 (共通事項) (4) ② 洗面器、鏡) ○ 手すりを設けた洗面器は便所の出入口から最も近い位置に設ける。(同上) <p>2. 現場の状況</p> <p>屋外及び本館内に設置されている男子用及び女子用トイレの洗面台に手すりが設置されていない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="405 1319 895 1691">  </div> <div data-bbox="903 1319 1406 1691">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <p>屋外男子トイレ</p> <p>屋内男子トイレ</p> </div> <p>3. 当局の意見</p> <p>当館の便所については、杖等の支えなしに立位を保持することの困難な者が、手洗いをする際、手すりを設けた洗面台が設置されていないために体を支えるものがなく、立位のバランスを崩しやすいものとなっており、安心・円滑に利用することができない。また、仮に洗面台の縁辺で体を支えるとしても、洗面台に水</p> | | |

が散っているなどの場合には衣服を濡らしてしまう可能性がある。

このため、調査対象機関は、杖使用者等の肢体不自由者などの利便に資するため、屋外及び本館内の2か所に設置されている男子用及び女子用便所の洗面台のうち入口最寄りの一つ以上に手すりを設置し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努めることが望ましい。
(確認年月日：令和3年9月7日)

屋内トイレ、屋外トイレともに、手すりを設置しました。



調査対象機関の
見解・対応等

備 考

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|----------------|--|--------------|----------------|
| <p>調査対象機関名</p> | <p>国立国際美術館 平成 16 年築、延床 13,486 m²</p> | <p>事例No.</p> | <p>施設設備-65</p> |
| <p>調査項目</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/>情報の提供状況</p> <hr/> <p>【施設・設備の区分】</p> <p><input type="checkbox"/>移動経路 <input type="checkbox"/>出入口 <input type="checkbox"/>カウンター <input type="checkbox"/>階段 <input checked="" type="checkbox"/>トイレ <input type="checkbox"/>エレベーター</p> <p><input type="checkbox"/>案内表示 <input type="checkbox"/>駐車場 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> | | |
| <p>件名</p> | <p>幼児等が利用しにくい受け口の位置が高い小便器</p> | | |
| <p>事例内容</p> | <p>支障等</p> <p>幼児等の排泄位置の低い者には使いづらいものとなるおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 不特定多数が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一つ以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35 cm 以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一つ以上設けなければならない。（バリアフリー法施行令第 14 条第 2 項）</p> <p>2. 現場の状況</p> <p>地下 1 階、地下 2 階、地下 3 階に設置されている壁掛式小便器は、一般的な受け口の位置よりも下げて設置されているものの、受け口の床からの高さが 40 cm となっている。</p> <div data-bbox="422 1370 1173 1742" data-label="Image"> </div> <p>3. 当局の意見</p> <p>当該小便器の受け口の位置は基準値より 5 cm 高い位置にあり、令 14 条が便所の利用に係る知見を検討の上「35 cm 以下」としたことに照らすと、排泄位置の低い幼児等には使いづらいものとなるおそれがある。</p> <p>このため、調査対象機関は、幼児等の円滑な利用に資するよう、便所を改修す</p> | | |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>る際に当該小便器の位置を受け口の床高 35 cm以下となるよう改め、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。(確認年月日：令和3年8月30日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>工事が必要となり、工事日程及び予算の確保が問題になると考えられることから、今後、対応を検討します。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所 飛鳥資料館 昭和 49 年築、延床 4,297 m ² | 事例No. | 施設設備-66 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input checked="" type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | ベビーチェアの未設置 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>乳幼児連れ来館者がトイレを利用する際、子供を床に座らせざるを得ず、また、子供を抱えたままでは利用がしづらい。</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 施設用途や規模等を考慮した上で、便所のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）には、乳幼児用設備を有する便房を一以上設ける。乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台等を設ける。（建築設計標準 2.7 便所・洗面所（4）乳幼児用設備を有する便房）</p> <p>2. 現場の状況</p> <p>主要展示施設である本館内に男女トイレ（一般区域内）及び車椅子使用者用トイレ（管理区域内）、また、屋外展示場最寄りの屋外棟に男女トイレ及び車椅子使用者トイレを設置しているが、いずれについてもベビーチェアの設置がない。</p> <p>3. 当局の意見</p> <p>調査対象機関は、ホームページ（「学び（個人・ファミリー向け）」）において、「遺跡からの出土品、精巧な復元模型など、飛鳥時代をイメージしやすい展示品がたくさんあるので、子供から大人まで、幅広い年齢の方にもお楽しみいただけます」と周知し、図書類に絵本や漫画など子供向けの本を配架、「乾拓体験（高松塚古墳に描かれた青龍と白虎の線刻画の上に紙を置いて、色鉛筆でこすって絵を写し取る）」等の体験コーナーを設けるなど、家族連れの利用にも応えるものとしていることから、乳幼児連れ利用者の来館が想定されるものとなっている。</p> <p>このため、調査対象機関は、乳幼児連れ利用者の利便に資するため、トイレ内へのベビーチェアの設置を検討し、改修等の機会を捉えて設置するよう努めることが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">（確認年月日：令和3年9月7日）</p> | | |

| | |
|----------------------|---|
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> |  <p>本館便所の個室にベビーチェアを設けるだけのスペースがないため、未設置となっていました。今回の指摘をきっかけに、屋外展示場を御利用の方の利便も合わせて検討し、令和4年6月24日に、屋外休憩所の多目的トイレ内にベビーチェアを設置しました。</p> <p>なお、乳幼児を連れた来館者はほとんどなく、かつ、来館者からの設置の要望もありませんでした。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 京都国立博物館 平成知新館 平成 25 年築、延床 17,997 m ² | 事例No. | 施設設備-67 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input checked="" type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | エレベーターの昇降方向、停止階等を知らせる音声案内設備の未稼働 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が、エレベーターの移動状況を認知することができず、不自由なおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物に不特定多数が利用する居室を設け、道等から当該居室までの経路上にエレベーターを設置する場合、籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする。(バリアフリー法施行令第 18 条第 2 項第 5 号リ(2)) ○ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。(同(3)) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>建築設計標準</p> <p>2.6.1(4)乗降ロビーの部品・設備等③昇降方向を伝えるための装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乗降ロビーには到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。 <p>2.6.1(5)籠内の部品・設備等⑥昇降方向を伝えるための装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 籠内に籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける。 </div> <p>2. 現場の状況</p> <p>平成知新館（地上 3 階、地下 1 階）の正面入口側に設置されているエレベーターの乗降ロビー及び籠内には、操作ボタンへの点字表示はあるが、音声による昇降方向等の案内がない。</p> <p>なお、1 階エレベーター乗降ロビーには職員が常駐していることから、1 階については、視覚障害者は、この職員による案内を得て、円滑にエレベーターを利用することができるものとなっている。</p> | | |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>当該エレベーターは、館内を垂直移動する際に利用されており、階段等の利用に不自由を感じる視覚障害者等が利用するものとなっている。</p> <p>しかし、音声案内装置がないことから、視覚障害者は、エレベーターの乗降ロビーにおいて、職員が常駐する1階を除き、籠の昇降方向を確認することができないものとなっている。また、籠内において、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を確認することができず、利用に支障を来すほか扉に挟まれる等の危険を伴うおそれのあるものとなっている。</p> <p>なお、当館は、バリアフリー法施行後に建築された建築物であり、同法に基づく建築物移動等円滑化基準の適合義務を負っている。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者の安心かつ円滑な利用に資するよう、エレベーターの乗降ロビー及び籠内に、音声により昇降方向等を案内する必要がある。 (確認年月日：令和3年9月8日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>音声案内がなかったことについては指摘のとおりであったため、当該エレベーターの現状をエレベーター点検業者と確認したところ、音声案内装置の設定スイッチが「切」となっていたことが判明しました。</p> <p>設定スイッチについては点検業者のみがアクセスできる構造となっておりますので、竣工後いずれかのタイミングで点検業者により誤ってスイッチが「切」となってしまったものと考えられます。</p> <p>建築物移動等円滑化基準にのっとり、各設備は適切に運用されるべきと考えており、現状確認後、当該エレベーターの音声案内装置を復旧しました。</p> <p>また、再発防止のため、エレベーター点検業者へ、今後エレベーター点検の際は確認事項に加えるよう指示しました。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|----------------|---|--------------|----------------|
| <p>調査対象機関名</p> | <p>京都国立近代美術館 昭和 61 年築、延床 9,983 m²</p> | <p>事例No.</p> | <p>施設設備-68</p> |
| <p>調査項目</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/>施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/>情報の提供状況</p> <hr/> <p>【施設・設備の区分】</p> <p><input type="checkbox"/>移動経路 <input type="checkbox"/>出入口 <input type="checkbox"/>カウンター <input type="checkbox"/>階段 <input type="checkbox"/>トイレ <input checked="" type="checkbox"/>エレベーター</p> <p><input type="checkbox"/>案内表示 <input type="checkbox"/>駐車場 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> | | |
| <p>件名</p> | <p>エレベーターホールの乗り場ボタンの場所を知らせる点状ブロックの未設置</p> | | |
| <p>事例内容</p> | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が乗り場ボタンの位置を容易に知ることができない。</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <p>○ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーターの籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする。（バリアフリー法施行令第 18 条第 2 項第 5 号リ(2)）</p> <p>○ 視覚障害者が乗り場ボタンの位置を認知しやすいよう、乗り場ボタンの手前には、点状ブロック等を敷設する。（建築設計標準 2.6.1 エレベーターの設計標準(4)④視覚障害者誘導用ブロック等）</p> <p>2. 現場の状況</p> <div data-bbox="422 1420 762 1879" data-label="Image"> </div> <p>エレベーターホールに設置された乗り場ボタン（操作盤）の手前に、その位置を注意喚起する点状ブロックが設置されていない。</p> <p>3. 当局の意見</p> <p>当該エレベーターは利用者一般に供用されているものであり、車椅子使用者の</p> | | |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>ほか、垂直移動に階段の利用を避けたい視覚障害者が利用するものとなっている。</p> <p>エレベーターの制御装置は、視覚障害者が円滑に操作することができるよう求められており、エレベーターホールの乗り場ボタンの位置を知らせるための点状ブロックの敷設は法令事項ではないが、視覚障害者の利便性に配慮し、建築設計標準が仕様として示しているものである。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者が乗り場ボタンの位置を容易に認知することができるよう、エレベーターホール操作盤前に点状ブロックを設置し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努めることが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">（確認年月日：令和3年9月10日）</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>点字ブロックの設置について検討します。予算措置が必要なため、設計業者より見積書を徴取し法人本部へ予算要求を行っているところであり、最短で措置されると仮定して、令和5年度の対応となる見込みです。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

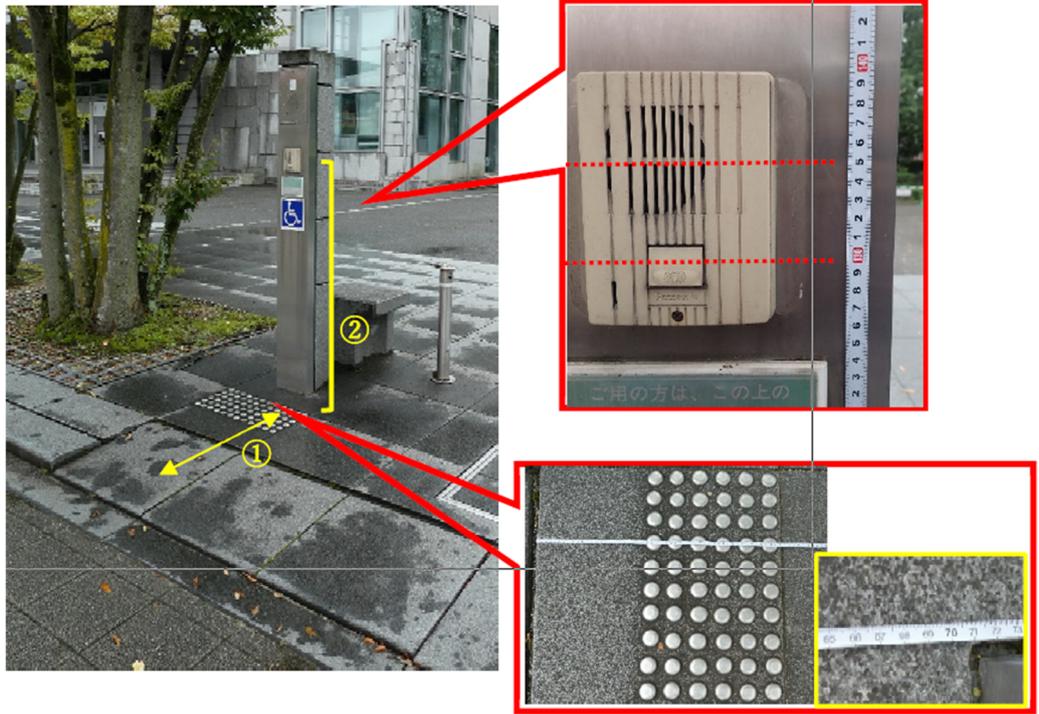
| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良国立博物館 東新館（平成9年築、延床 6,389 m ² ） | 事例No. | 施設設備-69 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input checked="" type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |
| 件名 | エレベーターホールの乗り場ボタンの場所を知らせる点状ブロックの未設置 | | |
| 事例内容 | <p>支障等 視覚障害者が乗り場ボタンの位置を容易に知ることができない。</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーターの籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする。（バリアフリー法施行令第18条第2項第5号リ(2)） ○ 視覚障害者が乗り場ボタンの位置を認知しやすいよう、乗り場ボタンの手前には、点状ブロック等を敷設する。（建築設計標準 2.6.1 エレベーターの設計標準(4)④視覚障害者誘導用ブロック等） <p>2. 現場の状況</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>新館1階のエレベーターホールに設置された乗り場ボタンの手前に、その位置を注意喚起する点状ブロックが設置されていない。</p> </div> </div> <p>3. 当局の意見</p> <p>当該エレベーターは利用者一般に供用されているものであり、車椅子使用者のほか、2階展示室に向かう際に階段の利用を避けたい視覚障害者が利用するものとなっている。</p> | | |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>エレベーターの制御装置は、視覚障害者が円滑に操作することができるよう求められており、エレベーターホールの乗り場ボタンの位置を知らせるための点状ブロックの敷設は法令事項ではないが、視覚障害者の利便性に配慮し、建築設計標準が仕様として示しているものである。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者が乗り場ボタンの位置を容易に認知することができるよう、エレベーターホール操作盤前に点状ブロックを設置し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努めることが望ましい。</p> <p>(確認年月日：令和3年9月10日)</p> |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <div data-bbox="387 582 722 1059" data-label="Image"> </div> <p>3月末に設置を完了しました。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 京都国立近代美術館 昭和 61 年築、延床 9,983 m ² | 事例No. | 施設設備-70 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input checked="" type="checkbox"/> その他（案内設備） | | |
| 件名 | 車椅子使用者が利用しにくいインターホン | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>(1) インターホンが高所にあるため、車椅子使用者が通話ボタンの操作や会話を円滑にできないおそれ</p> <p>(2) インターホン前面の水平面が十分に確保されていないため、車椅子使用者がインターホンを利用する際、不安定となり安全を確保できないおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インターホン（音による案内）又はハンドセットを設ける場合、その中心高さは、立位と車椅子利用者が利用できるよう、床から 100～110 cm程度とする。（建築設計標準 2.3.1 (5)③点字・音声等による案内板） ○ 車椅子の通行の安全確保、休憩、方向転換等のため、傾斜路の上端・下端に近接する部分、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも、踏幅 150 cm以上の水平なスペースを設ける。（建築設計標準 2.1.1(1)③傾斜路） <p>2. 現場の状況</p> <p>敷地北側の道路際に、車椅子マークが貼付されたインターホンが設置されているが、次の状況にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該インターホンの中心高さは 133 cmとなっており、押しボタンは床高 130 cm、受話口は同 135 cmに位置するものとなっている。 ② インターホンの正面床部は、手前が傾斜しているため、水平面は奥行き 70 cmしかない。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div> | | |



3. 当局の意見

現場のインターホンは、車椅子マーク（障害者用を示すピクトグラム）が付けられており、車椅子使用者の使用も想定したものとなっている。

しかし、下端部に位置する操作ボタンであっても基準値（床高 100～110 cm）より 20～30 cm 高く、さらに受話話口については 25～35 cm 高い位置にあることから、車椅子使用者が円滑に操作できるとは言い難い。

また、車椅子使用者は、当該インターホンを使用する際、前面の床部に車椅子を停車させることになるが、このスペースの水平面が、奥行 70 cm、建築設計標準が傾斜路について求める「踏幅 150 cm 以上の水平なスペース」の 1/2 以下であり、例え車椅子の主輪のブレーキを掛けたとしても水平面同様に安定させた状態とすることはできず、インターホンの利用に当たって安全が確保されているとは言い難い。

このため、調査対象機関は、インターホンの設置目的である車椅子使用者の円滑な利用に資するよう、次の措置を行い、利用者が安心・円滑に利用できるよう努めることが望ましい。

- (1) インターホン装置の中心部が床高 100～110 cm の位置となるように設置し直すこと
- (2) 改修の機会等にインターホンの位置をさらに 1 メートル程度奥に移設し、インターホン前面の車椅子停車位置に水平面の奥行 150 cm 以上を確保すること

（確認年月日：令和 3 年 9 月 8 日）

調査対象機関の
見解・対応等

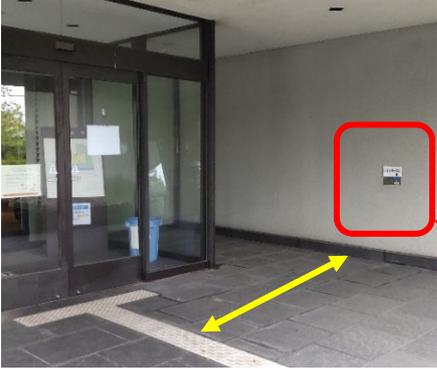
予算の裏付けを得て、改修が可能となった際には、指摘を踏まえ、適切な場所にインターホンを配置したいと思います。

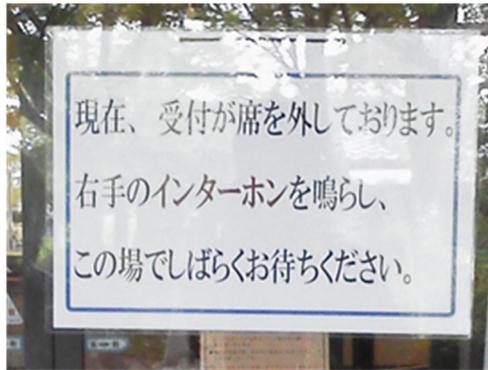
別枠での予算措置が必要なため、設計業者より見積書を徴取し法人本部へ予算要求を行っているところであり、最短で措置されると仮定して、令和 5 年度の対応と

| | |
|-----|----------|
| | なる見込みです。 |
| 備 考 | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所 藤原宮跡資料室 昭和 63 年築、延床 637 m ² | 事例No. | 施設設備-71 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input checked="" type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 道等から案内設備（インターホン）まで誘導する点字ブロックの未設置 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が案内設備にたどり着くことができず、必要とする介助などを受けることができないおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道等から案内設備（建築物等の配置を点字その他の方法により視覚障害者に案内するもの）又は案内所までの経路の一つ以上は、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。（バリアフリー法施行令第 21 条第 1 項） ○ 当該視覚障害者移動等円滑化経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等（以下、両者を総称して「点字ブロック」という。）を適切に組み合わせて敷設する。（同条第 2 項抜粋）。 ○ インターホンを設ける場合、道等からインターホンの前まで、視覚障害者誘導用ブロック等あるいは音声等による誘導を行う。（建築設計標準 2.3 建築物の出入口(5)③点字・音声等による案内板） <p>2. 現場の状況</p> <p>道から建物玄関まで点字ブロックによる誘導が行われている経路から 4m 離れた建物の壁にインターホンが設けられているが、当該経路から同インターホンまでの区間には点字ブロックが敷設されていない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> | | |



なお、調査対象機関は、このインターホンについて、「受付が13時～14時の昼休み等で離席している間、展示室の玄関扉（自動扉）を閉鎖していることから、来館者がその開放を求めるために使用するもの。また、その他の時間帯においても、受付職員等が離席している際に事務室の職員を玄関前に呼び出し、必要な対応を得

ることができるようにしている」と説明しており、玄関には受付が離席している間、当該インターホンで館内に通報するように案内する掲示が行われている。

3. 当局の意見

調査対象機関の説明に基づくと、当該インターホンは、来館者が受付職員の離席中に入館や介助等の対応を求めるために欠くことのできない設備となっており、玄関に掲示が行われていることから、恒常的に使用されている様子が見られる。

このことを踏まえると、当施設の視覚障害者円滑化経路としては、道から玄関内に設置された受付に至る経路のほか、当該経路からインターホンへ分岐する経路についても整備する必要があると考えられる。

しかし、当該インターホンへの経路上には、点字ブロックが敷設されておらず、視覚障害者がインターホンへの誘導を認知し得ないために、館内に応答を求める機会を失し、入館できない、必要な介助を得られない等の不自由を被るおそれがある。

このため、調査対象機関は、視覚障害者の認知に資するため、次の措置を行い、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。

(1) 道から玄関に至る経路から当該インターホンへ分岐する経路上に点字ブロックを敷設すること。

なお、点字ブロックの敷設に当たっては、建築設計標準「2.14 造作・機器H 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備」を参照の上、次の事項などに留意する必要がある。

① 導線の分岐点及び各進行方向に1枚、点状ブロックを敷設し、進行方向の分岐がある旨の注意喚起を行うこと

② インターホンが取り付けられている壁の手前には並列3枚程度の点状ブロックを敷設し、インターホンの位置の案内及び壁への衝突防止について注意喚起を行うこと

(2) インターホンの説明板に「インターホン」である旨の点字表示を行うこと

(3) 玄関扉に掲出された注意喚起の掲示について、視覚障害者も認知できるように点字説明を施した上、館外からも触知できるような形で掲示すること

(確認年月日：令和3年9月2日)

| | |
|---------------------------|--|
| <p>調査対象機関の 見解・対応等</p> | <p>点字ブロックが必要と考え、令和4年2月7日に設置しました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>9-2 措置前</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>9-2 措置後</p> </div> </div> <p>なお、新設部分と既存部分の交点には、分岐を注意喚起する点状ブロックを設置すべきところですが、既存の点字ブロックが床面に埋め込みとなっているため、床面の改修の機会を待って改修する予定としています。</p> |
| <p>備 考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 京都国立近代美術館 昭和 61 年築、延床 9,983 m ² | 事例No. | 施設設備-72 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input checked="" type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 道等から案内所まで誘導する点字ブロックの未設置 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が円滑に案内所にたどり着くことができず、必要とする介助等を受けることができないおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道等から案内設備（建築物等の配置を点字その他の方法により視覚障害者に案内するもの）又は案内所までの経路の一つ以上は、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。（バリアフリー法施行令第 21 条第 1 項） ○ 当該視覚障害者移動等円滑化経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等（以下、両者を総称して「点字ブロック」という。）を適切に組み合わせて敷設する。（同条第 2 項抜粋）。 ○ インターホンを設ける場合、道等からインターホンの前まで、視覚障害者誘導用ブロック等あるいは音声等による誘導を行う。（建築設計標準 2.3 建築物の出入口(5)③点字・音声等による案内板） <p>2. 現場の状況</p> <p>当該施設は、敷地東側の市道と接した面に出入口及び発券所（受付）を設置、また、出入口北方の市道との敷地際に車椅子使用者用音声案内設備（インターホン）を設置している。各々について、次の状況がみられる。</p> <p>(1) 受付までの経路</p> <p>施設前の歩道（市道）には、同施設の出入口に向けて、バス停から敷地境界まで点字ブロックが敷設（赤線）されているが、その先、当該施設の敷地内（黄線）には点字ブロックは敷設されていない。</p> <div style="text-align: center;">  </div> | | |



(2) インターホンまでの経路

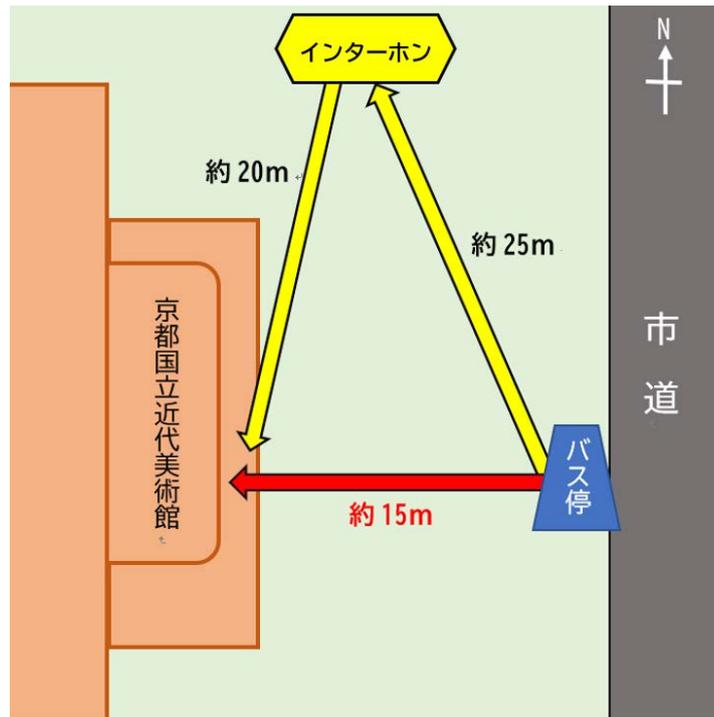
インターホンが歩道と近接しているため、点字ブロックによる誘導経路は歩道（市道）となるが、施設管理者のみでは点字ブロックの敷設はできないため、インターホンの前面に点状ブロックを敷設するに留まっている。その代わり、音による誘導装置を装備して、インターホンまでの誘導を図っている。



3. 当局の意見

当施設においては、インターホンまでの誘導を音声誘導装置の誘引効果音により行っている実態はあるが、当該インターホンはバス停から出入口の最短経路（約15m）から外れているため、その利用者は、バス停から北西に約25m移動し、応答を得た後、入口まで南西に約20m移動する迂回経路を取ることとなる。また、当該誘引効果音は前面市道の車両の通行量によって聞きづらくなる場合がある。





(注) 調査結果に基づき、当局が作成

一方、道路の管理者（京都市）は、バス停から施設の出入口に向けた最短経路のうちバス停から敷地際までの区間に点字ブロックを敷設しており、その誘導先方向にある施設の出入口付近には職員が常駐している案内所（出入口脇のチケット売り場及び入館直後の場所のインフォメーション）が設置されている。

上記の現地事情に基づくと、視覚障害者の移動の円滑化への配慮としては、バス停から出入口までの直線の経路を取る方が視覚障害者にとって移動の負担が少なく、また、音声での応答のみのインターホンと異なり、案内所では必要に応じて随時に介助を得ることもできるため、誘引効果音により誘導を行っているバス停からインターホンまでの経路を以て視覚障害者移動等円滑化経路とするよりも、バス停から施設出入口までの最短経路を視覚障害者移動等円滑化経路として整備することが適当と思われる。

しかし、現状では、当該経路上、バス停から敷地際までの道路部分にしか点字ブロックが敷設されていないため、視覚障害者はバス停から敷地際までの区間について、道路管理者が整備した点字ブロックによって円滑に移動できるが、敷地内の区間については方向を見失い、円滑に移動することができないものとなっている。また、敷地際には車止めの石柱が設置されており、点字ブロックによる適切な誘導が得られない場合には、当該石柱につまずいて転倒するおそれもある。

このため、調査対象機関は、視覚障害者が円滑かつ負担の少ない移動が可能となるよう、また、道路管理者が行っている移動円滑化措置にも資するよう、敷地際から館内インフォメーション（若しくはチケット売り場）までの区間に、バス停から敷地際まで敷設された点字ブロックに接続させて点字ブロックを敷設し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。

（確認年月日：令和3年9月8日）

| | |
|----------------------|---|
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>当館は、建築界のノーベル賞ともいわれるプリツカー賞や、国際建築家連合ゴールドメダルを受賞した世界的に知られた建築家、槇文彦氏の設計により建てられたものであり、同氏は「一見デ・ステイル的（デ・ステイル）な世界をつくることを意図している」と語っているところです。また、当館は、デ・ステイルを牽引したピエト・モンドリアン（1872-1944）による《コンポジション》を所蔵しており、こうしたモンドリアン的世界を体感できる場所となっていることが当館の建築における特徴になっています。</p> <p>点字ブロックや手すりがない、段の端部や傾斜面に周囲との色彩の差がみられない等の指摘についてはそのとおりの一方、建物自体が意匠性の高い芸術であり、設計者の凝らした意匠を守ることも美術館としての当館の責務であると考えております。</p> <p>また、限られた予算の中ではバリアフリーのための改修より先に、老朽化に伴う種々の改修に充てる方を優先せざるを得ないという実情もあります。</p> <p>これらの事情により、指摘があったバリアフリー化のための改修工事については別枠での予算措置が必須であることから、設計業者より見積書を徴取し、法人本部へ予算要求を行っているところでございます。</p> <p>なお、介助を求める旨の申し出があれば、スタッフの配置状況に鑑みた上で、合理的配慮として対応が可能な場合には、視覚障害者等の求めに応じて会場への道案内などの誘導を行うこととしており、この対応は引き続きしていきます。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良国立博物館 なら仏像館（明治 30 年築、延床 1,512 m ² ） 西新館（昭和 47 年築、延床 5,396 m ² ） ※ 西新館は、平成 22 年全面改修 | 事例No. | 施設設備-73 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 ----- 【施設・設備の区分】 <input checked="" type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |
| 件名 | 道等から案内所まで誘導する点字ブロックの未設置 | | |
| 事例内容 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>支障等</p> <p>視覚障害者が円滑に案内所にたどり着くことができず、必要とする介助等を受けることができないおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道等から案内設備（建築物等の配置を点字その他の方法により視覚障害者に案内するもの）又は案内所までの経路の一つ以上は、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。（バリアフリー法施行令第 21 条第 1 項） ○ 当該視覚障害者移動等円滑化経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等（以下、両者を総称して「点字ブロック」という。）を適切に組み合わせて敷設する。（同条第 2 項抜粋） ○ バリアフリー法施行令第 21 条第 1 項ただし書において、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣がこの限りでないとする場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>国土交通省告示「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件」（平成 18 年 12 月 15 日付第 1497 号）第四。以下「告示」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建築物内にある当該建築物の管理者等が常時勤務する案内所から、 ② 直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、 ③ かつ、道等から当該出入口までの経路がバリアフリー法施行令第 21 条第 2 項に定める基準に適合するもの（注：点字ブロックを適切に組み合わせて敷設したもの）である場合 </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div> | | |

2. 現場の状況

(1) 建物の出入口から受付まで



当施設は、なら仏像館（青銅器館増設）及び東・西新館を主たる展示会場としており、なら仏像館の玄関から受付には、周囲と同系色であるために色彩による視認性を確保しているとは言い難いものの、線状ブロックが敷設されているほか、階段の存在を警告する金属鋸でかたどった点状ブロックも設置されている。



一方、新館には、玄関前から受付に至る屋外及び屋内の全区間に点字ブロックが敷設されていない。

(2) 敷地内通路

上記各展示会場に至る通路は、下図のとおり、①最寄りバス停から東西新館に至る経路、②公共地下歩道からなら仏像館に至る経路、③なら仏像館から新館に至る経路、④猿沢池方面からなら仏像館前に至る経路などがあるが、いずれにも、点字ブロックは敷設されていない。



3. 調査対象機関における取組状況

調査対象機関は、上記の現状について、平成 26 年中に奈良市バリアフリー重点整備地区内における建築物特定事業者として、「視覚障害者誘導用ブロック等の整備（前面道路～展示施設）」及び「視覚障害者誘導用ブロックの整備（各展示施設入口～案内施設）」を特定事業計画として策定しており（「奈良市バリアフリー特定事業計画（平成 27 年 7 月）」）、当該計画に基づく視覚障害者誘導用ブロック等の整備の進捗状況について、次のとおり説明している。

(1) 各展示施設入口～案内施設（上記2. (1)の区間）

| 施設 | 整備の進捗状況 |
|-------|--|
| なら仏像館 | 平成 9 年の改修工事で玄関部分の点字ブロックの敷設を行っており、整備計画はない。 また、受付は玄関の直ぐ横手にあり、入館券の販売を行っているため、来館者には必ず注目し、声かけによる誘導を行っているため支障はないものと考えている。 |
| 新館 | 特別展開催時には、警備員とスタッフが常駐してはいるが、今後予算を確保しながら設置を行うこととしている。 |

(2) 前面道路～展示施設（上記2. (2)の①～④の経路）

| 区間 | 整備の進捗状況 |
|----------------|--|
| ① 最寄りバス停～東西新館 | 階段等を含め、舗装面の改修が前提条件となるが、所要金額が高額になるため、国の施設整備補助金で賄うこととし、建物の改修と併せて予算要求中 |
| ② 公共地下歩道～なら仏像館 | 昨年度、文化財保存活用基金で北入口からの通路をピンコロ石畳から豆砂利舗装に改修。その際、併せて特定事業計画の 1 つである前面歩道からの点字ブロックの整備についても、奈良市と協議を行って設置することとしていたが、確保できた予算が足りず、点字ブロックの設置を見送ることとなった。今後予算を確保しながら設置を行っていく。 |
| ③ なら仏像館～新館 | <p>新館が休館中（注）の場合、新館へと来館者を誘導すると警備員や受付職員が不在であるため、誰も気付かないまま、当該来館者を放置する結果となる可能性があることから、誘導の是非について奈良市と協議。その結果、仏像館までの敷設でよいとのことであったため、当該区間への点字ブロックの敷設は計画していない。</p> <p>（注） 特別展等を開催する新館については、次図のように、各特別展の開催期間の間に一定期間閉館している状況がみられ、奈良国立博物館は、年に数回このような休館期間があると説明している。</p>  |

④ 猿沢池方面～
なら仏像館前

敷地内において点字ブロックの整備を行うことは可能であるが、興福寺からやすらぎの道までの三条通(下図の青枠)には点字ブロックがなく、当館が単独で敷地内に点字ブロックを設置した場合、視覚障害者が点字ブロックどおりに歩いて興福寺側の横断歩道を渡ると、そこからは点字ブロックがないため、非常に危険であると思われる。このため、点字ブロックの設置に当たっては、他機関との連携を考慮する必要があり、今後の課題となっている。



4. 当局の意見

当施設は、公園を兼ねた敷地内に複数の展示施設が点在しており、目的地を異にする複数の通路が接続しているため、視覚障害者が目的とする施設への方向を見失いやすいものとなっている。

調査対象機関は、既に特定事業による点字ブロックの整備に向けて取り組んでいるが、事業予算の確保や関係機関との連携等をあい路とする停滞がみられる。

このため、調査対象機関は、計画の速やかな実現のため、今後も継続して上記あい路の解消に努める必要がある。

なお、告示における別途の取扱いに関し、新館には受付職員が常駐しており、これらの者から玄関先が見通せ、随時対応するものとなっていることから、敷地の歩道際から出入口まで点字ブロックを敷設した場合、告示の要件を満たし、玄関から受付までの点字ブロックの敷設等を省略しても差し支えない。

(確認年月日：令和3年9月6日)

調査対象機関の
見解・対応等

現場への対応状況は、調査回答で説明しているとおりです。

昨年、『文化財保存活用基金』を活用し、園路の一部について舗装改修工事を行いました。また、予算の不足により、点字ブロックの設置までは行うことができませんでした。また、同基金の配分方針が変更になり、今後は高額な予算の確保が期待できない状況です。

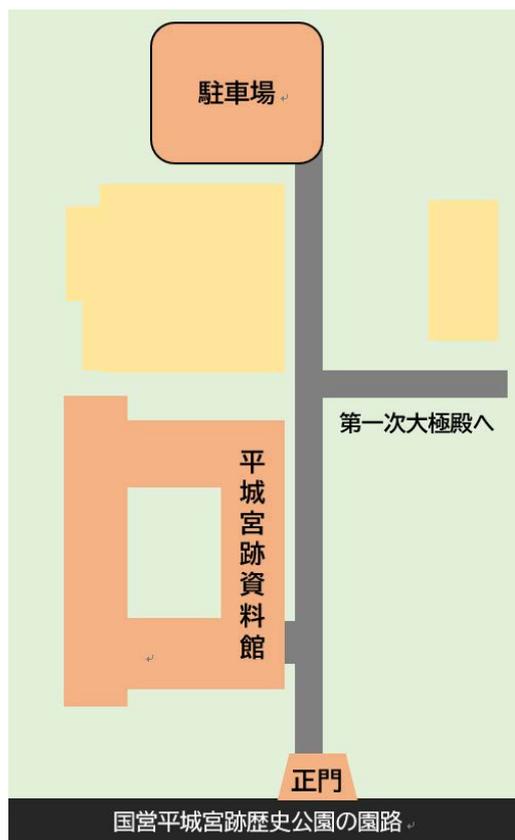
このため、高額な改修工事は、国の『施設整備補助金』頼みになってしまい、なかなか予算確保ができない状況となっています。

備考

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所 平城宮跡資料館 昭和 45 年築、延床 1,987 m ² | 事例No. | 施設設備-74 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input checked="" type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 道等から案内所まで誘導する点字ブロックの未設置 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が円滑に案内所にたどり着くことができず、必要とする介助等を受けることができないおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道等から案内設備（建築物等の配置を点字その他の方法により視覚障害者に案内するもの）又は案内所までの経路の一つ以上は、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。（バリアフリー法施行令第 21 条第 1 項） ○ 当該視覚障害者移動等円滑化経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等（以下、両者を総称して「点字ブロック」という。）を適切に組み合わせて敷設する。（同条第 2 項抜粋）。 ○ バリアフリー法施行令第 21 条第 1 項ただし書において、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣がこの限りでないとする場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国土交通省告示「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件」（平成 18 年 12 月 15 日付第 1497 号）第四（以下「告示」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建築物内にある当該建築物の管理者等が常時勤務する案内所から、 ② 直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、 ③ かつ、道等から当該出入口までの経路がバリアフリー法施行令第 21 条第 2 項に定める基準に適合するもの（注：点字ブロックを適切に組み合わせて敷設したもの）である場合 </div> <p>2. 現場の状況</p> <p>当資料館の前には敷地内通路が設置されており、その両端にある、国営平城宮跡歴史公園の主要園路側に設置された正門、その対極に位置する駐車場及び中間点に当たる国営平城宮跡歴史公園内の復元施設「第一次大極殿」に向かう出入口の 3 か所から、出入りできるものとなっている。</p> | | |



(注) 調査結果に基づき、当局が作成

しかし、3か所の出入口から資料館までのいずれの経路についても、資料館前の階段の上端・下端及び傾斜路の傾斜部上端に近接する部分に警告のための点状ブロックが敷設されていることを除き、点字ブロックは敷設されていない。



また、展示棟入口から館内の受付（案内所）までの区間についても、進行方向を示す矢印案内はあるが、点字ブロックは敷設されていない。



| | |
|---------------|---|
| | <p>3. 当局の意見</p> <p>当資料館の来館者は、3 か所の出入口から敷地内通路を経て資料館内の受付までの経路を経るものとなっており、車での来館者は駐車場から、徒歩の来館者はおおむね正門からの経路を利用している。この状況からは、正門から資料館前を経て駐車場を結ぶ敷地内通路の全区間及び同通路から展示棟内の受付までの経路（以下「整備対象となる経路」という。）が視覚障害者移動等円滑化経路として整備すべきものと考えられる。</p> <p>調査対象機関は、同経路上、階段や傾斜路を視覚障害者に警告するための点状ブロックを敷設しているが、誘導を目的とする点字ブロックを敷設していないことから、視覚障害者が移動方向を認知できず、円滑に移動することができないものとなっている（特に展示棟前で方向転換する必要があることに気付かない場合は、そのまま、入口前を通過し、展示館に円滑にたどり着くことができない。）。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者の円滑な移動に資するため、整備対象となる経路上に点字ブロックを敷設し、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。</p> <p>なお、当該経路の終端に当たる受付は、展示棟入口付近に設置されており、入口までの見通しが良いこと、職員1人が8時30分から12時30分及び12時30分から17時の交代勤務で常時配置されていることから、資料館前面の敷地内通路及び同通路から資料館入口までの区間に点字ブロックを敷設した場合、告示の要件を満たすこととなり、資料館入口から受付までの館内の部分については、点字ブロックの敷設を省略することとして差し支えない。</p> <p style="text-align: right;">（確認年月日：令和3年9月6日）</p> |
| 調査対象機関の見解・対応等 | 敷地内通路の点字ブロック敷設については、令和4年度の改修を目指して、所内修繕費での対応を検討しています。 |
| 備考 | |

事例表

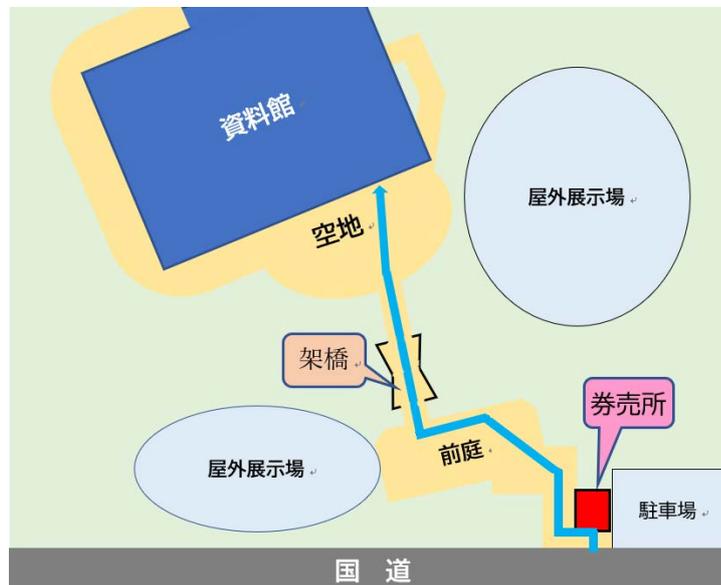
課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所 飛鳥資料館 昭和 49 年築、延床 4,297 m ² | 事例No. | 施設設備-75 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input checked="" type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 件名 | 案内所機能を移転した後の点字ブロックの付け替えの未実施 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>視覚障害者が円滑に案内所にたどり着くことができず、必要とする介助等を受けることができないおそれ</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道等から案内設備（建築物等の配置を点字その他の方法により視覚障害者に案内するもの）又は案内所までの経路の一つ以上は、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。（バリアフリー法施行令第 21 条第 1 項） ○ 当該視覚障害者移動等円滑化経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等（以下、両者を総称して「点字ブロック」という。）を適切に組み合わせて敷設する。（同条第 2 項抜粋）。 ○ バリアフリー法施行令第 21 条第 1 項ただし書において、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣がこの限りでないとする場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国土交通省告示「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件」（平成 18 年 12 月 15 日付第 1497 号）第四。以下「告示」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建築物内にある当該建築物の管理者等が常時勤務する案内所から、 ② 直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、 ③ かつ、道等から当該出入口までの経路がバリアフリー法施行令第 21 条第 2 項に定める基準に適合するもの（注：点字ブロックを適切に組み合わせて敷設したもの）である場合 </div> <p>2. 現場の状況</p> <p>敷地前の国道際から券売所（案内所）まで点字ブロックを敷設しているが、当該券売所は現在閉鎖されており、受付及び案内は、本館玄関を入った自動ドア右手に設置した受付ブースで行っている。</p> | | |



しかし、点字ブロックの敷設は閉鎖された券売所までのままとされており、案内所機能を移転した館内の受付に向けた敷設は行われていない。

なお、本館入口の受付へは、次図のとおり、当該券売所横手から正門を抜け、前庭、架橋、本館前空地を経るものとなっている。



(注) 調査結果に基づき、当局が作成

3. 当局の意見

当施設は、当初、国道際から券売所（案内所）まで点字ブロックによる視覚障害者の誘導を行っていたが、この券売所が閉鎖されるに至って、案内所機能は館内に設置された受付に移転しており、当該剣舞所において、視覚障害者が施設の利用に必要な情報を得又は必要とする介助等を得ることはできなくなっている。

調査対象機関は、この券売所について、「稼働予定はないが、屋外警備員の基地としており、案内誘導、車椅子貸与などを行っているほか、さらに、正門付近での状況に応じた声掛け等の対応を充実させることを考えている」と説明している。

しかし、当該建築物の警備員が出入りする出入口までの点字ブロックの敷設がないほか、警備員は巡回に出ることもあり、券売所窓口付近に常駐しているわけではないので、来館者に気付かない可能性がある。

また、館内に設置された受付ブースまでの道程をみると、正門から受付までには相応の距離があるほか、開けた空地を通過することから、視覚障害者等が方向

| | |
|---------------|--|
| | <p>を見失いやすい状況となっている。</p> <p>このため、調査対象機関は、視覚障害者の円滑な通行に資するため、次のいずれかの措置を行い、利用者が安心・円滑に利用できるよう努める必要がある。</p> <p>(1) 国道際から案内機能に移設した建物玄関右手の受付ブースに至る区間に点字ブロックを敷設すること</p> <p>なお、受付ブースは、建物玄関右手に設置されているので玄関までの見通しは良く、受付には、作業員 1 名、派遣職員 5 名（要員計 6 名）のシフト勤務により、常時、受付デスクに 2 名、遊撃看視に 1 名を配置（計 3 名。配置時間は 8:30～16:30(閉館時刻)、8:30～17:00) していることから、当該施工を行う場合、告示の要件を満たすことを理由に、建物の出入口から受付までの区間については、点字ブロックの敷設を省略することとして差し支えない。</p> <p>(2) 券売所にインターホン（音声応答による案内設備）を設置するとともに、視覚障害者が必要とする場合には常時、職員等が介助など必要とされる対応を行うことができるよう、その旨の部内周知等を行うこと</p> <p style="text-align: right;">（確認年月日：令和 3 年 9 月 7 日）</p> |
| 調査対象機関の見解・対応等 | 館内受付へ誘導する点字ブロックは必要と考え、令和 4 年度の改修を目指して、所内修繕費での対応を検討します。 |
| 備考 | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所 平城宮跡資料館 昭和 45 年築、延床 1,987 m ² | 事例No. | 施設設備-76 |
| 調査項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 <hr/> 【施設・設備の区分】 <input type="checkbox"/> 移動経路 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> カウンター <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 案内表示 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input checked="" type="checkbox"/> その他（乳幼児施設） | | |
| 件名 | 授乳室の未設置 | | |
| 事例内容 | <p>支障等</p> <p>乳幼児連れ利用者が来館し、授乳の必要を生じたとき、安心して授乳することができない。</p> <p>1. 建築物移動等円滑化基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児連れ利用者が利用する施設については、母乳及び哺乳びんによる授乳に対応した授乳のためのスペースを設ける。（建築設計標準 2.14F 乳幼児用設備(1)設置位置、空間の確保等） ○ 授乳のためのスペースは、区切られた空間とする。（同上） ○ 授乳のためのスペースには、乳幼児用おむつ交換台等を適切に設ける。（同上） ○ 「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」（平成 7 年 3 月 22 日奈良県条例第 30 号。以下「奈良県条例」という。）は、「次に掲げる建築物（これらの床面積の合計が 5,000 m²以下のものを除く。）には、乳児の授乳及びおむつの交換をすることができる場所を設けること。…(1) キ(2)(一)に掲げる建築物 <small>(注)</small>」としている。（施行規則第 3 条コ） <p><small>(注) 博物館、美術館、図書館、病院、診療所、公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、飲食店及び物品販売業を営む店舗</small></p> <p>2. 現場の状況</p> <p>館内におむつ替え設備を整備したトイレ及び休憩室は設置されているが、授乳室は設置されていない。</p> <p>調査対象機関は、授乳室の未設置について、「施設の延床面積が奈良県条例における設置義務基準値以下であり、設置対象外施設であったことから、これまで検討していなかった」と説明している。</p> <p>3. 当局の意見</p> <p>当館は、国営平城宮跡歴史公園の一角に所在していることもあり、新型コロナウイルスの流行期に当たる令和 2 年（令和元年度後半期を含む）を除き、年間 10 万人前後が利用しており、この中に乳幼児連れ利用者が含まれる可能性は否定で</p> | | |

きない。

表 利用者総数

(単位：人)

| 平成 25 | 平成 26 | 平成 27 | 平成 28 | 平成 29 | 平成 30 | 令和元 | 令和 2 |
|----------|----------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|
| 108, 896 | 109, 188 | 109, 188 | 102, 053 | 104, 279 | 90, 558 | 71, 408 | 37, 913 |

(注) 当局の調査結果による。

また、おむつ替え設備をトイレ内に整備していることから推して、調査対象機関も、乳幼児連れ利用者の来館を想定しているものと思われる。

建築設計標準が「母乳及び哺乳びんによる授乳に対応した、授乳のためのスペースを設ける」として、授乳室の設置を勧奨していることを踏まえると、おむつ替え設備とともに授乳室についても設置を検討することが望ましい。

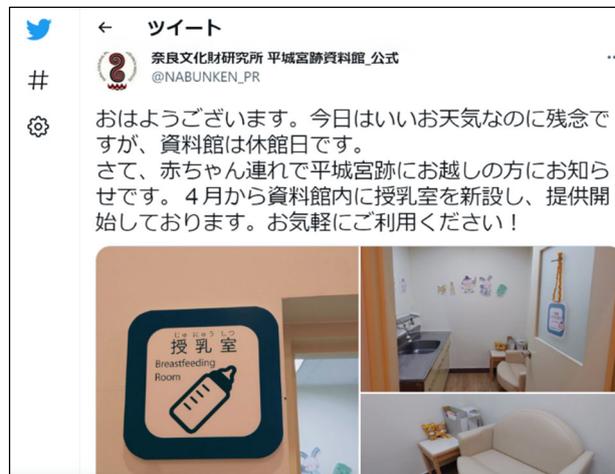
なお、奈良県条例が「床面積の合計が 5,000 m²以下のものを除く」として、一定規模以下の建築物を設置義務対象から除外しているのは、建築物の空間余地の有無などを勘案してのことと思われるが、当館については、インフォメーションルーム、出口玄関ホール及び入口ホールのミュージアムショップ前に空間余地が見られ、設置を検討する余地があるものと思われる。

このため、調査対象機関は、乳幼児連れ利用者の利便に資するため、授乳室の設置を検討し、改修等の機会を捉えて設置するよう努めることが望ましい。

(確認年月日：令和 3 年 9 月 6 日)

調査対象機関の見解・対応等

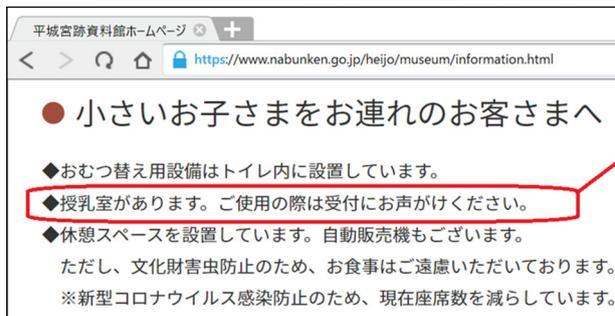
今回の調査を契機に、乳幼児連れ利用者の需要を想起し、清掃スタッフの控室であったスペースを授乳室に充てるべく改修を行いました。



また、授乳室を設置したことを 4 月 25 日に「Twitter」で周知 (注 1) するとともに、7 月 7 日からホームページ (「小さいお子さまをお連れのお客さまへ」欄) にも掲載 (注 2) し、周知しています。

(注 1) Twitter の URL

https://twitter.com/NABUNKEN_PR/status/1518393333688975360?context=HHwWgIDSvaastZlqAAAA



(注 2) ホームページの URL

<https://www.nabunken.go.jp/heiyo/museum/information.html>

備考

情報の提供状況

事例表

課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 奈良国立博物館 | | 事例No. | 情報提供-1 |
|---------|---|--|-------|--------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 情報の提供状況 【ページ区分】 <input checked="" type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報 【URL】 https://www.narahaku.go.jp/ | | | |
| 件名 | 動画に音声解説やテキスト情報が付与されていないため、視覚障害者が情報を得ることができない例 | | | |
| 事例内容 | <p>1 JIS X 8341-3 の該当基準</p> <p><1.2.3 音声解説又はメディアに対する代替コンテンツ（収録済み）の達成基準【レベルA】></p> <p>同期したメディアに含まれている収録済の映像コンテンツに対して、時間依存メディアに対する代替コンテンツ又は音声解説が提供されている。ただし、その同期したメディアがメディアによるテキストの代替であって、メディアによる代替であることが明確にラベル付けされている場合は除く。</p> <p>2 ウェブアクセシビリティへの対応状況</p> <p><確認方法></p> <p>ユーザー評価実施者（視覚障害者(全盲)）が実際に PC 端末を操作し、トップページ内の動画コンテンツの内容について、情報が得られるか確認(令和3年9月28日～10月22日)</p> <p><課題の内容></p> <p>ページ内に掲載されている動画(なら仏像館 特別展「金峯山寺仁王門金剛力士像動画」Part1 搬入・展示編)に、音楽と動画字幕のみが設定されており、音声解説やテキスト情報が付与されていないため、視覚障害者が情報を得ることができないものがみられた(下図)。</p> <p>図 動画に音声解説やテキスト情報が付与されていない例</p> <div data-bbox="395 1603 1433 2011" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">動画</p>  <p>04.15 なら仏像館 特別公開「金峯山寺仁王門 金剛力士像動画」Part1 搬入・展示編 2021.03.15</p> <p>なら仏像館 特別公開「金峯山寺仁王門 金剛力士像動画」Part1 搬入・展示編</p> <p>奈良国立博物館 任!</p> <p>※ 金峯山寺仁王門 金剛力士像動画：字幕表示あり（黄色枠内）、音声解説なし</p> </div> | | | |

| | |
|---------------|--|
| | <p>3 当局の改善意見</p> <p>動画による情報提供を行う際には、音声解説を加えたり、音声と映像の内容が分かる概要をテキストで提供したりすること等により、視覚情報と同等の情報が得られるようにすること。</p> |
| 障害者等の意見等 | <ul style="list-style-type: none"> 「金峯山寺仁王門 金剛力士立像動画」は音楽しか鳴ってなかったため、動画の内容は分からなかった（全盲の視覚障害者）。 |
| 調査対象機関の見解・対応等 | <p>《今後の対応予定等》</p> <p>今後作成する動画等については、できる限り音声解説とテロップでの対応を見据えた撮影となるよう、製作段階で意識した構成を心がけることとします。</p> |
| 備考 | |

事例表

課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 京都国立近代美術館 | 事例No. | 情報提供-2 |
|---------|---|-------|--------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 情報の提供状況 【ページ区分】 <input type="checkbox"/> トップページ <input checked="" type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報 【URL】 https://www.momak.go.jp/Japanese/guide/hoursAdmission.html | | |
| 件名 | 表の表題が付されておらず、視覚障害者が表の内容について理解しづらい例 | | |
| 事例内容 | <p>1 JIS X 8341-3 の該当基準</p> <p><1.3.1 情報及び関係性の達成基準【レベルA】></p> <p>何らかの形で提示されている情報、構造、及び関係性は、プログラムによる解釈が可能である、又はテキストで提供されている。</p> <p><達成基準の実装チェックリストにおける項目例（※）></p> <p>caption 要素を用いて、データテーブルの表題とデータテーブルを関連付ける (※) ウェブアクセシビリティ基盤委員会が公開している JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイド(2020年12月版)において示されている達成基準に合せた実装方法のチェックリスト例</p> <p>2 ウェブアクセシビリティへの対応状況</p> <p><確認方法></p> <p>ユーザー評価実施者（視覚障害者（全盲）、同（弱視）、肢体不自由者）が実際に PC 端末を操作しスクリーンリーダー（※）での音声読上げ時に、ページ内に設定されている「表」の内容について、情報が得られるかを確認（令和3年9月28日～10月22日）</p> <p>（※）視覚障害者が PC を操作するために、視覚的に使うことが必要であるマウスに変わり、情報を音声で読み上げることによって、操作を補助するアクセシビリティ（障害者が他の人と同じようにサービス等を利用できること）（以下の事例表も同じ）</p> <p><課題の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ユーザー評価者（全盲）から、「表のタイトルがほしい。理解しづらい。説明があつて表が来るのなら分かりやすいが、表だけでは基本的に分からない」との検証が得られた。 <p>このことについて、WEB を仔細にみると、視覚効果としては、第1階層の見出し（①では展覧会名及び開催期間）と表が近接しているため一つのセクションと見えるが、音声読上げにのみ頼る視覚障害者等は、この視覚効果による認識を得ることができないため、WEB のプログラム記述に忠実に、第1階層の見出しと第2階層のコンテンツ（表）に分けて認識するところとなる。この結果、表題のない表については、あらかじめ何についての説明か、その予告なく内容が読み上げられるものとなっている。</p> | | |

- また、同じページ内に2種類の料金表（特別展、常設展）が掲載されているため、支援技術のジャンプ機能を使用してコンテンツの開始位置（赤枠黄色箇所）から料金表のみを確認しようとする場合には、必要な情報を正確に得られないおそれがある。

図 2 種類の料金表（いずれも表題なし）

【①観覧料金表（特別展）に表題なし（赤枠箇所）】

観覧料金表（特別展）のスクリーンショット。赤枠で囲まれた黄色い部分は表題が記載されていない箇所を示している。青い吹き出しには「視覚効果としては赤枠内が一つのセクションだが、音声読み上げ時には見出しとコンテンツに分離するため、表についての説明である表題（黄色箇所）の設定がないと何に関する内容かが理解できない。」と説明されている。

| | 当日 | 団体 |
|-----------|--------|--------|
| 一般 | 1,200円 | 1,000円 |
| 大学生 | 500円 | |
| 高校生、18歳未満 | | |

※本料金でコレクション展もご覧いただけます。
※観覧券のご購入、入場は閉館の30分前までです。

チケットを購入

【②観覧料金表（常設展）に表題なし（赤枠箇所）】

観覧料金表（常設展）のスクリーンショット。赤枠で囲まれた黄色い部分は表題が記載されていない箇所を示している。赤い吹き出しには「表の読上げのみを行った場合、どの展示に関する観覧料かが分からない」と説明されている。

| | 当日 | 団体 | 夜間割引 |
|-----------------|------|------|------|
| 一般 | 430円 | 220円 | 220円 |
| 大学生 | 130円 | 70円 | 70円 |
| 高校生、18歳未満、65歳以上 | | 無料 | |

※観覧券のご購入、入場は閉館の30分前までです。
※夜間割引：金曜日、土曜日午後5時以降に観覧券をご購入、入場されるお客様に割引を実施します。
※国立美術館キャンパスメンバーズは、学生証または職員証の提示により、無料でご覧いただけます。

チケットを購入

画像引用元：京都国立近代美術館 HP <https://www.momak.go.jp/Japanese/guide/hoursAdmission.html>

3 当局の改善意見

調査対象機関は、図1に黄色赤枠で示す位置に、表題を設定する必要がある（視覚に障害がない者に配慮し、現状の視覚効果を維持する場合には、非表示の記述によることも可）。

障害者等の意見等

- 表には表題をつけてほしい（全盲の視覚障害者）。

調査対象機関の見解・対応等

《今後の対応予定等》

料金表「表題」について、音声読み上げ機能に対応するため、観覧料の料金表に

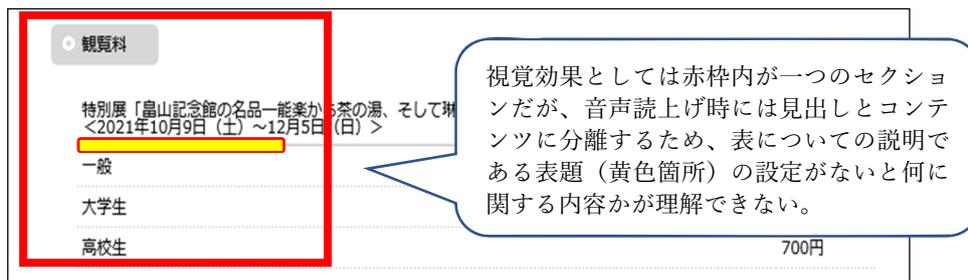
| | |
|-----|---|
| | <p>テキストタイトルを追加します。</p> <p>なお、改修には外部業者への委託が必要となるため、改修費用、対応内容が確定次第予算措置を行い着手します。その際、今年度は今回の調査を受けて改修する事項についての洗い出しを行い、改修の優先順位をつけ実施します。</p> |
| 備 考 | |

事例表

課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 京都国立博物館 | 事例No. | 情報提供-3 |
|---------|---|-------|--------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 情報の提供状況 【ページ区分】 <input type="checkbox"/> トップページ <input checked="" type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報 【URL (※)】 https://www.kyohaku.go.jp/jp/riyou/guide/index.html (※) 当局確認時点の旧サイト URL より | | |
| 件名 | 表に表題が付いておらず、視覚障害者が表の内容について理解しづらい例 | | |
| 事例内容 | <p>1 JIS X 8341-3 の該当基準</p> <p><1.3.1 情報及び関係性の達成基準【レベルA】></p> <p>何らかの形で提示されている情報、構造、及び関係性は、プログラムによる解釈が可能である、又はテキストで提供されている。</p> <p><達成基準の実装チェックリストにおける項目例 (※)></p> <p>caption 要素を用いて、データテーブルの表題とデータテーブルを関連付ける (※) ウェブアクセシビリティ基盤委員会が公開している JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイド (2020年12月版) において示されている達成基準に合せた実装方法のチェックリスト例</p> <p>2 ウェブアクセシビリティへの対応状況</p> <p><確認方法></p> <p>ユーザー評価実施者（視覚障害者（全盲）、同（弱視））が実際に PC 端末を操作し、ページ内に設定されている「表」の内容について情報が得られるか確認 (令和3年9月28日～10月22日)</p> <p><課題の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ユーザー評価者から、「表のタイトルがほしい。理解しづらい。説明があつて表が来るのなら分かりやすいが、表だけでは基本的に分からない」との検証が得られた。 <p>このことについて、WEB を仔細にみると、視覚効果としては、第1階層の見出し（観覧料）と表が近接しているため一つのセクションと見えるが、音声読上げのみに頼る視覚障害者等は、この視覚効果による認識を得ることができないため、WEB のプログラム記述に忠実に、第1階層の見出しと第2階層のコンテンツ（表）に分けて認識するところとなる。この結果、表題のない「観覧料金」の表については、あらかじめ何についての説明か、その予告なく内容が読み上げられるものとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、ユーザーが支援機能のうち見出し等を利用したジャンプ機能を使用する場合、表題がないため、コンテンツの開始位置に移動することもできない（図の黄色箇所）。 | | |

図 料金表とテキストによる説明文



画像引用元：京都国立博物館 HP<https://www.kyohaku.go.jp/jp/riyou/guide/index.html>

3 当局の改善意見

調査対象機関は、図に黄色赤枠で示す位置に、「観覧料金表」等と表題を設定する必要がある（視覚に障害がない者に配慮し、現状の視覚効果を維持する場合には、非表示の記述によることも可）。

障害者等の意見等

- 表には表題をつけてほしい（全盲の視覚障害者）。

調査対象機関の見解・対応等

《今後の対応予定等》

令和4年度中に、先行している東京国立博物館のウェブアクセシビリティ方針及びウェブ作成ガイドラインを参考としながら、法人本部の方針を確認の上、ご指摘いただいた課題解決を含む当館のガイドラインを作成し、令和5年度中にウェブサイト反映させたいと考えています。また、館内関係者で情報を共有し、新規ページ作成の際、当該のガイドラインが反映される仕組み・フローの構築を目指しています。

備考

事例表

課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 奈良国立博物館 | | 事例No. | 情報提供-4 |
|---------|---|--|-------|--------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 情報の提供状況 【ページ区分】 <input type="checkbox"/> トップページ <input checked="" type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報 【URL】 https://www.nabunken.go.jp/asuka/access/ | | | |
| 件名 | 表に表題が付いておらず、視覚障害者が表の内容について理解しづらい例 | | | |
| 事例内容 | <p>1 JIS X 8341-3 の該当基準</p> <p><1.3.1 情報及び関係性の達成基準【レベルA】></p> <p>何らかの形で提示されている情報、構造、及び関係性は、プログラムによる解釈が可能である、又はテキストで提供されている。</p> <p><達成基準の実装チェックリストにおける項目例（※）></p> <p>caption 要素を用いて、データテーブルの表題とデータテーブルを関連付ける</p> <p>（※）ウェブアクセシビリティ基盤委員会が公開している JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイド（2020年12月版）において示されている達成基準に合せた実装方法のチェックリスト例</p> <p>2 ウェブアクセシビリティへの対応状況</p> <p><確認方法></p> <p>ユーザー評価実施者（視覚障害者（全盲）、同（弱視）、肢体不自由者）が実際にPC 端末を操作し、ページ内に設定されている「表」の内容について、情報が得られるかを確認（令和3年9月28日～10月22日）</p> <p><課題の内容></p> <p>ユーザー評価者から、「表のタイトルがほしい。理解しづらい。説明があつて表が来るのなら分かりやすいが、表だけでは基本的に分からない」との検証が得られた。</p> <p>このことについて、WEB を仔細にみると、視覚効果としては、第1階層の見出し（名品展・特別陳列・特集展示）と表が近接しているため一つのセクションと見えるが、音声読上げのみに頼る視覚障害者等は、この視覚効果による認識を得ることができないため、WEB のプログラム記述に忠実に、第1階層の見出しと第2階層のコンテンツ（表）に分けて認識するところとなる。この結果、表題のない「観覧料金」の表については、あらかじめ何についての説明か、その予告なく内容が読み上げられるものとなっている。</p> <div style="text-align: center;">↓</div> | | | |

図 見出しに続く観覧料金表に表題（黄色箇所）なし

観覧料金

— 名品展・特別陳列・特集展示 —

| | |
|-----|------|
| | 個人 |
| 一般 | 700円 |
| 大学生 | 350円 |

名品展・特別陳列・特集展示のチケット購入

視覚効果としては赤枠内が一つのセクションだが、音声読上げ時には見出しとコンテンツに分離するため、表についての説明である表題（黄色箇所）の設定がないと何に関する内容かが理解できない。

画像引用元：奈良国立博物館 HP <https://www.nabunken.go.jp/asuka/access/>

3 当局の改善意見

調査対象機関は、図1に黄色赤枠で示す位置に、「観覧料金表」等と表題を設定する必要がある（視覚に障害がない者に配慮し、現状の視覚効果を維持する場合には、非表示の記述によることも可）。

障害者等の意見等

- 表には表題を付けてほしい（全盲の視覚障害者）。

調査対象機関の見解・対応等

《対応済》

令和4年5月に、下記表中に「観覧料金」の文言を記載（赤枠部分）するとともに、表の上（赤枠黄色部分）に「料金表」のテキストを、「色なしのテキスト」で追記しました。

MENU

観覧料金

— 名品展・特別陳列・特集展示 —

| | |
|--------|------|
| 観覧料金区分 | 個人 |
| 一般 | 700円 |
| 大学生 | 350円 |

備考

事例表

課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所飛鳥資料館 | | 事例No. | 情報提供-5 |
|---------|---|--|-------|--------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 情報の提供状況 【ページ区分】 <input type="checkbox"/> トップページ <input checked="" type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報 【URL】 https://www.nabunken.go.jp/asuka/access/ | | | |
| 件名 | 表に表題が付いておらず、視覚障害者が表の内容について理解しづらい例 | | | |
| 事例内容 | <p>1 JIS X 8341-3 の該当基準</p> <p><1.3.1 情報及び関係性の達成基準【レベルA】></p> <p>何らかの形で提示されている情報、構造、及び関係性は、プログラムによる解釈が可能である、又はテキストで提供されている。</p> <p><達成基準の実装チェックリストにおける項目例（※）></p> <p>caption 要素を用いて、データテーブルの表題とデータテーブルを関連付ける （※）ウェブアクセシビリティ基盤委員会が公開している JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイド（2020年12月版）において示されている達成基準に合せた実装方法のチェックリスト例</p> <p>2 ウェブアクセシビリティへの対応状況</p> <p><確認方法></p> <p>ユーザー評価実施者（視覚障害者（全盲）、同（弱視））が実際に PC 端末を操作し、ページ内に設定されている「表」の内容について、情報が得られるか確認（令和3年9月28日～10月22日）</p> <p><課題の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ユーザー評価者から、「表のタイトルがほしい。理解しづらい。説明があつて表が来るのなら分かりやすいが、表だけでは基本的に分からない」との検証が得られた。図1中の開館時間及び休館日の表については、あらかじめ何についての説明か、その予告なく内容が読み上げられるものとなっている。 次に、観覧料の表についても、視覚効果としては、第1階層の見出し（観覧料）と表が近接しているため一つのセクションと見えるが、音声読上げのみに頼る視覚障害者等は、この視覚効果による認識を得ることができないため、WEBのプログラム記述に忠実に、第1階層の見出しと第2階層のコンテンツ（表）に分けて認識するところとなる。この結果、「観覧料」の表について、あらかじめ何についての説明か、その予告なく内容が読み上げられるものとなっている。 <p style="text-align: center;">↓</p> | | | |

図 開館時間・観覧料に関する表

開館時間・観覧料

| | |
|------|-------------------------|
| 開館時間 | 9:00~16:30 (入館 16:00まで) |
| 休館日 | 毎週月曜日 (祝日と重なれば変更) |

※ 台風等の影響により、気象警報が発令された場合には、開館時間内でも臨時で閉館することがあります。ご了承ください。

観覧料

| | |
|-------------------|----|
| 区分 | |
| 一般 | |
| 大学生 | |
| 70歳以上・高校生および18歳未満 | 無料 |

表についての説明である表題 (黄色箇所) の設定がないと何に関する情報が含まれている表か把握できない。

視覚効果としては赤枠内が一つのセクションだが、音声読上げ時には見出しとコンテンツに分離するため、表についての説明である表題 (黄色箇所) の設定がないと何に関する内容かが理解できない。

画像引用元：飛鳥資料館 HP<https://www.nabunken.go.jp/asuka/access/>

3 当局の改善意見

調査対象機関は、図1に黄色赤枠で示す位置に、「開館時間と休館日」、「観覧料」等と表題を設定する必要がある（視覚に障害がない者に配慮し、現状の視覚効果を維持する場合には、非表示の記述によることも可。）。

障害者等の意見等

- ・ 全ての表に見出しか表題をつけてほしい（全盲の視覚障害者）。

調査対象機関の見解・対応等

《今後の対応予定等》

ホームページ全体に関わることであるため、令和5年度予算の確保に向けて検討体制を構築し、具体的な対応方法等について検討する予定です。

備考

事例表

課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所平城宮跡資料館 | | 事例No. | 情報提供-6 |
|---------|---|--|-------|--------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 情報の提供状況 【ページ区分】 <input type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input checked="" type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報 【URL】 https://www.nabunken.go.jp/heiyo/museum/guide.html | | | |
| 件名 | 表に表題が付いておらず、視覚障害者が表の内容について理解しづらい例 | | | |
| 事例内容 | <p>1 JIS X 8341-3 の該当基準</p> <p><1.3.1 情報及び関係性の達成基準【レベルA】></p> <p>何らかの形で提示されている情報、構造、及び関係性は、プログラムによる解釈が可能である、又はテキストで提供されている。</p> <p><達成基準の実装チェックリストにおける項目例（※）></p> <p>caption 要素を用いて、データテーブルの表題とデータテーブルを関連付ける （※）ウェブアクセシビリティ基盤委員会が公開している JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイド（2020年12月版）において示されている達成基準に合せた実装方法のチェックリスト例</p> <p>2 ウェブアクセシビリティへの対応状況</p> <p><確認方法></p> <p>ユーザー評価実施者（視覚障害者（全盲）、同（弱視））が実際に PC 端末を操作し、ページ内に設定されている「表」の内容について、情報が得られるか確認（令和3年9月28日～10月22日）</p> <p><課題の内容></p> <p>ユーザー評価者から、「表のタイトルがほしい。理解しづらい。説明があつて表が来るのなら分かりやすいが、表だけでは基本的に分からない」との検証が得られた。</p> <p>このことについて、WEB を仔細にみると、視覚効果としては、第1階層の見出し（建築物の名）と表が近接しているため一つのセクションと見えるが、音声読上げのみに頼る視覚障害者等は、この視覚効果による認識を得ることができないため、WEB のプログラム記述に忠実に、第1階層の見出し（建築物の名）と第2階層のコンテンツ（表）に分けて認識するところとなる。この結果、表題のない「公開時間・休館日」の表については、あらかじめ何についての説明か、その予告なく内容が読み上げられるものとなっている。</p> <div style="text-align: center;">↓</div> | | | |

図 公開日時、休館日等に関する表

| 第一次大極殿 FORMER IMPERIAL AUDIENCE HALL | |
|--------------------------------------|-------------------------|
| 公開時間 | 9:00～16:30 (入場は16:00まで) |
| 休館日 | 月曜日 (月曜が祝日の場合はその翌日) |

視覚効果としては赤枠内が一つのセクションだが、音声読上げ時には見出しとコンテンツに分離するため、表についての説明である表題（黄色箇所）の設定がないと何に関する内容かが理解できない。

| 朱雀門 SUZAKU GATE | |
|-----------------|--|
| 公開時間 | 9:00～16:30 (入場は16:00まで) |
| 休館日 | 月曜日 (月曜が祝日の場合はその翌日)、年末年始 (12月29日～1月3日) |

| 東院庭園 EAST PALACE GARDEN | |
|-------------------------|---|
| 公開時間 | 9:00～16:30 (入場は16:00まで) |
| 休館日 | 月曜日 (月曜が祝日の場合はその翌日)、年末年始 (12月29日～1月3日) なお駐車場は年末年始も開放しております (8:30～17:00)。 |

| 遺構展示館 EXCAVATION SITE EXHIBITION HALL | |
|---------------------------------------|--|
| 公開時間 | 9:00～16:30 (入場は16:00まで) |
| 休館日 | 月曜日 (月曜が祝日の場合はその翌日)、年末年始 (12月29日～1月3日) なお駐車場は年末年始も開放しています (8:30～17:00)。 |
| 入場料 | 無料 |

画像引用元：平城宮跡資料館 HP<https://www.nabunken.go.jp/hei-jo/museum/guide.html>

3 当局の改善意見

調査対象機関は、上図に黄色赤枠で示す位置に、「〇〇 (=「第一次大極殿」等)の公開時間と休館日」と表題を設定する必要がある (視覚に障害がない者に配慮し、現状の視覚効果を維持する場合には、非表示の記述によることも可)。

障害者等の意見等

- ・ 全ての表に表題を付けてほしい (全盲の視覚障害者)。

調査対象機関の見解・対応等

《今後の対応予定等》

ホームページ全体に関わることであるため、令和5年度予算の確保に向けて検討体制を構築し、具体の対応方法等について検討する予定です。

備考

事例表

課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 国立民族学博物館 | 事例No. | 情報提供-7 |
|---------|---|-------|--------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 情報の提供状況 【ページ区分】 <input type="checkbox"/> トップページ <input checked="" type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報 【URL】 https://www.minpaku.ac.jp/information/basis | | |
| 件名 | 表に表題が付いておらず、視覚障害者が表の内容について理解しづらい例 | | |
| 事例内容 | <p>1 JIS X 8341-3 の該当基準</p> <p><1.3.1 情報及び関係性の達成基準【レベルA】></p> <p>何らかの形で提示されている情報、構造、及び関係性は、プログラムによる解釈が可能である、又はテキストで提供されている。</p> <p><達成基準の実装チェックリストにおける項目例（※）></p> <p>caption 要素を用いて、データテーブルの表題とデータテーブルを関連付ける （※）ウェブアクセシビリティ基盤委員会が公開している JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイド（2020年12月版）において示されている達成基準に合せた実装方法のチェックリスト例</p> <p>2 ウェブアクセシビリティへの対応状況</p> <p><確認方法></p> <p>ユーザー評価実施者（視覚障害者（全盲）、同（弱視））が実際に PC 端末を操作し、ページ内に設定されている「表」の内容について、情報が得られるか確認（令和3年9月28日～10月22日）</p> <p><課題の内容></p> <p>ページ内の観覧料金表には表題が付いておらず（図の黄色箇所）、直前の見出しは「観覧料（お支払方法・割引・無料観覧日など）について」と複数の情報について1つの表題を設定したものとなっているために端的に情報の内容を表すものになっていない。</p> <p>また、視覚障害者等は、WEB のプログラム記述に忠実に、第1階層の見出しと第2階層のコンテンツ（表）に分けて読み上げられる音声によって掲載情報を認識することから、表題のない「観覧料金」の表については、あらかじめ何についての説明か、その予告なく内容が読み上げられるものとなっている。</p> <div style="text-align: center;">  </div> | | |

図 観覧料に関する表

観覧料(お支払い方法・割引・無料観覧日など)について

表題 (観覧料金表) なし

| 区分 | 個人 |
|-------|------|
| 一般 | 580円 |
| 大学生 | 250円 |
| 高校生以下 | 無料 |

直前の見出しの中に複数の情報が示されており、かつ音声読上げでは音声読上げ時には見出しとコンテンツに分離するため、表についての説明である表題 (黄色箇所) の設定がないと何に関する内容かが理解できない。

画像引用元：国立民族学博物館 HP <https://www.minpaku.ac.jp/information/basis>

3 当局の改善意見

調査対象機関は、図に黄色赤枠で示す位置に、「観覧料金表」等と表題を設定する必要がある（視力に障害のない者に配慮し、現状の視覚効果を維持する場合には、非表示の記述によることも可。）。

障害者等の意見等

- ・ 表には表題がほしい（全盲の視覚障害者）。

調査対象機関の見解・対応等

《対応済》

表題の設定に加え、表の表示方法の改善、料金についての通期の整理・削減及びその他情報の特性に応じた順番の整理等を行った。

観覧料について

観覧料

| 区分 | 料金 |
|----------------|-----------------|
| 一般 | 580円 |
| 大学生 | 250円 |
| 高校生以下 | 無料 |
| 満65歳以上の方*1 | 490円 |
| 障がい者手帳をお持ちの方*2 | 無料 (付添者1名無料) |

表題の設定のほか、「満65歳以上の方」、「障がい者手帳をお持ちの方」の欄を表内に新設することで、必要な情報を得やすくなるよう工夫

- 表の金額は本館展示の観覧料金です。特別展の観覧料金はその都度、別に定めます。
- 高校生以下の方が万博記念公園内を通行される場合は、同園各ゲート有人窓口で、みんぱくへ行くことを申し出いただき、通行証をお受け取りください。
- 大学生、一般の方は万博記念公園各ゲートで、本館の観覧券をお買い求めください。同園内を無料で通行できます。
- *1 満65歳以上の方は、団体割引料金で観覧できます。年齢を証明できるものをご提示ください。
- *2 障がい者手帳をお持ちの方は、付添者1名とともに無料で観覧できます。「手帳」もしくは「障がい者手帳アプリ「ミライロID」」をご提示ください。

万博記念公園に関する詳細はこちら

画像引用元：国立民族学博物館 HP <https://www.minpaku.ac.jp/information/basis>

備考

事例表

課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 京都国立近代美術館 | 事例No. | 情報提供-8 |
|---------|---|-------|--------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 情報の提供状況 【ページ区分】 <input checked="" type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報 【URL】 https://www.momak.go.jp/ | | |
| 件名 | 動きやスクロールがあるコンテンツの停止操作ができない例 | | |
| 事例内容 | <p>1 JIS X 8341-3 の該当基準</p> <p><2.2.2 一時停止、停止及び非表示の達成基準【レベルA】></p> <p>動きのある、点滅している、スクロールする、又は自動更新する情報は、次の全ての事項を満たしている。</p> <p>(動き、点滅、スクロール)</p> <p>動きのある、点滅している、又はスクロールしている情報が、(1)自動的に開始し、(2)5秒よりも長く継続し、かつ、(3)その他のコンテンツと並行して提示される場合、利用者がそれらを一時停止、停止、又は非表示にすることができるメカニズムがある。ただし、その動き、点滅、又はスクロールが必要不可欠な動作の一部である場合は除く。</p> <p>(自動更新)</p> <p>自動更新する情報が、(1)自動的に開始し、(2)その他のコンテンツと並行して提示される場合、利用者がそれを一時停止、停止、若しくは非表示にする、又はその更新頻度を調整することのできるメカニズムがある。ただし、その自動更新が必要不可欠な動作の一部である場合は除く。</p> <p>2 ウェブアクセシビリティへの対応状況</p> <p><確認方法></p> <p>ユーザー評価実施者（視覚障害者（弱視）、肢体障害者（上下肢体不自由））が実際にPC端末を操作し、ページに記載されている情報のうち、動き、点滅、スクロールがあるコンテンツが自動的に停止又は停止操作ができるかどうかについて、確認（令和3年9月28日～10月22日）</p> <p><課題の内容></p> <p>トップページ上部の動きのあるコンテンツ（画像スライド）は、自動で停止せず、また利用者が停止操作を行うためのボタン表示がない。このため、ウェブページ操作で注意をそらさないよう動きを停止させたい利用者や表示された内容を読む時間が多く必要な利用者等にとって利用しづらいものとなっている（下図）。</p> <div style="text-align: center;">  </div> | | |

図 複数の画像が入れ替わりながら表示される画像スライドに停止ボタンが未設定



画像引用元：京都国立近代美術館 HP <https://www.momak.go.jp/>

3 当局の改善意見

動きやスクロールがあるコンテンツについて、コンテンツの動きやスクロールの一時停止方法を提供するとともに、必要に応じて動きやスクロールを再開できるようにすること。

障害者等の意見等

- ・ コンテンツの動作が止められない。停止ボタンがほしい（弱視の視覚障害者、肢体不自由者）。

調査対象機関の見解・対応等

《今後の対応予定等》

障害者等の意見等にかかわらず、停止したい閲覧者はいると考えられるので、サイト閲覧者がトップ画像のスライドを制御できるよう（スクロールのみとするか、一時停止できるようにするかは要検討。）改修を検討します。

なお、改修には外部業者への委託が必要となるため、改修費用、対応内容が確定次第予算措置を行い着手します。その際、今年度は今回の調査を受けて改修する事項についての洗い出しを行い、改修の優先順位をつけ実施します。

備考

事例表

課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所飛鳥資料館 | | 事例No. | 情報提供-9 |
|---------|--|--|-------|--------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 情報の提供状況 【ページ区分】 <input checked="" type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報 【URL】 https://www.nabunken.go.jp/asuka/index.html | | | |
| 件名 | 動きやスクロールがあるコンテンツの停止操作が視覚障害者や肢体不自由者にとって困難な例 | | | |
| 事例内容 | <p>1 JIS X 8341-3 の該当基準</p> <p><2.2.2 一時停止、停止及び非表示の達成基準【レベルA】></p> <p>動きのある、点滅している、スクロールする、又は自動更新する情報は、次の全ての事項を満たしている。</p> <p>(動き、点滅、スクロール)</p> <p>動きのある、点滅している、又はスクロールしている情報が、(1)自動的に開始し、(2)5秒よりも長く継続し、かつ、(3)その他のコンテンツと並行して提示される場合、利用者がそれらを一時停止、停止、又は非表示にすることができるメカニズムがある。ただし、その動き、点滅、又はスクロールが必要不可欠な動作の一部である場合は除く。</p> <p>(自動更新)</p> <p>自動更新する情報が、(1)自動的に開始し、(2)その他のコンテンツと並行して提示される場合、利用者がそれを一時停止、停止、若しくは非表示にする、又はその更新頻度を調整することのできるメカニズムがある。ただし、その自動更新が必要不可欠な動作の一部である場合は除く。</p> <p>2 ウェブアクセシビリティへの対応状況</p> <p><確認方法></p> <p>ユーザー評価実施者（視覚障害者（弱視）、肢体障害者（上下肢体不自由））が実際にPC端末を操作し、ページに記載されている情報のうち、動き、点滅、スクロールがあるコンテンツが自動的に停止又は停止操作ができるかどうかについて、確認（令和3年9月28日～10月22日）</p> <p><課題の内容></p> <p>① 肢体障害者（上下肢体不自由）に関する課題</p> <p>動きのあるコンテンツ（バナー）について、停止操作を行うためのボタンが小さいため、筋力低下や麻痺等のある肢体不自由者等、マウス等での細かい操作が難しい利用者にとっては焦点を合せにくく操作しづらいものとなっている（図1の赤枠内）。</p> <p>なお、同ページ内に設けられている他の動きのあるバナーには、矢印記号の表</p> | | | |

示も併用されており、操作しやすいものとなっている（図2の赤枠内）。

図1 動きのあるバナーの停止操作ボタンが小さ過ぎる



図2 動きのあるバナーに停止用操作ボタンだけでなく左右矢印記号を表示



画像引用元：飛鳥資料館 HP <https://www.nabunken.go.jp/asuka/index.html>

② 視覚障害者（弱視）に関する課題

動きのあるコンテンツ（バナー）について、ハイコントラスト画面を使用した際に停止操作のボタンが背景色と同一化しているため、ボタンを認識することができない（図3の赤枠内）。

図3 ハイコントラスト画面では停止操作のボタンが消失



画像引用元：飛鳥資料館 HP <https://www.nabunken.go.jp/asuka/index.html>

3 当局の改善意見

動きのあるコンテンツの停止操作方法の提供について、マウス等での細かい操作が難しい利用者及びハイコントラスト画面利用者も容易に停止することが可能となるよう、提供するボタンの大きさや色彩等の検討を行うこと。

障害者等の意見等

- ・ 操作ボタンが小さい場合、選んで押すという操作はしづらい。矢印記号など、押しやすいものがあるとよい（肢体不自由者）。
- ・ コンテンツをポインターでは動かさず、コントラスト画面では停止操作ボタン

| | |
|-------------------|---|
| | が消えているため自分では停止できない（弱視の視覚障害者）。 |
| 調査対象機関 の見解・対応等 | <p>《今後の対応予定等》</p> <p>ホームページ全体に関わることであるため、令和5年度予算の確保に向けて検討体制を構築し、具体の対応方法等について検討する予定です。</p> |
| 備考 | |

事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所飛鳥資料館 | 事例No. | 情報提供-10 |
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 情報の提供状況 【ページ区分】 <input checked="" type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報 【URL】 https://www.nabunken.go.jp/asuka/index.html | | |
| 件名 | 色の違いのみで情報を伝達し、視覚障害者が内容を把握することができない例 | | |
| 事例内容 | <p>1 JIS X 8341-3 の該当基準</p> <p><1.4.1 色の使用の達成基準【レベルA】></p> <p>色が、情報を伝える、動作を示す、反応を促す、又は視覚的な要素を判別するための唯一の視覚的手段になっていない。</p> <p>2 ウェブアクセシビリティへの対応状況</p> <p><確認方法></p> <p>ユーザー評価実施者（視覚障害者（全盲）、同（弱視））が実際に PC 端末を操作し、ページに記載されている情報が得られるか確認（令和3年9月28日～10月22日）</p> <p><課題の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トップページのカレンダーに表示している休館日やイベントの情報について、セルの背景色の違いのみ説明しており、音声読上げでのみ認識する視覚障害者が利用する場合、内容を理解することができない（下図の左側）。また、弱視者がハイコントラスト画像を利用する場合には、背景色が全て同色となるため、内容を理解することができない（下図の右側） <p>図 休館日等の説明をセルの背景色のみで示しているカレンダー</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <p>(通常のページ表示)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <p>(ハイコントラスト画面使用時の表示)</p> </div> </div> | | |

| | |
|---------------|--|
| | <p>※画像引用元：飛鳥資料館 HP https://www.nabunken.go.jp/asuka/index.html</p> <p>3 当局の改善意見</p> <p>色が情報を伝える唯一の手段とならないよう、記号やテキスト等も用いながら、色が提供する情報と同等の情報伝達を確保すること。</p> |
| 障害者等の意見等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ セルに色が着いていても見えないので、音声読上げ時に分かるようテキストによる説明を付けてほしい（全盲の視覚障害者）。 ・ 色による区分けを行う際には、○や×など、記号等による表現の変化がほしい（弱視の視覚障害者）。 |
| 調査対象機関の見解・対応等 | <p>《今後の対応予定等》</p> <p>ホームページ全体に関わることであるため、令和5年度予算の確保に向けて検討体制を構築し、具体の対応方法等について検討する予定です。</p> |
| 備考 | |

事例表

課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所平城宮跡資料館 | | 事例No. | 情報提供-11 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---|----|-------|---------|----|----|---|---|---|---|---|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|--|--|--|---|---|---|---|---|---|---|--|--|--|--|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|--|--|--|--|--|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 情報の提供状況 【ページ区分】 <input checked="" type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報 【URL】 https://www.nabunken.go.jp/heiho/museum/ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 件名 | 色の違いのみで情報を伝達し、視覚障害者が内容を把握することができない例 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事例内容 | <p>1 JIS X 8341-3 の該当基準</p> <p><1.4.1 色の使用の達成基準【レベルA】></p> <p>色が、情報を伝える、動作を示す、反応を促す、又は視覚的な要素を判別するための唯一の視覚的手段になっていない。</p> <p>2 ウェブアクセシビリティへの対応状況</p> <p><確認方法></p> <p>ユーザー評価実施者（視覚障害者（全盲）、同（弱視））が実際に PC 端末を操作し、ページに記載されている情報が得られるかを確認（令和3年9月28日～10月22日）</p> <p><課題の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トップページのカレンダーに表示している休館日やイベントの情報について、セルの背景色の違いでのみ説明しており、音声読上げでのみ認識する視覚障害者が利用する場合、内容を理解することができない（下図の左側赤枠内）。また、弱視者がハイコントラスト画像を利用する場合には、背景色が全て同色となるため、内容を理解することができない（下図の右側赤枠内）。 <p>図 休館日等の説明をセルの背景色のみで示しているカレンダー</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="395 1514 879 2018"> <p>開館案内</p> <p>2021年11月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日</th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>開館時間 9:00～16:30 (入場は16:00まで)</p> <p>企画展示 休館日</p> <p>(通常のページ表示)</p> </div> <div data-bbox="914 1514 1414 2018"> <p>開館案内</p> <p>2021年10月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日</th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>開館時間 9:00～16:30 (入場は16:00まで)</p> <p>企画展示 休館日</p> <p>(ハイコントラスト画面使用時)</p> </div> </div> <p>画像引用元：平城宮跡資料館 HP https://www.nabunken.go.jp/heiho/museum/</p> | | | | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | | | | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | |
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 28 | 29 | 30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 1 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

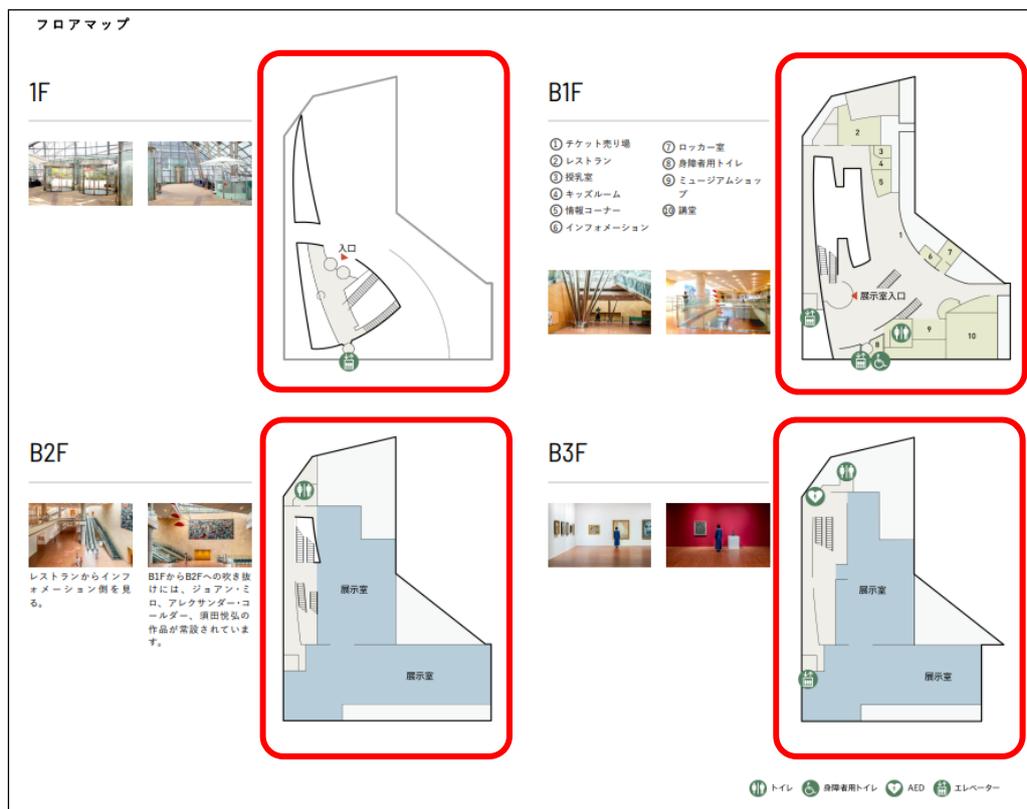
| | |
|---------------|---|
| | <p>3 当局の改善意見</p> <p>色が情報を伝える唯一の手段とならないよう、記号やテキスト等も用いながら、色が提供する情報と同等の情報伝達を確保すること。</p> |
| 障害者等の意見等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ セルに色が着いていても見えないので、音声読上げ時に分かるようテキストによる説明を付けてほしい（全盲の視覚障害者）。 ・ 色による区分けを行う際には、○や×など、記号等による表現の変化がほしい（弱視の視覚障害者）。 |
| 調査対象機関の見解・対応等 | <p>《今後の対応予定等》</p> <p>ホームページ全体に関わることであるため、令和5年度予算の確保に向けて検討体制を構築し、具体の対応方法等について検討する予定です。</p> |
| 備考 | |

事例表

課題 積極的取組

| 調査対象機関名 | 国立国際美術館 | | 事例No. | 情報提供-12 |
|---------|---|--|-------|---------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 情報の提供状況 【ページ区分】 <input type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input checked="" type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報 【URL】 https://www.nmao.go.jp/visit/facility | | | |
| 件名 | 画像等の非テキストコンテンツに対し、代替となるテキスト情報が提供されていないため、視覚障害者が情報を得ることができない例 | | | |
| 事例内容 | <p>1 JIS X 8341-3 の該当基準</p> <p><1.1.1 非テキストコンテンツの達成基準【レベル A】></p> <p>利用者に提示される全ての非テキストコンテンツには、同等の目的を果たすテキストによる代替が提供されている。</p> <p>2 ウェブアクセシビリティへの対応状況</p> <p><確認方法></p> <p>ユーザー評価実施者（視覚障害者（全盲））が実際に PC 端末を操作し、ページ内の非テキストコンテンツに関し、①スクリーンリーダーでの音声読上げ時に内容が分かりづらい箇所がないか、②自身が利用したい設備（多目的トイレ等）の有無等について情報を得られるかどうかを確認（令和3年9月28日～10月22日）</p> <p><課題の内容></p> <p>フロアマップの画像には、障害者用トイレ等の位置は表示されているものの、代替テキストが設定されていないため、音声による読上げがされず、視覚障害者は画像（フロアマップ）の内容が分からない（下図の赤枠内）。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div> | | | |

図 館内フロアマップの画像



画像引用元：国立国際美術館 HP <https://www.nmao.go.jp/visit/facility>

3 当局の改善意見

画像や写真等の非テキストコンテンツを用いて情報提供を行う際には、代替テキストを設定すること等により、視覚情報と同等の情報が得られるようにすること。

その際、詳細な説明により煩雑になる場合においては、設備有無及び問い合わせという包括的な案内とすることや、別ページ（バリアフリー情報ページ等）へのリンクを提供すること等の方法により、負担なく情報を取得できるよう留意する。

障害者等の意見等

- ・ 代替テキスト設定がないため、音声読上げでは画像の内容が分からない。（全盲の視覚障害者）

調査対象機関の見解・対応等

《今後の対応予定等》

達成基準対応の必要性について認識しており、外部委託業者へ指示を行っていましたが、フロアマップの画像に関してはページの内容理解に不要と判断し、事後の確認を行っていませんでした。今後、修正方法を検討します。

備考

事例表

課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 京都国立近代美術館 | | 事例No. | 情報提供-13 |
|---------|--|--|-------|---------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 情報の提供状況 【ページ区分】 <input type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input checked="" type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報 【URL】 https://www.momak.go.jp/Japanese/guide/floorGuide.html | | | |
| 件名 | 画像等の非テキストコンテンツに対し、代替となるテキスト情報が提供されていないため、視覚障害者が情報を得ることできない例 | | | |
| 事例内容 | <p>1 JIS X 8341-3 の該当基準</p> <p><1.1.1 非テキストコンテンツの達成基準【レベル A】></p> <p>利用者に提示される全ての非テキストコンテンツには、同等の目的を果たすテキストによる代替が提供されている。</p> <p>2 ウェブアクセシビリティへの対応状況</p> <p><確認方法></p> <p>ユーザー評価実施者（視覚障害者（全盲））が実際に PC 端末を操作し、ページ内の非テキストコンテンツに関し、①スクリーンリーダーでの音声読上げ時に内容が分かりづらい箇所がないか、②自身が利用したい設備（多目的トイレ等）の有無等について情報を得られるかどうか確認（令和3年9月28日～10月22日）</p> <p><課題の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> フロアマップ画像（図1赤枠内）について、代替テキストの設定がないため、読上げを行っても内容が分からない。 また、図2の赤枠内の部分のみ HTML テキストによって記載されており、設備の有無については記述がない。このため、音声読上げのみで情報を把握する視覚障害者は、各フロアにどのような設備（多目的トイレ等）があるのかを把握することができない。  | | | |

図1 館内フロアマップ画像（赤枠内）



図2 各フロアについて示す文字情報（赤枠内）



画像引用元：京都国立近代美術館 HP <https://www.momak.go.jp/Japanese/guide/floorGuide.html>

3 当局の改善意見

画像や写真等の非テキストコンテンツを用いて情報提供を行う際には、代替テキストを設定すること等により、視覚情報と同等の情報が得られるようにする。

その際、詳細な説明により煩雑になる場合においては、設備有無及び問い合わせという包括的な案内とすることや、別ページ（バリアフリー情報ページ等）へのリンクを提供すること等の方法により、負担なく情報を取得できるよう留意する。

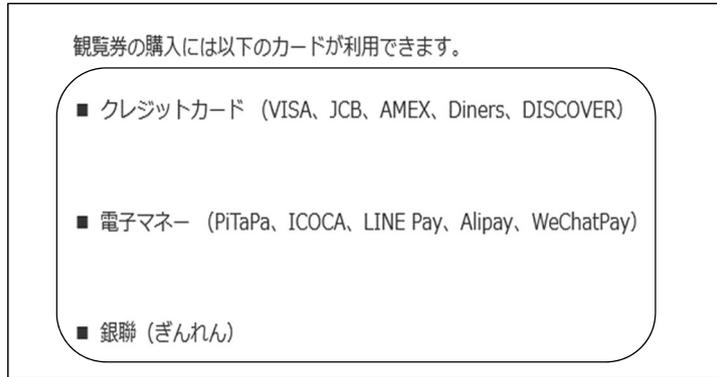
| | |
|----------------------|---|
| <p>障害者等の意見等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替テキスト設定がないため、音声読上げでは画像の内容が分からない（全盲の視覚障害者）。 ・ 施設設備について、テキストでの説明がほしい（全盲の視覚障害者）。 |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>《今後の対応予定等》</p> <p>他館のホームページなどを参考に、フロアマップページ内のテキスト情報と図の情報（非テキストコンテンツ）を一致させます。また、各フロア設備情報について記載漏れがあるため、追加します。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 京都国立博物館 | 事例No. | 情報提供-14 |
|---------|---|-------|---------|
| 調査項目 | <p><input type="checkbox"/>施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 <input checked="" type="checkbox"/>情報の提供状況</p> <p>【ページ区分】</p> <p><input type="checkbox"/>トップページ <input checked="" type="checkbox"/>開館日時・料金 <input type="checkbox"/>館内案内 <input type="checkbox"/>施設・設備のバリアフリー情報</p> <p>【URL (※)】 https://www.kyohaku.go.jp/jp/riyou/guide/index.html</p> <p>(※) 当局確認時点の旧サイト URL より</p> | | |
| 件名 | <p>画像等の非テキストコンテンツに対し、代替となるテキスト情報が提供されていないため、視覚障害者が情報を得ることできない例</p> | | |
| 事例内容 | <p>1 JIS X 8341-3 の該当基準</p> <p><1.1.1 非テキストコンテンツの達成基準【レベル A】></p> <p>利用者に提示される全ての非テキストコンテンツには、同等の目的を果たすテキストによる代替が提供されている。</p> <p>2 ウェブアクセシビリティへの対応状況</p> <p><確認方法></p> <p>ユーザー評価実施者（視覚障害者（全盲））が実際に PC 端末を操作し、スクリーンリーダーでの音声読上げ時に利用可能な決済方法に係る情報が得られるかどうか確認（令和3年9月28日～10月22日）</p> <p><課題の内容></p> <p>チケット販売窓口で利用可能な決済方法について、画像で表示を行っているが、画像に代替テキストの設定がなく、また表記は画像文字となっていることから、音声による読上げがされず、全盲の視覚障害者は内容を確認することができない（図1）。</p> <p>図1 利用可能な決済方法を示す画像（画像内のテキストは全て画像文字）</p> <div data-bbox="432 1552 1393 1787" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>チケット販売窓口では下記決済サービスがご利用いただけます。</p>  </div> <p>※ 画像引用元：京都国立博物館 HP https://www.kyohaku.go.jp/jp/riyou/guide/index.html</p> <p>なお、奈良国立博物館では、観覧券を購入する際のカード決済（利用可能なカード）について、画像ではなくテキストで記述して案内しており、音声の読上げにより、内容を確認することができる（図2）。</p> | | |

図2 カード決済の情報についてテキストで保存
(奈良国立博物館の例)



※ 画像引用元：奈良国立博物館 HP <https://www.narahaku.go.jp/info/fee/>

3 当局の改善意見

画像や写真等の非テキストコンテンツを用いて情報提供を行う際には、代替テキストを設定すること等により、視覚情報と同等の情報が得られるようにすること。

障害者等の意見等

- ・ 代替テキスト設定がないため、音声読上げでは画像の内容が分からない（全盲の視覚障害者）。
- ・ 画像で文字や情報を書かれると分からないので、テキスト（少なくとも代替テキスト）で書いてほしい（全盲の視覚障害者）。

調査対象機関の見解・対応等

《今後の対応等》

令和3年度末の券売機入替に伴い、利用可能なクレジットカード種類が変更となり、現在、一時的な措置として、ウェブサイトから当該の掲載を削除しております。

今後、掲載の準備が出来次第、代替テキストを入れた対応をいたします。また、展開している全言語（日英中韓）にて対応予定です。

備考

事例表

課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 京都国立博物館 | 事例No. | 情報提供-15 |
|---------|---|-------|---------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 情報の提供状況 【ページ区分】 <input type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input checked="" type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報 【URL (※)】 https://www.kyohaku.go.jp/jp/about/fac/ (※) 当局確認時点の旧サイト URL より | | |
| 件名 | 画像等の非テキストコンテンツに対し、代替となるテキスト情報が提供されていないため、視覚障害者が情報を得ることができない例 | | |
| 事例内容 | <p>1 JIS X 8341-3 の該当基準</p> <p><1.1.1 非テキストコンテンツの達成基準【レベル A】></p> <p>利用者に提示される全ての非テキストコンテンツには、同等の目的を果たすテキストによる代替が提供されている。</p> <p>2 ウェブアクセシビリティへの対応状況</p> <p><確認方法></p> <p>ユーザー評価実施者（視覚障害者（全盲））が実際に PC 端末を操作し、ページ内の非テキストコンテンツに関し、①スクリーンリーダーでの音声読上げ時に内容が分かりづらい箇所がないか、②自身が利用したい設備（多目的トイレ等）の有無等について情報を得られるかどうか確認（令和3年9月28日～10月22日）</p> <p><課題の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設を案内する画像について、代替テキストの設定がなく、表記が画像文字のみとなっている。また各館の名称や位置を示すテキスト表記もない。このため、施設名及び位置関係について音声読上げによる案内がされず、視覚障害者等が内容を把握することはできない（図1）。 また、施設内を案内する画像にも代替テキストの設定がなく、表記が画像文字のみとなっているため、視覚障害者等が各フロアの概要やどのような設備（多目的トイレ等）があるのかを把握することはできない（図2）。 <div style="text-align: center;">  </div> | | |

図1 各館の位置について示す文字情報

施設案内

明治古都館・正門 平成知新館 文化財保存修理所 茶室「堪庵」 技術資料参考館

English



画像内のテキストは全て画像文字

図2 平成知新館内の設備等の位置について示す文字情報

平成知新館 フロアマップ

PDF 平成知新館 フロアマップ (PDF版)

3F

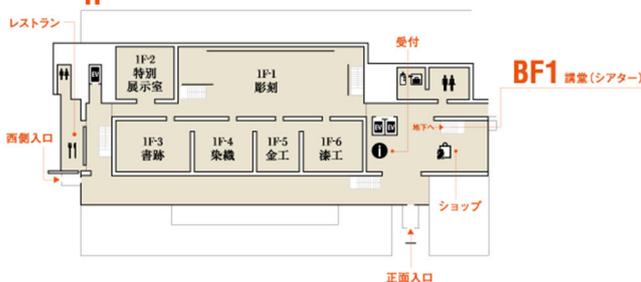


画像内のテキストは全て画像文字

2F



1F



画像引用元：京都国立博物館 HP <https://www.kyohaku.go.jp/jp/about/fac/>

3 当局の改善意見

画像や写真等の非テキストコンテンツを用いて情報提供を行う際には、代替テキストを設定すること等により、視覚情報と同等の情報が得られるようにする。

| | |
|----------------------|---|
| | <p>その際、詳細な説明により煩雑になる場合においては、設備有無及び問い合わせという包括的な案内とすることや、別ページ（バリアフリー情報ページ等）へのリンクを提供すること等の方法により、負担なく情報を取得できるよう留意する。</p> |
| <p>障害者等の意見等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替テキスト設定がないため、音声読上げでは画像の内容が分からない（全盲の視覚障害者）。 ・ 画像文字は読み上げないため、代替テキストや文字の説明がほしい（全盲の視覚障害者）。 |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>《今後の対応等》</p> <p>令和4年度中に、先行している東京国立博物館のウェブアクセシビリティ方針及びウェブ作成ガイドラインを参考としながら、法人本部の方針を確認の上、ご指摘いただいた課題解決を含む当館のガイドラインを作成し、令和5年度中にウェブサイト反映させたいと考えています。また、館内関係者で情報を共有し、新規ページ作成の際、当該のガイドラインが反映される仕組み・フローの構築を目指しています。</p> <p>その上で、体制及び研修等の機会を検討し、このような事例の適切な代替テキストを検討・実行したいと思います。また、あわせて多言語ページについても検討いたします。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 奈良国立博物館 | | 事例No. | 情報提供-16 |
|---------|--|--|-------|---------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 情報の提供状況 【ページ区分】 <input type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input checked="" type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報 【URL】 https://www.narahaku.go.jp/guide/ | | | |
| 件名 | 画像等の非テキストコンテンツに対し、代替となるテキスト情報が提供されていないため、視覚障害者が情報を得ることができない例 | | | |
| 事例内容 | <p>1 JIS X 8341-3 の該当基準</p> <p><1.1.1 非テキストコンテンツの達成基準【レベル A】></p> <p>利用者に提示される全ての非テキストコンテンツには、同等の目的を果たすテキストによる代替が提供されている。</p> <p>2 ウェブアクセシビリティへの対応状況</p> <p><確認方法></p> <p>ユーザー評価実施者（視覚障害者（全盲））が実際に PC 端末を操作し、ページ内の非テキストコンテンツに関し、①スクリーンリーダーでの音声読上げ時に内容が分かりづらい箇所がないか、②自身が利用したい設備（多目的トイレ等）の有無等について情報を得られるかどうかを確認（令和3年9月28日～10月22日）</p> <p><課題の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地全体画像について、代替テキストの設定がなく、各館の名称や付近の目標物を案内する表記が画像文字となっていることから、音声読上げがされず、視覚障害者等が内容を把握することができない（図1）。 なら仏像館内の設備の有無についても、画像（赤枠内）に代替テキストが設定されておらず、表記も画像文字となっているため、視覚障害者等が各フロアの概要やどのような設備（多目的トイレ等）があるのかを把握することはできない（図2）。 <div style="text-align: center;">  </div> | | | |

図1 敷地全体について示す画像



画像引用元：奈良国立博物館 HP <https://www.narahaku.go.jp/guide/>

図2 なら仏像館内について示す画像（赤枠内）

なら仏像館は、飛鳥時代から鎌倉時代にいたる日本の仏像を中心に、国宝、重要文化財を含む常時100体近くの仏像を展示する、国内の博物館でもっとも充実した仏像の展示施設です。

渡り廊下でつながれた青銅器館には、中国古代の青銅器（版本コレクション）を展示しています。



画像引用元：奈良国立博物館 HP <https://www.narahaku.go.jp/guide/butsuzo/>

3 当局の改善意見

画像や写真等の非テキストコンテンツを用いて情報提供を行う際には、代替テキストを設定すること等により、視覚情報と同等の情報が得られるようにする。

その際、詳細な説明により煩雑になる場合においては、設備有無及び問い合わせという包括的な案内とすることや、別ページ（バリアフリー情報ページ等）へのリ

| | |
|----------------------|---|
| | <p>リンクを提供すること等の方法により、負担なく情報を取得できるよう留意する。</p> |
| <p>障害者等の意見等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替テキスト設定がないため、音声読上げでは画像の内容が分からない（全盲の視覚障害者）。 ・ 施設設備について、テキストでの説明が欲しい（全盲の視覚障害者）。 |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>《対応済》</p> <p>以下のページにおける画像（非テキストコンテンツ）に、代替テキストを設定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体図 https://www.narahaku.go.jp/guide/ ・ なら仏像館 https://www.narahaku.go.jp/guide/butsuzo/ ・ 東新館 https://www.narahaku.go.jp/guide/higashi/ ・ 西新館 https://www.narahaku.go.jp/guide/nishi/ |
| <p>備 考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所飛鳥資料館 | | 事例No. | 情報提供-17 |
|---------|--|--|-------|---------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 情報の提供状況 【ページ区分】 <input type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input checked="" type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報 【URL】 https://www.nabunken.go.jp/asuka/about/#area_facility | | | |
| 件名 | 画像等の非テキストコンテンツに対し、代替となるテキスト情報が提供されていないため、視覚障害者が情報を得ることができない例 | | | |
| 事例内容 | <p>1 JIS X 8341-3 の該当基準</p> <p><1.1.1 非テキストコンテンツの達成基準【レベル A】></p> <p>利用者に提示される全ての非テキストコンテンツには、同等の目的を果たすテキストによる代替が提供されている。</p> <p>2 ウェブアクセシビリティへの対応状況</p> <p><確認方法></p> <p>ユーザー評価実施者（視覚障害者（全盲））が実際に PC 端末を操作し、ページ内の非テキストコンテンツに関し、①スクリーンリーダーでの音声読上げ時に内容が分かりづらい箇所がないか、②自身が利用したい設備（多目的トイレ等）の有無等について情報を得られるかどうか確認（令和3年9月28日～10月22日）</p> <p><課題の内容></p> <p>施設案内画像及び施設案内写真について、代替テキストの設定や HTML テキストによる表記がなく、画像中の各室の名称を示す表記が画像文字となっていることから、音声読上げがされず、視覚障害者等が内容を把握することができない。また、施設内の設備についても、どのような設備（多目的トイレ等）があるのかを把握することができない（下図）。</p> <p>図 施設案内画像及び施設案内写真</p>  <p>施設案内画像。</p> | | | |



施設案内写真。

画像引用元：飛鳥資料館 HP https://www.nabunken.go.jp/asuka/about/#area_facility

3 当局の改善意見

画像や写真等の非テキストコンテンツを用いて情報提供を行う際には、代替テキストを設定すること等により、視覚情報と同等の情報が得られるようにする。

その際、詳細な説明により煩雑になる場合においては、設備有無及び問い合わせという包括的な案内とすることや、別ページ（バリアフリー情報ページ等）へのリンクを提供すること等の方法により、負担なく情報を取得できるよう留意する。

障害者等の意見等

- ・ 代替テキスト設定がないため、音声読上げでは画像の内容が分からない（全盲の視覚障害者）。
- ・ 施設設備について、テキストでの説明が欲しい（全盲の視覚障害者）。

調査対象機関の見解・対応等

《今後の対応等》

ホームページ全体に関わることであるため、令和5年度予算の確保に向けて検討体制を構築し、具体の対応方法等について検討する予定です。

備考

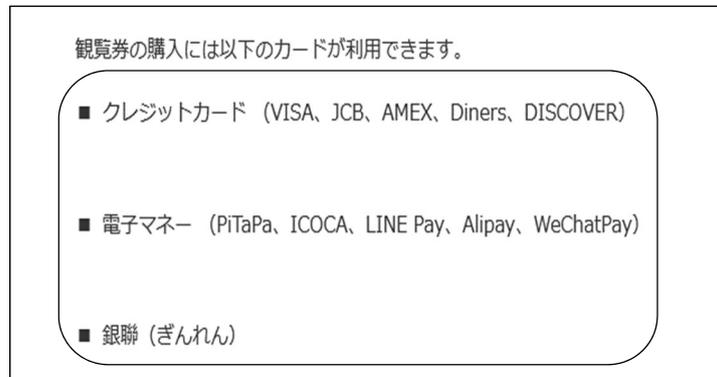
事例表

課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 国立民族学博物館 | 事例No. | 情報提供-18 |
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 情報の提供状況 【ページ区分】 <input type="checkbox"/> トップページ <input checked="" type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報 【URL】 https://www.minpaku.ac.jp/information/basis | | |
| 件名 | 画像等の非テキストコンテンツに対し、代替となるテキスト情報が提供されていないため、視覚障害者が情報を得ることができない例 | | |
| 事例内容 | <p>1 JIS X 8341-3 の該当基準</p> <p><1.1.1 非テキストコンテンツの達成基準【レベル A】></p> <p>利用者に提示される全ての非テキストコンテンツには、同等の目的を果たすテキストによる代替が提供されている。</p> <p>2 ウェブアクセシビリティへの対応状況</p> <p><確認方法></p> <p>ユーザー評価実施者（視覚障害者（全盲））が実際に PC 端末を操作し、スクリーンリーダーでの音声読上げ時に利用可能な決済方法に係る情報が得られるかどうか確認（令和3年9月28日～10月22日）</p> <p><課題の内容></p> <p>チケット販売窓口で利用可能な決済方法について、画像で表示を行っているが、画像に代替テキストの設定がなく、また表記は画像文字となっていることから、音声による読上げがされず、全盲の視覚障害者は内容を確認することができない（図1）。</p> <p>図1 利用可能な決済方法を示す画像（画像内のテキストは全て画像文字）</p> <p>観覧料は各種クレジットカード、電子マネー、QRコードでもお支払いいただけます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p><クレジットカード></p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p><電子マネー></p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p><交通系電子マネー></p>  <p>※「PiTaPa」はご利用いただけません。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p><QRコード決済></p>  </div> </div> <p>画像引用元：国立民族学博物館 HP https://www.minpaku.ac.jp/information/basis</p> | | |

なお、奈良国立博物館では、観覧券を購入する際のカード決済（利用可能なカード）について、画像ではなくテキストで案内しており、音声の読上げにより、内容を確認することができる（図2）。

図2 カード決済の情報についてテキストで保存
(奈良国立博物館の例)



画像引用元：奈良国立博物館 HP <https://www.narahaku.go.jp/info/fee/>

3 当局の改善意見

画像や写真等の非テキストコンテンツを用いて情報提供を行う際には、代替テキストを設定すること等により、視覚情報と同等の情報が得られるようにすること。

障害者等の意見等

- ・ 代替テキスト設定がないため、音声読上げでは画像の内容が分からない（全盲の視覚障害者）。
- ・ 画像で文字や情報を書かれると分からないので、テキスト（少なくとも代替テキスト）で書いてほしい（全盲の視覚障害者）。

調査対象機関の見解・対応等

《対応済》

「お支払について」欄に、利用可能な決済方法について、テキストで追記しました。

■ お支払いについて

観覧料は各種クレジットカード、電子マネー、QRコードでもお支払いいただけます。

<クレジットカード>

VISA, MasterCard, 銀聯, JCB, AMERICAN EXPRESS, DinersClub, DISCOVER

<電子マネー>

Apple Pay, ID, QUICPay

<交通系電子マネー>

Kitaca・Suica・PASMO・TOICA・manaca・ICOCA・SUGOCA・nimoca・はやかけん

<QRコード決済>

Alipay (アリペイ/支付宝)、WeChatペイ (微信支付)、d払い、PayPay、LINEPay、auPay



画像引用元：国立民族学博物館 HP <https://www.minpaku.ac.jp/information/basis>

備考

事例表

課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 国立民族学博物館 | | 事例No. | 情報提供-19 |
|---------|--|--|-------|---------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 情報の提供状況 【ページ区分】 <input type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input checked="" type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報 【URL】 https://www.minpaku.ac.jp/information/guide/facility | | | |
| 件名 | 画像等の非テキストコンテンツに対し、代替となるテキスト情報が提供されていないため、視覚障害者が情報を得ることができない例 | | | |
| 事例内容 | <p>1 JIS X 8341-3 の該当基準</p> <p><1.1.1 非テキストコンテンツの達成基準【レベル A】></p> <p>利用者に提示される全ての非テキストコンテンツには、同等の目的を果たすテキストによる代替が提供されている。</p> <p>2 ウェブアクセシビリティへの対応状況</p> <p><確認方法></p> <p>ユーザー評価実施者（視覚障害者（全盲））が実際に PC 端末を操作し、ページ内の非テキストコンテンツに関し、①スクリーンリーダーでの音声読上げ時に内容が分かりづらい箇所がないか、②自身が利用したい設備（多目的トイレ等）の有無等について情報を得られるかどうか確認（令和 3 年 9 月 28 日～10 月 22 日）</p> <p><課題の内容></p> <p>館内案内画像について、代替テキスト等による設定がされておらず、音声読上げがされないため、内容を把握することができない。また、設備の有無については画像中に表記されているが、画像文字となっているため、音声読上げがされず、各フロアの概要やどのような設備があるのかを把握することはできない（下図）。</p> <p>図 館内施設、設備等について示す画像</p> <p>画像引用元：国立民族学博物館 HP https://www.minpaku.ac.jp/information/guide/facility</p> | | | |

| | |
|---------------|--|
| | <p>3 当局の改善意見</p> <p>画像や写真等の非テキストコンテンツを用いて情報提供を行う際には、代替テキストを設定すること等により、視覚情報と同等の情報が得られるようにする。</p> <p>その際、詳細な説明により煩雑になる場合においては、設備有無、設置場所及び問い合わせという包括的な案内とすることや、別ページ（バリアフリー情報ページ等）へのリンクを提供すること等の方法により、負担なく情報を取得できるよう留意する。</p> |
| 障害者等の意見等 | <ul style="list-style-type: none"> 代替テキスト設定がないため、音声読上げでは画像の内容が分からない（全盲の視覚障害者）。 各階の主なものをテキストで書いてほしい（全盲の視覚障害者）。 |
| 調査対象機関の見解・対応等 | <p>《対応済》</p> <p>画像の「ご利用にあたって」部分をテキスト化するとともに、障害者等の意見にあった「各階の主なもの」をテキスト化しました。なお、施設の個別ページ及びバリアフリー情報へのリンク張り付けを行いました。</p> |
| 備考 | |

事例表

課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 国立国際美術館 | 事例No. | 情報提供-20 |
|---------|---|-------|---------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 情報の提供状況 【ページ区分】 <input type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input checked="" type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報 【URL】 https://www.nmao.go.jp/visit/facility | | |
| 件名 | リンクテキストからリンク先の内容が把握しづらい例 | | |
| 事例内容 | <p>1 JIS X 8341-3 の該当基準</p> <p><2.4.4 リンクの目的（コンテキスト内）の達成基準【レベルA】></p> <p>それぞれのリンクの目的が、リンクのテキスト単独で、又はリンクのテキストとプログラムによる解釈が可能なリンクのコンテキストから判断できる。ただし、リンクの目的がほとんどの利用者にとって曖昧な場合は除く。</p> <p>2 ウェブアクセシビリティへの対応状況</p> <p><確認方法></p> <p>ユーザー評価実施者（視覚障害者（全盲））が実際に PC 端末を操作し、ページに記載されているリンクについて、各リンクの目的を理解することができるか確認（令和 3 年 9 月 28 日から 10 月 22 日）</p> <p><課題の内容></p> <p>店舗案内のリンクについて、レストランやミュージアムショップと複数の店舗が存在するが、リンクに具体的な店舗名が記載されていない（図の赤枠内）ため、音声読上げでリンクを確認する際、どの店舗へのリンクか分かりづらいものとなっている。</p> <p>図 リンクテキストからリンク先の内容が把握しづらい例</p> <div data-bbox="403 1458 1422 2022" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>レストラン</p>  <p>営業時間 : 11:00~17:00 (L.O 16:30) 定休日 : 国立国際美術館の休館日 都合により営業時間が変更になる場合があります。 問合せ先 : TEL 06-6443-6140 (直通)</p> <p style="text-align: center;">店舗案内 ></p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>ミュージアムショップ</p>  <p>営業時間 : 10:00~17:00 (金・土曜日10:00~19:00) 定休日 : 国立国際美術館の休館日 問合せ先 : TEL 06-4803-6100 (直通) FAX 06-4803-6130</p> <p style="text-align: center;">店舗案内 ></p> </div> </div> </div> <p>画像引用元：国立国際美術館 HP https://www.nmao.go.jp/visit/facility</p> | | |

| | |
|---------------|---|
| | <p>3 当局の改善意見</p> <p>音声読上げを使用する利用者等が遷移するリンク先を理解しやすいものとなるよう、リンク先を説明するテキストは「レストラン店舗案内」、「ミュージアムショップ店舗案内」等、その具体的な内容を把握できる記載とすること。</p> |
| 障害者等の意見等 | <ul style="list-style-type: none"> リンクテキストはリンク先の内容が分かるように端的、具体的に書いてほしい（全盲の視覚障害者）。 |
| 調査対象機関の見解・対応等 | <p>《今後の対応予定等》</p> <p>今後、リンク先の内容が分かるリンクテキストとなるよう、変更を検討します。</p> |
| 備考 | |

事例表

課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 京都国立博物館 | 事例No. | 情報提供-21 |
|---------|---|-------|---------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 情報の提供状況 【ページ区分】 <input checked="" type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報 【URL】 https://www.kyohaku.go.jp/jp | | |
| 件名 | リンクテキストからリンク先の内容が把握しづらい例 | | |
| 事例内容 | <p>1 JIS X 8341-3 の該当基準</p> <p><2.4.4 リンクの目的（コンテキスト内）の達成基準【レベルA】></p> <p>それぞれのリンクの目的が、リンクのテキスト単独で、又はリンクのテキストとプログラムによる解釈が可能なリンクのコンテキストから判断できる。ただし、リンクの目的がほとんどの利用者にとって曖昧な場合は除く。</p> <p>2 ウェブアクセシビリティへの対応状況</p> <p><確認方法></p> <p>ユーザー評価実施者（視覚障害（全盲））が実際に PC 端末を操作し、ページに記載されているリンクについて、各リンクの目的を理解することができるか確認（令和3年9月28日～10月22日）</p> <p><課題の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トップページ内のサイドバー内には Twitter が埋め込まれており、音声読上げでサイドバー内のリンクを確認すると Twitter 内に掲載されている個別リンクも読み上げるため、情報が把握しづらくなっている（図1の赤枠内）。 ・ この状況に関し、当局において具体的にどのような内容が読み上げられるかについて、Windows10 の画面読上げ機能（ナレーター）を使用して確認したところ、「ロケーション撮影利用申請」や「寄附のお願い」等、博物館利用に関するリンクに引き続き、Twitter アカウント名やスクロールバー内に掲載されている過去のツイート内容に添付された URL といった Twitter に関する個別リンクの読上げが行われた（投稿されている文言の読上げはない。）（図2の赤枠内）。 <p>このことから、音声読上げを使用する利用者にとっては Twitter に関するリンクの目的を理解することが難しいほか、関連するリンクの量が多いため、一度 Twitter のスクロールバー内に入りこんでしまうと、他の利用したいリンクへ辿りつく操作が困難になるおそれがある。</p> <div style="text-align: center;">  </div> | | |

図1 サイドバー内に埋め込まれた Twitter



図2 Twitter 部分に関するリンクの読上げ例（Windows10 の画面読上げ機能による確認）



画像引用元：京都国立博物館 HP <https://www.kyohaku.go.jp/jp>

3 当局の改善意見

音声読上げを使用する利用者等がリンクを遷移するかどうかを決定する際に理解しやすいものとなるよう、Twitterなどの埋め込みを行う際には音声読上げ環境に配慮するとともに、各リンクについてその目的や具体内容を端的に把握できるようにすること。

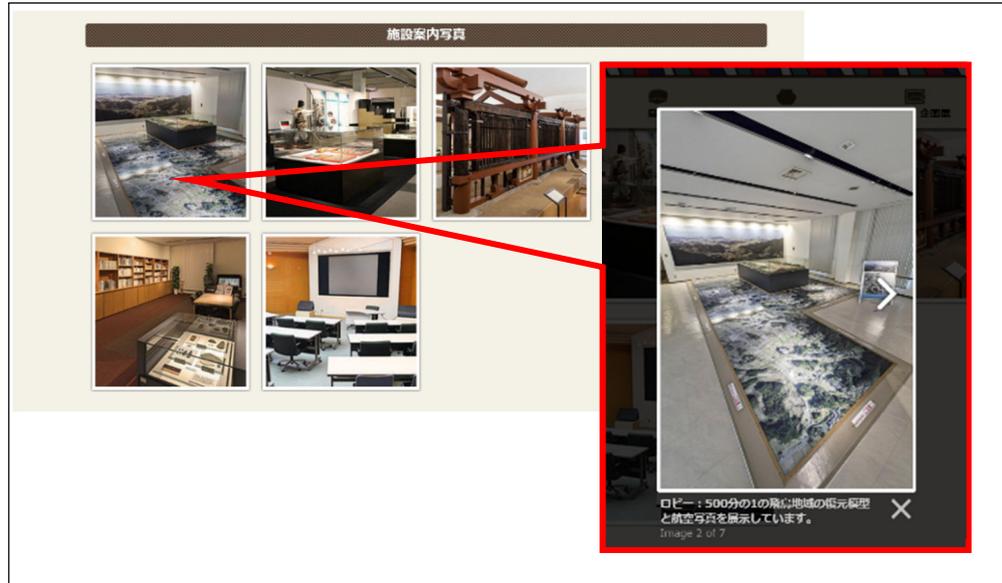
| | |
|----------------------|---|
| <p>障害者等の意見等</p> | <ul style="list-style-type: none"> リンクの中に音声読上げソフトで読みづらい形で Twitter まで入ると、何に関する情報が分からない（全盲の視覚障害者）。 |
| <p>調査対象機関の見解・対応等</p> | <p>《今後の対応予定等》</p> <p>令和4年度中に、先行している東京国立博物館のウェブアクセシビリティ方針及びウェブ作成ガイドラインを参考としながら、法人本部の方針を確認の上、ご指摘いただいた課題解決を含む当館のガイドラインを作成し、令和5年度中にウェブサイト反映させたいと考えています。また、館内関係者で情報を共有し、新規ページ作成の際、当該のガイドラインが反映される仕組み・フローの構築を目指しています。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所飛鳥資料館 | | 事例No. | 情報提供-22 |
|---------|--|--|-------|---------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 情報の提供状況 【ページ区分】 <input type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input checked="" type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報 【URL】 https://www.nabunken.go.jp/asuka/about/#area_facility | | | |
| 件名 | 視覚障害者にとってリンク先の内容が把握しづらい例 | | | |
| 事例内容 | <p>1 JIS X 8341-3 の該当基準</p> <p><2.4.4 リンクの目的（コンテキスト内）の達成基準【レベルA】></p> <p>それぞれのリンクの目的が、リンクのテキスト単独で、又はリンクのテキストとプログラムによる解釈が可能なリンクのコンテキストから判断できる。ただし、リンクの目的がほとんどの利用者にとって曖昧な場合は除く。</p> <p>2 ウェブアクセシビリティへの対応状況</p> <p><確認方法></p> <p>ユーザー評価実施者（視覚障害者（全盲））が実際に PC 端末を操作し、ページに記載されているリンクについて、各リンクの目的を理解することができるか確認（令和3年9月28日～10月22日）</p> <p><課題の内容></p> <p>施設案内写真にはリンクが設定されており、各写真をクリックすると拡大写真とともに説明文言が表示されるようになっている。</p> <p>ここでは画像がリンクの唯一のコンテンツとなっているため、当該画像について、代替テキストによってそのリンクの先を説明する必要がある。しかし、その説明がない（「リンク」のみ）ため、音声読上げ利用者はリンク先でどのような情報を得ることができるのかを把握することができない。</p> <p>また、リンク先の画像に表示された文言についても、音声読上げへの対応が行われていない。</p> <div style="text-align: center;">↓</div> | | | |

図 視覚障害者にとってリンク先の内容が把握しづらい例



画像引用元：飛鳥資料館 HP https://www.nabunken.go.jp/asuka/about/#area_facility

3 当局の改善意見

利用者がリンクを遷移するかどうかを決定する際に理解しやすいものとなるよう、リンクの目的を代替テキストやリンクテキストで説明する等、その具体内容を把握できるものとする。

障害者等の意見等

- ・ 写真をクリックした後にポップアップが出て、下にテキスト表示もあるようだが、音声読上げソフトでは読み上げないので内容は分からなかった。テキスト内容はリンク前のページに書いてあればよいと思う（全盲の視覚障害者）。

調査対象機関の見解・対応等

《今後の対応予定等》

ホームページ全体に関わることであるため、令和5年度予算の確保に向けて検討体制を構築し、具体的な対応方法等について検討する予定です。

備考

事例表

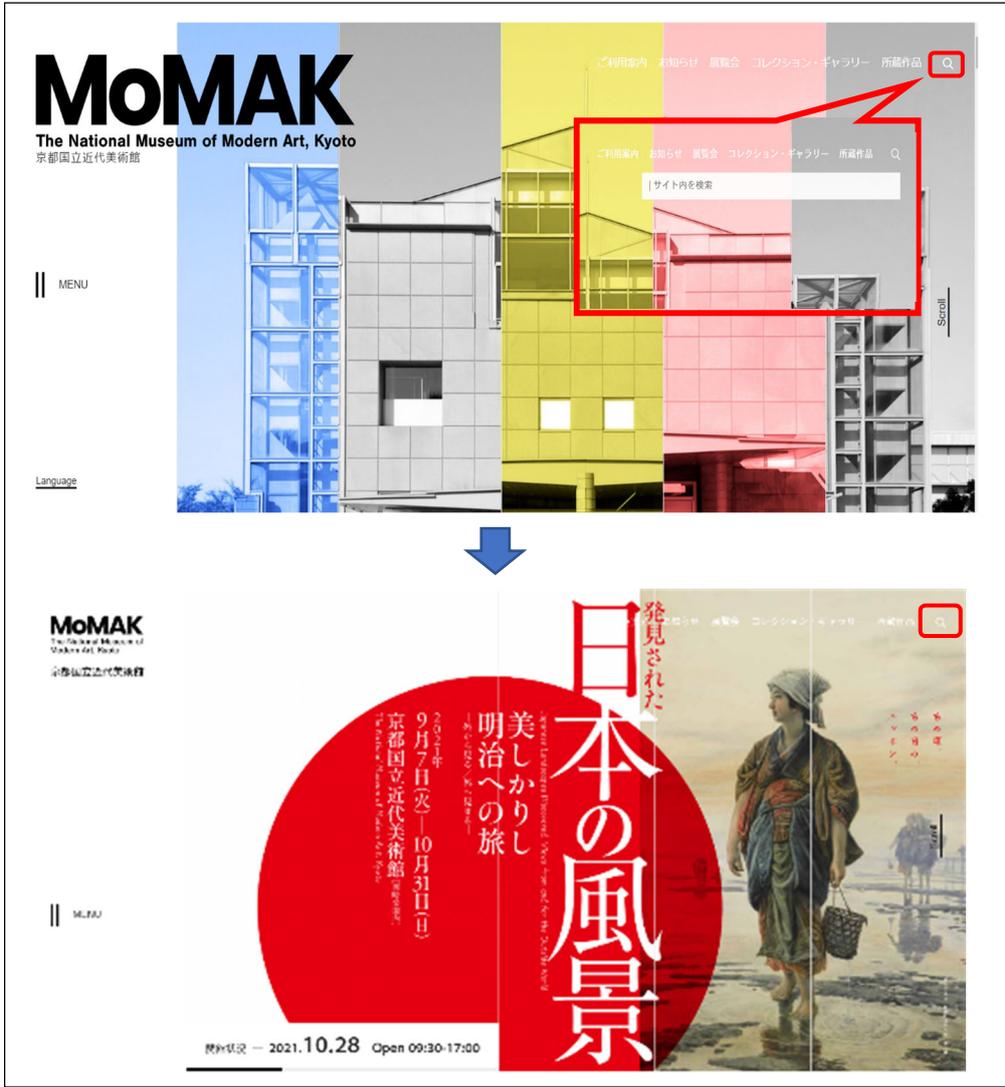
課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所平城宮跡資料館 | | 事例No. | 情報提供-23 |
|----------|---|--|-------|---------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 情報の提供状況 【ページ区分】 <input checked="" type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報 【URL】 https://www.nabunken.go.jp/heiyo/museum/ | | | |
| 件名 | 視覚障害者にとってリンク先の内容が把握しづらい例 | | | |
| 事例内容 | <p>1 JIS X 8341-3 の該当基準</p> <p><2.4.4 リンクの目的（コンテキスト内）の達成基準【レベルA】></p> <p>それぞれのリンクの目的が、リンクのテキスト単独で、又はリンクのテキストとプログラムによる解釈が可能なリンクのコンテキストから判断できる。ただし、リンクの目的がほとんどの利用者にとって曖昧な場合は除く。</p> <p>2 ウェブアクセシビリティへの対応状況</p> <p><確認方法></p> <p>ユーザー評価実施者（視覚障害者（全盲））が実際にPC 端末を操作し、ページに記載されているリンクについて、各リンクの目的を理解することができるか確認（令和3年9月28日～10月22日）</p> <p><課題の内容></p> <p>ページ内の動きのあるバナーの画像にそれぞれリンクが設定されており、ここでは画像がリンクの唯一のコンテンツとなっている（下図）。このため、画像に代替テキストを設定して、そのリンク先の説明をする必要があるが、代替テキストが設定されていないため、音声読上げではリンクの内容を把握することができない。</p> <p>図 バナーの画像に代替テキストが設定されていない例</p>  <p>画像引用元：平城宮跡資料館 HP https://www.nabunken.go.jp/heiyo/museum/</p> <p>3 当局の改善意見</p> <p>利用者がリンクを遷移するかどうかを決定する際に理解しやすいものとなるよう、リンクの目的を代替テキストやリンクテキストで説明する等、その具体内容を把握できるものとする。</p> | | | |
| 障害者等の意見等 | <ul style="list-style-type: none"> 音声読上げソフトで読むと「1of3」「2of3」のように読み上げ、リンク先の内容は分からなかった（全盲の視覚障害者）。 | | | |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>調査対象機関 の見解・対応等</p> | <p>《今後の対応等》 ホームページ全体に関わることであるため、令和5年度予算の確保に向けて検討体制を構築し、具体の対応方法等について検討する予定です。</p> |
| <p>備 考</p> | |

情報の提供状況 (参考課題)

参考課題表-1

| | |
|---------|--|
| 調査対象機関名 | 京都国立近代美術館 |
| 該当ページ等 | <p>【ページ区分】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報</p> <p>【URL】 https://www.momak.go.jp/</p> |
| 課題内容 | 検索窓の表示が背景画像と重複しており、視覚障害者にとって認識しづらい例 |
| 具体内容等 | <p>トップページの検索機能について、画面右上に検索マーク（虫眼鏡）が表示されており、マークをクリックすることで検索欄が表示される。しかし、トップページの画像はいくつかの画像を交互に流しており、常に背景画面が移り変わるが、コントラストが低いため虫眼鏡マークが認識しづらく、弱視の視覚障害者等は検索機能を利用することが難しい（下図の赤枠内）。</p> <p>図 背景画面の移り変わりにより検索マークが認識しづらい例</p>  <p>画像引用元：京都国立近代美術館 HP https://www.momak.go.jp/</p> |

| | |
|----------|--|
| | <p><改善方法例></p> <p>ポスター画像の頻繁な入れ替わりを実施する等、業務上、その都度画像に合せた色彩調整を実施することが難しい場合には、白字で固定されているトップテキスト部分のみにコントラスト比を確保した背景（黒等）を敷く等により、ポスターデザインにかかわらず視認性を確保し検索窓をアクセシブルにする等が考えられる。</p> |
| 障害者等の意見等 | <ul style="list-style-type: none"> 検索窓の虫眼鏡マークに色や絵が重なると見えづらく、見逃す場合がある。（視覚障害者・弱視） |
| 備考 | <p>関連する規格：JIS X 8341-3 の基準「1.4.3 コントラスト（最低限）」</p> |

参考課題表-2

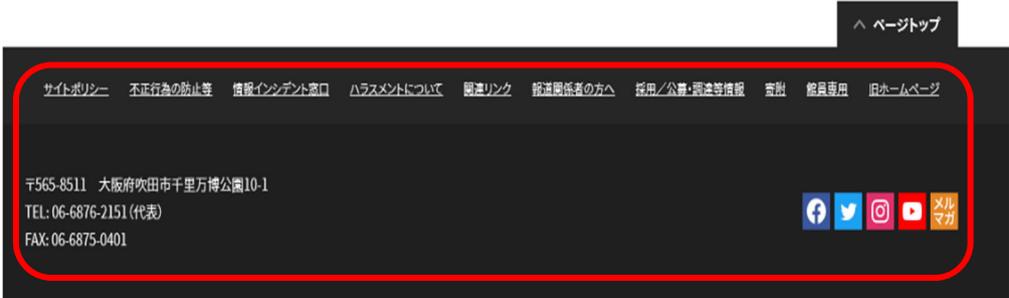
| | |
|---------|--|
| 調査対象機関名 | 奈良国立博物館 |
| 該当ページ等 | <p>【ページ区分】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> トップページ <input checked="" type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input checked="" type="checkbox"/> 館内案内 <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報</p> <p>【URL】</p> <p>(トップページ) https://www.narahaku.go.jp/</p> <p>(開館日時・料金) https://www.narahaku.go.jp/info/fee/</p> <p>(館内案内) https://www.narahaku.go.jp/guide/</p> <p>(施設・設備のバリアフリー情報) https://www.nmao.go.jp/visit/barrierfree/</p> |
| 課題の内容 | 検索機能の表示がハイコントラスト画面では認識できない例 |
| 具体内容等 | <p>画面右上に設けられている検索欄が、検索マーク（虫眼鏡）でのみ表示されており、ハイコントラスト画面では、虫眼鏡マークの表示が黒塗りに暗転した背景に埋もれて認識することができず、検索機能を見つけることができないものとなっている（図1）。</p> <p>図1 ホームページ画面（通常/ハイコントラスト）</p>  <p>なお、マークをクリックすることができれば、検索欄が表示される仕組みとなっている（図2）。</p> <p>図2 クリックできた場合の検索欄の表示</p>  <p><調査対象機関における対応例></p> <p>奈良国立博物館では、本調査をきっかけとし、令和4年5月に、ヘッダーにある</p> |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>「アクセス」と同様に、虫眼鏡マークの下にテキストで「検索」の文字を入れる形で対応を行った。現在、テキスト文字はハイコントラストモードにした場合、自動的に色目等が変わり認識できるようになっている。</p>  |
| <p>障害者等の意見等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 画像の虫眼鏡マークが消え、検索窓だけだと気付くことができない。(視覚障害者・弱視) |
| <p>備考</p> | <p>関連する規格：JIS X 8341-3 の基準「1.4.3 コントラスト（最低限）」</p> |

参考課題表-3

| | |
|----------|---|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所平城宮跡資料館 |
| 該当ページ等 | <p>【ページ区分】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> トップページ <input checked="" type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input checked="" type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報</p> <p>【URL】</p> <p>(トップページ) https://www.nabunken.go.jp/heiho/museum/</p> <p>(開館日時・料金) https://www.nabunken.go.jp/heiho/museum/information.html</p> <p>(館内案内) https://www.nabunken.go.jp/heiho/museum/guide.html</p> |
| 課題内容 | 検索機能があることが音声読上げでは認識しづらい例 |
| 具体内容等 | <p>各ページに設定されている検索機能について、検索欄に「検索」の文言が設定されておらず、音声読上げでは「文字入力 確認」と読み上げられるため、音声読上げを利用する視覚障害者にとって、検索機能があることが認識しづらくなっている(下図の赤枠内)。</p> <p>図 検索機能があることを音声読上げでは認識しづらい例</p> <p>画像引用元：平城宮跡資料館 HP https://www.nabunken.go.jp/heiho/museum/</p> <p><改善方法例></p> <p>サイト内に検索機能を設けていることが音声読上げによって分かるよう、検索欄に「検索」の文言を掲載し、音声読上げ機能を利用者が認識しやすくなるようにすることが考えられる。</p> |
| 障害者等の意見等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ サイト内検索は「検索」の文言がほしい。文言がない場合開かないと分からず、見逃す可能性がある。(視覚障害者・全盲) |
| 備考 | 関連する規格：JIS X 8341-3 の基準「2.4.5 複数の手段」 |

参考課題表-4

| | |
|---------|---|
| 調査対象機関名 | 国立民族学博物館 |
| 該当ページ等 | <p>【ページ区分】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> トップページ <input checked="" type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input checked="" type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報</p> <p>【URL】</p> <p>(トップページ) https://www.minpaku.ac.jp/</p> <p>(開館日時・料金) https://www.minpaku.ac.jp/information/basis</p> <p>(館内案内) https://www.minpaku.ac.jp/information/guide/facility</p> |
| 課題内容 | サイトマップが提供されていない例 |
| 具体内容等 | <p>ホームページ内にサイトマップの提供がない(下図①の赤枠内)。このため、サイトマップの形でウェブサイト全体の概要を見渡すことにより各コンテンツの構成内容を把握しやすくなる視覚障害者(全盲)は、「トップページから館内案内ページへ制限時間内(利便性の目安として2分以内)に移動する」タスクを行った際、サイトマップによる検索を行うことができないため、ページ内にあるメニュー等を上から下へ順次、音声読上げにより探したものの、「ご利用案内」の階層下に「館内案内ページ」(下図②の赤枠内)があることを把握できず、制限時間内にタスクを達成することができなかった。</p> <p>図 サイトマップが提供されていない例</p> <div data-bbox="395 1182 1426 1995"> <p>① サイトマップが未提供</p>  <p>② 館内案内のページはご利用案内の階層下に掲載</p>  <p>画像引用元：国立民族学博物館 HP https://www.minpaku.ac.jp/</p> </div> |

<調査対象機関における対応例>

国立民族学博物館では、本調査をきっかけとして、既公開のアクティブメニューに準じた内容を1ページにまとめたサイトマップを作成し、令和4年5月19日に公開した。



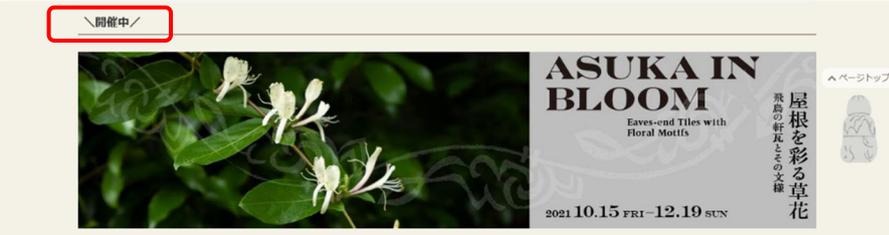
障害者等の意見等

—

備考

関連する規格：JIS X 8341-3 の基準「2.4.5 複数の手段」

参考課題表-5

| | |
|----------|---|
| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所飛鳥資料館 |
| 該当ページ等 | <p>【ページ区分】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> トップページ <input type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input checked="" type="checkbox"/> 館内案内 <input type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報</p> <p>【URL】</p> <p>(トップページ) https://www.nabunken.go.jp/asuka/index.html</p> |
| 課題内容 | 見出しが少ないことによりページの内容を把握しづらい例 |
| 具体内容等 | <p>トップページについて、見出し設定が2つしかなく、見出しの内容も具体性がな いため、音声読上げでページの内容が把握しづらくなっている（下図の赤枠内）。</p> <p>図 見出し設定となっている箇所（2箇所）</p> <p>①開催中（特別展）の表示</p>  <p>②開催中（特別展）の表示</p>  <p>画像引用元：飛鳥資料館HP https://www.nabunken.go.jp/asuka/index.html</p> <p><改善方法例></p> <p>ページに掲載している情報のまとまりごとに見出しを設定する等、階層的な見出し構造として、ページの内容を把握しやすくする。</p> |
| 障害者等の意見等 | <ul style="list-style-type: none"> 見出しが2つしかないページの内容について把握しづらいため、もう少し設定してほしい。(視覚障害者・全盲) |
| 備考 | 関連する規格：JIS X 8341-3 の基準「2.4.6 見出し及びラベル」 |

| | |
|---------|---|
| 調査対象機関名 | 京都国立近代美術館 |
| 該当ページ等 | <p>【ページ区分】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> トップページ <input checked="" type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input checked="" type="checkbox"/> 館内案内 <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報</p> <p>【URL】</p> <p>(トップページ) https://www.momak.go.jp/ (開館日時・料金) https://www.momak.go.jp/Japanese/guide/hoursAdmission.html (館内案内) https://www.momak.go.jp/Japanese/guide/floorGuide.html (施設・設備のバリアフリー情報) https://www.momak.go.jp/Japanese/guide/barrierFree.html</p> |
| 課題内容 | 案内メニュー項目の表示が一貫しておらず、ウェブサイトの概要が把握しづらい例 |
| 具体内容等 | <p>ページ上部に表示される案内メニューバーについて、トップページとその他のページに設定されている項目が異なっている (図1の赤枠内)。このため、画面拡大ソフトを使用している視覚障害者 (弱視) 等、グローバルナビゲーション (Webサイトの全ページに共通して表示するメニューで、主要なコンテンツへのリンクがまとめられているもの) のような、どのページでも繰り返し用いられるパーツについて、自身が得たい情報を素早く検索できるよう、コンテンツの並び順を記憶している利用者にとって、閲覧したいコンテンツの位置を予測しづらいものとなっている。</p> <p>図1 案内メニューバーがトップページと他のページが別形式で表示</p>  <p>① トップページ (文字の視認性を高めるため、ハイコントラスト画面で表示)</p> <p>② 開館日時・料金のページ</p> <p>③ 館内案内のページ</p> <p>④ 施設・設備のバリアフリー情報のページ</p> |

- ・ 当局において確認したところ、ページ左横にも案内メニューバーが設置されており、当該案内メニューバーは全ページに共通して、クリックするとリンク先が表示される仕組みとなっている。

しかし、「ご利用案内」の階層下にある「フロアガイド」や「バリアフリー」のリンクは表示されていない（図2の赤枠内）。

このため、利用者は、閲覧したいコンテンツを把握するために、複数の案内メニューを参照しなければならない。

図2 案内メニューバーの項目の階層下の項目が非表示（京都国立近代美術館）



画像引用元：京都国立近代美術館 HP <https://www.momak.go.jp/>

<https://www.momak.go.jp/Japanese/guide/hoursAdmission.html>

<https://www.momak.go.jp/Japanese/guide/floorGuide.html>

<https://www.momak.go.jp/Japanese/guide/barrierFree.html>

<改善方法例>

利用者が閲覧したいコンテンツの位置を予測しやすいものとなるよう、案内メニューバー項目の表示を各ページ一貫したものとする。

障害者等の意見等

- ・ トップページだけ案内メニューの内容が違い、コンテンツがあるページとないページがある。（肢体不自由者）

備考

関連する規格：JIS X 8341-3 の基準「3.2.3 一貫したナビゲーション」

| | |
|---------|---|
| 調査対象機関名 | 京都国立博物館 |
| 該当ページ等 | <p>【ページ区分】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> トップページ <input checked="" type="checkbox"/> 開館日時・料金 <input checked="" type="checkbox"/> 館内案内 <input checked="" type="checkbox"/> 施設・設備のバリアフリー情報</p> <p>【URL (※)】</p> <p>(トップページ) https://www.kyohaku.go.jp/jp/</p> <p>(開館日時・料金) https://www.kyohaku.go.jp/jp/riyou/guide/index.html</p> <p>(館内案内) https://www.kyohaku.go.jp/jp/about/fac/</p> <p>(施設・設備のバリアフリー情報)</p> <p>https://www.kyohaku.go.jp/jp/riyou/accessible/index.html</p> <p>(※) 当局確認時点の旧サイト URL より</p> |
| 課題内容 | 案内メニューが複数の形式で存在し、ウェブサイトの概要が把握しづらい例 |
| 具体内容等 | <ul style="list-style-type: none"> ページ上部の案内メニューバーがトップページには設定されていない(図1 赤枠内)。このため、利用者がサイトのページ構成を容易に知ることができず、利用しづらいものとなっている。なお、トップページ以降の各ページ(遷移先)には、同じ内容の案内メニューバーが設定されている。 <p>図1 案内メニューバーがトップページには非表示で他のページには表示</p>  <p>② 開館日時・料金のページ</p> <p>③ 館内案内のページ</p> <p>④ 施設・設備のバリアフリー情報のページ</p> <ul style="list-style-type: none"> 当局において確認したところ、各ページ右横にもサイドバーの形式で案内メニューが設置されており、当該案内メニューバーは全ページに共通している。しか |

し、ページ上部の案内メニューバーで表示している内容は網羅されておらず、抜粋した形のものとなっている（図2の赤枠内）。

このため、利用者は、閲覧したいコンテンツを把握するために、複数の案内メニューを参照しなければならない。

図2 案内メニューバーにあってサイドメニューバーにない項目

① トップページ
サイドメニュー



②

サイドメニューにない項目

- お知らせ
- 座イベント
- 育
- 究
- データベース
- 版
- レンダー

画像引用元：京都国立博物館旧 HP <https://www.kyohaku.go.jp/jp/>
<https://www.kyohaku.go.jp/jp/riyou/guide/index.html>
<https://www.kyohaku.go.jp/jp/about/fac/>
<https://www.kyohaku.go.jp/jp/riyou/accessible/index.html>

<調査対象機関における対応例>

京都国立博物館では、令和4年度のホームページリニューアルのため、令和2年度にワーキンググループを立ち上げ、分かりづらかったページ構成を整理、ユーザビリティを検証。検証の結果、案内メニューバーを全ページに掲載、サイドバーを廃止することとして、令和3年度に改修を行い、さらに、令和4年5月にリニューアルサイトを公開した。



画像引用元：京都国立博物館 HP <https://www.kyohaku.go.jp/jp/about/facilities/>

障害者等の意見等

- ・ トップページの上に案内メニューが無い。メニューや検索は、視覚障害者が利用する音声読上げソフトでもすぐにアクセスできるようにしてほしい。（視覚障害者・全盲）

備考

関連する規格：JIS X 8341-3 の基準「3.2.3 一貫したナビゲーション」

展示の工夫・鑑賞の支援

事例表

□課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所飛鳥資料館 | | 事例No. | 展示鑑賞-1 |
|----------|---|--|-------|--------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 【取組区分】 <input checked="" type="checkbox"/> 展示物の工夫 （ <input checked="" type="checkbox"/> 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input type="checkbox"/> ハンズ・オンコーナー <input type="checkbox"/> 字幕付与） <input type="checkbox"/> 展示方法の工夫 （ <input type="checkbox"/> 展示位置 <input type="checkbox"/> キャプション <input type="checkbox"/> 鑑賞スペース <input type="checkbox"/> オンライン） <input type="checkbox"/> 鑑賞支援方法の工夫 （ <input type="checkbox"/> 人による支援 <input type="checkbox"/> 物品による支援 <input type="checkbox"/> 鑑賞機会確保による支援） | | | |
| 件名 | 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物の設置例（触れる展示物の常設展示） | | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果</p> <p>視覚障害の有無にかかわらず展示鑑賞を楽しむことが可能となる。</p> <p>2. 取組内容</p> <p>飛鳥資料館では、常設展の一部において視覚以外の感覚で鑑賞することができる展示物（高松塚古墳石室模型）を設置している。</p> <div data-bbox="421 1041 1102 1375" data-label="Image"> </div> <p>【中に入って体験することのできる展示物】 画像引用元：飛鳥資料館 HP (https://www.nabunken.go.jp/asuka/annai/)</p> <p>3. 取組の背景</p> <p>平成 29 年開催の特別展「高松塚古墳を掘る」で当該模型を展示したところ、靴を脱いで石室内の内部構造を体感できることから、障害の有無にかかわらず、様々な方に楽しんでもらうことができ、評判が良かったため、特別展終了後も常設展示でそのまま触れる展示物として活用することとなった。</p> <p>4. 利用者からの反響等</p> <p>他の特別展のアンケートにおいても当該展示への感想が寄せられるなど、好評を博している。</p> | | | |
| 障害者等の意見等 | <ul style="list-style-type: none"> 五感を使って作品を鑑賞できるのは、特に視覚以外の情報でしか状況を得ることができない我々にとっては本当にありがたい（全盲の視覚障害者）。 見えにくいからこそ、別の感覚による刺激を受けたい（弱視の視覚障害者）。 | | | |

| | |
|------------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ いろいろな感じ方を経験してみたい（聴覚障害者）。 ・ 見える高さが限られるため、五感で感じられる展示物があるとちゃんと鑑賞した気持ちになる（車椅子利用の肢体不自由者）。 ・ 見るだけでは中々理解できないため、実際触ったり嗅いだり体験できると飽きずに楽しめる（発達・知的障害者）。 ・ 彫刻展、工芸展などでは、直接触れて楽しめる展示が必要（高齢者）。 ・ 「近づいてはいけない」、「触ってはいけない」ものが多いので、触れることのできるものを増やしてほしい（子育て世帯）。 |
| <p>調査対象機関 の見解等</p> | <p>《設置の必要性》 古墳の石室は障害の有無にかかわらず実物の中に入る機会は限定される場合が多い。特に高松塚古墳は石室が解体されており石室内に入ることは不可能な状況である。そのため、模型とはいえ実物大で触れる展示を設置することは、古墳の石室の空間や石材の量感を体感できる場として必要な展示である。</p> <p>《展示の際の工夫/あい路》 もともと触る前提で頑丈に製作したわけではないので、積極的に触ることを推奨してはいない。視覚障害者等の見学の際には触っていただくこともあるほか、観覧者が触っていても禁止はしないという運用をしている。ただし、一番奥の天井石は頭をぶつける危険もあるので、触らないよう注意マークを置いている。</p> <p>模型なので石の質感や温度といった触覚で学習する機能・効果は高くないと考えられるため、積極的に「触ってください」といった誘導はしていないが、そのことが結果的に損耗のリスクを軽減している。</p> <p>《今後の展望》 展示室内に展示を増やすことはスペース的に難しいので、視覚障害者が触って感じる学習の教材としては、屋外の石製模刻を活用した運用を考えている。</p>  <p>【中に入り体験することの出来る石製模刻】 画像引用元：飛鳥資料館 HP (https://www.nabunken.go.jp/asuka/teien/)</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

□課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 国立民族学博物館 | | 事例No. | 展示鑑賞-2 |
|---------|---|--|-------|--------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 【取組区分】 <input checked="" type="checkbox"/> 展示物の工夫 （ <input checked="" type="checkbox"/> 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input type="checkbox"/> ハンズ・オンコーナー <input type="checkbox"/> 字幕付与） <input type="checkbox"/> 展示方法の工夫 （ <input type="checkbox"/> 展示位置 <input type="checkbox"/> キャプション <input type="checkbox"/> 鑑賞スペース <input type="checkbox"/> オンライン） <input type="checkbox"/> 鑑賞支援方法の工夫 （ <input type="checkbox"/> 人による支援 <input type="checkbox"/> 物品による支援 <input type="checkbox"/> 鑑賞機会確保による支援） | | | |
| 件名 | 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物の設置例 （触れる展示物の常設展示・触れる展示物を集めた特別展の開催） | | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果 視覚障害の有無にかかわらず展示鑑賞を楽しむことが可能となる。</p> <p>2. 取組内容 国立民族学博物館では、常設展（本館展示場）において視覚以外の感覚で鑑賞することができるハンズオン資料等を設置しているほか、令和3年度には「触る」ことをテーマとした特別展を開催するなど、視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物を積極的に設置している。</p> <p>① 常設展における取組 各展示場内に、鳴らすことができる民族楽器やじっくり触ることができる織物、靴を脱いであがる寺院の再現や中に入れる伝統建築等ハンズオン資料や再現建築資料を設置している。また、本館の研究や展示をより詳しく知ることができるインフォメーションゾーン「探究ひろば」には、展示資料を見て触って理解する博物館での学びの新たな方向性を示すものとして「世界をさわる」コーナーを設置している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">【視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物】</p> <p style="text-align: center;">画像：当局撮影写真から掲載</p> <p>② 特別展における取組（開催期間：令和3年9月～11月） 各地の博物館・美術館の最新動向をふまえ、「誰もが楽しめる博物館（以下、「ユニバーサル・ミュージアム」という。）」の具体像を広く国内外に発信するこ</p> | | | |

とを狙いとして、ユニバーサル・ミュージアムの人類学的研究に取り組む職員（全盲の視覚障害者）が中心となり、視覚だけでなく、触ることにより鑑賞することができる展示物を集めた特別展「ユニバーサル・ミュージアム——さわる！“触”の大博覧会」を企画・開催。当該特別展示会は、「だれもが楽しめる博物館」を体現した展示会となっており、「歴史にさわる」、「風景にさわる」、「音にさわる」などのテーマのもと、様々な素材や手法を用いて、“触”の可能性を追求したものとなっている。

3. 取組の背景

このような取組を積極的に実施することが可能な背景として、以下の3点が挙げられる。

① 施設方針に基づく統一的な展示基本理念の導入

国立民族学博物館では、平成20年度から全面的な展示刷新を行うに当たり、統一的な考え方に基づき、研究成果を展示するための方針として「展示基本構想2007」を策定しており、各展示はこの方針に基づき構築されている。

当該方針は、展示の基本理念を「施設と展示内容は最先端の研究に基づく一方で誰もが理解でき、誰に対してもやさしいものであることを基本とする」としており、「小学生から大学生・大学院生、さらにはハンディキャップをもつ人びとも含めた、広範な利用者の多様な要求に対応できるシステムの構築をめざす」ことを明記している。これを受けて、展示場の通路は、車椅子が回転でき、歩行者と車椅子がすれ違える寸法として150cm以上を確保するよう努めている。

② 施設職員として障害当事者が展示構築等に携わる環境

上記の展示の基本理念が形成されてきた要因として、多様な文化を受け入れるという展示物の性質が影響していることに加え、障害を有する職員が組織内に存在することで、当事者の意見を聴くことが可能な環境が身近にあることも大きな要因となっている。

③ 研究成果である展示物は障害者等による評価を踏まえた改善を実施

加えて、国立民族学博物館の特徴として、展示物は全て文化人類学・民族学の最新の研究成果として広く公開するものとなっている。このため、展示物の公開にどのような反響を得たかを踏まえ、成果の公開の仕方についても検証するとともに必要な改善を行うこととなっている。特に大規模な事業を行うときには、障害当事者の評価・意見要望を把握の上、可能な範囲で改善、対応を実施している。

4. 利用者からの反響等

① 常設展

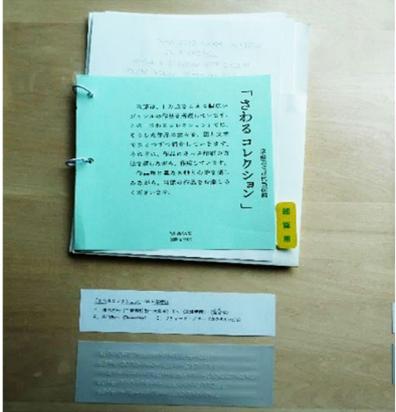
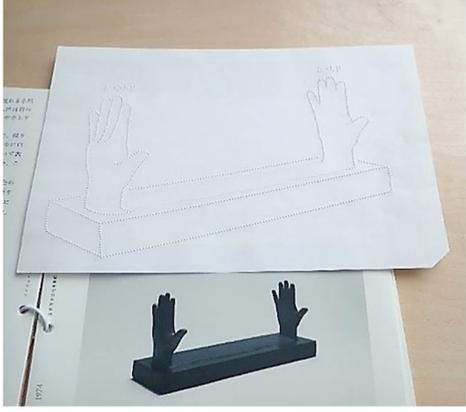
無料の展示エリアとして開設しているインフォメーションゾーン「探究ひろば“世界をさわる—感じて広がる”」は、展示資料を実際に触ることができ、ユニバーサルデザインに対応している展示として、障害当事者だけでなく一般来館者も含めて関心が高く、「触る展示があることは有意義である」、「障害者にも楽しめる」、「感銘を受けた、担当された教員に連絡を取りたい」等の好意的な意見が寄せられている。また、視覚障害者案内の場としても活用されている。

② 特別展

| | |
|------------|---|
| | <p>来場者アンケートは 300 通程度を回収し、コロナ禍における開催に対する批判の声も 2、3 通あったが、ほとんどの来場者からは「触ることの大切さを再認識できた」等の好意的な意見が寄せられている。</p> |
| 障害者等の意見等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 五感を使って作品を鑑賞できるのは、特に視覚以外の情報でしか状況を得ることができない我々にとっては本当にありがたい（全盲の視覚障害者）。 ・ 見えにくいからこそ、別の感覚による刺激を受けたい（弱視の視覚障害者）。 ・ いろいろな感じ方を経験してみたい（聴覚障害者）。 ・ 見える高さが限られるため、五感で感じられる展示物があるとちゃんと鑑賞した気持ちになる（車椅子利用の肢体不自由者）。 ・ 見るだけでは中々理解できないため、実際に触ったり嗅いだり体験できると飽きずに楽しめる（発達・知的障害者）。 ・ 彫刻展、工芸展などでは、直接触れて楽しめる展示が必要（高齢者）。 ・ 「近づいてはいけない」、「触ってはいけない」ものが多すぎるので、触れることのできるものを増やしてほしい（子育て世帯）。 |
| 調査対象機関の見解等 | <p>《設置の必要性》</p> <p>当館は、目で見えて鑑賞するだけでは感じることはできない、触って初めて分かる質感などを感じてほしいという考えがあり、ハンズオン展示は外せない展示として捉えている。</p> <p>《展示の際の工夫》</p> <p>当館では、露出展示を原則としており、資料の保存の観点から、破損するおそれがあるものや、壊れてはいけないもののみケースの中に入れるようにしている。また、触ることのできる展示物を「壊れてもいい」、「壊れても仕方がない」とは考えておらず、壊れにくいものを展示する、壊れた際の代替物を最初から検討する等している。</p> <p>《展示の際の工夫/あい路》</p> <p>基本的には、展示構想の段階で同種の代替物が用意できるものを触る展示の候補として選定している。そのため、導入の段階で複数の資料を用意している。また、破損した場合は、修理可能な場合は館内で修理を行い、「探究ひろば」のバードカービングのように制作された作家がおられる場合は、修理を依頼する。もし、代替物が用意できなくなった場合は、別種の資料をさわる展示資料として設置することとしている。</p> <p>《今後の展望》</p> <p>新構築（展示リニューアル）や特別展「ユニバーサル・ミュージアム——さわる！“触”の大博覧会」で得られた知見、来館者のアンケートや意見、要望を生かしていきたいと考える。</p> |
| 備考 | |

事例表

□課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 京都国立近代美術館 | 事例No. | 展示鑑賞-3 |
|---------|---|-------|--------|
| 調査項目 | <p>□施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 □情報の提供状況</p> <p>【取組区分】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>展示物の工夫 (□視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input checked="" type="checkbox"/>ハンズ・オンコーナー □字幕付与)</p> <p>□展示方法の工夫 (□展示位置 □キャプション □鑑賞スペース □オンライン)</p> <p>□鑑賞支援方法の工夫 (□人による支援 □物品による支援 □鑑賞機会確保による支援)</p> | | |
| 件名 | 館内にハンズ・オンコーナーを設置している例① | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者が美術館を訪れるきっかけとなる。 ・ 視覚障害者等の文化芸術の鑑賞機会拡大につながる。 ・ 美術館利用者がお互いの特性や感性を理解し、共感するきっかけとなる。 <p>2. 取組内容</p> <p>京都国立近代美術館では、平成 29 年から、誰もが楽しめるユニバーサルな美術鑑賞の在り方を探る事業「感覚をひらく」を文化庁の補助事業として実施。当該事業を広く知ってもらうことを目的として、美術館 1 階ロビー（無料エリア）にて活動紹介コーナーとして制作した点字、拡大文字版美術館パンフレットや美術品の触察シート「さわるコレクション」等の実施成果物をハンズ・オン展示するとともに、過去のイベントの様子を写真や映像で紹介している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>【ロビーでの展示風景】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【触察シートのファイル式】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【所蔵作品の形を点で表現した触察ツール】</p> </div> </div> | | |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>画像：当局撮影写真から掲載</p> <p>3. 取組の背景</p> <p>京都国立近代美術館では、文化庁補助事業を活用した「感覚をひらく」事業において、地域の障害者、盲学校、大学等と連携した取組を進めており、これまで、①所蔵作品を視覚以外の感覚を使って鑑賞するプログラムの構築や、②盲学校との連携授業、③点字・拡大文字パンフレットの制作、④所蔵作品を触る図と文章で紹介する、触って学ぶ触察ツール「さわるコレクション」の開発等を実施している。</p> <p>また、平成30年度から当該事業の広報活動として、美術館1階ロビーに活動紹介コーナーを設置している。</p> <p>4. 利用者からの反響等</p> <p>視覚障害者等の当事者は、個別に来館することが多いため、具体的な利用数の把握は行っていないが、盲学校児童が来館した際に手で触れて鑑賞してもらうなど、当事者が来館された際は積極的な活用を促している。</p> |
| <p>障害者等の意見等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 五感を使って作品を鑑賞できるのは、特に視覚以外の情報でしか状況を得ることができない我々にとっては本当にありがたい（全盲の視覚障害者）。 ・ 見えにくいからこそ、別の感覚による刺激を受けたい（弱視の視覚障害者） ・ いろいろな感じ方を経験してみたい（聴覚障害者）。 ・ 見える高さが限られるため、五感で感じられる展示物があるとちゃんと鑑賞した気持ちになる（車椅子利用の肢体不自由者）。 ・ 見るだけでは中々理解できないため、実際触ったり嗅いだり体験できると飽きずに楽しめる（発達・知的障害者）。 ・ 彫刻展、工芸展などでは、直接触れて楽しめる展示が必要（高齢者）。 ・ 「近づいてはいけない」、「触ってはいけない」ものが多いので、触れることのできるものを増やしてほしい（子育て世帯）。 |
| <p>調査対象機関の見解等</p> | <p>《設置の必要性》</p> <p>美術館の無料スペースである1階ロビーは、展覧会を見に来た方やふらりと休憩に訪れる方など様々な方が行きかう空間である。この場所で活動紹介を行うことで、事業について知らなかったという方に向けても活動の趣旨や意義を広く伝えることができ、その後のワークショップ参加に繋げていくこと等ができると考えている。</p> <p>《展示の際の工夫/あい路》</p> <p>展示品に触れることによる損耗の対策について、展示している触察シートや点字によるパンフレットは、定期的に担当者が状態を確認し、摩耗している場合は新しいものに適宜取り換えている。</p> <p>《今後の展望》</p> <p>今後も随時展示内容を更新しながら、事業の成果物等の紹介を続けていければと考えている。</p> |

| | | | |
|-----|-------------|-----|--------------------------|
| 備 考 | 《文化庁補助事業活用》 | | |
| | 平成 29 年度 | 文化庁 | 地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業 |
| | 平成 30 年度 | 文化庁 | 地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業 |
| | 平成 31 年度 | 文化庁 | 地域と共働した博物館創造活動支援事業 |
| | 令和 2 年度 | 文化庁 | 地域と共働した博物館創造活動支援事業 |
| | 令和 3 年度 | 文化庁 | 地域と共働した博物館創造活動支援事業 |

事例表

□課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 京都国立博物館 | 事例No. | 展示鑑賞-4 |
|---------|---|-------|--------|
| 調査項目 | <p>□施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 □情報の提供状況</p> <p>【取組区分】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>展示物の工夫 (□視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input checked="" type="checkbox"/>ハンズ・オンコーナー □字幕付与)</p> <p>□展示方法の工夫 (□展示位置 □キャプション □鑑賞スペース □オンライン)</p> <p>□鑑賞支援方法の工夫 (□人による支援 □物品による支援 □鑑賞機会確保による支援)</p> | | |
| 件名 | 館内にハンズ・オンコーナーを設置している例② | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果</p> <p>視覚障害の有無にかかわらず文化財への理解を深めることができる。</p> <p>2. 取組内容</p> <p>京都国立博物館では、文化財のレプリカや材料見本などの触ることができる教材を搭載したカート（ミュージアム・カート）を展示室付近に設置（※1）している。</p> <p>ミュージアム・カートはボランティアである「京博ナビゲーター」（※2）の主活動として位置付け、設置場所にはナビゲーターが常駐する仕組みとしており、利用者が教材を手に取り触れ、確かめることに加え、ナビゲーターと対話することを通じ、より文化財に親しむことが可能となっている。</p> <p>（※1）現在は新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止のため、休止中。</p> <p>（※2）「京博ナビゲーター」は、京都国立博物館・平成知新館にて、文化財に親しむ入口を来館者に提供するためのボランティア活動。2014年（平成26年）、平成知新館のオープンとともに活動を開始した。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div> <p>【ミュージアム・カートの体験風景】【教材例：青銅器の精細な樹脂製レプリカ（左）、絵具の材料見本（右）】</p> <p>画像引用元：京都国立博物館 HP (https://www.kyohaku.go.jp/jp/culture/edu/edu001.html)</p> <p>3. 取組の背景</p> <p>京都国立博物館では、原資料を触ることが困難な古美術について、感触や重さ、構造や使い方など、視覚や言葉だけでは伝えきれない部分をどのように利用者へ伝えるかという問題意識の下、ミュージアム・カートの着想を得て、平成26年度の</p> | | |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>京博ナビゲーターの活動開始とともに設置した。これにより、利用者がカート内の教材を手に取り触れ、確かめることに加え、ナビゲーターと対話することを通じ、展示空間だけでは伝えきれない内容についても理解を深めることが可能となった。</p> <p>4. 利用者からの反響等</p> <p>京博ナビゲーターの活動記録を通じ、視覚障害や身体障害を持つ利用者も楽しめたという感想を得ている。</p> <p>活動記録 (※3) からの抜粋</p> <p>【視覚障害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加された女性グループの中に目の見えない方がおられました。始めは様子を窺われているようでしたが、その内「私もやりたい」と一緒に体験されたのです。終わった後、「楽しかった」と笑顔で言ってもらえました。 <p>【身体障害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワークショップに車椅子の御婦人が来られました。車椅子対応は初めてで少々戸惑いましたが、カートを手で180度回転させ足が中に入るように工夫して参加して頂きました。絵巻物を手に取り描かれている人物や風景を間近にご覧になり、「こんな経験は初めてだ」と大変喜んで帰られたお姿が一番印象深い出来事でした。 <p>(※3)『京博ナビゲーター活動記録 2014(平成26)～2020(令和2)年』京都国立博物館、2021年</p> |
| <p>障害者等の意見等</p> | <ul style="list-style-type: none"> 五感を使って作品を鑑賞できるのは、特に視覚以外の情報でしか状況を得ることができない我々にとっては本当にありがたい(全盲の視覚障害者)。 見えにくいからこそ、別の感覚による刺激を受けたい(弱視の視覚障害者)。 いろいろな感じ方を体験してみたい(聴覚障害者)。 見える高さが限られるため、五感で感じられる展示物があるとちゃんと鑑賞した気持ちになる(車椅子利用の肢体不自由者)。 見るだけでは中々理解できないため、実際触ったり嗅いだり体験できると飽きずに楽しめる(発達・知的障害者)。 彫刻展、工芸展などでは、直接触れて楽しめる展示が必要(高齢者)。 「近づいてはいけない」、「触ってはいけない」ものが多いので、触れることのできるものを増やしてほしい(子育て世帯)。 |
| <p>調査対象機関の見解等</p> | <p>《設置の必要性》</p> <p>障害の有無にかかわらず、多くの方に文化財を理解してもらうために手に取って触ってもらうことは有意義なことだと感じている。現在は新型コロナウイルス感染症の感染予防・感染拡大防止のため休止しているが、状況が落ち着き次第再開したいと考えている。</p> <p>《設置に当たって苦労した点・工夫した点》</p> <ul style="list-style-type: none"> 静かに鑑賞したい来館者との住み分けのため、展示室の外にカートを設置し、自由に話せる環境を用意した。 無人でのハンズ・オン運営は破損のリスクが高く、強度を保つために実際の文化財と異なる素材・構造にせざるを得ない場合があるが、京博ナビゲーターが常駐することで、本物の文化財に近い素材・構造の教材を体験してもらうことができている。 |

| | |
|-----|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ できるかぎり品質の高い教材にするため、文化財修理や伝統工芸に関わる職人に制作を依頼している。 <p>《教材使用の際の工夫/あい路》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京博ナビゲーターが、使い方や、触る際の注意点（事前に手を拭く／手袋を着用する等）を伝えるため、破損のリスクは少ない。 ・ 有人での運用のため、盗難のリスクは低い。 ・ 汚れや摩耗については、それらを前提として使用しているため、将来的に損耗が激しくなった場合には、再制作を予定している。 <p>《ボランティアの育成方法》</p> <p>京博ナビゲーター育成のため、①活動開始前の基礎講座を実施しているほか、②特別展期間中のワークショップ実施前の研修を実施している。</p> <p>① 基礎講座の概要（全4回実施）</p> <p>基礎講座では、京博ナビゲーターとして活動するための基礎的な情報の提供と実習（ミュージアム・カートの実践や一日の活動シミュレーション）を行うとともに、ミュージアム・カートの教材について詳しく記した「虎の巻」を配布。虎の巻には主に以下の内容が記載されており、参照することで来館者とどのようなコミュニケーションが可能か等を確認できるようになっている。</p> <p>＜虎の巻の主な内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アクション（どのような体験が可能か、何に注目するとよいか） ・ 教材（原本情報や材質、制作者等についての基本的な情報） ・ クエスチョン（予想される質問への解説） ・ 来館者の発言を引き出す問いかけ（興味・関心を高めるための問いかけ例） ・ 展示作品との関連性 ・ 参考図書 <p>② ワークショップ前研修</p> <p>ワークショップに備えた研修会では、京博ナビゲーターが来館者役となり、ワークショップの流れを体験するほか、二人一組での対話練習等を実施</p> <p>《今後の展望》</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行が収まり次第、再開したい。また教材については随時更新・追加していく予定である。</p> |
| 備 考 | |

事例表

□課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 京都国立近代美術館 | 事例No. | 展示鑑賞-5 |
|---------|--|-------|--------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 【取組区分】 <input checked="" type="checkbox"/> 展示物の工夫 （ <input checked="" type="checkbox"/> 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input type="checkbox"/> ハンズ・オンコーナー <input type="checkbox"/> 字幕付与） <input type="checkbox"/> 展示方法の工夫 （ <input type="checkbox"/> 展示位置 <input type="checkbox"/> キャプション <input type="checkbox"/> 鑑賞スペース <input type="checkbox"/> オンライン） <input type="checkbox"/> 鑑賞支援方法の工夫 （ <input type="checkbox"/> 人による支援 <input type="checkbox"/> 物品による支援 <input type="checkbox"/> 鑑賞機会確保による支援） | | |
| 件名 | 視覚以外の感覚による鑑賞が可能なオンラインコンテンツを制作している例 | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来館が難しい方にも視覚によらない鑑賞経験が可能となる。 ・ 視覚障害の有無にかかわらず美術鑑賞を楽しむことが可能となる。 ・ 時間や場所の拘束なく鑑賞することが可能となる。 <p>2. 取組内容</p> <p>京都国立近代美術館では、平成 29 年から、誰もが楽しめるユニバーサルな美術鑑賞の在り方を探る事業「感覚をひらく」を文化庁の補助事業として実施。令和 2 年度の事業では、コロナ禍の状況の中で展示とウェブサイトを通して視覚に拠らない鑑賞経験の場を広く届けるコンテンツとして、「ABC コレクション・データベース vol.1 石黒宗麿陶片集(https://www.momak.go.jp/senses/abc/ishiguro/)」を制作。</p> <p>当該データベースでは、視覚障害のある方が陶片を手で触れて感じたことをコメントしながら鑑賞を深めていく映像の添付や、陶片画像にカーソルを合わせると陶片を指でこするときや叩くときの音が自動再生される等の工夫を行い、視覚によらない鑑賞体験が可能なオンラインコンテンツとしている。</p> <div data-bbox="405 1473 1031 1800" data-label="Image"> </div> <p>画像引用元：ABC コレクション・データベース vol.1 石黒宗麿陶片集 (https://www.momak.go.jp/senses/abc/ishiguro/)</p> <p>3. 取組の背景</p> <p>京都国立近代美術館では、「感覚をひらく」事業において、地域の障害者、盲学校、大学等と連携した取組を進めており、これまで、①所蔵作品を視覚以外の感覚</p> | | |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>を使って鑑賞するプログラムの構築や、②盲学校との連携授業、③点字・拡大文字パンフレットの制作、④所蔵作品を触る図と文章で紹介する、触って学ぶ触察ツール「さわるコレクション」の開発等を実施している。</p> <p>令和2年度に①の取組として実施することとしていた作家（A）・視覚障害のある方（B）・美術館研究員（C）の三者協働による鑑賞プログラム開発の取り組み（ABCプロジェクト）は、当初は一般向けの「さわるワークショップ」を実施し、その成果をフィードバックしながらプログラムを作り上げていく予定であった。しかし新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から対面でのワークショップは取りやめ、ABCで協働開発した鑑賞のプロトタイプを「展示」と「ウェブサイト」を通して一般に向けて提案し、密接・密集を避けながら個々に体験してもらうという方法へと切り替えることとした。</p> <p>4. 利用者からの反響等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 美術館に足を運ばずとも自宅で楽しめて嬉しい。 ・ 視覚障害のある方が作品等を触って言葉にされる様子を映像で見ることで、手でふれる鑑賞の奥深さを知ることができた。 |
| <p>障害者等の意見等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 音ならオンラインでもできると思う（視覚障害者）。 ・ 展示物の音声解説付きの動画配信。家でゆっくり視聴できると便利（弱視の視覚障害者） |
| <p>調査対象機関の見解等</p> | <p>《当該コンテンツの必要性》</p> <p>自宅から美術館を訪れることが困難な方であっても、ウェブサイト上で同じ経験を共有でき、また他の鑑賞者の存在や時間の制約を気にすることなく思う存分作品を味わうことができるようになっているので、コロナ禍の非接触という需要もあいまって、より多くの方の鑑賞機会を増やすことができるツールとなっていると考える。</p> <p>《制作にあたり、工夫した点・苦勞した点》</p> <p>一つ一つの陶片を手でこすったり叩いたりした時の音を収録し、それをウェブサイト上で再生することで、触感をイメージできるように工夫した。</p> <p>《今後の展望》</p> <p>美術館利用の可能性を広げることで、様々な理由で美術館に足を運びづらい方など、潜在的な利用者層へアプローチできる可能性があると考えます。今後も美術館の所蔵作品・所蔵作家をテーマにした鑑賞プログラム、オンラインコンテンツの開発を継続しながら、新しい鑑賞の在り方を提案していければと考えています。</p> |
| <p>備考</p> | <p>《文化庁補助事業活用》</p> <p>平成29年度 文化庁 地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業</p> <p>平成30年度 文化庁 地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業</p> <p>平成31年度 文化庁 地域と共働した博物館創造活動支援事業</p> <p>令和2年度 文化庁 地域と共働した博物館創造活動支援事業</p> <p>令和3年度 文化庁 地域と共働した博物館創造活動支援事業</p> |

事例表

□課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 国立民族学博物館 | 事例No. | 展示鑑賞-6 |
|---------|---|-------|--------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 【取組区分】 <input checked="" type="checkbox"/> 展示物の工夫 (<input type="checkbox"/> 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input type="checkbox"/> ハンズ・オンコーナー <input checked="" type="checkbox"/> 字幕付与) <input type="checkbox"/> 展示方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 展示位置 <input type="checkbox"/> キャプション <input type="checkbox"/> 鑑賞スペース <input type="checkbox"/> オンライン) <input type="checkbox"/> 鑑賞支援方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 人による支援 <input type="checkbox"/> 物品による支援 <input type="checkbox"/> 鑑賞機会確保による支援) | | |
| 件名 | 映像画面の音声について字幕を付与している例 | | |
| | <p>1. 効果</p> <p>聴覚障害のある利用者の理解を助けることができ、障害者等の意見欄に記載されている支障の解消につながる。</p> <p>2. 取組内容</p> <p>国立民族学博物館では、世界の様々な地域で暮らす人々の生活や儀礼、芸能などを映像で紹介する展示（ビデオテーク）について、聴覚に不自由のある方も楽しめるように日本語字幕付きの番組を作成している。</p> <div data-bbox="408 1128 1406 1603" data-label="Image"> </div> <p>【字幕表示（赤枠内）がある映像展示】</p> <p>画像提供：国立民族学博物館</p> <p>3. 取組の背景</p> <p>国立民族学博物館では、第3期中期目標・中期計画において、これまでに蓄積されている研究情報を、展示を糸口にして、利用者、研究者の関心に応じて自由に引き出せるようにし、さらなる探究とそのフィードバックにつなげていくというフォーラム型の情報システムを開発・構築してきた。その一環で、映像に字幕を付与することとなった。日本語字幕をもとに、英語、韓国語、中国語等の外国語も作成し、9言語に対応している。</p> | | |

| | |
|-------------------|--|
| <p>障害者等の意見等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示の導入映像やミュージアムシアターなど大半は字幕がないので内容が分からない（聴覚障害者）。 ・ 動画に字幕を付けてほしい（聴覚障害者）。 ・ 展示物に関する説明音声分からないことがよくあります（聴覚障害者）。 |
| <p>調査対象機関の見解等</p> | <p>《配慮の必要性》</p> <p>動画に字幕があると、聴覚障害のある利用者にとって映像を理解する一助になると考えている。ナレーションや会話を字幕にするだけでなく、可能なかぎり、情報が取りやすい字幕表示になる（改行の位置などの工夫）ように努めたいと考えている。</p> <p>《字幕付与に当たって苦労した点・工夫した点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 映像と文字が同系色になり読みにくい点について、今後は文字に透過性のある黒色の背景をつけたいと考えている。 ・ 字幕付与に当たって、4～5名で分担して文字起こしをしている。字幕表示を統一する目的で数字は半角アラビア数字で記入するなどルールを決め、成果物は複数名で確認することになっている。 ・ 多言語化の基になる日本語字幕を用意し、表示に適した日本語字幕を用意することで2度手間になっているが、年毎に予定をたてて実施している。 <p>《今後の展望》</p> <p>新たに制作する映像には、あらかじめ字幕データを納品いただくようにするとともに、全映像に字幕を付けるように、今後も継続して実施する。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

□課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|--------|
| 調査対象機関名 | 京都国立博物館 | 事例No. | 展示鑑賞-7 |
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 【取組区分】 <input type="checkbox"/> 展示物の工夫 (<input type="checkbox"/> 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input type="checkbox"/> ハンズ・オンコーナー <input type="checkbox"/> 字幕付与) <input checked="" type="checkbox"/> 展示方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 展示位置 <input checked="" type="checkbox"/> キャプション <input type="checkbox"/> 鑑賞スペース <input type="checkbox"/> オンライン) <input type="checkbox"/> 鑑賞支援方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 人による支援 <input type="checkbox"/> 物品による支援 <input type="checkbox"/> 鑑賞機会確保による支援) | | |
| 件名 | キャプションに見やすい書体を採用した例 | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果</p> <p>多くの人に読みやすい書体とすることで、鑑賞時に見やすいキャプションとなる。</p> <p>2. 取組内容</p> <p>京都国立博物館では、特別展（令和3年7月開催）のキャプションフォントに、目の不自由な人も含め多くの人に読みやすいよう工夫された書体「ユニバーサルデザインフォント(以下、「UDフォント」という。)(※)」を採用した。</p> <p>(※) 松下電器産業株式会社（現パナソニック）と株式会社イワタが2006年に「読みやすく、誤読されにくい」を基本コンセプトに共同開発を行った「イワタ UD フォント」を初めとして、読みやすいフォントとして各フォントメーカーが開発</p> <div style="text-align: center;"> <p>●ふところを広く ●画線をシンプル化 ●飛び出しの削除と調整 ●ギャップの確保 ●アキの確保</p>  <p>●点対称文字の差別化 ●シンプル化</p>  <p>●独立したシルエット</p>  </div> <p>(参考例) イワタ UD フォント 画像引用元：独立行政法人情報通信研究機構「情報バリアフリーのための情報提供サイト」 https://barrierfree.nict.go.jp/topic/service/20130314/page2.html</p> <p>3. 取組の背景</p> <p>これまで、多数の来館者が見込まれる特別展では、キャプションの読みやすさを実現するため、常設展の紙出力のキャプションよりサイズを大きく、また太字の</p> | | |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>フォントを使用して、展示ケースガラス面に透明シートに文字出力したキャプションを貼り付ける仕様としていたが、特別展の主催者である文化庁のユーザビリティの向上を図る意向もあり、さらに視認性を上げるためにUDフォントを採用した。</p> <p>4. 設置時の検討等</p> <p>キャプション編集担当者とキャプション翻訳担当者が、ユニバーサルデザインフォントにて作成したキャプション用紙と、従来のフォントにより作成したキャプション用紙を展示室へ持ち込み、実際の展示環境の中で直接視認性を比較した上で選定した。</p> |
| <p>障害者等の意見等</p> | <p>—</p> |
| <p>調査対象機関の見解等</p> | <p>《配慮のあい路》</p> <p>常設展示館として設計された平成知新館では、京都国立博物館と設計事務所で定めた環境保全基本方針（以下、「デザインコード」という。）に基づき、館内誘導サイン類も含め、設計事務所の意向である所定のフォント（日本語：平成明朝体、英語：Times New Roman）を使用し、デザインの統一を図っている。これにより、来館者が作品を鑑賞する際に、作品そのものの存在感を極力損なわず、濃密な鑑賞体験を提供できるよう配慮しているところである。</p> <p>一方で、視認性を高めるUDフォントをキャプションに採用すると、来館者にとって読みやすさを向上させることができる。</p> <p>キャプションの読みやすさと、デザインコードに基づく来館者に提供する鑑賞環境のどちらに力点を置くか、方向性は違うがどちらも展示施設として重要な視点であり、完全に両立させることが難しい課題であると認識している。</p> <p>《今後の継続性》</p> <p>常設展については、当館のデザインコードに沿った書体を引き続き使用し、特別展においては今後もユニバーサルデザインフォントを使用することを検討している。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

□課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 京都国立博物館 | 事例No. | 展示鑑賞-8 |
|---------|---|-------|--------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 【取組区分】 <input type="checkbox"/> 展示物の工夫 (<input type="checkbox"/> 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input type="checkbox"/> ハンズ・オンコーナー <input type="checkbox"/> 字幕付与) <input checked="" type="checkbox"/> 展示方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 展示位置 <input checked="" type="checkbox"/> キャプション <input type="checkbox"/> 鑑賞スペース <input type="checkbox"/> オンライン) <input type="checkbox"/> 鑑賞支援方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 人による支援 <input type="checkbox"/> 物品による支援 <input type="checkbox"/> 鑑賞機会確保による支援) | | |
| 件名 | 車椅子利用者の目線に配慮したキャプションの位置としている例 | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果</p> <p>車椅子利用者にとって展示物が鑑賞しやすくなり、障害者等の意見等欄に記載されている支障の解消につながる。</p> <p>2. 取組内容</p> <p>京都国立博物館では、施設として明文化した基準値ではないものの、平成26年に平成知新館での展示が始まって以降、平常展（名品展）についてはキャプション高を70cm～90cmとして設定している。</p> <div data-bbox="392 1144 1219 1868" data-label="Image"> </div> <p>【車椅子利用者の目線にも配慮したキャプション位置】</p> <p>画像提供：京都国立博物館</p> | | |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>3. 取組の背景</p> <p>車椅子利用者からキャプションの位置は低い方が良いという声もあり、キャプション高の設定については、車椅子利用者の目線位置も踏まえたものとしている。</p> <p>高さを設定するための実験結果では 70 cmが適当であったが、立位者には腰をかめ続ける必要があつて見づらいことも考慮し、70 cm～90 cmの幅としている。</p> <p>なお、70cm の位置に設置する場合は、小さいサイズのキャプションを使用しないよう配慮している。</p> |
| <p>障害者等の意見等</p> | <p>【展示位置が高くて困った経験についての回答（車椅子利用の肢体不自由者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作品の説明が書いてあるボード等の上部に書いてある文字が読めない。 ・ 説明文の場所が高くて読めない。 |
| <p>調査対象機関の見解等</p> | <p>《配慮に関するあい路》</p> <p>これまでの検証により、様々な人にとってストレスなく読むことができる位置が適切であると考え、キャプションは作品の下部、作品や展示台の大きさによって適宜使い分けながら 70 cmから 90 cm高に設定してきた。</p> <p>しかし、来館者で混雑する展覧会においては、キャプション位置が低いと、そのキャプションを確認したい来館者が周辺に滞留することになり、過度な混雑を誘因し、来館者間のトラブルになるおそれがあるため、高めに配置せざるを得ないのが現状である。</p> <p>《今後の展望》</p> <p>今後も引き続き、取組を実施する。</p> |
| <p>備考</p> | |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>生にも分かるような表現としたい」という担当者の意向により、小学生が理解できる程度の表現ぶりとした。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《小学生が理解できる表現とする際の工夫》</p> <p>正確性を保ちながらも、子供にも理解しやすいよう、平易かつ簡潔な表現にすることが課題だと感じた。正確性と分かりやすさを両立させるために、各部門の研究者と教育普及担当の研究者が密にコミュニケーションをとることにより、そうした課題をクリアすることができた。</p> </div> <p>4. 利用者からの反響等</p> <p>キャプションの記述については、特別展「奈良博三昧」における来館者アンケートにおいて 49 件の好意的な意見があった。</p> <p>大半が「子供にも分かりやすい」という感想の中、特筆すべきものとして、「難読な単語や、分かりづらい用語を使わず説明があるので、目の悪い私でも読みやすく助かります」「子供向けのやさしい解説が分かりやすくてとても良かった。あれを読んでいる大人は結構多かったように思う。正確さを失わずに簡潔に表すことはとても難しい。それが達成されていて感動した。」といった意見が寄せられた。</p> |
| <p>障害者等の意見等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 難しい漢字や英語が読めないので振り仮名を付けてほしい（発達・知的障害者）。 ・ 解説の難易度を下げてほしい、サラリと専門用語や難読文字が出て来ることが多い（発達・知的障害者）。 ・ 外国語や若者言葉（略語等）、IT 用語等が多く使用されている場合等、困る（高齢者）。 ・ 子供たちでも分かる説明文や解説をしてほしい（子育て世帯）。 |
| <p>調査対象機関の見解等</p> | <p>《配慮の必要性》</p> <p>来館者アンケートに加え、SNS 等からも、子供向けキャプションに対するニーズが高いことがわかったため、今後も子供や、文化財について余り親しんだ経験のない人々等を対象とした表現・デザインにする配慮が必要だと考えている。</p> <p>《今後の継続性》</p> <p>春日大社や大安寺の特別展などでは、展示物の所蔵者に配慮する必要がある、風格や品質を確保するため、余り子供向けの表現をすることはできない面があるものの、子供等の展示理解を深めるために、令和 3 年夏開催の特別展「奈良博三昧-至高の仏教美術コレクション」以降、地下回廊にある仏像模型の展示コーナーや、なら仏像館の名品展等にも、平易なキャプションを設置する取り組みを進めている。今後も機会を捉えて同様の取組を実施していきたい。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

□課題 参考となる取組

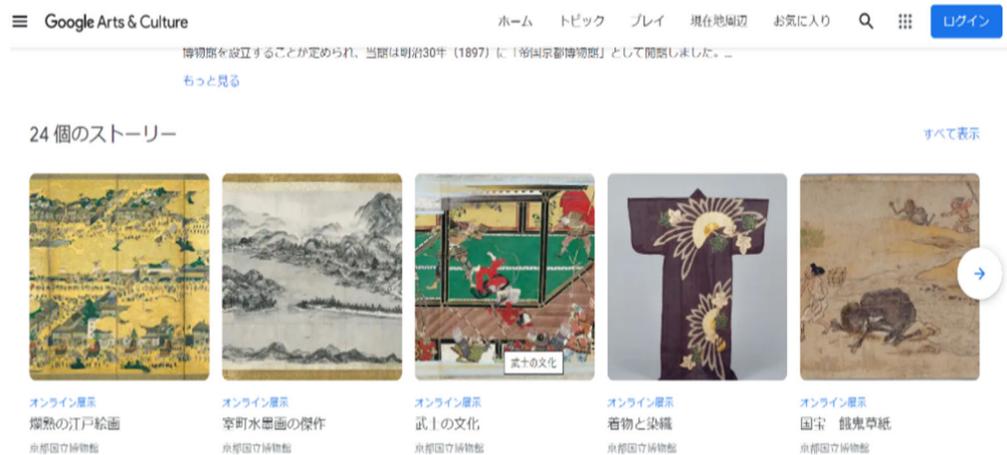
| 調査対象機関名 | 国立民族学博物館 | | 事例No. | 展示鑑賞-10 |
|---------|--|--|-------|---------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 【取組区分】 <input type="checkbox"/> 展示物の工夫 （ <input type="checkbox"/> 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input type="checkbox"/> ハンズ・オンコーナー <input type="checkbox"/> 字幕付与） <input checked="" type="checkbox"/> 展示方法の工夫 （ <input type="checkbox"/> 展示位置 <input type="checkbox"/> キャプション <input checked="" type="checkbox"/> 鑑賞スペース <input type="checkbox"/> オンライン） <input type="checkbox"/> 鑑賞支援方法の工夫 （ <input type="checkbox"/> 人による支援 <input type="checkbox"/> 物品による支援 <input type="checkbox"/> 鑑賞機会確保による支援） | | | |
| 件名 | 車椅子利用者が鑑賞しやすいブースを設置している例 | | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果</p> <p>車椅子利用者が鑑賞しやすく、障害者等の意見欄に記載されている支障の解消につながる。</p> <p>2. 取組内容</p> <p>国立民族学博物館では、世界の様々な地域で暮らす人びとの生活や儀礼、芸能などを映像で紹介する展示（ビデオテーク）について、障害の有無にかかわらず誰もが利用可能な個別ブースや鑑賞スペースに可動式キャスターの付いた椅子を設置している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>【障害の有無にかかわらず誰もが利用可能な鑑賞用ブース】 【可動式の椅子がある鑑賞スペース】</p> <p>画像：当局撮影写真から掲載</p> <p>3. 取組の背景</p> <p>展示場において車椅子利用者の鑑賞スペースが展示物や椅子等により狭くなると鑑賞が困難になる。このため、映像展示であるビデオテークについては、スペースを気にすることなく鑑賞可能となるよう、個別ブースの設置や椅子を移動して車椅子使用者の利用スペースを容易に創出できるようにキャスター付の椅子を設置している。</p> | | | |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>4. 利用状況等</p> <p>ビデオテークは人気のあるコンテンツであり、障害の有無にかかわらず大変よく利用されている。また、実際に車椅子で利用されている場面をよく目にする事からも、利用率は向上していると感じる。</p> |
| <p>障害者等の意見等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子利用者や園児・児童向けの、目線が低くても見やすいスペースが確保されているとうれしい（車椅子利用の肢体不自由者）。 ・ 車椅子用駐車場があるように、一つ一つの作品に対して優先エリアみたいなのがあればいいと思う（車椅子利用の肢体不自由者）。 |
| <p>調査対象機関の見解等</p> | <p>《配慮の必要性》</p> <p>障害の有無にかかわらず誰もが常に利用できる個別ブースの設置や、椅子の移動による鑑賞スペースの創出という日常的な状況が用意されていることで、特別な対応をしてもらうことを負担に感じる障害のある方に対して心理的なハードルを下げることができ、利用機会を増やすことにつながる。</p> |
| <p>備考</p> | <p>事例掲載写真【可動式の椅子がある鑑賞スペース】は、改修※に伴い現在はなくなっている。</p> <p>※ 令和4年3月31日に多機能端末室を改修し、みんぱくシアターをオープンした。大型スクリーンによる臨場感のある映像をご覧いただける「シアタールーム1」と、ゆったりとコンテンツに没入できる少人数用の「シアタールーム2～5」がある。「シアタールーム1」は固定の椅子はない。また、「シアタールーム2～5」も可動式の椅子を使用し、映像を選択するタッチパネルも座って操作しやすい位置に取り付けている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="392 1227 935 1585">  </div> <div data-bbox="975 1218 1393 1585">  </div> </div> <p style="text-align: center;">画像提供：国立民族学博物館</p> |

事例表

□課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 京都国立博物館 | | 事例No. | 展示鑑賞-11 |
|---------|---|--|-------|---------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 【取組区分】 <input type="checkbox"/> 展示物の工夫 (<input type="checkbox"/> 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input type="checkbox"/> ハンズ・オンコーナー <input type="checkbox"/> 字幕付与) <input checked="" type="checkbox"/> 展示方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 展示位置 <input type="checkbox"/> キャプション <input type="checkbox"/> 鑑賞スペース <input checked="" type="checkbox"/> オンライン) <input type="checkbox"/> 鑑賞支援方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 人による支援 <input type="checkbox"/> 物品による支援 <input type="checkbox"/> 鑑賞機会確保による支援) | | | |
| 件名 | オンラインによる展示（画像鑑賞型）を実施している例 | | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果</p> <p>来館が難しい方であっても、時間や場所の拘束なく作品鑑賞することが可能となる。また、興味はあるが来館のきっかけがない人、インターネットは利用するが当館のことを知らない人などにとっては、オンラインで興味のある作品に出会うことで、将来的に実際の来館者となる可能性も見込まれ、長期的な広報媒体ともなる。</p> <p>2. 取組内容</p> <p>京都国立博物館では、平成 28 年度からインターネットを通じて、美術作品を高解像度のデジタル画像として見ることができるサービス「Google Arts & Culture」に登録している。これにより、所蔵する国宝や重要文化財などを高精細の画像により細部までパソコンの画面上で鑑賞することが可能になっている。</p> <p>当サービスへの掲載作品は、平成 26 年度に発行した当館所蔵名品図録『京へのいざない』所載作品を中心に選定した。Google と当館との協議により、最低 1920 ピクセル（長辺）のサイズで、博物館外観 1 枚を含めた 200 枚のデジタル画像を掲載している。また、「ストーリー」という、テーマにもとづいて複数の作品を紹介解説するという、実際の展示により近い効果を狙ったコンテンツを 24 件公開している。</p> <div style="text-align: center;">  </div> | | | |



【「Google Arts & Culture」における京都国立博物館オンライン展示のメニュー画面】

※画像引用元：Google Arts & Culture HP

(<https://artsandculture.google.com/partner/kyoto-national-museum?hl=ja>)

3. 取組の背景

「Google Arts & Culture」は、Google からプロジェクト参加の依頼があり、内容や作業量を協議の上、十分な社会的意義及び広報効果があると判断して、契約を締結した。なお、当館は主に江戸時代以前の古美術品を所蔵しており、掲載作品も同様のため、作品についての著作権上の問題は発生しなかった。作品解説の文章も当館研究員が執筆したものであり、上述図録『京へのいざない』他からの転載に際して同上の問題は発生しなかった。

4. 利用者からの反響等

反響や感想が当館に直接届く仕組みはないが、SNS上にはサービスを利用して当館所蔵品を見つけたり鑑賞したりして好意的な感想を発信した例が散見される。

障害者等の意見等

- ・ オンラインで関連性のある複数の博物館が連携した展示があったら面白そう。国内だけでなく海外ともできそうだと思う（弱視の視覚障害者）。
- ・ 余り遠くに出掛けられないので、オンライン型展示は、あるととても有難い（車椅子利用以外の肢体不自由者）。
- ・ 車椅子利用者のため外出するのに労力が掛かり、自宅にいながら気軽に展示を見られるのはとても便利で、展示を見る機会が格段に増えると思う（車椅子利用の肢体不自由者）。
- ・ オンライン型は海外の博物館で経験したことがあって、歴史的背景などの説明が詳細で良かったし、家の中でパソコンの画面越しにストレスなく楽しめた（精神・発達障害者）。
- ・ オンラインでの展示会があれば、遠くて行けない場所の展示物が見られるのでうれしい（精神障害者）。
- ・ 遠方に居住、時間がない、体が不自由等の事情で来館できない人たちに対してオンライン鑑賞などの方法により博物館気分が味わえるようなことがあっても

| | |
|----------------|--|
| | よい（高齢者）。 |
| 調査対象機関 の見解等 | <p>《実施の必要性》 新型コロナウイルス感染症の影響により来館が難しい状況となる中で、鑑賞機会の拡充としても必要。</p> <p>《導入にあたり、工夫した点・苦勞した点》 職員の通常業務に負荷がかかる点があい路であり、あい路の解消のため、過剰な負担とならない作業量となるよう対応範囲を設定した。</p> <p>《今後の展望》 「Google Arts & Culture」については、画像やコンテンツを追加する予定はないが、引き続きサービスを継続し、来館が困難な人、まだ来館したことのない人などが当館所蔵品を鑑賞する機会を提供したい。</p> |
| 備考 | <p>《関連 URL》 Google Arts & Culture（京都国立博物館） https://artsandculture.google.com/partner/kyoto-national-museum?hl=ja</p> |

事例表

□課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 奈良文化財研究所平城宮跡資料館 | 事例No. | 展示鑑賞-12 |
|---------|--|-------|---------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 【取組区分】 <input type="checkbox"/> 展示物の工夫 （ <input type="checkbox"/> 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input type="checkbox"/> ハンズ・オンコーナー <input type="checkbox"/> 字幕付与） <input checked="" type="checkbox"/> 展示方法の工夫 （ <input type="checkbox"/> 展示位置 <input type="checkbox"/> キャプション <input type="checkbox"/> 鑑賞スペース <input checked="" type="checkbox"/> オンライン） <input type="checkbox"/> 鑑賞支援方法の工夫 （ <input type="checkbox"/> 人による支援 <input type="checkbox"/> 物品による支援 <input type="checkbox"/> 鑑賞機会確保による支援） | | |
| 件名 | オンラインによる展示場案内を実施している例 | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果</p> <p>来館が難しい方であっても、時間や場所の拘束なく展示場内を見学、展示鑑賞することが可能となる。</p> <p>2. 取組内容</p> <p>平城宮跡資料館では、Google ストリートビュー（屋内版）に参加しており、施設内の360度パノラマ画像を掲載している。これによりパソコンの画面上で展示場及び展示物を自由に見ることが可能となっている。なお、平城宮跡資料館ホームページでは、常設展示「その他」項目中にリンクを掲載</p> <div data-bbox="411 1196 1425 1693" data-label="Image"> </div> <p>【Google ストリートビューの展示室内画像】©Google 2022（撮影日：2013年1月）</p> <p>画像引用元：平城宮跡資料館 HP (https://www.nabunken.go.jp/hei-jo/museum/permanent.html)</p> <p>3. 取組の背景</p> <p>Google 社からの依頼を受けて検討した結果、当館は入場料無料であることから展示場内の画像を提供しても問題ないと判断し、登録を行った。</p> | | |

| | |
|-------------------|---|
| <p>障害者等の意見等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ オンラインで関連性のある複数の博物館が連携した展示があったら面白そう。国内だけでなく海外ともできそうだと思う（弱視の視覚障害者）。 ・ 余り遠くに出掛けられないので、オンライン型展示は、あるととても有難い（車椅子利用以外の肢体不自由者）。 ・ 車椅子利用者のため外出するのに労力がかかり、自宅にいながら気軽に展示を見られるのはとても便利で、展示を見る機会が格段に増えると思う（車椅子利用の肢体不自由者）。 ・ オンライン型は海外の博物館で経験したことがあって、歴史的背景などの説明が詳細で良かったし、家の中でパソコンの画面越しにストレスなく楽しめた（精神・発達障害者）。 ・ オンラインでの展示会があれば、遠くて行けない場所の展示物が観られるのでうれしい（精神障害者）。 ・ 遠方に居住、時間がない、体が不自由等の事情で来館できない人たちに対してオンライン鑑賞などの方法により博物館気分が味わえるようなことがあってもよい（高齢者）。 |
| <p>調査対象機関の見解等</p> | <p>《実施の必要性》 新型コロナウイルス感染症の影響を始め、様々な事情により来館が難しいが平城宮跡や奈文研に関心がある方への鑑賞機会の拡充としても必要</p> <p>《課題》 媒体の性質上、利用者の意見を得ることが難しく、利用者数の把握もできないことが課題である。</p> <p>《今後の展望》 現状と異なる点があり更新をしたいところであるが、平城宮跡資料館の都合のみでは進めることができない。そのため、動画配信サイトと連携しての会場案内の生配信など、ほかの方法も含めて現在検討中</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

□課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 国立民族学博物館 | | 事例No. | 展示鑑賞-13 |
|---------|---|--|-------|---------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 【取組区分】 <input type="checkbox"/> 展示物の工夫 (<input type="checkbox"/> 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input type="checkbox"/> ハンズ・オンコーナー <input type="checkbox"/> 字幕付与) <input checked="" type="checkbox"/> 展示方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 展示位置 <input type="checkbox"/> キャプション <input type="checkbox"/> 鑑賞スペース <input checked="" type="checkbox"/> オンライン) <input type="checkbox"/> 鑑賞支援方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 人による支援 <input type="checkbox"/> 物品による支援 <input type="checkbox"/> 鑑賞機会確保による支援) | | | |
| 件名 | バーチャルミュージアムによる展示場案内を実施している例 | | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果</p> <p>来館が難しい方であっても、時間や場所の拘束なく展示場内を見学、展示鑑賞することが可能となる。</p> <p>2. 取組内容</p> <p>国立民族学博物館では、ホームページ上に「バーチャルミュージアム」として、本館展示場のパノラマムービーを掲載。当該パノラマムービーは、本館展示場をくまなく撮影したもので、パソコンのモニター上で各展示場の様子を様々な角度から見るができるものとなっている。</p> <div data-bbox="419 1205 1414 1771" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">【バーチャルミュージアムの展示室内画像】</p> <p>画像引用元：国立民族学博物館 HP https://www.minpaku.ac.jp/exhibition/permanent/panorama</p> <p>3. 取組の背景</p> <p>来館が難しい人にも本館展示場を見てもらうことが可能となるよう、以前から記</p> | | | |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>録映像の一つとして撮影してきたパノラマムービーを活用し、ホームページ上に「バーチャルミュージアム」として、「みんぱく展示場（2018年）パノラマムービー」及び「展示記録パノラマムービー」を掲載することとした。なお、撮影は専門業者に委託している。</p> <p>4. 利用者からの反響等</p> <p>コロナ禍で外出がままならない際に楽しんだ旨の感想が寄せられている。</p> |
| <p>障害者等の意見等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ オンラインで関連性のある複数の博物館が連携した展示があったら面白そう。国内だけでなく海外ともできそうだと思う（弱視の視覚障害者）。 ・ 余り遠くに出掛けられないので、オンライン型展示は、あるととても有り難い（車椅子利用以外の肢体不自由者）。 ・ 車椅子利用者のため外出するのに労力がかかり、自宅にいながら気軽に展示を見られるのはとても便利で、展示を見る機会が格段に増えると思う（車椅子利用の肢体不自由者）。 ・ オンライン型は海外の博物館で経験したことがあって、歴史的背景などの説明が詳細で良かったし、家の中でパソコンの画面越しにストレスなく楽しめた（精神・発達障害者）。 ・ オンラインでの展示会があれば、遠くて行けない場所の展示物が見られるのでうれしい（精神障害者）。 ・ 遠方に居住、時間がない、体が不自由等の事情で来館できない人たちに対してオンライン鑑賞などの方法により自宅で博物館気分が味わえるようなことがあってもよい（高齢者）。 |
| <p>調査対象機関の見解等</p> | <p>《実施の必要性》</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により来館が難しい状況となる中で、おうちミュージアムの取組として紹介してもらい、雑誌等で取り上げてもらうといった反響はみられる。鑑賞機会の拡充としても必要</p> <p>《実施に当たって苦労した点・工夫した点》</p> <p>パノラマムービーの撮影ポイントを過不足なく決定する※ことが難しかったが、何点か制作するうちに、適切な撮影ポイントを問題なく設定できるようになった。</p> <p>※ 専門業者に委託する際に、撮影ポイントの数に応じて金額が決まることから、例えば撮影ポイントを少なくしてしまい、全体をくまなくみることができず撮影ポイントを増やして（再撮影して）映像をつなぎ直す手間が生じたことがあった。</p> <p>《今後の展望》</p> <p>本館展示場の他、特別展、企画展についても「展示記録パノラマムービー」にて公開しているが、借用資料等がある場合には先方からの協力（インターネット公開のための許諾）を得て、公開する作品をさらに増やしていきたい。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

□課題 参考となる取組

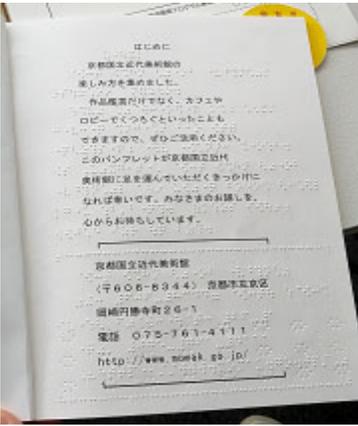
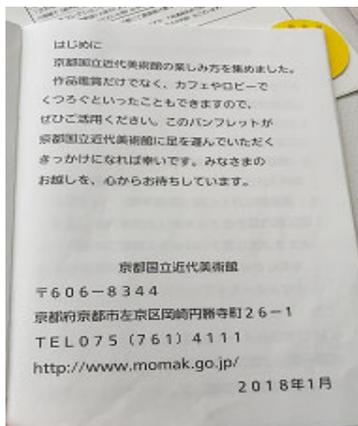
| 調査対象機関名 | 国立民族学博物館 | | 事例No. | 展示鑑賞-14 |
|---------|---|--|-------|---------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 【取組区分】 <input type="checkbox"/> 展示物の工夫 （ <input type="checkbox"/> 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input type="checkbox"/> ハンズ・オンコーナー <input type="checkbox"/> 字幕付与） <input type="checkbox"/> 展示方法の工夫 （ <input type="checkbox"/> 展示位置 <input type="checkbox"/> キャプション <input type="checkbox"/> 鑑賞スペース <input type="checkbox"/> オンライン） <input checked="" type="checkbox"/> 鑑賞支援方法の工夫 （ <input checked="" type="checkbox"/> 人による支援 <input type="checkbox"/> 物品による支援 <input type="checkbox"/> 鑑賞機会確保による支援） | | | |
| 件名 | 視覚障害者を対象として人による解説を実施している例 | | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果</p> <p>来館した視覚障害を持つ利用者へ特性に応じた案内を行うことにより、視覚以外の感覚を活用した鑑賞を通じ展示物への興味等をより喚起することが期待される。</p> <p>2. 取組内容</p> <p>国立民族学博物館では、ボランティアガイド（みんぱくミュージアムパートナーズ、以下「MMP」という。）による視覚障害者向け展示案内を実施している。視覚障害者が「触って学ぶ」サポートを行い、「においをかぐ」「音を聴く」「鳴らしてみ」「乗り物や建物に入る」「衣装を着る」など、視覚以外の感覚により展示資料を鑑賞してもらえよう活動している。その際、博物館としてボランティアと協力しながら事業を行っていることを見せる体制とするため、MMP に対応を任せきりにせず、必ず館職員が立会を行うことにしている。</p> <p>なお、ボランティアの方が独自に解説を行うのは展示意図に沿わない場合があるため、基本的な案内のプログラムは全て教員が監修と最終的なチェックを実施しているほか、「視覚障害者案内ガイドライン」を館内会議で策定し、踏み込んだ説明が求められる場合には、来館者が自らその情報を得られる適切な場所（図書室、探究ひろば等）へ案内と誘導を行うにとどめること等をボランティアへ周知している。</p> <div data-bbox="400 1608 924 2029" data-label="Image"> </div> <p>【ボランティアガイドによる展示場案内の様子】</p> | | | |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>画像引用元：国立民族学博物館 HP https://www.minpaku.ac.jp/information/mmp/guide</p> <p>3. 取組の背景</p> <p>国立民族学博物館では、平成 10 年にボランティア制度を導入し、簡単な施設の案内や民族衣装の試着の支援などを行ってもらっていたところ、視覚障害を持つ職員の呼び掛けにより視覚障害者向け案内活動グループを作ったことをきっかけとして、視覚障害者向け本館展示場案内サポートを実施するようになった。</p> <p>4. 実績等</p> <p>これまでの案内実績は 142 回であり、直近では新型コロナウイルス感染症による中止等の影響が出ていない平成 30 年度において 20 回開催し、167 名の参加があった。</p> |
| <p>障害者等の意見等</p> | <p>【鑑賞時に希望する支援に関する回答（視覚障害者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常私たちは、ガイドヘルパーに同行してもらって会場を回りますが、ガイドヘルパーさんにとっては、展示作品の解説はかなり荷が重いように感じるので、希望すれば、専門の学芸員さんなどから作品の解説をしていただきたい（全盲の視覚障害者）。 ・ 学芸員さんがガイドになってくれるツアーの頻度をもっと増やしてほしい（弱視の視覚障害者）。 ・ 希望者にはガイドを付けてくれるサービスがあるとよい（全盲の視覚障害者）。 <p>【博物館・美術館へ希望するバリアフリー対応に関する回答（視覚障害者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示を一緒に回って説明してもらえるようなサービスを予約できたらうれしい（弱視の視覚障害者）。 |
| <p>調査対象機関の見解等</p> | <p>《ボランティアの育成》</p> <p>ボランティア組織は博物館活動を理解し、共にこの活動を発展させることを目的とした自主的な企画・運営を行う団体という位置付けである。しかしながら、館内で活動を行うには一定の基準を満たす必要があるため、施設としてボランティアの育成として、①新規メンバーに対する研修のほか、②ステップアップ研修を実施している。</p> <p>①新規研修の概要</p> <p>視覚障害のある職員による研修や、接遇に関する研修等を実施。</p> <p>②ステップアップ研修の概要（年 5 回）</p> <p>活動を行うには、企画概要や目的、成果が記載された企画書を提出してもらうこととしているため、来館者のニーズに合った企画立案ができる技術を身につけるための研修を実施。</p> <p>その他、ボランティア組織の中で自主的に、新規参加者に対し、経験のあるボランティアから視覚障害者への鑑賞案内に関する研修や、外部講師による障害者等多様な利用者への利用者対応を行う際のポイント（声掛け、相手との距離、相手への配慮、注意事項等）に係る実践型研修を実施している。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>《支援準備の必要性》</p> <p>本館では、ボランティアの研鑽として、MMP が主体となって点字教室等を開催しているほか、上記の研修をおこなうことで、ボランティアに参加しているメンバーの意識が向上し、実施できる事業の幅が増えると考えます。</p> <p>《今後の展望》</p> <p>今後は所蔵品を3Dプリンタにより複製した「日本の文化展示場における視覚障害者向け案内パック」（事例表-展示鑑賞-22 参照）の活用と併せ、今まで以上に触って感じることでできる展示案内プログラムを展開していく予定である。</p> |
| 備 考 | |

事例表

□課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 京都国立近代美術館 | | 事例No. | 展示鑑賞-15 |
|---------|--|--|-------|---------|
| 調査項目 | <p>□施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/>展示の工夫・鑑賞の支援 □情報の提供状況</p> <p>【取組区分】</p> <p>□展示物の工夫 (□視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 □ハンズ・オンコーナー □字幕付与)</p> <p>□展示方法の工夫 (□展示位置 □キャプション □鑑賞スペース □オンライン)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>鑑賞支援方法の工夫 (□人による支援 <input checked="" type="checkbox"/>物品による支援 □鑑賞機会確保による支援)</p> | | | |
| 件名 | 点字パンフレット及び拡大文字パンフレットを提供している例 | | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果</p> <p>視覚障害を持つ利用者が来館した際、施設サービスや展示鑑賞の楽しみ方などの情報を得ることが可能となる。</p> <p>2. 取組内容</p> <p>京都国立近代美術館では、平成 29 年から、誰もが楽しめるユニバーサルな美術鑑賞の在り方を探る事業「感覚をひらく」を文化庁の補助事業として実施。当該事業において、館の案内パンフレットを点字と拡大文字で作成し、希望者へ配布している。パンフレットでは美術館でのサービス内容や視覚によらない美術館の鑑賞方法などの紹介を行っている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="459 1227 817 1653" style="text-align: center;">  <p>【点字パンフレット】</p> </div> <div data-bbox="890 1227 1248 1653" style="text-align: center;">  <p>【拡大文字パンフレット】</p> </div> </div> <p>画像：当局撮影写真から掲載</p> <p>3. 取組の背景</p> <p>京都国立近代美術館では、「感覚をひらく」事業において、地域の障害者、盲学校、大学等と連携した取組を進めており、これまで、①所蔵作品を視覚以外の感覚を使って鑑賞するプログラムの構築や、②盲学校との連携授業、③点字・拡大文字パンフレットの制作、④所蔵作品を触る図と文章で紹介する、触って学ぶ触察ツール「さわるコレクション」の開発等を実施している。点字・拡大文字パンフレット</p> | | | |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>は平成 29 年度に地域の視覚障害者が美術館へ来館するきっかけを作ることを目的として制作された。</p> <p>点字版のパンフレットの作成に当たっては、視覚障害者の方と実際に館内を歩き、どのような内容をパンフレットで伝えるのかを検討した上で、視覚障害者が分かりやすいサイズ感やレイアウトの仕方について知見のある視覚障害者総合福祉施設に委託して行った。また、作成した点字版のパンフレットを使用して実際に館内を回って検証するという事も同福祉施設と協働で行った。</p> <p>4. 実績等</p> <p>平成 29 年度に初版 1,000 部を発行し、令和 2 年度に第 2 版（PDF 版のみ※）を発行。主に全国の盲学校、視覚障害者総合福祉施設、点字図書館と近畿圏の美術館等へ各 1 部ずつ郵送しているほか、希望される当事者等へ無料で配布を行っている。</p> <p>また、美術館 1 階ロビー（無料エリア）に設置している「感覚をひらく」事業の活動紹介コーナーにこれらパンフレットを設置し、来館者の閲覧に供している。</p> <p>※ 紙媒体での配布を希望する方には、初版を配布している。他方で視覚障害のある方はスマートフォンやパソコンで音声読み上げ機能を使用されていることが多いため、PDF 版をウェブサイトに公開することでより多くの方へ届けることができると考えた。</p> <p>なお PDF 版の公開に当たって、施設名が変わった施設の修正などを加えたため、これを第 2 版としている。</p> |
| <p>障害者等の意見等</p> | <p>【鑑賞時に希望する支援に関する回答（視覚障害者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大きな文字のサイズのパンフレットがあればよいと思う（全盲・弱視以外の視覚障害者）。 ・ 後で思い出せるよう持ち帰りもできる点字パンフレットがあるとよい（全盲の視覚障害者）。 |
| <p>調査対象機関の見解等</p> | <p>《支援準備の必要性》</p> <p>美術館を訪れる前に、あるいは訪れた際に、美術館の概要、所蔵作品についての紹介、また館内の平面図などを把握しておくことで、安心して来館し館内で過ごすことができるものと考えている。またこうしたツールが、いつでもアクセスできる形で館内やオンライン上に準備されていることで、当事者やそのご家族が希望する際に自由に利用できるということも重要であると考えている。</p> <p>《今後の展望》</p> <p>引き続き館内での設置や必要とされる方への配布を行い、美術館の楽しみ方を紹介し、周辺施設についても知っていただくきっかけとしたいと考えている。</p> |
| <p>備考</p> | <p>《文化庁補助事業活用》</p> <p>平成 29 年度 文化庁 地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業 平成 30 年度 文化庁 地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業 平成 31 年度 文化庁 地域と共働した博物館創造活動支援事業 令和 2 年度 文化庁 地域と共働した博物館創造活動支援事業 令和 3 年度 文化庁 地域と共働した博物館創造活動支援事業</p> |

事例表

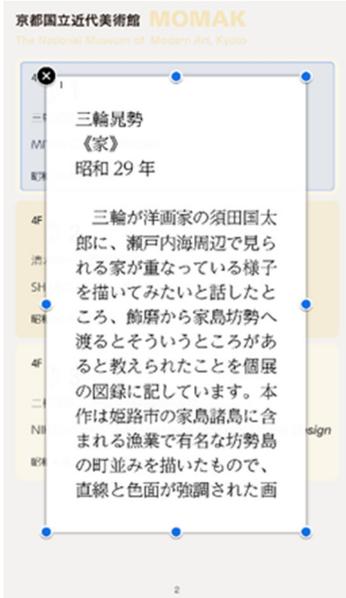
□課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|--|-------|---------|
| 調査対象機関名 | 国立民族学博物館 | 事例No. | 展示鑑賞-16 |
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 【取組区分】 <input type="checkbox"/> 展示物の工夫 (<input type="checkbox"/> 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input type="checkbox"/> ハンズ・オンコーナー <input type="checkbox"/> 字幕付与) <input type="checkbox"/> 展示方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 展示位置 <input type="checkbox"/> キャプション <input type="checkbox"/> 鑑賞スペース <input type="checkbox"/> オンライン) <input checked="" type="checkbox"/> 鑑賞支援方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 人による支援 <input checked="" type="checkbox"/> 物品による支援 <input type="checkbox"/> 鑑賞機会確保による支援) | | |
| 件名 | 点字案内パンフレットを提供している例 | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果</p> <p>視覚障害のある利用者が来館した際、点字案内パンフレットがあることにより、施設内を円滑に移動することができ、展示物を鑑賞しやすくなる。</p> <p>2. 取組内容</p> <p>国立民族学博物館では、視覚障害者への案内を想定し、本館展示に関する点字パンフレットを準備している。</p> <p>パンフレットは施設紹介、施設利用案内、各展示場の紹介、館内案内図で構成されており、各文章の内容は点字とひらがなで併記されている。</p> <div data-bbox="406 1187 1305 1792" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">【点字パンフレット】</p> <p>画像：当局撮影写真から掲載</p> <p>3. 取組の背景</p> <p>明確な作成時期は不明だが、少なくとも15年以上前には作成されていた。平成20年度より始まった本館展示新構築（リニューアル）を契機として、新たな展示に</p> | | |

| | |
|------------|--|
| | <p>則した記載内容の修正等、内容を各地域展示担当教員に確認し、ブラッシュアップしながら取組を継続している。</p> <p>4. 実績等</p> <p>直近三か年での配布数は、年間3冊程度で推移している。</p> |
| 障害者等の意見等 | <p>【鑑賞時に希望する支援に関する回答（視覚障害者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後で思い出せるよう持ち帰りもできる点字パンフレットがあるとよい（全盲の視覚障害者）。 |
| 調査対象機関の見解等 | <p>《支援準備の必要性》</p> <p>配布数は多くはないが、当館のように視覚障害者展示案内を実施している館であれば、要望があった際には提供できるよう準備しておくべきものであり、必要性は大きいと感じる。</p> <p>《今後の展望》</p> <p>今後も内容をブラッシュアップしながら配布を継続する予定としている。</p> |
| 備考 | |

事例表

□課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 調査対象機関名 | ① 京都国立近代美術館 ② 奈良国立博物館 | 事例No. | 展示鑑賞-17 |
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 【取組区分】 <input type="checkbox"/> 展示物の工夫 (<input type="checkbox"/> 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input type="checkbox"/> ハンズ・オンコーナー <input type="checkbox"/> 字幕付与) <input type="checkbox"/> 展示方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 展示位置 <input type="checkbox"/> キャプション <input type="checkbox"/> 鑑賞スペース <input type="checkbox"/> オンライン) <input checked="" type="checkbox"/> 鑑賞支援方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 人による支援 <input checked="" type="checkbox"/> 物品による支援 <input type="checkbox"/> 鑑賞機会確保による支援) | | |
| 件名 | 文字表示のある音声ガイドアプリや音声ガイド機器を提供している例 | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果</p> <p>聴覚障害のある利用者が音声ガイドの解説情報を文字で見ることができると、より作品鑑賞を楽しむことが可能となる。</p> <p>2. 取組内容</p> <p>① 京都国立近代美術館</p> <p>平成 29 年から所蔵作品についての解説を音声・テキストで楽しめる無料配信アプリ「カタログポケット」の運用を行っている。展示内容に応じて随時情報は更新しており、本アプリをダウンロードすれば誰でも無料で利用することができる。一般的な音声ガイドアプリと異なり、音声のみでなくテキスト情報も表示されることから、聴覚障害のある人も解説内容を得ることが可能となっている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="416 1323 767 1921">  <p>【音声ガイドアプリ】</p> </div> <div data-bbox="815 1323 1161 1921">  <p>【文字表示画面】</p> </div> </div> <p>画像提供：京都国立近代美術館</p> | | |

② 奈良国立博物館

令和2年に顧客サービスの満足度向上を目的として、なら仏像館の音声ガイド機器のリニューアルを実施。従前は音声によるガイドのみであったところ、機器画面上にテキスト情報が表示されるよう変更した。これにより、聴覚障害のある人も解説内容を得ることが可能となった。なお、テキスト表示に伴うコストアップは1台6,566円程度※となっている。(旧:月額2,100円)

※ 運用の方法が異なるため単純な比較にはならないが、契約金額を台数で割り戻して算出



【文字表示画面】

画像提供：奈良国立博物館

3. 取組の背景

① 京都国立近代美術館

元々聴覚障害のある人に向けて準備を行ったものではないが、導入したアプリが文字表示もされるタイプであった。

② 奈良国立博物館

令和2年に、来館者サービスの充実を目的として、なら仏像館の音声ガイド機器のリニューアルが企画された。リニューアルに当たっては、聴覚障害のある方にもご利用いただくため、音声のみでなくテキスト情報も表示できるタイプの鑑賞ガイドを採用した。

なお、同年4月から観覧料金を引き上げたことを契機に、当音声ガイド機器は安価(定価500円のところを200円)で提供し、利用機会の増加に努めている。

4. 実績等

① 京都国立近代美術館

令和2年度：コレクション展(11件)、企画展(361件)

令和3年度：コレクション展(111件)、企画展(709件)

| | |
|-------------------|---|
| | <p>② 奈良国立博物館 令和3年度利用実績 総計 2,698台 (内訳 日本語：2,638台、英語：35台、中国語：22台、韓国語：3台)</p> |
| <p>障害者等の意見等</p> | <p>【鑑賞時の困りごと及び希望する支援に関する回答（聴覚障害者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作品の解説を知りたいときに音声ガイドが使えない。 ・ 音声ガイドでの説明内容を知りたい。今は印刷して用意してくれる館も増えたが、その印刷物が1部しかなくて借りられなかったことがこれまでに数回あった。 ・ 展示物の説明より詳しく解説されているのであれば、音声ガイドの書き起こしを何らかの形で見られるようにしてほしい。 |
| <p>調査対象機関の見解等</p> | <p>《支援準備の必要性》</p> <p>① 京都国立近代美術館 テキストデータでも解説情報が提供されることから、聴覚障害を持つ人を含む利用者の鑑賞の助けになるものと認識しており、必要性を感じている。</p> <p>② 奈良国立博物館 同上</p> <p>《導入にあたり、工夫した点・苦労した点》</p> <p>① 京都国立近代美術館 機器の貸出しは定期的なメンテナンスが必要となるほか盗難等のリスクもあるため、スマートフォンのアプリケーションという形態をとっている。</p> <p>② 奈良国立博物館 再生デバイスが音声・文字の両方に対応できるため、特になし。</p> <p>《今後の展望》</p> <p>① 京都国立近代美術館 引き続き同アプリでの音声ガイドの提供を行っていく。</p> <p>② 奈良国立博物館 今後も引き続き取り組んでゆくことで、音声・文字情報の件数の蓄積をもって更なるコンテンツの充実を図りたい。</p> |
| <p>備考</p> | |

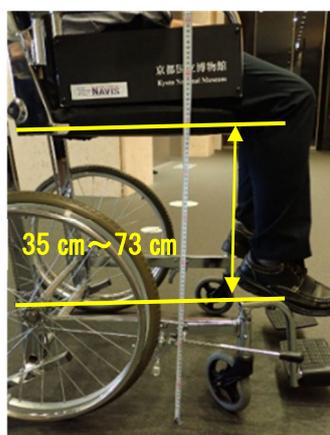
事例表

□課題 参考となる取組

| | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 調査対象機関名 | ① 京都国立近代美術館 ② 京都国立博物館 ③ 奈良国立博物館 | 事例No. | 展示鑑賞-18 |
| 調査項目 | □施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 □情報の提供状況 【取組区分】 □展示物の工夫 (□視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 □ハンズ・オンコーナー □字幕付与) □展示方法の工夫 (□展示位置 □キャプション □鑑賞スペース □オンライン) <input checked="" type="checkbox"/> 鑑賞支援方法の工夫 (□人による支援 <input checked="" type="checkbox"/> 物品による支援 □鑑賞機会確保による支援) | | |
| 件名 | 座面高可変型の車椅子を用意している例 | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果 車椅子利用者等が展示位置の高い展示物を鑑賞しやすくなる。</p> <p>2. 取組内容 京都国立近代美術館、京都国立博物館及び奈良国立博物館では、鑑賞しやすい目線位置に座面を調整することで、展示物を細部まで鑑賞することができる座面高可変型の車椅子を用意している。なお、いずれの館の車椅子においても、座面上昇により重心が上方へと移動することによる後方への転倒の危険性に鑑み、主車輪後方に転倒防止用の補助輪が設けられている。</p> <p>① 京都国立近代美術館：1台 令和3年9月から座面高可変型車椅子（電動式）1台を導入し、利用者の要望に応じて事前予約制にて貸し出すこととしている。本車椅子の最高座面高は68.5cmであり、座面高の調整はリモコンで操作する電動式となっている。また、フットサポートも座面と共に上昇する仕様となっており下肢が浮くことがなく、上肢の安定性を保ちやすいものとなっている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="475 1585 794 1937"> </div> <div data-bbox="865 1585 1082 1937"> </div> </div> <p>【座面上昇時の様子と後方補助輪】 【操作用リモコン】</p> | | |

② 京都国立博物館：2台

座面高可変型車椅子（手動式）2台を展示棟1階出入口横のスペースに他の貸出物品（自走・介助式車椅子、ベビーカー）とともに用意している。入口誘導係員又はインフォメーションカウンターにおいて利用者の要望に応じて貸し出すこととしている。本車椅子の最高座面高は73cmであり、座面高の調整は附属レバーを操作する手動式となっている。



【座面上昇時の様子】



【後方補助輪】

③ 奈良国立博物館：2台

座面高可変型車椅子（手動式）2台を玄関ホールに常備しており、受付時の利用者の要望に応じて貸し出すこととしている。本車椅子の最高座面高は76cmであり、座面高の調整は附属レバーを操作する手動式となっている。



【座面上昇時の様子】



【後方補助輪】

画像：当局撮影写真から掲載

3. 取組の背景

① 京都国立近代美術館

過去に展示が見えない、見づらいたする車椅子利用者の声があったことから令和3年9月から導入している。

| | |
|-------------------|--|
| | <p>② 京都国立博物館 導入経緯は不明だが、平成 25 年から導入している。</p> <p>③ 奈良国立博物館 導入経緯は不明だが、15 年以上前から導入している。</p> <p>4. 実績等</p> <p>① 京都国立近代美術館 導入後の利用実績は 1 件である。</p> <p>② 京都国立博物館 種別に貸出し実績を把握していないが、座面高可変型は月 1 件程度の貸出実績がある。</p> <p>③ 奈良国立博物館 多いときで 1 日 5 件程度の貸出実績がある。</p> |
| <p>障害者等の意見等</p> | <p>【展示位置が高くて困った経験に関する回答（車椅子利用の肢体不自由者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示物が入っているケースが高くて、のぞき込んでも見えないときがあり悲しい気持ちになった。 ・ 台に置かれた展示物（手紙、絵巻物等）が鑑賞できず、残念であった。 <p>【座面高可変型車椅子を利用したいとする意見（肢体不自由者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 興味を持って美術館・博物館に行くので、展示物の一面しか見られないのは残念であり、見る手段があるなら活用したい（車椅子利用の肢体不自由者）。 ・ 座りながら鑑賞することができるなら利用したいと思った（車椅子利用以外の肢体不自由者）。 ・ 視界が広くなると思った。走行が安全であれば（不安定になるかもしれないのと、転倒した際のけがが大きくなるかもしれない。）、是非利用してみたい（車椅子利用の肢体不自由者）。 |
| <p>調査対象機関の見解等</p> | <p>《支援準備の必要性》</p> <p>① 京都国立近代美術館 過去に展示が見えない、見づらいとする車椅子利用者の声があったことから導入しているため、運用実績は導入直後でありまだ少ないものの、必要性はあると考えている。</p> <p>② 京都国立博物館 展示台の高さを低くすることが困難なこともあり、展示が高くて見えない、あるいは見づらい利用者には座面高可変型の車椅子の貸出しを行うことにより対応しているため、必要である。</p> <p>③ 奈良国立博物館 多いときで 1 日 5 件程度の利用実績があることから、一定の需要はあり必要だと考えている。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> |

《導入にあたり、工夫した点・苦労した点》

① 京都国立近代美術館

他施設での昇降式車椅子の事例を調査して検討した結果、昇降は電動で行えるほうが良さそうだということ、また展示室内では安全上の理由から、走行の際は電動ではなく手動で動く仕様にする事とした。また座面からの落下を防止するためにベルトを別途つけて納品いただいている。

② 京都国立博物館

導入の経緯は不明であり、現時点で問題はない。

③ 奈良国立博物館

特になし。

《今後の展望》

① 京都国立近代美術館

現状では、車椅子の貸出し希望があった場合に、受付で昇降式車椅子の案内を行っているが、非来館者に向けても、こうした車椅子があること自体をより周知することも重要と考えており、インフォメーション等でのサインの設置等を予定している。

② 京都国立博物館

現状の使用頻度から見て数量不足は感じておらず、引き続き同数にて運用を行っていることとしている。なお、座面昇降式の車椅子貸出しの周知についてはウェブサイトでの案内を引き続き行う。また、平成知新館インフォメーションには貸出用車椅子の案内を含む小型看板を準備中

③ 奈良国立博物館

使用頻度から見ると、これ以上の増設は今のところ必要ではないと思われるが、一方でアンケートに車椅子での鑑賞がしづらいとの意見をいただいております、座面昇降式の車椅子貸出しの周知が不十分であるとも考えられる。

現状では、入口自動ドアに以下のような案内を掲出しているところであるが、今後周知方法の工夫を検討することとしたい。



【貸出し案内掲出の様子】

備考

事例表

□課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 国立民族学博物館 | | 事例No. | 展示鑑賞-19 |
|---------|---|--|-------|---------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 【取組区分】 <input type="checkbox"/> 展示物の工夫 (<input type="checkbox"/> 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input type="checkbox"/> ハンズ・オンコーナー <input type="checkbox"/> 字幕付与) <input type="checkbox"/> 展示方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 展示位置 <input type="checkbox"/> キャプション <input type="checkbox"/> 鑑賞スペース <input type="checkbox"/> オンライン) <input checked="" type="checkbox"/> 鑑賞支援方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 人による支援 <input checked="" type="checkbox"/> 物品による支援 <input type="checkbox"/> 鑑賞機会確保による支援) | | | |
| 件名 | 展示場内に点字や音声で館内情報を提供する案内板を設置している例 | | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果</p> <p>利用者の視覚障害の有無にかかわらず、展示場等の館内情報にアクセスできるようになる。</p> <p>2. 取組内容</p> <p>国立民族学博物館では、平成 30 年から、視覚に障害のある人とない人が分け隔てなく館内情報にアクセス可能な触地図システムである触知案内板を、本館展示場内に 3 か所設置している。当該案内板は点字での案内のみならず、板上の展示場や各種設備の場所に触れると音声で案内をする仕組みとなっている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>【触知案内板】</p> <p>画像：当局撮影写真から掲載</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【点字と触知記号が表示されている案内画面】</p> </div> </div> <p>3. 取組の背景</p> <p>触知案内板は、ユニバーサル・ミュージアムの観点から視覚障害を持つ利用者には本館展示の位置関係等を伝達するため開発・設置したものである。視覚による鑑賞に依存しがちな博物館は視覚障害者にとって利用しづらい場所であることから、触知案内板により視覚障害者であってもどこに展示場や各種設備があるのかが分かるようにすることで、視覚障害者にとって博物館を利用しやすくなりたいという考えで開発を行った。また、開発に当たっては全盲者や弱視者によるユーザビリティ評価を実施して成果を把握している。</p> | | | |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>【ユーザビリティ評価の概要】</p> <p><評価協力者> 8名（全盲4名、弱視4名）</p> <p><評価方法> 視覚に障害のある人8名に、館内設置のデジタル触地図と従来型触地図を利用してもらい、検証項目に沿って評価した。評価は実機を使って使い方の理解や地図判読にかかる時間等を計測したパフォーマンステストと、35項目からなるユーザビリティ評価、従来型と比較したデジタル触地図評価や改善点、経路を探索するために必要な要素に関する半構造化インタビュー（※）を実施した。</p> <p>（※）事前に大まかな質問事項を決めておき、回答者の答えによってさらに詳細に質問を行う調査方法</p> <p><評価結果></p> <p>① 触地図システムの有効性に関する意見（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点字に触れる人はもちろんのこと、多くの人に使ってもらえる。 ・ 自分で探して鑑賞できるのは嬉しく、周りに誰もいないときもあるので、自分で操作できるものがあるのは嬉しい。 <p>② 触地図システムの改善点に関する意見（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の輪郭や境界線の部分がもう少しはっきりしていた方が良い。 ・ アナウンスされていることを試している間に次の説明に移ってしまい、その後の説明が聞けなくなる。 <p>4. 利用者からの反響等</p> <p>これまでに来館者からのアンケートや意見等で直接触知案内板に言及した意見はないものの、実際に使用している場面を見かける。また、一般の方でも興味を示される方は多く、ユニバーサルデザインの理解を増やす役割も担っていると考える。</p> |
| <p>障害者等の意見等</p> | <p>【博物館・美術館利用時に自身の障害について知ってもらいたいことに関する回答（視覚障害者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 館内の移動が困難な場合があること（弱視の視覚障害者） <p>【鑑賞時に希望する支援に関する回答（視覚障害者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 場内案内の音声化（全盲・弱視以外の視覚障害者） |
| <p>調査対象機関の見解等</p> | <p>《支援準備の必要性》</p> <p>触知案内板はインクルーシブデザイン（※）によって開発されており、視覚障害のある人となない人が分け隔てなく館内情報にアクセスできるようになったことから必要だと感じる。</p> <p>（※）高齢者、障害者、外国人など、従来、デザインプロセスから除外されてきた多様な人々を、デザインプロセスの上流から巻き込むデザイン手法</p> <p>《制作に当たって苦労した点・工夫した点》</p> <p>研究スタッフ、デザイン専門家、潜在的来館者である多様な障害のある人びとがともに考えるインクルーシブデザインによって開発した。タッチパネルディスプレイ</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>イの操作は視覚に依存するため、鉄道の線路と駅のように、動線を示す溝と音声ボタンの穴が一筆書きでつながった透明アクリル製のフィンガーガイドを画面上に採用した。また既設の館内案内のデザインと共通化した、インターフェイスデザイン(※)によって、視覚に障がいのある人の「ための」デザインではなく、より多くの人が「ともに」利用できるデザインを目指した。設置場所も一般の館内案内図と同じ場所に設置されている。</p> <p>(※) 利用者が快適に利用できるようなデザイン</p> <p>《今後の展望》</p> <p>ユーザビリティ評価の結果からも改善の余地があることから、今後も継続的な改善を実施する予定である。</p> |
| 備 考 | |

事例表

□課題 参考となる取組

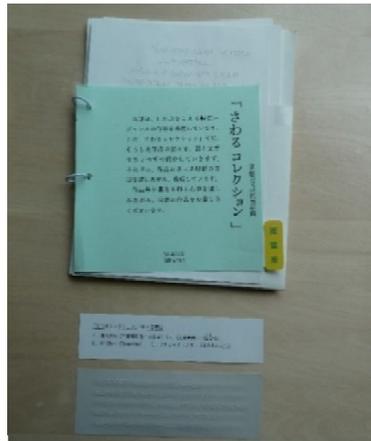
| 調査対象機関名 | 国立民族学博物館 | | 事例No. | 展示鑑賞-20 |
|---------|--|--|-------|---------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 【取組区分】 <input type="checkbox"/> 展示物の工夫 （ <input type="checkbox"/> 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input type="checkbox"/> ハンズ・オンコーナー <input type="checkbox"/> 字幕付与） <input type="checkbox"/> 展示方法の工夫 （ <input type="checkbox"/> 展示位置 <input type="checkbox"/> キャプション <input type="checkbox"/> 鑑賞スペース <input type="checkbox"/> オンライン） <input checked="" type="checkbox"/> 鑑賞支援方法の工夫 （ <input type="checkbox"/> 人による支援 <input checked="" type="checkbox"/> 物品による支援 <input type="checkbox"/> 鑑賞機会確保による支援） | | | |
| 件名 | 常設展の一部に音声による展示案内機器及び拡大鏡を用意している例 | | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果</p> <p>視覚障害を持つ利用者が、音声による展示解説を聞いたり、展示物やキャプションを拡大することが可能となったりすることで、障害者等の意見等欄に記載されている支障の解消につながる。</p> <p>2. 取組内容</p> <p>国立民族学博物館では、常設展（本館展示場）に展示資料を視覚以外の感覚でも理解するための「世界をさわる」というコーナーを設置しており、当該コーナーには鑑賞補助具として以下の2点を用意している。</p> <p>① ペン型音声ガイド：10本</p> <p>キャプションの一部をタッチすると音声で展示内容を案内するペンで、文字、点字を読むことが困難な利用者であっても解説を聞くことが可能となる。</p> <p>② 拡大鏡（ルーペ）：2個</p> <p>展示物やキャプションを拡大して見る事が可能となる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>【ペン型音声ガイド】 画像：当局撮影写真から掲載</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【拡大鏡】</p> </div> </div> <p>3. 取組の背景</p> <p>① ペン型音声ガイド</p> <p>平成23年の展示リニューアルの際に導入された。</p> | | | |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>② 拡大鏡（ルーペ） インフォメーションの備品として、ユニバーサルデザインを検討する前からデスクに常備されていた。</p> <p>4. 実績、利用者からの反響等</p> <p>① ペン型音声ガイド 導入当初に利用者から「利用して面白い」「一般の来館者でも楽しめる」等の意見が寄せられた。 年度:件数(来館者／関係者) 2011年度(3月のみ):10件(0／10件) 2012年度:58件(41件／17件) 2013年度:27件(15件／12件) 2014年度:6件(4件／2件) 2015年度:14件(10件／4件) 2016年度:12件(7件／5件) 2017年度:3件(0件／3件) 2018年度:6件(3件／3件) 2019年度:2件(2件／0件) 2020年度:3件(0件／3件) 2021年度:6件(0件／6件)</p> <p>② 拡大鏡（ルーペ） 過去に来館者からの利用希望の申し出はない。</p> |
| <p>障害者等の意見等</p> | <p>【鑑賞時の困りごとに関する回答（視覚障害者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示物のところに点字や音声などでの案内がないと何の展示物なのかが分かりません（全盲の視覚障害者）。 ・ 視力が弱いので、博物館内を一人で歩くことは何とかできても、展示品に近づけないためにほとんど見えなかったり、解説パネルが読めなかったりします（弱視の視覚障害者）。 |
| <p>調査対象機関の見解等</p> | <p>《支援準備の必要性》 ペン型音声ガイドに関しては、常設展示場内に展示資料を視覚以外の感覚でも理解するためのコーナーがある本館では導入も可能だが、どの程度まで通常の展示に対応させるのか、ユーザーへのアナウンスやレクチャーの方法、メンテナンスのことを考慮すると、全ての博物館での一律的な導入は難しいコンテンツではないかと考える。</p> <p>《今後の展望》 近年は、利用者数の減少はあるものの、本館ではユニバーサルデザインの一環として継続していきたいと考えている。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

□課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 京都国立近代美術館 | 事例No. | 展示鑑賞-21 |
|---------|---|-------|---------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 【取組区分】 <input type="checkbox"/> 展示物の工夫 (<input type="checkbox"/> 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input type="checkbox"/> ハンズ・オンコーナー <input type="checkbox"/> 字幕付与) <input type="checkbox"/> 展示方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 展示位置 <input type="checkbox"/> キャプション <input type="checkbox"/> 鑑賞スペース <input type="checkbox"/> オンライン) <input checked="" type="checkbox"/> 鑑賞支援方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 人による支援 <input checked="" type="checkbox"/> 物品による支援 <input type="checkbox"/> 鑑賞機会確保による支援) | | |
| 件名 | 所蔵品の触察ツールを全国の盲学校等へ提供している例 | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 盲学校の教育現場における鑑賞教育のための教材として活用することができる。 ・ 美術館が近くにない、あるいは足を運ぶのが難しい視覚障害者であっても、気軽に手に取り鑑賞することができる。 <p>2. 取組内容</p> <p>京都国立近代美術館では、平成 29 年から、誰もが楽しめるユニバーサルな美術鑑賞の在り方を探る事業「感覚をひらく」を文化庁の補助事業として実施。当該事業において、美術館の所蔵作品を触る図と文章で紹介する、触察シート「さわるコレクション」を制作。さわるコレクションには、紙製ファイルの中に①触ることを目的に作品に描かれている内容や陶芸作品などの形を点画やペーパークラフト等に模造した「さわるシート」と、②図だけでは表せない作品の色や技法、あるいは制作背景などを記した「文字情報（点訳してエンボス印刷した点字シート）」が収納されている。「さわるコレクション」は、リストを入手の上、全国の盲学校等へ郵送しているほか、美術館 1 階ロビー（無料エリア）に設置している「感覚をひらく」事業の活動紹介コーナーに設置し、来館者が自由に鑑賞できるようにするとともに、ホームページにおいても案内を行い、希望者へ送付している。</p>  | | |



【さわるコレクション (ファイル式)】
画像：当局撮影写真から掲載



【所蔵作品の形を点で表現した触察ツール】

3. 取組の背景

京都国立近代美術館では、「感覚をひらく」事業において、地域の障害者、盲学校、大学等と連携した取組を進めており、これまで、①所蔵作品を視覚以外の感覚を使って鑑賞するプログラムの構築や、②盲学校との連携授業、③点字・拡大文字パンフレットの制作、④所蔵作品を触る図と文章で紹介する、触って学ぶ触察ツール「さわるコレクション」の開発等を実施している。

④「さわるコレクション」の制作では、視覚に障害のある当事者から「美術館の施設のことだけでなく、所蔵品の紹介もしてほしい」という意見や、盲学校の教育現場において、いまだ図工・美術の点字・弱視の生徒用教科書がないことに対する問題意識を受け、視覚障害のある方と美術の世界をつなぎ、美術館を身近に感じてもらうことを目的として、初年度から継続して毎年所蔵作品から3作品を選択し制作している。

また、平成30年度は視覚障害のある当事者の声をより反映させたツールとすることを旨とし、視覚障害のある人となない人が言葉による作品鑑賞を行う市民団体と協働しながら制作を行った。

4. 実績等

毎年度「さわるコレクション」は各1,000部ずつ制作し、全国の盲学校やライトハウス、点字図書館等へ郵送するとともに、利用した感想・意見をアンケートにより募っている。また、美術館1階ロビー（無料エリア）に設置している「感覚をひらく」事業の活動紹介コーナーには個別に来館する当事者が多いため、具体的な利用数の把握は行っていないが、盲学校児童が来館した際に手で触れて鑑賞してもらうなど、当事者が来館された際は積極的な活用を促している。

【アンケート用紙の配布数・回答数】

- ・平成29年度 配布157件、回答5件
- ・平成30年度 配布160件、回答8件
- ・令和元年度 配布155件、回答11件

| | |
|------------|---|
| | <p>【寄せられた感想・意見（抜粋）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者は絵に触れる機会が極めて少ないので、こうした取組をより一層広げてほしい。 ・ 見えない、見えにくい方とも触図にふれながら作品を共有し、いっしょに楽しめるよい企画だと思いました。 |
| 障害者等の意見等 | <p>【鑑賞時に希望する支援に関する回答（視覚障害者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点図や立体印刷など、手で触って全体像が把握できるような解説資料があると、より内容を理解しやすくなってよいと思う（弱視の視覚障害者）。 |
| 調査対象機関の見解等 | <p>《実施の必要性》</p> <p>現在、視覚障害特別支援学校（盲学校）では、図工・美術の点字教科書がなく、美術鑑賞教育については各校で試行錯誤しながら実施している状況がある。そのため、見えない・見えにくい子供たちが美術作品に気軽に出会い、その良さを味わえる機会を増やしていくことが必要と考えている。</p> <p>《制作にあたり、工夫した点・苦労した点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害のある方にサンプルを触っていただき意見をいただくなど、当事者の声をなるべく取り入れた制作を心がけている。 ・ 見えない方のなかにも、触図を触って理解することに慣れている人、慣れていない人、また視覚経験の有無（先天性か中途失明か）の違いで、触図の触りかたや理解の濃度が変わってくる。そのため、全ての視覚障害者が十分に理解できる触図を作ることはかなり難しいのではないかと考えている。 <p><参考></p> <p>「さわるコレクション」の触図シートの印刷・加工に当たっての工夫点は、以下のページに掲載 https://www.momak.go.jp/senses/work_collection.html</p> <p>《今後の展望》</p> <p>引き続き、所蔵作品についての触察ツールの制作・配布を行っていきたいと考えている。</p> |
| 備考 | <p>《文化庁補助事業活用》</p> <p>平成 29 年度 文化庁 地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業 平成 30 年度 文化庁 地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業 平成 31 年度 文化庁 地域と共働した博物館創造活動支援事業 令和 2 年度 文化庁 地域と共働した博物館創造活動支援事業 令和 3 年度 文化庁 地域と共働した博物館創造活動支援事業</p> |

事例表

□課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 国立民族学博物館 | 事例No. | 展示鑑賞-22 |
|----------|---|-------|---------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 【取組区分】 <input type="checkbox"/> 展示物の工夫 （ <input type="checkbox"/> 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input type="checkbox"/> ハンズ・オンコーナー） <input type="checkbox"/> 展示方法の工夫 （ <input type="checkbox"/> 展示位置 <input type="checkbox"/> キャプション <input type="checkbox"/> 字幕付与 <input type="checkbox"/> 鑑賞スペース <input type="checkbox"/> オンライン） <input checked="" type="checkbox"/> 鑑賞支援方法の工夫 （ <input type="checkbox"/> 人による支援 <input checked="" type="checkbox"/> 物品による支援 <input type="checkbox"/> 鑑賞機会確保による支援） | | |
| 件名 | 常設展に視覚障害者案内キットを用意している例 | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果</p> <p>視覚障害を持つ利用者が、鑑賞ガイドを受けながら展示品のレプリカを触ることを通じて、より展示への理解を深めることが可能となる。</p> <p>2. 取組内容</p> <p>国立民族学博物館では、触って感じることのできる展示案内のプログラムを作成することを目的として、「日本の文化展示場における視覚障害者向け案内パック」（以下「視覚障害者案内キット」という。）を制作中であるとしている。当該視覚障害者案内キットは館内に展示されている所蔵品を3Dプリンタにより複製したものであり、今後、視覚障害者向けボランティアガイドの案内を受けながら、本キットのツールを触って鑑賞してもらうことを予定している。</p> <p>3. 取組の背景</p> <p>国立民族学博物館では、平成29年度に館外の委員を主体とする国立民族学博物館研究資料共同利用委員会を設置し、資料収集や研究資料の活用の在り方に係る基本方針を策定した。その一環として、学会との連携を試行する事業として視覚障害者案内キットの制作を開始した。制作に当たっては一般社団法人文化財保存修復学会及び日本展示学会と研究連携、研究交流、相互の研究成果の活用を促進し、学術の発展と普及に寄与することを目的とした包括協定を結び、両学会の協力の下、研究資料の活用や保存修復の見地に立った意見を取り入れながら進めた。</p> <p>4. 実績等</p> <p>現在は新型コロナウイルス感染症対策のため、視覚障害者案内キットを使用する予定のボランティアガイドの活動を行っておらず、実際の運用には至っていない。</p> | | |
| 障害者等の意見等 | <p>【希望する展示に関する回答（視覚障害者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対話+触れる鑑賞ができることを望みます。昨今では、3Dプリンタのコストも下がってきています。デフォルメで十分です。触りながら形を認識し、そこに | | |

| | |
|------------------------|--|
| | <p>作品の物語が加わると、イメージが膨らみます（全盲の視覚障害者）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重な展示物などはガラスケースを眺めるだけでなく、傍にその模型やレプリカなどを置き、特徴や形状を触ることができたならうれしいです（弱視の視覚障害者）。 ・ 絵でも立体物でも、レプリカでよいので、実寸サイズの物に触れることができる展示があるとよい（弱視の視覚障害者）。 <p>【博物館・美術館に希望するバリアフリー対応に関する回答（視覚障害者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示と一緒に回って説明してもらえそうなサービスを予約できたらうれしいです（弱視の視覚障害者）。 |
| <p>調査対象機関 の見解等</p> | <p>《支援準備の必要性》</p> <p>博物館の展示資料の中には、露出展示を取り入れている本館でも、高所や展示ケース内に展示されていて触れないものや、展示資料の素材や作りの観点から触ることが困難な資料、鋭利なものに代表される安全上触察に適さない資料があり、触ることのできる資料には限りがある。そのため、実際に解説を聞きながら触れることのできるキットには、障害者が展示に触れる機会を増やすという効果があると考えている。</p> <p>《制作にあたり、工夫した点・苦勞した点》</p> <p>これまで触察することができなかった大型資料や高所での展示資料を複製化、小型化することで、解説しながら触ることができるようになり、参加者の理解度が向上し、視覚障害者案内の可能性を広げることができると考える。</p> <p>《今後の展望》</p> <p>現在は新型コロナウイルス感染症対策のため、視覚障害者案内キットを使用する予定のボランティアガイドの活動を行っておらず、実際の運用には至っていないが、今後実証実験を行って使い勝手を検証し、取組を拡大させるかどうか検討していきたい。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

□課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 国立国際美術館 | 事例No. | 展示鑑賞-23-① |
|---------|---|-------|-----------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 【取組区分】 <input type="checkbox"/> 展示物の工夫 (<input type="checkbox"/> 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input type="checkbox"/> ハンズ・オンコーナー <input type="checkbox"/> 字幕付与) <input type="checkbox"/> 展示方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 展示位置 <input type="checkbox"/> キャプション <input type="checkbox"/> 鑑賞スペース <input type="checkbox"/> オンライン) <input checked="" type="checkbox"/> 鑑賞支援方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 人による支援 <input type="checkbox"/> 物品による支援 <input checked="" type="checkbox"/> 鑑賞機会確保による支援) | | |
| 件名 | 視覚障害の有無にかかわらず参加可能な対話型鑑賞プログラムを実施している例 ① | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果</p> <p>視覚以外の感覚も働かせながら鑑賞することで、視覚障害の有無にかかわらず鑑賞を楽しむことが可能となり、障害者等の意見等欄に記載されている支障の解消につながる。</p> <p>2. 取組内容</p> <p>国立国際美術館では、視覚だけに頼ることなく、他の感覚も働かせて鑑賞することにより、誰もが美術館で楽しんで鑑賞できることを目指すユニバーサルプログラムとして、令和3年度から「みる+ (プラス)」を実施している (開催回数: 3回)。初回は新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインで、2回目以降は実地で開催した。</p> <p><プログラム内容></p> <p>① オンラインによるプログラム (令和3年10月開催)</p> <p>鑑賞会前に参加者がスタッフの対話による作品鑑賞を録音した音声データと作品の触図などの鑑賞用ツールに親しんでから、鑑賞会当日はその体験を基にネットミーティングにより参加者全員で対話しながら、ヴァシリー・カンディンスキー《絵の中の絵》の作品鑑賞を行った。</p> <p>② 美術館でのプログラム (令和3年12月、令和4年1月開催)</p> <p>開催中であったコレクション展「コレクション1: 1968年展 -新しいパラダイムを求めて-」に展示されている作品数点の制作プロセスの体験、対話による作品鑑賞を実施するなど、視覚以外の感覚から情報をふんだんに取り込むことで、作品に迫った。</p> <p>(体験の際の工夫等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に対話による鑑賞の時間を取ることで、制作する前に作品をイメージしやすいようにした。 ・ 見えない人、見えにくい人と見える人のペアになって制作を進めた。 | | |

- ・ 見える人が見えない人、見えにくい人のサポートに徹しないように、見えない人、見えにくい人のある程度の自立性を保ち、見える人もその点を心がけた。

3. 取組の背景

国立国際美術館では、従前から障害者等の美術館にアクセスしづらい、アクセスできない方にも鑑賞の機会を開いていきたいという思いがあったが対応できるだけの体制がなかったところ、今般、職員の増員があり、取組を進められるようになった。



【みる+（プラス）活動風景】

画像提供：国立国際美術館

4. 実績等

- ① オンラインによるプログラム：参加者 14 名（うち視覚障害者 11 名）
視覚障害者を含め、外出することが困難な方等これまで来館することができなかった方が多く参加。参加者からは「美術館での実施であったら参加することができなかった」という声が寄せられた。
- ② 美術館でのプログラム：参加者 19 名（うち視覚障害者 6 名、その他障害 2 名）
視覚障害を始め、精神、発達に関連する障害者が興味を持って参加。参加者からは「アプローチを工夫すれば苦手なものも『たのしい』に変えていけるという体験を重ねることは、鑑賞にとどまらず人生を豊かにしてくれると思います」という声が寄せられた。

障害者等の意見等

【鑑賞時の困りごとや施設職員、他の鑑賞者に理解してほしいことに関する視覚障害者の回答】

- ・ 作品を知る上で同行者との会話は必須なので静かに鑑賞することが難しい（全盲の視覚障害者）。
- ・ 視覚障害者は騒がしいと思われがちですが、言葉と、共に鑑賞する人と共感することで鑑賞していることをご理解いただきたい（全盲の視覚障害者）。
- ・ 今は新型コロナウイルス感染症の影響により触ることに神経質になっている方も多いので、展示物に触っていても、説明してもらっていても、それは情報を得るためだと理解していただきたいです（全盲の視覚障害者）。

| | |
|------------------------|--|
| | <p>【鑑賞時に希望する展示や支援に関する視覚障害者の回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見学者が自由に会話しながら鑑賞することができる展示があるとよい（弱視の視覚障害者）。 ・ 対話＋触れる鑑賞ができることを希望（全盲の視覚障害者） ・ 視覚に障害がない者との対話がある鑑賞会があるとよい（弱視の視覚障害者）。 |
| <p>調査対象機関 の見解等</p> | <p>《実施の必要性》 美術館側から普段来館することができていない人に働き掛けていくことが必要と感じている。</p> <p>《実施にあたり苦労した点》 見えない人、見えにくい人が作品にアプローチする際に必要となる情報、ツールなどを繰り返し検討したが、見えない、見えにくい状況が人によって細かく異なるため、難しさを感じる。</p> <p>《今後の展望》 それぞれの利用者に合った鑑賞プログラムを提供したいと考えており、美術館を利用する際のハードルは様々だが、障害者の方については、障害の特性に応じた鑑賞プログラムを提供することを目指し、今後も継続して実施する予定である。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

□課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 国立国際美術館 | | 事例No. | 展示鑑賞-23-② |
|---------|---|--|-------|-----------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 【取組区分】 <input type="checkbox"/> 展示物の工夫 （ <input type="checkbox"/> 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input type="checkbox"/> ハンズ・オンコーナー） <input type="checkbox"/> 展示方法の工夫 （ <input type="checkbox"/> 展示位置 <input type="checkbox"/> キャプション <input type="checkbox"/> 字幕付与 <input type="checkbox"/> 鑑賞スペース <input type="checkbox"/> オンライン） <input checked="" type="checkbox"/> 鑑賞支援方法の工夫 （ <input type="checkbox"/> 人による支援 <input type="checkbox"/> 物品による支援 <input checked="" type="checkbox"/> 鑑賞機会確保による支援） | | | |
| 件名 | 聴覚障害の有無にかかわらず参加可能な対話型鑑賞プログラムを実施している例 | | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障害のある乳幼児及びその家族が美術館に訪れて鑑賞を楽しむきっかけとなる。 ・ 参加者がお互いの特性や感性を理解し、共感するきっかけとなる。 <p>2. 取組内容</p> <p>国立国際美術館では、0歳から未就学の乳幼児とその保護者を対象として、絵本読みを楽しんだり、スライドトークをしたりしてから、親子でコレクション展を回る美術館体験プログラム「ちっちゃなこどもびじゅつあー ～絵本もいっしょに～」を事業として実施している。その中で、大阪府の協力を得て、特定非営利活動法人手話言語獲得習得支援研究機構「NPO こめっこ」のスタッフによる手話での絵本読みの回を設けており、聴覚障害の有無にかかわらず子供達と一緒に鑑賞することができる。</p> <div data-bbox="392 1375 1150 1877" data-label="Image"> </div> <p>【ちっちゃなこどもびじゅつあー活動風景（手話での読み聞かせ）】 画像提供：国立国際美術館</p> <p>3. 取組の背景</p> | | | |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>初年度の「ちっちゃなこどもびじゅつあー ～絵本もいっしょに～」を経て、美術館にアクセスしづらい子供たちも参加しやすいプログラムを開催することを目的に、聴覚障害のある乳幼児も対象としたプログラムを実施することとなった。当該プログラムでは、大阪府の協力を得て、NPO こめっこ（特定非営利活動法人手話言語獲得習得支援研究機構）という聴覚障害者支援団体と連携しており、同NPOの職員がナビゲーターとなっている。</p> <p>4. 実績等</p> <p>過去の参加者数 23 名、うち聴覚障害のある参加者は、乳幼児 11 名、保護者 5 名 徐々に活動が周知され、聴覚障害のある参加者が増えている。また、聴覚に障害者のない者であっても、手話活動に触れることを希望して、こめっこ回に参加される参加者もいる。</p> |
| <p>障害者等の意見等</p> | <p>【鑑賞時に希望する展示、支援に関する聴覚障害者の回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手話で説明してくれるイベント。例えば月 1 だけはろう者だけ手話できる方が説明するような時間があるとよい。 ・ 学芸員によるガイドツアーやセミナー、イベントに手話通訳をつける、聞こえない人や手話通訳者などがメンバーになっている市民団体等が企画する鑑賞関連イベントなどの開催があるとよい。 |
| <p>調査対象機関の見解等</p> | <p>《実施の必要性》</p> <p>美術館という場所で絵本を見たり、作品をみたりしながら会話をするというのは、定型的な会話でも、家庭でする会話とも異なる、自然な会話であるからこそ培われるものがある。聞こえない、聞こえにくい子と聞こえる子が一緒に参加することで、保護者が手話も言語なのだなど実感し、手話という言語が広がっていくので、様々な聴覚の人が同じ場で鑑賞体験を行うということは意義があると感じる。</p> <p>《実施に当たって苦労した点・工夫した点》</p> <p>(苦労している点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当プログラムを必要とされる対象者に情報が行き届かない点 ・ 聞こえない、聞こえにくいお子さんの保護者に美術館体験が手話獲得の一助となっていると実感いただけるように、ろう者のスタッフや手話通訳を各組につけたいが、マンパワー的に厳しい点 <p>(工夫している点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 聞こえない、聞こえにくいお子さん（保護者）と聞こえるお子さん（保護者）が一緒に参加するので、どちらの参加者にも安心して参加していただけるよう、ろう者のスタッフのほかにも、聴覚に障害のないスタッフを配置して、サポートしている点 <p>《今後の展望》</p> <p>今後も障害の有無にかかわらず参加可能な鑑賞プログラムを定期的実施していく予定である。</p> |
| <p>備考</p> | |

事例表

□課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 京都国立近代美術館 | | 事例No. | 展示鑑賞-24 |
|---------|--|--|-------|---------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 【取組区分】 <input type="checkbox"/> 展示物の工夫 (<input type="checkbox"/> 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input type="checkbox"/> ハンズ・オンコーナー <input type="checkbox"/> 字幕付与) <input type="checkbox"/> 展示方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 展示位置 <input type="checkbox"/> キャプション <input type="checkbox"/> 鑑賞スペース <input type="checkbox"/> オンライン) <input checked="" type="checkbox"/> 鑑賞支援方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 人による支援 <input type="checkbox"/> 物品による支援 <input checked="" type="checkbox"/> 鑑賞機会確保による支援) | | | |
| 件名 | 視覚障害の有無にかかわらず参加可能な対話型鑑賞プログラムを実施している例② | | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果</p> <p>視覚以外の感覚も働かせながら鑑賞することで、視覚障害の有無にかかわらず鑑賞を楽しむことが可能となり、障害者等の意見等欄に記載されている支障の解消につながる。</p> <p>2. 取組内容</p> <p>京都国立近代美術館では、平成 29 年から、誰もが楽しめるユニバーサルな美術鑑賞の在り方を探る事業「感覚をひらく」を文化庁の補助事業として実施。当該事業の中で、所蔵作品を触覚や嗅覚、聴覚を使って鑑賞するワークショップやイベントの開催を通じ、障害の有無を問わず一人でも多くの利用者が美術鑑賞を体験できる機会の拡充を目指している。令和 3 年度は、以下のプログラムを実施</p> <p><手だけが知ってる美術館(※) 第 4 回 ふらっと鑑賞プログラム></p> <p>開催中の企画展「モダンクラフトクロニクル 京都国立近代美術館コレクションより」に関連し、触ることができる染織作品を 1 点取り上げ、美術館 4 階ロビーを会場として立ち寄り式で開催。参加者はまず半透明の亚克力板を用いた衝立の下から両手を差し込みながら作品を触り、隣のスタッフと対話をしながら鑑賞を行う。その後作品解説を聞いた後、視覚も使用して改めて鑑賞する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="405 1608 900 1935">  <p>【亚克力板越しに作品を触る様子】</p> </div> <div data-bbox="916 1608 1410 1935">  <p>【スタッフとの対話の様子】</p> </div> </div> <p>画像引用元：京都国立近代美術館 HP「感覚をひらく」 https://www.momak.go.jp/senses/workshop_modern_report.html (※) 触覚を用いる作品鑑賞プログラムの継続的な開催を目指し、平成 30 年度から定期的に開催しているワ</p> | | | |

ークショップシリーズであり、これまで茶道具や陶芸等の作品等を取り扱っている。

3. 取組の背景

京都国立近代美術館では、「感覚をひらく」事業において、地域の障害者、盲学校、大学等と連携した取組を進めており、これまで①所蔵作品を視覚以外の感覚を使って鑑賞するプログラムの構築や、②盲学校との連携授業、③点字・拡大文字パンフレットの制作、④所蔵作品を触る図と文章で紹介する、触って学ぶ触察ツール「さわるコレクション」の開発等を実施している。

①所蔵作品を視覚以外の感覚を使って鑑賞するプログラムでは、平成 29 年度から見ることだけによらない美術鑑賞の在り方を探るためのフォーラムやワークショップ等を継続して実施している。

4. 実績等

(過去開催実績)

- ・平成 29 年度 フォーラム 2 回、ワークショップ 1 回
- ・平成 30 年度 所蔵作品や展示空間を活用したイベント 3 回
- ・平成 31 年度 ワークショップ 1 回
所蔵作品や展示空間を活用したイベント 2 回
- ・令和 2 年度 ワークショップ 1 回 (※)

(※) 文化庁との共催事業「CONNECT」の企画として実施したものを除く。

(今年度)

- ・ ワークショップ 1 回 (※)

(※) 文化庁との共催事業「CONNECT」の企画として実施したものを除く。

<手だけが知ってる美術館 第 4 回 ふらっと鑑賞プログラム>

参加者：52 名（うち視覚障害者 1 名、聴覚障害者 2 名）

(参加者からの感想 (抜粋))

- ・ 日頃、ほとんどを視覚に頼っているのかを実感した。見る、見えることは確かに大切で、素晴らしいことではあるが、身体のような感覚を使ってみることで、これまで気付かなかったことや、「何だろう」と想像することができた。(50 代・男性)
- ・ 作品を触っているときに、良いタイミングで「回して…」「もっと手を伸ばして…」と声を掛けてもらった。手でみることが進んだ。手でみるために作られたものでなく、ただ収蔵されている作品をいかに鑑賞するかにも興味がある。また参加したい。(30 代・女性)

障害者等の意見等

【鑑賞時の困りごとや施設職員、他の鑑賞者に理解してほしいことに関する回答 (視覚障害者)】

- ・ 作品を知る上で同行者との会話は必須なので静かに鑑賞することが難しい (全盲の視覚障害者)。
- ・ 視覚障害者は騒がしいと思われがちですが、言葉を交わし、共に鑑賞する人と共感することで鑑賞していることをご理解いただきたい (全盲の視覚障害者)。

| | |
|------------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今は新型コロナウイルス感染症の影響により触ることに神経質になっている方も多いため、展示物に触っていても、説明してもらっていても、それは情報を得るためだと理解していただきたい（全盲の視覚障害者）。 <p>【鑑賞時に希望する展示や支援に関する回答（視覚障害者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見学者が自由に会話しながら鑑賞することができる展示があるとよい（弱視の視覚障害者）。 ・ 対話＋触れる鑑賞ができることを希望（全盲の視覚障害者） ・ 視覚に障害がない者との対話がある鑑賞会があるとよい（弱視の視覚障害者）。 |
| <p>調査対象機関 の見解等</p> | <p>《実施の必要性》</p> <p>事業を継続することで、当初はほとんど関係を持つことがなかった美術館と視覚障害のある方との間に少しずつ顔の見える関係性が築かれ始め、また見える・見えないにかかわらず美術鑑賞を共に楽しむ意義が認知されるようになってきていると感じる。</p> <p>《作品使用の際の工夫/あい路》</p> <p>作品の安全確保の観点から、活動はワークショップ形式で、必ず1名以上の研究員が立ち合いのもとで参加者が触れるようにしている（常設的に触ることができる形での展示は行っていない。）</p> <p>触る作品の選定に当たっては、比較的安定しているもの、触ることでの損耗のおそれが少ない素材（やきもの等）を、各ジャンルの研究員と相談しながら選定を行っている。</p> <p>なお、令和3年度に実施したワークショップで活用した作品は、触ることを前提として現代作家に制作いただいた「織り」の作品で、大勢が触れることでの形や質感の変化も楽しんでもらうための作品となっている。なお、当該作品は制作いただいた作家の方に定期的にメンテナンスしていただいている。</p> <p>《今後の展望》</p> <p>今後は、発達障害者や聴覚障害者など対象を広げていければと考えているが、発達障害者や聴覚障害者といった方の障害の特性等に関する知識やノウハウを有しておらず、実施には時間を要すると考えている。いきなり展覧会全体を使って発達障害者や聴覚障害者といった方を対象としたプログラムをするのではなく、当事者の実態に応じて、例えば展示会の一部を使って当該者らを対象とした鑑賞ワークショップを行うなどしていきたい。</p> |
| <p>備考</p> | <p>《文化庁補助事業活用》</p> <p>平成29年度 文化庁 地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業</p> <p>平成30年度 文化庁 地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業</p> <p>平成31年度 文化庁 地域と共働した博物館創造活動支援事業</p> <p>令和2年度 文化庁 地域と共働した博物館創造活動支援事業</p> <p>令和3年度 文化庁 地域と共働した博物館創造活動支援事業</p> |

事例表

□課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 京都国立近代美術館 | | 事例No. | 展示鑑賞-25 |
|---------|---|--|-------|---------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 【取組区分】 <input type="checkbox"/> 展示物の工夫 (<input type="checkbox"/> 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input type="checkbox"/> ハンズ・オンコーナー <input type="checkbox"/> 字幕付与) <input type="checkbox"/> 展示方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 展示位置 <input type="checkbox"/> キャプション <input type="checkbox"/> 鑑賞スペース <input type="checkbox"/> オンライン) <input checked="" type="checkbox"/> 鑑賞支援方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 人による支援 <input type="checkbox"/> 物品による支援 <input checked="" type="checkbox"/> 鑑賞機会確保による支援) | | | |
| 件名 | 特別支援学校（盲学校）との連携授業を実施している例 | | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果</p> <p>美術館の作品や資源をいかし、学校側（盲学校）のニーズに合わせた授業を実施することを通じて、視覚障害者への美術鑑賞教育の充実を図ることができる。</p> <p>2. 取組内容</p> <p>京都国立近代美術館では、平成 29 年から、誰もが楽しめるユニバーサルな美術鑑賞の在り方を探る事業「感覚をひらく」を文化庁の補助事業として実施。当該事業では、平成 30 年度から京都府立盲学校と連携し、「盲学校での美術鑑賞教育の充実」を目指した授業を実施している。授業では盲学校の生徒が美術館へ来館し、作品を手で触れて鑑賞しながら対話を行った後、鑑賞体験を踏まえ、様々な素材を使用しながら自分なりの作品を制作し、感想を共有する。平成 30 年度及び令和元年度は盲学校の生徒が美術館へ来館していたが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためオンラインでの実施としている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">【授業の様子（左・触りながら作品を鑑賞、右・素材を使用した制作）】</p> <p>画像提供：京都国立近代美術館</p> <p>3. 取組の背景</p> <p>京都国立近代美術館では、「感覚をひらく」事業において、地域の障害者、盲学校、大学等と連携した取組を進めており、これまで、①所蔵作品を視覚以外の感覚を使って鑑賞するプログラムの構築や、②盲学校との連携授業、③点字・拡大文字パンフレットの制作、④所蔵作品を触る図と文章で紹介する、触って学ぶ触察ツー</p> | | | |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>ル「さわるコレクション」の開発等を実施している。</p> <p>②京都府立盲学校との連携については、「感覚をひらく」の実行委員会のメンバーの一人として京都府立盲学校の校長にも参画してもらっていたこともあり、連携を深めることとした。また、「子供たちが美術館で鑑賞する機会がないため、いつもと違う環境での鑑賞を行いたい」という盲学校側からの要望があったこと等から、盲学校の生徒に来館してもらい、美術館で授業を行う形式となっている（令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のためオンラインで実施。）</p> <p><参考：オンライン形式で、授業を実施した印象></p> <p>ワークショップの進行役と生徒たちが別々の場所で参加したため、進行役には、鑑賞者（生徒たち）が、手をどのように動かして触っているか、作品の具体的にどの部分を触っているかなど、具体的なしぐさやその場での反応を詳細に確認することが難しく、鑑賞をより深めていくための効果的なファシリテーションが、対面実施と比べるとやや行いにくかったという印象を持った。</p> <p>4. 実績等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度（実地による開催） 京都府立盲学校高等部生徒11名（全盲5名、弱視6名）、教員9名 ・ 平成31年度（実地による開催：2回、うち1回は修学旅行対応） <ul style="list-style-type: none"> ①参加者：筑波大学附属視覚特別支援学校中学部3年生12名 （点字使用生徒6名、弱視生徒6名）、教員4名 ※修学旅行 ②参加者：京都府立盲学校中学部生徒11名 （重複障害のある生徒5名、単一障害の生徒6名（うち全盲4名、弱視2名））、教員8名 ・ 令和2年度（オンラインによる開催） 参加者：京都府立盲学校高等部生徒4名（全員弱視）、教員7名 ・ 令和3年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施見送り <p>【過去の参加生徒、教員の感想（抜粋）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 美術館は行ったことがあったけど、余り良い印象ではなかったもので、最初はちゃんと分かるかなと思っていました。でも、思っていたよりは想像ができたところもあって良かったです。（生徒） ・ 作品に大胆に触れさせていただけたのが、とても有り難かったです。（教員） ・ 事前に心配することが多かったのですが、案ずるより産むが易しで、やってみて良かったと思います。（教員） |
| <p>障害者等の意見等</p> | <p>—</p> |
| <p>調査対象機関の見解等</p> | <p>《実施の必要性》</p> <p>盲学校における美術教育は試行錯誤を繰り返している段階であり、美術館の作品や資源をいかし、学校側のニーズに合わせた授業を実施することは必要だと感じる。また、この取組を行ってきたことにより、平成31年度には筑波大学附属中学</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>校から当館と連携することはできないかとの問い合わせがあり、修学旅行の日程の一つとしてワークショップを実施することとなった。このように、実践事例を広く発信することで波及効果も期待できると考えている。</p> <p>《実施に当たって苦勞した点・工夫した点》</p> <p>盲学校の現場は非常に多忙な日々を送っておられるため、連携事業を行う際には余裕を持って打ち合わせやスケジュール調整を行うことが必要と感じる。また、生徒たちの日ごろの様子を把握している教員の方々の協力が不可欠であるため、担当の教員一人だけでなく、当日の活動に関わられる教員の方全てに授業趣旨や当日の流れを事前に共有いただいくことが重要と考える。</p> <p>《今後の展望》</p> <p>盲学校における美術教育のさらなる充実、また将来の美術館利用を促進するという観点からも、美術館の作品や空間を活用した継続的な取り組みが必要と考えている。</p> |
| 備 考 | <p>《文化庁補助事業活用》</p> <p>平成 29 年度 文化庁 地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業</p> <p>平成 30 年度 文化庁 地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業</p> <p>平成 31 年度 文化庁 地域と共働した博物館創造活動支援事業</p> <p>令和 2 年度 文化庁 地域と共働した博物館創造活動支援事業</p> <p>令和 3 年度 文化庁 地域と共働した博物館創造活動支援事業</p> |

事例表

□課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 国立民族学博物館 | | 事例No. | 展示鑑賞-26 |
|---------|---|--|-------|---------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 【取組区分】 <input type="checkbox"/> 展示物の工夫 （ <input type="checkbox"/> 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input type="checkbox"/> ハンズ・オンコーナー <input type="checkbox"/> 字幕付与） <input type="checkbox"/> 展示方法の工夫 （ <input type="checkbox"/> 展示位置 <input type="checkbox"/> キャプション <input type="checkbox"/> 鑑賞スペース <input type="checkbox"/> オンライン） <input checked="" type="checkbox"/> 鑑賞支援方法の工夫 （ <input type="checkbox"/> 人による支援 <input type="checkbox"/> 物品による支援 <input checked="" type="checkbox"/> 鑑賞機会確保による支援） | | | |
| 件名 | 知的障害者を対象としたワークショップを実施している例 | | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果</p> <p>博物館での鑑賞活動を通じ、知的障害のある人達の学ぶ機会を増やすことができる。</p> <p>2. 取組内容</p> <p>国立民族学博物館では、知的障害のある人を対象として、世界の広さや異文化の面白さ、人間の多様性の理解などをテーマに講義や展示場鑑賞等を行う「みんなく Sama-Sama 塾」を開催。ワークショップは、①クイズ形式を取入れた世界の文化についての講義（30分程度）後、②展示場クイズラリー（30分程度）を行い、③アート自由制作で終えるという流れで行い、最後の自由制作では時間を区切らず、各自好きなタイミングで帰ってよいこととしている。</p> <div data-bbox="397 1285 1011 1677" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">【活動の様子（展示場クイズラリー）】</p> <p>画像提供：国立民族学博物館</p> <p>3. 取組の背景</p> <p>本事業を立ち上げた職員が、支援学校や普通校の支援学級では、中等部以降、国語・算数・理科・社会・英語などの教科学習が極端に少なくなり（支援学校ではほぼない）、作業活動等の自立訓練がほとんどを占めることや高等部を卒業すると異文化を学ぶチャンスは二度とないということに問題意識を持ち、当館の資源を活用</p> | | | |

| | |
|------------|--|
| | <p>しながら、知的障害のある人の生涯学習の場として開催することとした。</p> <p>4. 実績等</p> <p>Sama-Sama 塾は、登録制を採用しており、第 1 回開催時に 40 名の登録、その後随時登録者が増えている。Sama-Sama 塾の参加者数としては、一回平均 14、15 名程度であり、親を合わせると 30 名程度となっている。</p> |
| 障害者等の意見等 | <p>【誰もが楽しめる博物館・美術館に関する回答（知的障害者）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一緒に行った人とクイズなどしたい。 ・皆で感想を言い合う場所があるとよい。色々な感想を知りたい。 |
| 調査対象機関の見解等 | <p>《実施の必要性》</p> <p>講座参加者の輪は少しずつ広がっていると感じており、また、意外と参加希望者が多く隠れたニーズもある。知的障害のある子供に学ばせたい保護者というのは、少ないかもしれないが確実に存在し、あるいは親が学ばせたいと思っていなくとも、子供自身は学びたいということもあるため、知的障害のある人達の学ぶ機会が増えればと感じている。</p> <p>《今後の展望》</p> <p>国立民族学博物館では、一般向けの講演会やギャラリートークなどを開催しているが、知的障害者向けのものはない。夏休みなどは子供向けのワークショップも開催しているが、それも知的障害のある子には対応していないため、年に 1、2 回でも知的障害のある人向けのワークショップが「みんなく Sama-Sama 塾」とは別に恒常的に行われるようになるのが理想だと考えている。今後は Sama-Sama 塾をモデルにした特別支援学校見学プログラムを実施する予定としている。</p> |
| 備考 | |

事例表

□課題 参考となる取組

| 調査対象機関名 | 京都国立近代美術館 | 事例No. | 展示鑑賞-27 |
|---------|--|-------|---------|
| 調査項目 | <input type="checkbox"/> 施設・設備の整備状況等 <input checked="" type="checkbox"/> 展示の工夫・鑑賞の支援 <input type="checkbox"/> 情報の提供状況 【取組区分】 <input type="checkbox"/> 展示物の工夫 (<input type="checkbox"/> 視覚以外の感覚で鑑賞できる展示物 <input type="checkbox"/> ハンズ・オンコーナー <input type="checkbox"/> 字幕付与) <input type="checkbox"/> 展示方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 展示位置 <input type="checkbox"/> キャプション <input type="checkbox"/> 鑑賞スペース <input type="checkbox"/> オンライン) <input checked="" type="checkbox"/> 鑑賞支援方法の工夫 (<input type="checkbox"/> 人による支援 <input type="checkbox"/> 物品による支援 <input checked="" type="checkbox"/> 鑑賞機会確保による支援) | | |
| 件名 | 文化庁、地域文化施設との連携により障害者等多様な利用者を迎え入れるイベントを実施している例 | | |
| 事例内容 | <p>1. 効果</p> <p>文化庁や地域文化施設との連携を通じ、美術館の作品や資源をいかしながら、より多くの利用者の鑑賞経験の充実を図ることができる。</p> <p>2. 取組内容</p> <p>京都国立近代美術館では、令和2年度から、京都にある博物館・美術館や劇場、図書館等の文化施設が連携し、文化芸術を通して共生社会や多様性について関心を深めることを目的としたプロジェクト「CONNECT² (コネクト)」を文化庁と共催で実施している。このプロジェクトでは、障害者の文化芸術活動の推進を目指すとともに、障害の有無を越えて共に芸術や文化、歴史を楽しみ、相互に交流を深める機会を通じて共生社会の実現を目指すことを狙いとしており、12月の障害者週間にあわせて、各参加施設において、企画した障害のある人が制作した作品の展示や身体感覚を使った作品鑑賞プログラム、動画配信等のイベントを行っている。</p> <p><参加文化施設（イベント実施会場）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度： 京都国立近代美術館、京都市京セラ美術館、ロームシアター京都、京都市動物園、京都府立図書館、京都市勧業館みやこめっせ（日図デザイン博物館）、kokoka 京都市国際交流会館 ・ 令和3年度： 京都国立近代美術館、京都市京セラ美術館、ロームシアター京都、京都市動物園、京都府立図書館、京都市勧業館みやこめっせ、kokoka 京都市国際交流会館、京都文化博物館、京都芸術センター、山城・南丹・中丹・丹後地区会場 <p><参加文化施設との連携></p> <p>参加文化施設を対象として、障害者等多様な利用者を迎え入れるプログラムを行うに当たっての考え方に関する講義やグループワークを行う勉強会を実施。こ</p> | | |

れにより、参加施設間で配慮の範囲や留意点等、認識を共有している。

(勉強会の主な内容)

令和2年度：テーマ「障害のある方にひらかれた文化施設とは」

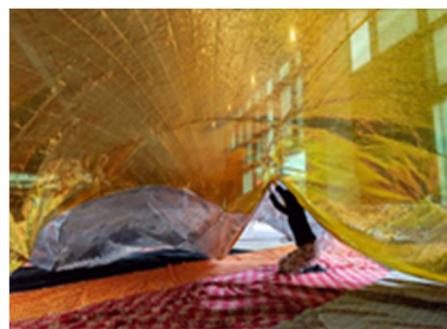
- ・ 障害のある方の芸術文化活動について
- ・ 「社会包摂」、「障害と社会」とは何か

令和3年度：テーマ「障害のある人への意識と考え方」

- ・ 知的障害者や発達障害者の感じ方等を学ぶワークショップの運営
- ・ 車いすに乗って館内を鑑賞することやアイマスクをして白杖を持って歩くことを体験

<京都国立近代美術館で実施したイベント概要>

- ・ 令和2年度：オンラインプログラムと実地での作品体験
靴を脱いで作品の内部に入ることができる等、身体感覚を用いて楽しめる作品の制作・公開を行ったほか、映像作品をウェブサイト上で公開した。



【身体感覚を用いて楽しめる作品（右・作品の内部に入る様子）】

画像提供：京都国立近代美術館

- ・ 令和3年度：身体感覚で楽しむワークショップ
参加者がそれぞれ大切な「壊れもの」を持ち寄り、その思い出を共有するとともに、布で包んで縫い、作品を制作した。



【身体感覚で楽しむワークショップ（右・参加者が対話する様子）】

画像提供：京都国立近代美術館

3. 取組の背景

平成28年度から令和元年度まで東京で開催されていた「ここから展」を、文化庁の京都移転に伴い令和2年度からは関西地域等で開催できないかということで文化庁から当館へ依頼があった。福祉の観点ではなく芸術文化の視点から障害や共

| | |
|-------------------|---|
| | <p>生というテーマを一般市民とともに考える場として関西地域で新たに取り組みを展開することとして、まず令和2年度は京都で展開していこうという趣旨で始まった。</p> <p>美術館以外の文化施設ではこれまでに、京都市動物園が動物の声を「Ontenna (オントテナ)」(※)を使って振動と光で音を感じてみるというイベントを実施、あるいは京都府立図書館が点字図書や対面朗読を実施する等、障害の有無にかかわらず楽しむことができるプログラムについて、参加施設がそれぞれの環境や資源を生かしながらイベントを行っている。</p> <p>(※) 髪の毛や耳たぶ、えり元やそで口などに身に付け、振動と光によって音の特徴を身体で感じることでできる機器</p> <p>4. 実績等（京都国立近代美術館の実施イベント）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度（令和2年12月～令和3年1月） 展示期間中の実地作品体験への参加者：942名 オンラインプログラムの動画再生回数：277回 令和3年度（令和3年12月～令和4年1月） ワークショップ開催回数：2回 ワークショップへの参加者：13名 <p>(参加者からの反響等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 目の見えにくい方と一緒にあったので、物に対する扱い方や丁寧な時間を持つことができました。すごく良い経験でした 絹糸や蚕のお話をして下さったので、裁縫をしている間も、糸の一本一本に命を感じました。壊れてしまったもののその箇所を観察しながら糸を通したので、過去の記憶をたどったり、上手くいかない糸の動きに苦勞しながら不思議な気持ちになりました。 |
| <p>障害者等の意見等</p> | <p>—</p> |
| <p>調査対象機関の見解等</p> | <p>《実施の必要性》</p> <p>コネクト事業のメリットとして、障害者等多様な利用者を迎え入れるプログラムを行うため、様々な施設が参画し勉強会等を通じて連携することにより、多様な利用者に対してできることは何か、今後やるべきことは何かを一緒に考えることができた。また、それぞれの文化施設の得意分野を生かして取組を実施することができるということを感じている。</p> <p>《今後の課題や展望》</p> <p>コネクトは文化庁による「障害者等による文化芸術活動推進事業」という委託事業であり、障害者の芸術表現の支援も目的としている。一方で、当館は研究・展示対象を近代美術としており、また障害のある方の芸術表現を専門とする研究員が不在という状況の中で、障害のある当事者の表現をどう評価し、扱えるのかについて、議論や実践が十分に行えていない。こうした点は当館のみならずコネクトに参加し</p> |

| | |
|-----|--|
| | ている他の美術館等とともに議論をおこなっていくことが重要と考えている。また表現するということだけでなく、文化芸術を共に鑑賞するといったことで芸術活動に参加するということも可能であり、鑑賞支援の面でも更なる取り組みが必要であるように思う。当事者が様々な場面において美術館の活動に参画することにより、当事者本人やその家族が美術館をより身近に感じ、利用してもらえると考える。 |
| 備 考 | |